

平成24年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

平成24年9月 3日（開会）

平成24年9月25日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十四年第三回定例会会議録

(平成二十四年九月)

垂水市議会

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9 月 3 日) (月曜日)

1. 開	会	4
1. 開	議	4
1. 会	議録署名議員の指名	4
1. 会	期の決定	4
1. 諸	般の報告	4
1. 議	案第 40 号・議案第 41 号 一括上程	7
	委員長報告、質疑、討論、表決	
	議案第 40 号 (原案可決及び認定)	
	議案第 41 号 (原案可決)	
1. 議	案第 42 号～議案第 44 号 一括上程	10
	説明、質疑	
	議案第 42 号～議案第 44 号 各常任委員会付託	
1. 議	案第 45 号 上程	15
	説明、質疑	
	議案第 45 号 産業厚生委員会付託	
1. 議	案第 48 号 上程	16
	説明、休憩、全協、質疑、表決 (同意)	
1. 議	案第 49 号 上程	16
	説明、質疑	
	議案第 49 号 各常任委員会付託	
1. 議	案第 50 号～議案第 55 号 一括上程	20
	説明、質疑	
	議案第 50 号～議案第 55 号 各常任委員会付託	
1. 陳	情第 10 号・陳情第 11 号 一括上程	24
	産業厚生委員会付託	
1. 日	程報告	24
1. 散	会	24

第 2 号 (9 月 11 日) (火曜日)

1. 開	議	26
1. 一	般質問	26
	堀内貴志議員	26

自主防災組織の体制強化について

(1) 南海トラフ大地震政府推計に関し、垂水市では何処までの被害が想定されるか。

(2) 垂水市の自主防災組織の現状について	
(3) 自主防災組織の体制強化について	
全国学力テストの結果と学力向上の課題について	
(1) 垂水市の児童生徒の全国及び県内対比の分析結果について	
(2) 学力テストの結果について	
(3) 今後、どのような学力向上のための取組を行うお考えか。	
垂水市の文化財について	
(1) 文化財の個数について、なぜ国や県の指定の文化財が少ないのか。	
(2) 市指定の文化財があるが、国や県の指定に昇格できないのか。	
(3) 市民に対する文化財の情報発信と保存方法について	
福島原発の汚染土の最終処分場として、南大隅町が候補地に挙げられたことについて	
(1) 市長の見解は	
(2) 今後、どのような行動をされるお考えか。	
森 正勝議員.....	38
放射線物質汚染土持込みに反対する4市5町の共通コメントについて	
(1) 4市5町の共通コメントについての市長の見解を教えてください。	
バイオマスタウン構想について	
(1) 現況と今後の展開はどのようになっているのか。	
松崎川の堤防補修について	
(1) 平成17年の水害で一部崩壊し、修復されました。残りの部分が昔の間知石のままです。その部分の改修をお願いできないか。	
川越信男議員.....	42
災害発生情報収集等の対応について	
(1) 各地の災害発生の現状からの垂水市の情報収集体制は	
(2) 情報収集体制からの情報伝達は	
防災無線は	
家庭内の防災無線子機は	
(3) 今後の災害発生に対する考えは	
ドクターヘリの運航について	
(1) 垂水市の出動要請・出動件数は	
新城地区の事故の原因・状況は	
(2) 要請における患者別の状況は	
(3) 鹿児島・垂水間の運行時間及び天候条件の運航等は	
教育行政について	
(1) いじめについての考えは	
(2) 垂水市の小・中学校のいじめの実態は	
(3) 各学校からの報告・指導について	

新エネルギー政策の推進について

- (1) 垂水市の自然条件にふさわしい再生可能な活用と研究開発の促進を
 - ア 推進体制と大学や民間団体との連携
 - イ 研究や開発が促進されるように財政支援の考え方
- (2) メガソーラー計画については、発展性のある合意を
観点、地域振興が図られるための要件を提起し、企業とともに共存していく点から合意形成に取り組むこと。
 - ア 土地の格安提供や固定資産税の減免などはしない。
 - イ 事前協議で環境保全を守る。(協定を結ぶ。)
 - ウ 社会資本整備があれば、応分の負担を求める。
 - エ 地域経済との関係で雇用の安定を図る。

地域経済活性化対策について

- (1) 地域資源を生かした地場振興の方向性と行政の責務
 - ア 観光・地域産業活性化協議会の活動は「本市において、地域資源を活用した産業振興と雇用の創出に取り組む。」
 - (ア) 産業振興についての総括 具体化と可能性は
 - (イ) 「可能性」のあるものについては、地場産業の開発のために調査研究するなど前向きな取組が必要と考えるがどうか。(将来的には人口流出の歯止めにも関係してくる。)
- (2) 景気対策
 - ア 「住宅リフォーム助成」制度の創設に向けて
 - (ア) 経過及び到達と具体化について

公共事業の再生について

- (1) 地域に必要な生活関連事業の予算は、わずかしかついていない。このため、地域の雇用は失われ、地域経済の衰退や技術者の育成も課題となっている。
 - ア 公共施設等の修理・補修、改良工事の必要性が高まってきていると考えるが、認識については
 - イ 住民の生活や地域事業者の営業の「危機」に対応するためには、早いうちに維持管理体制を整え、予算、技術者を確保して長寿化などを進める必要があるが、見解は(地域住民生活の安全確保の上で欠かせない事業である。)
 - ウ 労働条件や建設事業経営の適正化を実現するためには、「公契約条例」が役立つと考えるが、見解を

スポーツ基本法と自治体の取組について(基本認識について質問)

- (1) 「自治体の責務」の認識について
 - ア スポーツ推進施策を実行する責務は、どこにあるのか。
 - イ 施策の基本は、スポーツの条件整備と考えるが、どうか。

ウ	スポーツ振興計画への取組は（文科省の基本計画を参酌してとなるが）	
	母子保健福祉政策について	
(1)	女性が健康に生涯を送るために関係する施策の充実	
ア	妊婦健診の充実策	
イ	「産科医不足」の問題	
ウ	乳がん・子宮がん検診対策の向上	
エ	子育て不安に応える体制	
	相談体制、個別訪問活動の支援体制	
川畑三郎議員	61
	農業振興について	
(1)	新規就農総合支援事業の取組状況	
	水産業振興について	
	行政連絡協議会の要望事項の進捗状況は	
田平輝也議員	67
	本市の防災対策は	
(1)	消防団員の現状と課題は	
(2)	自主防災組織の現状と課題は	
	固定資産税について	
(1)	固定資産税の現状は	
(2)	固定資産税の収納率は	
	職員給与の現状は	
(1)	職員給与のラスパイレス指数と現状は	
(2)	職員定員適正化の推移は	
池山節夫議員	75
	市政運営について	
(1)	プレミアム付き商品券の発行について	
(2)	堆肥センターについて	
(3)	不活化ワクチンについて	
(4)	公共事業について	
(5)	トップセールスについて	
	教育委員会の評価について	
(1)	自己評価について	
(2)	外部評価について	
ア	中学校跡地について	
イ	家庭と学校の連携について	
ウ	学力テストの改善策について	
(3)	外部評価委員について	

垂水市地域福祉計画について	
(1) 地域づくりのための心のバリアフリーについて	
(2) 人づくりのための高齢者が福祉活動の担い手となる環境整備について	
感王寺耕造議員	85
市営住宅について	
(1) 市有施設整備計画での位置付けは	
(2) 統合、新築の計画は	
(3) 滞納額と収納率向上の取組は	
(4) 収納不能の理由とその内訳は	
(5) 消滅時効の考えは	
(6) 債権管理条例の制定の考えは	
市道・農道の管理、維持作業について	
(1) 市の責任として取り組むべきだと考えるが、市長の見解は	
(2) 環境整備班の位置付けについて	
いじめ対策について	
(1) 直近3年間での小・中学校でのいじめ、児童生徒の問題行動は	
(2) 外部委員を登用した、いじめ対策の委員会常設の考えは	
地域農業マスタープランについて	
(1) マスタープラン作成の進捗状況について	
(2) 新規就農者の支援体制について	
(3) 平成25年度以降の国の予算措置の展望は。また、本市の考えかたは。	
木質バイオチップボイラー導入調査事業について	
(1) 事業目的の趣旨は	
1. 日程報告	97
1. 散 会	97

第3号（9月12日）（水曜日）

1. 開 議	100
1. 一般質問	100
篠原静則議員	100
農業委員会事務局長の選任について	
土木行政について	
(1) 集落道の整備（新生）について	
(2) 土捨場について	
(3) ロードスイーパー（路上清掃車）について	
池之上 誠議員	107
中央中学校施設整備について	

(1) 計画の概要について	
観光行政について	
(1) 千本銀杏駐車場対策について	
ア シーズン中の駐車場対策・シャトルバス運行計画	
イ 周知の方法及び該当日の対策	
(2) 道の駅について	
ア 指定管理者による運営の1年間の総括	
イ 管理運営協議会のチェック体制について	
ウ 基本協定・年度協定・業務計画書等の内容について	
エ 指定管理者について	
公務員・教育公務員等の公職選挙法における選挙活動の禁止等について	
(1) 公職選挙法に規定される内容について	
(2) 特に、一般人に及ぼす影響等について	
(3) 特に、教職者退職後のモラルについて	
川尻達志議員	119
水産行政について	
(1) 南漁港のその後について	
(2) 最近の養殖業の実態について	
(3) 今後の海外への販売戦略について	
予算編成のあり方について	
(1) 中央中武道館の新築についての考え方について	
(2) 陸上競技場の人工芝の布設について	
健康福祉行政について	
(1) 中央病院の診断機器の整備について	
(2) 健康保険証について	
北方貞明議員	130
中央病院の経営について	
(1) 消費税が10%になったとき、病院経営はどうなるか。例えば、平成23年度で計算した場合、収支はどうか。	
防災について	
(1) 災害時の水の確保について、井戸水活用、各校区に井戸ボーリングは	
(2) 自主防災組織に補助金又は土のう袋や砂の提供は	
(3) 建設業組合との災害協定において、重機台数とオペレーターの人数は確保されているのか。	
教育委員会委員について	
(1) 議案を上げた理由と下げた理由	
1. 日程報告	135

1. 散 会	135
--------------	-----

第4号（9月25日）（火曜日）

1. 開 議	138
1. 諸般の報告	138
1. 報告第4号 上程	138
報告	
1. 議案第42号～議案第45号、議案第49号～議案第55号、陳情第8号、陳情第10号、 陳情第11号 一括上程	138
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第42号～議案第45号（原案可決）	
議案第49号～議案第55号（原案可決）	
陳情第8号（趣旨採択）	
陳情第10号・陳情第11号（採択）	
1. 議案第56号 上程	146
説明、休憩、全協、質疑、討論	
議案第56号（原案可決）	
1. 議案第57号～議案第66号 一括上程	147
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 意見書案第9号～意見書案第11号 一括上程	147
質疑、表決（原案可決）	
1. 発言の申し出	150
1. 閉 会	151

平成24年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9・3	月	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
9・4	火	休 会	
9・5	水	〃	(質問通告期限：正午)
9・6	木	〃	
9・7	金	〃	
9・8	土	〃	
9・9	日	〃	
9・10	月	〃	
9・11	火	本会議	一般質問
9・12	水	本会議	一般質問
9・13	木	休 会	
9・14	金	〃 委員会	産業厚生委員会（議案審査）
9・15	土	〃	
9・16	日	〃	
9・17	月	〃	敬老の日
9・18	火	〃	
9・19	水	〃 委員会	総務文教委員会（議案審査）
9・20	木	〃	
9・21	金	〃 委員会	議会運営委員会
9・22	土	〃	秋分の日
9・23	日	〃	
9・24	月	〃	議会運営委員会
9・25	火	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件	名
報告第 4 号	和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について	
議案第 40 号	平成 23 年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 41 号	平成 23 年垂水市病院事業会計決算認定について	
議案第 42 号	垂水市暴力団排除条例	案
議案第 43 号	垂水市観光振興基金条例	案
議案第 44 号	垂水市災害対策本部条例及び垂水市防災会議条例の一部を改正する条例	案
議案第 45 号	降灰除去車両の購入契約について	
議案第 48 号	垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案第 49 号	平成 24 年度垂水市一般会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 50 号	平成 24 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 51 号	平成 24 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 52 号	平成 24 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 53 号	平成 24 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 54 号	平成 24 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 55 号	平成 24 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 56 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	
議案第 57 号	平成 23 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について	
議案第 58 号	平成 23 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 59 号	平成 23 年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 60 号	平成 23 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 61 号	平成 23 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 62 号	平成 23 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 63 号	平成 23 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 64 号	平成 23 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 65 号	平成 23 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 66 号	平成 23 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
意見書案第 9 号	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書	案
意見書案第 10 号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書	案

陳 情

陳情第 8 号	皇室典範改正反対に関する陳情
陳情第 10 号	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第 11 号	市道田地明一垂桜線（25 号）に大型車両の離合か所を作って戴く陳情 陳情

平成 24 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 1 日 平成 24 年 9 月 3 日

本会議第1号(9月3日)(月曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	宮迫章二
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	前木場強也
市民課長	野妻正美	消防次長	野元豊一
市民相談			
サービス課長	中谷大潤	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	白木修文	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	森下利行	学校教育課長	牧浩寿
農林課長	池松烈	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成24年9月3日午前10時開会

△開 会

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宮迫泰倫）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

なお、議案第46号及び議案第47号につきましては、市長より撤回する旨の申し出があり、撤回を許可しましたので、御報告申し上げます。

そして、議案第46号及び議案第47号につきましては、議事日程から削除いたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（宮迫泰倫）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において川越信男議員、徳留邦治議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（宮迫泰倫）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る8月28日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から25日までの23日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から25日までの23日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成24年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）おはようございます。

6月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について御報告を申し上げます。

まず、8月9日に垂水市で開催されました第3回錦江湾奥会議について御報告させていただきます。

会議では、新たに指定された霧島錦江湾国立公園を生かした観光振興策、桜島大噴火を想定した防災対策及び災害時の相互協力体制、イベント情報等を各市の広報誌へ共同掲載するなど、4市に共通する課題やアイデアについて、前田霧島市長・笹山始良市長・松木園鹿児島市副市長と活発な意見の交換を行いました。

特に桜島大噴火を想定した防災対策及び災害時の相互協力体制につきましては、噴火活動の活発な現状等を考慮すると早急に取り組む必要があり、また、取り組みを通じて、各自のリスクの分散や相互の後方支援などおのずと課題も見えてくると思われまますので、今後も4市連携して協議を進めてまいりたいと考えております。

また、今回の会合で議論された課題やアイデアについて、より具体的に実現の可能性を探ることや、引き続き4市長の間で議論を深めていくことを確認して閉会をいたしました。

次回は、来年1月に始良市において開催されます。

続きまして、現在までに発生しております豪雨・台風等の被害状況につきまして御報告いたします。

公共土木並びに農林水産施設災害など補助事業を伴う災害は、現在まで発生しておりません。

次に、本市における交通死亡事故の発生状況について御報告させていただきます。

7月末日現在、交通事故発生件数は64件、死亡者なし、負傷者数96名となっております。

前年と比較いたしますと、発生件数は減っているものの、負傷者数がわずかですが、ふえております。

ことしになって交通死亡事故は発生しておりませんが、引き続き、交通事故発生件数の減少を図るために、鹿屋警察署並びに垂水地区交通安全協会や地区公民館、関係団体と協力して広報活動の強化や交通安全運動等の周知徹底、さらに高齢者や子供たちへの交通安全教育を実施していきますので、今後とも御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

次に、6月議会後の選挙の執行につきまして御報告させていただきます。

7月8日執行の鹿児島県知事選挙は、県平均は投票率43.85%、垂水市43.33%でございました。

また、8月2日執行の鹿児島海区漁業調整委員会委員選挙は、県平均74.93%、垂水市67.50%という結果でございました。

次に、観光拠点施設の利用状況について御報告いたします。

道の駅たるみずは、夏休みの前半が異常な長雨の影響で苦戦しておりましたが、その後は順調に回復し、特に今回お盆が平日になったことから、その前後の週にかけて長期間のにぎわいが持続したようでございます。

森の駅たるみずは、7月末日から8月は夏休みに入りましたこともあり、満室に加え、キャンセル待ちもあるほど大変なにぎわいでございました。

また、一昨年から行っておりますキャニオニングも、水量が安定した8月からは昨年以上のにぎわいを見せております。

今後、秋から冬にかけても昨年同様、P

Rに努める一方、鍋セットのデリバリーの提供などにより集客増を図ってまいりたいと考えております。

また、ことしは観光振興の一環として、鹿児島市内の高校の夏合宿を多く誘致できまして、7月末日から8月末日まで剣道、女子軟式テニス、サッカーなど延べ約1,200名の高校生に本市を訪れていただきまして、温泉やカンパチやブリ、美湯豚といった本市の特産品を堪能いただき、皆様に好評を博しておりました。

こうした産品を御提供いただいた経済同友会を初めとした関係者の皆様に、この場をおかりしてお礼申し上げたいと存じます。

次に、教育施設整備について御報告いたします。

8月10日、新城小学校空調設備設置事業及び柗原小学校空調設備設置事業完了に伴う完成検査を実施いたしました。

この事業は、5月に開催された平成24年第1回臨時議会で報告しました平成23年度の繰り越し事業でございます。

これによりまして、9月からは、市内全小学校におきまして空調設備が利用できることになり、よりよい学習環境づくりが図られたところであります。

続きまして、社会教育関係の事項につきまして御報告いたします。

7月16日には、第6回錦江湾シーカヤック大会イン垂水が、旧垂水南中学校下で開催されまして、市内外より約70組140人の方々に御参加いただきました。

諸般の事情により4年ぶりの開催となりましたが、大隅青少年自然の家を初め地元の市民の皆様にご協力をいただき、天候にも恵まれ、特に事故などもなく、盛会のうちに終了することができましたことは、感謝を申し上げたいと思います。

8月10日には、「辻井いつ子文化講演会」が

文化会館で開催され、世界的に有名な盲目の天才ピアニスト・辻井伸行さんの母である辻井いつ子さんの優しい語り口で、子育ての経験を通じた貴重なお話を聞くことができ、約600人の市民の皆様の御来場をいただきました。

次に、夏休み期間中の大野自然学校の利用状況について御報告いたします。

7月1日から8月24日現在まで15団体、延べ780名の方々の御利用がありました。

団体内訳としましては、市内から8団体、市外並びに遠方は熊本市も含めて7団体に御利用いただきました。

次に、6月議会後の火災について御報告をいたします。

車両火災1件、その他火災2件の火災が発生しております。

車両火災は、7月13日、柘原において塵芥収集車の収集したごみより発火した火災が発生しております。

その他火災は、7月17日に錦江町において、寄宿舎2階のベランダで空調機の室外機、布団、洗濯物が焼ける火災が発生しております。

8月18日には、浜平におきまして、枯れ草0.5アールを焼く火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告申し上げます。

6月5日から6日にかけては、東京都で開催されました全国市長会総会並びに全国青年市長会総会・意見交換会に出席いたしました。

全国市長会総会では、全国800名余の市長出席のもと、4分科会に分かれて87議案が審議され、総会では6つの決議案を採択して国へ要望することとなりました。

また、全国青年市長会総会・意見交換会の研修会では、お2人の講師から御講演をいただき「地域づくりや活性化に向けた取組について」、それぞれの自治体の問題点や課題について活発な討議が行われました。

6月14日から15日にかけては、東京都で開催されました全国過疎地域自立促進連盟理事会に出席をいたしました。

総務省からは、過疎対策事業債のソフト事業への積極的な取り組みについての要請があり、また、各自治体の首長からは、地域の自立促進や住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などについて活発な意見が出され、熱心な議論が行われました。

7月10日は、大隅総合開発期成会の中央要望のため上京いたしました。

関係省庁へ道路整備並びに農林水産業における制度拡充等について要望書の提出を行い、地元選出の国会議員の方々とも親しく意見交換並びに情報交換を行わせていただきました。

7月12日には、本市と鹿児島市・霧島市・鹿屋市の4市で構成をしております「桜島火山活動対策協議会」におきまして、国や関係省庁に要望活動を行ってまいりました。

活発化する桜島の噴火活動による降灰被害が、市民生活を初めとして農業・水産業などの本市の基幹産業に多大な被害を及ぼしている状況につきまして強く訴えてまいりました。

今後も各種降灰対策事業におきまして、本市の市民生活や産業に補助事業が広く適用され、財源が確保されますよう連携して要望を続けてまいりたいと考えております。

7月21日から22日にかけては、大阪府の京セラドームで開催されました関西かごしまファンデーに参加させていただきました。

垂水市からは、6業者の方の御参加をいただき、関西垂水会の役員の皆様を初め「たるみず大使」の皆様より垂水市の出店ブースにおきまして、準備や接客などのお手伝いをいただきまして、大変な盛況と御好評をいただいたところでございます。

8月2日から3日にかけては、議会国道整備促進特別委員会の「一般国道220号の道路整備促

進について」の要望活動に同行するために上京いたしました。

国道220号に関する要望活動では、国土交通省を初めとする関係省庁及び地元選出国會議員の皆様を訪問しまして、継続的な予算確保と牛根境ののり面崩壊箇所の早期取り組みのお願いをしてまいりました。

8月18日から22日までは、垂水市漁協からの要請により、カンパチの海外販路拡充のため、トップセールスとしてベトナム並びに香港を訪問いたしました。

ベトナムでは、市場の視察に始まり、レストランで開催されました食のフェア等に出席いたしまして、カンパチのおいしさと安全性をPRさせていただきました。

また、当日は、日本総領事館の菊池正専門調査員を初め現地で御活躍の方々との意見交換し、今後の御支援・協力をお願いしてまいりました。

香港におきましては、カンパチを店頭販売しているシティスーパーを初め仲介業者の皆様と広く意見交換と情報交換を行わせていただきました。

東アジア地域のバイタリティーと活況並びに将来性を直接肌で感じることができ、カンパチを初めとします水産物の販路拡充の手ごたえを感じたところでございます。

8月28日から29日にかけては、西之表市で開催されました第2回県市長会定例会に出席いたしました。

総会では、平成23年度一般会計事業報告及び収支決算等の議案を審議し、全会一致で承認をされました。

定例会では、各市より提出されました20の事案並びに要望について協議を行いまして、うち5つの事案・要望を九州市長会に提出することが承認をされました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、諸般の報告を終

わります。

△議案第40号・議案第41号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第4、議案第40号及び日程第5、議案第41号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第40号 平成24年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第41号 平成24年度垂水市描事業特別会計決算認定について

○議長（宮迫泰倫）ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

○公営企業決算特別委員長（北方貞明）皆さんおはようございます。

それでは、報告いたします。

去る6月22日の平成24年第2回定例会において、公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっておりました議案第40号平成23年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、並びに議案第41号平成23年度垂水市病院事業会計決算認定について、去る7月30日公営企業決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査に当たりまして、予算が議決の趣旨、目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、問題点はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営においてどのような改善工夫が必要かを重点に置き、さらに計数的なことについては、監査委員の監査を十分尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず、水道事業会計決算において、18年度分未収金の不納欠損処分の経緯、23年度の営業未収金がふえている理由及び22年度に比べて総収益が減った原因についてなどの質疑があり、消滅時効の成立による不納欠損処分について、無届けの転出や行方不明、死亡等により徴収不能となったもの。営業未収金については、企業会計決算が3月で閉めるため、このように未収金が残ったものである。また、総収益が減った原因は、人口減が大部分で、将来的にも減少していくものと考えられるため、今後も支出を抑える努力を行い、健全経営を図っていききたいとの答弁がありました。

そのほかに農家の小屋への給水や将来的な市木地区の給水区域の設定について、また、漏水のチェック体制などについての質疑がありました。

次に、病院事業会計決算の質疑では、事業収入に関して医業収益中の入院収益が22年度に比べて減っているが、なぜなのか。また重要契約の一つの低床電動ベッドについては、費用対効果の点で購入したほうがよかったのか。レンタル方式の対応はできなかったのかなどの質疑に対して、入院収益の件については、22年度に比べても病院の体制は変わらないが、内科の入院患者が減っており、特に理由はない。また、低床電動ベッドについては、23年度は10台購入しており、費用対効果については調べてみないとわからないが、耐用年数は6年であり、以前のベッドは25年ぐらい使用していたものであるとの答弁がありました。

そのほか医師・看護師の不足、また時間外は診察しなかったりするなど病院の体制についての質疑があり、現在、病院側と市で年に2回ほど調整会議を設けているが、今回検討会を立ち上げて回数をふやし、協議する場を設けるとのことであった。今後、さらに行政からの要望などを訴えていききたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑について申し上げました。

まとめとして、監査委員の意見書にあるように両事業とも経営努力され、健全な事業運営がなされているが、水道事業会計については、収益の基礎となる給水人口の減少傾向により営業収益が左右され、企業債などの借り入れによる償還等が経営を圧迫することが懸念される点や病院事業においては、今後、後期高齢者医療制度の動向や慢性的な医師・看護師不足、患者数の減少など懸念材料も多く、病院経営は一段と困難が予想される点などが指摘されています。

これらを克服していくためにも、引き続き健全経営に努め、「安心、安全」な水の提供や質の高い医療サービスの提供に努めていただくように求めたものです。

以上の質疑を踏まえた上で、本委員会としては、議案第40号平成23年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算について、剰余金の処分については、原案のとおり可決し、決算については適正であると認め、認定することに決定いたしました。

また、議案第41号平成23年度垂水市病院事業会計決算については、適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 基本的には、私ども現状の中においては、この決算の問題については、認定については問題ないのかなというふうに思うのですが、若干危惧する点が、水道及び病院にあるので、ちょっとその点についてどういう議論があったのか、もしくは考え方についてお聞かせいただければというふうに思います。

そもそも決算委員会の目的というのは、その結果を後年度の予算編成や行政執行に生かすということが最大の眼目だろうというふうに思い

ます。

そういう中で水道事業というのは、先ほど言われたとおり確かに経営的には、経営の内容において大変努力もされているということがあります。

しかし、個々に見ると、例えば資本的収支は不足して減債積立金で補てんしている問題だとか、あと収益との関係では、排水量や湧水量が減になっているということで、この間の構造的な収支構造は変わらないと。結局結果的に償還だとかそういうところでの経営努力のところでのその点をカバーしてきているというのが全体として見えてくるんだというふうに思います。

実際に値上げしたある意味でのまだ効果が若干続いているのかなというふうに思いますけれども、今後、相当な経営努力をしていかないと、当面収益を図るという点では、水の節水とか含めていくと、また、人口の減の現状だとそういうふうになっていくんですけれども、こうしてやると、当初計画していた25年度だったか26年度だったか、値上げの問題等にも当然嫌が応でもぶつかってくるという問題ですが、そのあたりでやはりきちっとした来年度へ向けた提言をやっていかないと、この点については、やっぱり経営努力も当然限界があるというふうに思うんですけれども、そのあたりでの議論についてどんなことがされたのかという点ですね。

病院関係についてもやはり先ほど言われたとおり8年連続の純利益を上げていますと、欠損金も解消されてきているというふうなことで、非常に背景という点では、大分順調に来ているのかなというふうに思いますけれども、しかし、内容を見ると、先ほど報告があったとおり入院患者の件、これは医療制度のいろんな問題があって、入院を控えるとか病院そのものを控えるという影響もありましょうし、また、診療報酬の改定によって利益が出るという問題もあるかというふうに思います。その結果として、外来

患者がふえているというふうなことも監査委員の意見書にも出てきているみたいです。

そういう意味で、相当の努力もされていると思います。当然指数関係もそう悪くないということになってはきていますけれども、しかし、やはり問題というのは、ここの医療施設の役割という点での問題、目的というふうに考えてみたときに最大の問題は、慢性的な医師・看護婦不足、こういうことによって結果としては病院を市外に求めるという問題も出てくる懸念があるということが、先ほどるるそういう問題点も指摘されたというふうに思うんですが、そういう中で、この問題について、基本的にはやっぱり医療の体制、病院の体制という問題について、この医師不足・看護師不足、そういう点での議論そのものについて何らかの提言なり議論があったのか、この点についてお聞かせください。

○公営企業決算特別委員長（北方貞明）持留議員の質問にお答えいたします。

先ほど報告いたしましたようにとにかくそういうのはあんまり活発な正直意見交換はありませんでした。

まず、執行部が言われるように、議員が言われるように経営努力をして企業圧迫しないようにというのが執行部等の考えでした。

あとはここに詳しくありますから、もう一回目を通しておってください。よろしく申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第40号平成23年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算について、剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定。

議案第41号平成23年度垂水市病院事業会計決算は認定することに決定しました。

△議案第42号～議案第44号一括上程

○議長（宮迫泰倫）次に、日程第6、議案第42号から日程第8、議案第44号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第42号 垂水市暴力団排除条例案

議案第43号 垂水市観光振興基金条例案

議案第44号 垂水市災害対策本部条例及び垂水市防災会議条例の一部を改正する条例案

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○市民相談サービス課長（中谷大潤）議案第42号垂水市暴力団排除条例案につきまして御説明申し上げます。

鹿児島県では、平成19年に鹿児島市西千石町に進出した暴力団事務所撤去運動のリーダーに対する障害事件を機に、暴力団を排除するための総合的な条例、鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例が、平成22年4月1日施行されたところであります。

しかしながら、いまだ暴力団の活動を完全に封じるに至ってはいないのが現状でありますことから、県条例を実効あるものとするためにも県内市町村が丸となった取り組みが必要とされています。

そこで、本市でも県と歩調を合わせまして、

市民生活や社会経済活動から暴力団を排除し、市民生活の安全を確保するため、暴力団排除に向けた基本理念を定め、この理念に基づいて市や市民、事業者が一体となって暴力団の排除に取り組んでいくために条例を制定するものでございます。

条例の概要といたしましては、暴力団排除のための市や市民、事業者、それぞれの役割を定め、市の事務及び事業から暴力団等を排除する措置、市民に対する支援、暴力団を美化するなど青少年が暴力団に対し誤った認識を持ったり、悪影響を受けないような教育等を実施する措置、市民が暴力団の威力を利用することや暴力団に利益を供与することを禁止することなどであります。

附則としまして、この条例は、平成24年10月1日より施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○商工観光課長（塚田光春）議案第43号の垂水市観光振興基金条例案について御説明申し上げます。

この条例案は、垂水市道の駅交流施設に関するもので、御存じのとおり垂水市道の駅交流施設は、平成23年10月1日から株式会社芙蓉商事薩摩おごじょ企画グループが指定管理により管理運営しておりますが、指定管理を行う際に締結しました垂水市道の駅交流施設の管理運営に関する協定書の第24条の規定の中で、当該年度の決算において利益が計上された場合、利益の一部を垂水市へ拠出するようになっております。

そこで、平成23年度の決算で利益を生じたことから、観光振興を目的とした財源として基金造成したいので、条例の制定をしようとするものでございます。

それでは、条例の内容について順を追って御説明申し上げます。

まず、第1条は、設置目的に関することにつ

いて規定いたしました。

第2条は、積み立てに関することについて。

第3条は、基金に属する現金の管理に関する
ことについて規定いたしました。

第4条は、運用益金の処理に関することにつ
いて。

第5条は、振り替え運用に関することにつ
いて規定いたしました。

第6条第1項の第1号から第4号は、基金の
処分の範囲について規定いたしました。

第7条は、委任に関することとして、基金の
管理に関し必要な事項は市長が別に定めること
を規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公
布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろ
しくお願いいたします。

○総務課長（山口親志）おはようございます。

議案第44号垂水市災害対策本部条例及び垂水
市防災会議条例の一部を改正する条例案につ
いて御説明申し上げます。

東日本大震災を踏まえまして、災害対策基本
法の一部を改正する法律が公布・施行されたこ
とに伴い、関係条例の一部改正を行おうとする
ものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上
げます。

まず、改正案第1条は、垂水市災害対策本部
条例の一部改正でございますが、第1条の目的
規定におきまして、災害対策基本法第23条第7
項を引用しておりますが、今回の災害対策基本
法の一部改正におきまして、都道府県と市町村
が一緒に規定されておりましたことから、第23
条は、都道府県災害本部を規定し、市町村災害
対策本部の規定は、第23条の2とされたことか
ら、引用を「第23条の2第8項」に定めるもの
でございます。

次に、改正案第2条は、垂水市防災会議条例

の一部改正でございますが、東日本大震災から
得られた教訓を生かすために第2条第2号に規
定しています防災会議の書証事務の災害発生時
の情報収集につきましては、災害対策本部に一
元化し、防災会議につきましては、平時におけ
る防災に関する諮問的機関としての機能を強化
するため、第2条中第3号を第4号とし、同条
2号及び第3号とし、市長の諮問に応じて防災
に関する重要事項を審議することなどの所掌事
務を規定しようとするものでございます。

また、第3条第5項の防災会議の委員につ
きましては、地域における生活者の多様な視点
を反映した防災計画の充実により、地域の防災
力向上を図る観点から、地域防災計画の策定に
当たり、多様な主体の意見を反映できるよう第3
条第5項中第8号を第9号とし、同項第8号と
しまして、新たに自主防災組織を構成する者
または学識経験のある者のうちから市長が任
命する者を本市防災会議委員として加え、第3
条第6項の改正において、当該委員の任期を2
年と規定しようとするものでございます。

次に、第5条ただし書きの改正規定は、水防
法に制定年及び法律番号が規定されておられ
ませんでしたので、今回、発令を付するもので
ございます。

最後に、附則第1号としまして、この条例は、
公布の日から施行しようとするものでござい
ます。

また、附則第2号としまして、7号の委員の
任期をそろえるために、この条例の施行の日時
以降、最後に任命される第8号の委員、これが
自主防災組織を構成する者または学識経験者
のある者のうち市長が任命する者であります
が、8号の委員の任期の特定を規定しよう
とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど
よろしくお願いいたします。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 43号、観光振興基金条例案について何点かお聞きしたいんですけども、まず、この目的が、ここに書いてあるとおりの観光事業の振興を図るためというふうになって、その使い方として、第6条交流施設の整備を図るための事業の財源、それから観光施設整備を図るための財源というふうな形、4つほど挙げているというふうに思うんですが、1つは、この第2条のこれらとの関連、第2条の積み立ての問題なんですけれども、計画的な意味での積み立てがないと、やはり個々に対しての運用というのは非常に状況が難しいな。というのは、その年度年度によって当初予算を立てられるということなんですけれども、やはりその予算の主なものとしては、当然前年度の利益をかんがみながら予算を立てられるというふうに思うんですが、一方では、計画的な問題も当然出てくるというふうに思うんですが、そのあたりの運用との関係で計画的な積み立てをやっていかないと、實際上、そういうここにある処分にあるような事業を展開するというのは非常に困難性があるというふうに思うんですが、その点についてどのような考え方なのかということ。

もう1つは、第6条、この中に施設整備関係が出てくるかと思うんですけども、この前、6月議会も含めて、市の市有施設整備基金の問題等が出てきたと思うんですが、ある意味ではここも公共施設の一部だというふうに思うんですけども、そこの整合性、ある意味では私は、きちっとこういう施設整備に関しては計画的な基金を積み立てていって対応していかないと、実際対応する耐用年数なんかも含めたときにきちっと対応できない問題が出てくる可能性があるんですけども、この市の市有施設整備基金との整合性というのはどのように考えればいいのか。

この2つの点についてお聞きしたいと思いま

す。

○商工観光課長（塚田光春）持留議員のほうから2点ほど質問がございましたけれども、まず、1点目の質問でございますが、基金の計画的運用の仕方でございますけれども、これはあくまでも利益を生じた場合、積み立てるものがございますして、当然事業計画の中では利益が、例えば25年度は幾ら、26年度は幾らというような感じでなっておりますけれども、実際その計画どおり行くべきものではございませんで、この基金を積み立てて行きながら、基金が積み立てられた段階で予算の執行になろうかと思っておりますので。

第2点目の市有施設の基金とこの観光施設整備の基金との関係はどうなるかという質問でございますけれども、これはあくまでも市有施設の場合は、当然道の駅も市有施設になりますけれども、今回、この観光振興基金につきましては、あくまでも本来、観光施設でございます道の駅の修繕等に係る施設の使うのが一番主でございますして、その次はやはり市有施設の中でも観光施設を特化した中での基金の使い方になろうかと思えます。

以上でございます。

○持留良一議員 ちょっとわかりにくい部分があったんですけども、整理していただきたいんですが、要は、私たちに今言われた当初の説明から考えると、施設の網での更新も検討の中身に入ってくるのかなということもあると思うんです。以前、台風災害があって、吸い上げるポンプ自体も揚湯管でしたかね、たしかそれ自体も壊れたりということで、そのときは利益があったということで道の駅が対応したというふうに思うんですが、今後は当然、この基金を活用されるのかちょっとわかりませんが、そのあたりで私は仕分けをきちっと整備をしないと、ちょっと私たち自身もこんがらかってくるんですよ。

だから、私なんかこの基金を積み立てて、当然もう耐用年数が来たら、施設の改善補修等も必要になってきます。そのためのやっぱり基金なのかなというふうに思っているんですよ。だから、一方では、市有施設との関係では、今後きちっと整理をして計画的な基金を積みながら、それぞれ施設に応じた対応をしていくというふうなことも今、努力をされているようなんですけども、そこの関係がきちっと成立していないで2つが何か混在するような形で道の駅の公共施設の問題も考えるのかな。そうなってくると、きちっと仕分けをしたほうが、ある意味での基金の性格、目的というものはっきりしてくるんじゃないかなと思うんです。

というのは、なぜかという、ここに書いてある処分の中身の交流施設の整備を図ることになりますけれども、これは当然施設全体も入ってくると受けとめるんですよ。そうしますと、やっぱり何年かしたら当然施設自体の補修、改修もこの点で基金を積んでされるというような僕らの認識なんですけれども、再度そのあたりについてももう1回整理して答弁していただけますか。

○商工観光課長（塚田光春）先ほど申し上げましたとおりやはり市有施設に関しては、当然市有施設ですね。この観光振興資金につきましては、やはり観光施設、いわゆる道の駅などの特化した施設について基金を使っていくということにしたいというふうに思います。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

○川尻達志議員 議案第42号垂水市暴力団排除条例についてであります。やはりこういった条例をしっかりと撰集をしていかないといけないというふうに思います。

ただ、この問題については、つくったからいいんじゃないかと、とにかくこういう問題は我々もですが、市民もですね、今、垂水で暴力団の

実態という、状況という、ここいらをどういうふうに把握をされているのか。ここいらがないとつくっても意味がないと思うんです。ないならなくて結構ですけども、状況があれば教えていただきたいと思います。

○市民相談サービス課長（中谷大潤）ただいまの川尻議員の質問ですが、県内の暴力団の勢力は、現在21組織、約322名、鹿屋警察署管内では組織はございませんが、三十数名の、それから垂水市では数名ということで鹿児島県警では把握しているそうです。

以上です。

○川尻達志議員 垂水市も数名いらっしゃる。その中で警察がしっかりとマークをしているんだろうけれども、事件とかそういったことは現時点ではあるのかなのか。

○市民相談サービス課長（中谷大潤）ただいまの質問ですが、鹿屋警察署の担当に確認したところ、垂水市内につきましては、最近事例はないとのことでございました。

○川尻達志議員 今、課長のほうから答弁があったわけですが、しっかりと把握をされているようで非常に心強く感じました。ぜひこれからも前向きに頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮迫泰倫）ほかに。

○森 正勝議員 議案43号なんです。私ちょっと総務文教委員会のほうに所属しているものですから、お聞きいたします。

この条例とは直接は関係ありませんけれども、これ道の駅の収益金のことだろうと思っているんですけども、芙蓉商事が最初参入するときには毎年500万という、収益に関係なく500万円を市のほうに還元するというようなことを言われたんですが、それは今どういうふうになっているのか教えていただけます。

○商工観光課長（塚田光春）今、森委員の質問なんですけれども、この500万に関しては、当

初の事業経過の提案でございまして、22年度の最初の提案でございまして、今回23年度の指定管理になった段階の提案書では、この500万という数字は入っておりません。利益の中から、今回の事業計画書の提案書は、事業収益のあった総利益の50%をまずは市のほうに拠出しまして、それで残りのまた20%につきましては、ふるさと応援基金、いわゆる70%を市のほうへ拠出するというふうになっております。

○森 正勝議員 そこは理解しているんですけども、最初のその500万がどこに消えたのかなと思ひましてですね。全く指定管理者になるための条件を提示しただけであったのかなというふうに思うんですが、そこら辺は課長どのように考えていらっしゃいますか。

○商工観光課長（塚田光春） 当会社のやっぱり意向でございまして、22年当時は、やはりそういった収益がなくても500万を拠出するというふうなことで提案されたんでしょうけれども、23年度につきましては、それはされて、収益の70%を提案するということで変えられた、その経緯等はちょっと存じ上げておりません。

○議長（宮迫泰倫） ほかに。

○堀内貴志議員 はい、ありがとうございます。議案第42号垂水市暴力団排除条例について若干質問させていただきます。

これは7月12日の新聞に載っておるわけですが、私これを見たときには絶対垂水市にもつくりたいと、そういう要望で、今議会で提出されなければつくる方向で動くつもりでございました。提案されたので安心しておるところです。

この後、総務文教委員会に付託されますので、詳細についてはそこでまたいろいろな質問をしたいと思ひますけれども、1点、2点だけこの場でお聞きしたいのは、この条例を見ますと、12条、13条で各禁止行為が制定されております。しかしながら、これを見ると若干弱いような気

がするんです。というのは、義務規程であって罰則がないということですので、垂水市の条例の中で罰則をあえて設けなかったのはなぜなのか。

それとあと、これを見ると12市町村が既に制定と書いてありますので、その12市町村の中で罰則を設ける自治体があるのかないのか。

私は、垂水市はどこの自治体よりもやっぱり強い防犯条例をつくりたい、そういう考えがあります。経歴から、元警察官でありますので、そういう関係からいくと、暴力団は徹底的に排除したいと、そういうふうに思っておりますので、その点についてちょっと質問いたします。

○市民相談サービス課長（中谷大潤） ただいまの質問でございしますが、まず、この条例につきましては、本年度より県下全域で制定できないかと県から要請があったわけで、19市の中では鹿屋市のみが先駆けて6月議会で制定し、次いでこの9月議会にて本市や志布志など10市が制定するものでございます。

市と県の条例との整合性につきましては、内容を県と協議・調整をいたしまして、このような条例を制定しようとするものでございますが、まず、厳しい罰則規定等につきましては、県で定めて対応し、市のほうは排除の推進という形で連携していきましようという考え方のもと、県と市が一体となって条例をつくるということでございます。

○堀内貴志議員 じゃ、1点だけ今の回答に対して確認ですけど、私も勉強不足でまだ県の条例を見ていないんですけども、県の条例については罰則規定があるんですか。

○市民相談サービス課長（中谷大潤） 県の条例ではそういう規定がございまして。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第42号から議案第44号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第44号の議案3件につきましては、いずれも所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第45号上程

○議長（宮迫泰倫）次に、日程第9、議案第45号降灰除去車両の購入契約についてを議題とします。

説明を求めます。

○土木課長（宮迫章二）おはようございます。

議案第45号降灰除去車両の購入契約について御説明申し上げます。

現在、路面清掃車の保有状況は、大型車3台と中型車1台、それに小型車3台の計7台でございますが、古い車両につきましては、近年、老朽化による故障も多く、降灰時に稼働できないことも予想されますことから、今後の降灰除去作業に支障を来さないためにも新型の路面清掃車両を購入する必要があり、去る8月22日に入札を実施しまして、現在、仮契約の締結をさせていただいているところでございます。

今回購入予定の車両につきましては、中型車のブラシ式四輪、4トン車でございますが、使用頻度も高く、普通免許でも運転できますので、特に市内の道路の大半を占めます幅員の狭い路線につきましても活用しやすく、路面清掃や降灰除去作業への対応が迅速となり、市民の日常生活の安心・安全の確保と経済活動の安定が図られるものと考えているところでございます。

今回、契約金額が2,000万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に係る契約による降灰除去車両購入について、以下のとおり物品購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は降灰除去車両の購入。2、契約の方法は指名競争でございます。3、契約金額は一金2,808万7,500円、うち消費税第133万7,500円、契約の相手方は、住所は鹿児島市中央町18-1、南国殖産株式会社代表取締役永山在紀でございます。4、契約日は議会の議決日となっております。

以上で説明を終わりますが、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 今、保有台数なんかも言われたんですけども、この降灰除去車両というのは非常に摩耗も激しくて、機械のトラブルというのも結構出ていて、それぞれ運用しているところでは大変経費負担に苦慮しているということで、要望書でもいろいろと国に出しているようなんですけども。

そこで1点だけお聞きしたいんですけども、この車両自体は、今のこの中型の車両と同じ会社なのか、もしそうでなければ、装備の互換性そのものは可能性としてあるのかどうか。

というのは、やはり先ほど言いましたとおり摩耗も激しいし、そういう中できちっとした対応をできなければ、そういう互換性があれば互いに交換もできるという非常に利便性もあるんですけども、それはやっぱり同じ会社でなければ問題だという点もあるのかと思うんですけども、一方ではそうでなくても運用ができる面が、特殊な車両ですので、そういう点ではあるのかなというふうに思うんですが、このあたりについてはどうなのかなと思ひまして。

○土木課長（宮迫章二）今、垂水市が保有し

ております4トン車ベースの降灰ロードスイーパーですけれども、今回購入予定は、豊和工業という会社が製造している会社で、同じメーカーであります。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第45号は、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第45号は産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△議案第48号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第12、議案第48号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）議案第48号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります出水政文氏が、平成24年9月27日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものであります。

再任しようとする出水政文氏の住所は、垂水市松原町68番地、生年月日は昭和22年11月8日でございます。なお、委員の任期は3年でございます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時 2分休憩

午前11時15分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、同意することに決定しました。

△議案第49号上程

○議長（宮迫泰倫）次に、日程第13、議案第49号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）議案第49号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を御説明申し上げます。

補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思えます。

今回の補正は、垂水中央中学校施設整備事業に伴うグラウンド整備、武道館新築工事、プール改築工事のそれぞれの設計委託料、海潟漁港整備事業負担金の追加分、プレミアム付商品券発行事業補助金、堆肥センターの中央制御機器交換等の修繕料などを追加措置しようとするも

のでございます。

今回、歳入歳出とも1億2,521万2,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は89億1,185万2,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページの第2表地方債の補正をごらんください。

追加でございますが、まず、道路整備事業の一般単独につきましても、地方特定道路整備事業の垂水南之郷線が本年度より負担金が発生し、一般単独事業債を充当するものでございます。

過疎債につきましても、垂水中央中学校グラウンド整備に伴い市道のつけかえ工事を行いますが、その測量設計委託業務に過疎債を充当するものでございます。

商工業振興の過疎債は、プレミアム付商品券発行事業にソフト分を充当するものでございます。

6ページをごらんください。

変更でございますが、漁港漁村整備事業につきましても、海潟漁港整備事業の県負担金の増額によるもので、公共事業等債の補正でございます。

観光施設整備事業は、高峠公園のトイレを洋式化しますが、その財源に辺地債を充当するものでございます。

中学校施設整備事業の学校教育施設等整備事業債は、グラウンド整備、武道館新築工事、プール改築工事の設計業務委託の増額と特別教室備品の減額を補正したものでございます。

臨時財政対策債は、本年度発行可能額が確定したことによる補正でございます。

当初予算で御承認いただいておりますそれぞれの事業の借り入れ分を右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借り入れ総額を繰り越し分

を除いて追加分と変更分の合計額7億7,278万9,000円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。12ページをお開きください。

3款民生費の3目障害者福祉費の委託料でございますが、障害者福祉サービスシステム導入に係る保守料等でございます。

次に、13ページ、4款衛生費の3目予防費の委託料は、ポリオワクチン予防接種委託料でございますが、9月以降生ワクチンから不活化ワクチンへ変更になるため、集団接種から個別接種となり経費がふえたものでございます。

次に、同じページの9目潮彩町排水処理施設事業費の積立金は、平成23年度決算分を当基金へ積み立てるものでございます。

14ページをお開きください。

農林水産業費、10目堆肥センター費の需用費、修繕料は、生ごみ搬出コンベヤーの修繕、制御機器交換等の緊急を要するものでございます。

次に、15ページの4目漁港建設費の負担金、補助及び交付金は、海潟漁港に係る県営事業負担金でございますが、事業費が増額になったものでございます。

同じページの商工費、2目商工業振興費の負担金、補助及び交付金は、プレミアム付商品券発行事業補助金で、かごしま産業支援センターの2分の1の助成事業でございます。

3目観光費の委託料、重点分野雇用創出事業は、県の基金事業によります垂水市周遊観光バス運行事業と猿ヶ城溪谷旧キャンプ場の整備事業でございます。

次に、下段にあります。土木費の1目道路維持費の負担金、補助及び交付金、地方特定道路整備事業費負担金は、地方債の補正で申し上げましたように県道垂水南之郷線整備に本年度から5%の市負担金が発生したことに伴う予算措置でございます。

17ページをごらんください。

教育費の3目中学校施設整備費の委託料は、グラウンド整備、武道館新築、プール改築工事に係る実施設計委託料でございます。

次に、18ページの災害復旧費、1目農林水産業施設単独災害復旧費の使用料及び賃借料は、梅雨時期の豪雨災害によるのり面崩壊等の土砂除去等重機借上料でございます。

以上が歳出の主なものですが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますようにそれぞれの事務事業に伴う国・県支出金、基金繰入金及び市債などの特定財源を充て、一般財源は前年度繰越金、臨時財政対策債等を充てて収支の均衡を図っているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川尻達志議員 委員会が違うので大枠だけ御質問させていただきます。

武道館の新築工事なんですけれども、多分武道を選択をせんないかんという中で出てきた話だと思うんですが、授業中は武道はどれをされるのかということと、市の武道館も含まれてまいります。この武道館の日中の多分学校の授業についての日中の武道館の使用状況は今、どうなっているか。

2点お願いします。

○学校教育課長（牧 浩寿）武道のことでございますが、教科は柔道を行う予定になっております。

あと日中の使用の状況でございますが、ただいま状況を把握してございませんので、また後もって御報告をいたします。

○川尻達志議員 今、武道館はどこが管轄しているの、社会教育課でしょう。（「そうです」

という者あり）

○社会教育課長（瀬角龍平）武道館につきましては、空手とかスポーツチャンバラですね、そういうところを使っていると思います。

○川尻達志議員 社会教育課、利用状況を把握していないというふうに、今、垂水市もここ非常に財政が厳しい中で、少なくとも言わないんですよね。この市の武道館の利用状況を調べた上でこういう予算は出されているんですか、そのこと。要するに費用対効果ということを考慮された上での事業費であるのか非常に疑問に思いますが、ここいらについてどういう検討をされますか。

○教育長（肥後昌幸）現在、中学校では柔道を市の武道館でやっているわけですがけれども、学校のほうでは行き帰りにかなりの時間をやっぱり要するわけですね。そして、学校のほうで、例えば50分の授業の中で往復で10分以上のロスがあると。ということで、何とか早く武道館をつくってほしいというのはずっと要請がありました。

ですから、今後もこれはずっと続いていくわけですので、これから先もずっと市の武道館を使っていくとなりますと非常に不便を中学校に課すこととなります。ですから、将来的に考えて、ぜひこれはつくっておくべきだということでこのようにしております。

○川尻達志議員 ありがとうございます。

積然としない理由があるようなんですけれども、終わります。

○議長（宮迫泰倫）ほかに。

○大園藤幸議員 この補正予算なんですけれども、概略でよろしゅうございますので、1億2,500万超の追加補正をされたんですが、上がってきた予算もされておりますが、各所管の例えば、それなりに市民ニーズにこたえるために要望の事項もしくはそれなりの積み上げの金額を提出されていると思うんですね。この諸般の要望額

に対して1億2,500万なりの数字がほぼ何%程度、何割程度の数字に値しているのかをちょっと教えていただければと思います。

○財政課長（北迫睦男）率につきましては、ちょっと把握をしておりますけれども、ほぼ満額に近い数字で補正予算のほうは、今回につきましては計上しております。小さな旅費とか需用費とかその辺を若干カットしている程度でございます。

○議長（宮迫泰倫）ほかに。

○持留良一議員 2点だけ。

農水費、これはまた委員会でも議論になるかというふうに思うんですけども、堆肥センターの修繕料の問題が、今回も約1,700万ほど計上をされているということで、緊急なものとして提案をされているんですけども、この修繕の原因、要因は何だったのかということと、この間の委員会でもいろいろ議論されていて、その方向性、この堆肥センターの方向性も当然一方では議論もされてきているというふうに思うんですが、この現時点でどのような今後の堆肥センターの方向性について議論されているのか。莫大なこの間の修繕の累計を凶ると相当な額になるかなというふうに思いますけれども、その点についてお聞きしたいということ。

あと、今回バリアフリー化というか、教育費関係も含めて、観光施設も含めてトイレの洋式化が出てきているんですけども、これを見るとまだまだ実際上対応されていない施設がまだあるのかなというふうに思ってしまうんですが、実際上このあたりは、現在調査をして計画的にやっていくのか、それとも今回このような形で要望が出されたからやるのか、そのあたりについて予算の計上のされた経過についてちょっとお聞きしたいと思います。

2点です。

○農林課長（池松 烈）ただいまの持留議員の御質問でございますが、実は開設から10年を

経まして、さまざまな箇所に修繕を要するところがありまして、今回、当初額に不足を生じたために増額補正を行うものでございますが、修繕箇所の主なところでございますが、金額の大きなものから制御機器の交換、修繕ということで、電気機器の部品等がほとんど製造中止に及んでおりまして、部品調達によります部分修繕より交換修繕のほうが金額的に安価で対応ができるというところがあります。また、修繕箇所の統合ですね、一緒にやること、それから早期の修繕、影響があるところを早目に修繕をすることで全体的な調整を図るということで、修繕料の経費節減に努めているところでございます。

それから、今後の堆肥センターの件にしても非常に経費がかかるということで、どのような議論をしているかということでございますが、これにつきましては、市長のほうから検討の俎上にのせるようにということで、今、うちのほうで、係のほうでいろいろと資料関係を集約しているところでございます。内容的につきましては、過去10年間で修繕料が幾らぐらいかかったのか、あとそれと、例えば生ごみをどのようなふうに変換することによって、いわゆる経費がどのように派生、広がっていくのかというのを検討、今しているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（北迫睦男）トイレの洋式化の御質問でございますが、庁舎でありますとか学校施設あるいは公民館、そういったところは投票所等にもなりますので、そういったところは随時要望があったときに整備したりしております。

今回の高峠公園の整備につきましても、主管課の要望で対応いたしましたわけでございますが、すべての公共施設ですべて洋式化されているかというところまで、全体はまだ把握しておりません。各課の要望に対応しながら予算措置をまいりたいと思います。

○持留良一議員 堆肥センターの問題というの

は、今いろんな形で、例えば福岡の大木町なんかも生ごみだけで処理して、メタンガスを発生してその電気を活用するとか、それから大崎町あたりでももう独自に堆肥センターをつくって、経費のかからない、5,000万ほどでしたかね、そういう形でやっているの、やっぱり私たちはこの教訓に立ってきちっと今後の方向を目指していかないといけないと思うし、当面はやはり先ほど課長が言った形で、経費のかからない形で対応していくというのが、市といわゆる政府の関係でもでしょうし、当然堆肥センターそのものの機能が役割を果たしていないと、農家の方々も含めて大変な迷惑をかけるので、やっぱりそのあたりはそんなふうにしていただきたいなと思います。

ただ、もう一つ、このバリアフリー化の問題なんですけれども、ぜひやはり要望があったからというのじゃなくて、市民の皆さん、日常公共施設を利用したりしながら大変問題を抱えていらっしゃる方々もいらっしゃいます。特に障害者、女性の方々も含めてですね。それから学校における体をけがをしたとかということによっての問題もありますので、ぜひこのあたりはきちっと調査をして、早急に計画化して、具体化されることを最後は要望したいと思います。

以上です。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑は。

○池之上 誠議員 商工費の部分で、プレミアム付商品券ですね、これは昨年、一昨年度15%だったですかね、それでやっていた経緯があるんですけれども、それと一緒に考え方でいいのかな。

そして、言えば前が15%だったですか、ちょっと覚えてないんだけど、今回は1,000万ということは1億に対しての1,000万で、10%のプレミアムをつけるのか、その辺の形態はどうなんですか。

○商工観光課長（塚田光春）ただいまの池之

上議員の御質問なんですけれども、プレミアム付商品券につきましては、昨年、一昨年実施しましたけれども、この段階では15%のプレミアムがついております。それで、今回も15%で、原資が1億で1億1,500万、やはり1,500万のプレミアムを要求したんですけれども、基金のほうからやっぱり1,500万カットになりまして、1,000万になっております。

そこで、今後は商工会と協議しながら、例えば1億の10%の1,000万でいくのか、それともやはり15%のプレミアムをつけて7,600万ぐらいでいくのか、今後、商工会と理事会の中でまた協議しながら決めていきたいというふうに思います。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第49号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第50号～議案第55号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第14、議案第50号から日程第19、議案第55号までの議案6件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第50号 平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第51号 平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第52号 平成24年度垂水市病院事業会計補

正予算（第1号）案

議案第53号 平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第54号 平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第55号 平成24年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○市民課長（野妻正美）議案第50号平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように今回の補正額は、歳入歳出とも3,872万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を27億4,949万円とするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。

歳出から申しますが、平成24年3月から5月診療分の3カ月間の医療費を参考に、一般分、保険給付費の年間所要額見込みに伴う補正と社会保険診療報酬支払基金や国保連合会等からの通知に基づく補正でございます。また、歳入補正に伴い、財源組みかえを行っております。

次に、歳入ですが、平成24年度の国保税が確定したことと、社会保険診療報酬支払基金や国保連合会等からの通知に基づく補正を行っております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、省略させていただきます。

歳出から款ごとに御説明いたします。

9ページをお開きください。

2款の保険給付費ですが、3月から5月診療分の医療費をもとに本年度における給付費の見込みに伴う補正と歳入補正に伴う財源組みかえを行っております。

10ページをお開きください。

3款後期高齢者支援金等、その下の表の4款前期高齢者納付金等、その下の表の5款老人保健拠出金は、いずれも社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく補正でございます。

11ページですが、6款介護納付金につきましても、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき補正するものでございます。

次に、7款共同事業拠出金は、国保連合会からの通知に基づき補正するものでございます。

次の8款保健事業費は、平成24年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付申請に伴う財源組みかえと未受診者対策事業の必要経費を補正するものでございます。

一番下の表の11款、次のページにわたりますが、諸支出金は、平成23年度交付金の額の確定に伴い国や社会保険診療報酬支払基金への平成23年度分の返還金が生じたため補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、平成24年度の課税額が確定したことに伴い補正するものでございます。

次に、下の表の4款国庫支出金は、次のページにわたりますが、保険給付費の減額に対応すべき負担金、高額医療費、特定健康診査等負担金、出産育児一時金補助金の交付申請書に基づき補正するものです。

5款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等療養費の交付金決定通知に基づき補正するものです。

6款前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金決定通知に基づき補正するものです。

7款県支出金は、国保連合会からの通知に基づく高額療養費共同事業負担金と鹿児島県からの交付決定通知に基づく特定健康診査等負担金を補正するものです。

次に、8 款の共同事業交付金は、次の 8 ページにわたりますが、国保連合会からの通知に基づき補正するものです。

11 款繰越金は、平成 23 年度の療養給付費交付金の返還額の確定及び 23 年度事業実績の確定に伴い、それぞれ補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（白木修文）議案第 51 号平成 24 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案について、御説明いたします。

今回の補正は、平成第 23 年度決算に伴う国・県等への返還金や基金への積立金などが主なものでございます。

1 ページをお願いします。

今回の補正の額は、歳入歳出にそれぞれ 4,132 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 20 億 3,303 万 1,000 円とするものでございます。

まず、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

5 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の補正額は、介護給付費準備基金への積立金 2,210 万 5,000 円でございます。

2 款保険給付費、1 項サービス等諸費、1 目サービス給付費、次の 3 目地域密着型介護サービス給付費の補正額は、住宅改修費及び高額医療合算介護サービス費に不足が見込まれることから、今回組みかえを行うものでございます。

次の 2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費の補正は、福祉用具購入費補助金に不足が見込まれることから、今回、組みかえを行うものでございます。3 目地域密着型介護予防サービス給付費の補正は、当初見込んでいなかった要支援 2 の利用者が発生したことから、所要額の補正を行うものでございます。

6 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高

額医療合算介護サービス費の補正は、過年度分の申請増により高額医療合算介護サービス費に不足が見込まれることから補正を行うものでございます。

6 ページをお願いします。

3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業費・任意事業費、2 目権利擁護事業費、次の 3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正は、派遣職員の変更による組みかえ補正でございます。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金の補正額は、23 年度事業費確定によるもので、その内訳は、国庫支出金の返還金が 302 万 7,000 円、県支出金の返還金が 577 万 4,000 円、支払基金交付金の返還金が 150 万 4,000 円でございます。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金の補正額は、同じく 23 年度事業費確定によるもので、一般会計への返還分でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

4 ページをお願いします。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金及び 4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支援交付金の補正額は、平成 23 年度決算に伴い追加で交付されるものでございます。

最後に 8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金の補正額は、平成 23 年度決算額の確定により、今回補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案第 52 号平成 24 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 1 号）案について御説明を申し上げます。

今回の補正の理由は、災害時対応の設備整備による建設改良費の追加補正でございます。

1 ページをお願いします。

資本的収入及び資本的支出の補正後のそれぞ

れの予算額は、資本的収入合計を5億3,524万3,000円、資本的支出合計を6億9,051万1,000円とするものでございます。

補正内容につきまして御説明いたしますので、4ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございますが、まず、支出は、災害時に使用する発電機及び衛星携帯電話の購入費用でございます。現在リース対応しております発電機を新たに購入するものでございます。衛星携帯電話は、災害により固定電話、携帯電話が使用できないときの通信機器として購入するものでございます。

なお、収入につきましては、県補助金の地域医療再生臨時特例基金事業補助金で対応しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生活環境課長（森下利行） 議案第53号平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、平成23年度繰越金の確定に伴う補正が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

補正の額は、歳入歳出それぞれ257万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,178万3,000円にするものであります。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項1目の一般管理費の11節の需用費につきましては、牛根境地区の国道歩道整備に伴う下水道マンホールのかさ上げのための修繕料でございます。

3款諸支出金、1項1目の繰出金につきましては、前年度繰越金を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、歳入でございますが、4ページ

をお開きください。

1款使用料及び手数料、1項1目の使用料でございますが、平成23年度漁業集落排水処理施設使用料未納額の確定に伴い増額補正するものであります。

3款繰越金につきましては、平成23年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金の確定に伴い増額補正するものであります。

4款諸収入、1項1目の雑入につきましては、国道歩道整備に伴うマンホールかさ上げのための補償費でございます。

また、2款繰入金は、収支の均衡を図るため、一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（川井田志郎） 議案第54号と議案第55号につきましては、水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

議案第54号平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、平成23年度繰越金及び消費税の確定に伴い補正が必要になったものでございます。

1ページに記載してありますように歳入歳出それぞれ174万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,603万6,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、一般管理費でございますが、27節公課費は、平成23年度分の消費税の納付額を増額補正するものでございます。

3款諸支出金、繰出金につきましては、平成23年度繰越金確定に伴い増額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、前のページを

らんください。

1 款使用料及び手数料でございますが、平成23年度簡易水道使用料未納額の確定に伴い、増額補正するものでございます。

次に、3 款繰越金でございますが、平成23年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い増額補正するものでございます。これに伴い2 款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金を増額補正することによりまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第55号平成24年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、桜島降灰量の増大に伴う内ノ野の浄水場のろ過池清掃作業等の委託料に不足が見込まれますことから、補正が必要になったものでございます。

1 ページでございますが、2 条におきまして、収益的収入及び支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を99万5,000円に増額いたしまして、総額を2億1,718万円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第50号から議案第55号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第55号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△陳情第10号・陳情第11号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第20、陳情第10号及び日程第21、陳情第11号の陳情2件を一括議題とします。

陳情第10号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情

陳情第11号 市道田地明一垂桜線（25号）に大型車両の離合か所を作って戴く陳情

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいまの陳情2件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、陳情第10号及び陳情第11号の陳情2件は、いずれも産業厚生委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）明4日から10日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、11日及び12日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、5日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これにて散会します。

午前11時55分散会

平成 24 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 24 年 9 月 11 日

本会議第2号(9月11日)(火曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	宮迫章二
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	前木場強也
市民課長	野妻正美	消防次長	野元豊一
市民相談			
サービス課長	中谷大潤	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	白木修文	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	森下利行	学校教育課長	牧浩寿
農林課長	池松烈	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成24年9月11日午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

ここで、市民相談サービス課長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○市民相談サービス課長（中谷大潤）おはようございます。

去る3日の議案第42号垂水市暴力団排除条例案に関する堀内議員の質問に対しまして、私の解釈違いから間違った答弁をいたしておりましたので、本日、議長の許可をいただきまして訂正をさせていただきます。

堀内議員より罰則規定についてお尋ねがあり、鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例で規定があるとお答えいたしました。

垂水市暴力団排除条例案第4条第2項で、「市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し当該情報を提供するものとする。」という条文があり、情報提供の際は、県がしかるべき対処を行うとのことでありましたので、しかるべき対処を拡大解釈してしまいました。実際は、鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例において罰則規定はないとのことですので、おわびして訂正させていただきます。

△一般質問

○議長（宮迫泰倫）日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で

行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質問を許可します。

最初に、2番堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。垂水の新しい風の堀内貴志でございます。

きょうの質問は、私にとって2年目、6回目の一般質問になりますが、きょうはトップバッターとして登壇させていただいたこと、本当に光栄に思います。きょうはのどをちょっと痛めて声がかすれ声になっておりますが、最後まで一生懸命質問したいと思います。

そしてまた、多くの方がいつになく傍聴席に来ていただいていること、うれしく思っております。ありがとうございます。

それでは、本題に入っていきたいと思います。

さて、去る8月31日、衝撃的なニュースが新聞にぎわせました。内閣府が、東海沖から四国沖に当たる南海トラフ沿いで巨大地震が起きた場合の被害想定に伴う政府推計を発表したことです。前回2003年の推計では2万4,700人とし、昨年3月に発生した東日本大震災の死者、行方不明者の約1万9,000人をも大きく上回る深刻な被害推計です。関東から西の30都道府県での死者数は、最悪32万3,000人に及ぶ壊滅状態に陥るとされ、そのうち津波被害がその7割を占めると言われ、鹿児島県でも死者数1,200人、全壊・焼失5,900棟に上ると想定しています。

この地震が発生する確率は極めて低く、過度に心配する必要はないとされておりますが、東日本大震災以来、「想定外」という言葉がはやっており、私たちは想定外のことを想定内のこ

とだという認識のもと、この政府推計を念頭に置いた防犯対策を真剣に検討しなければならない時に来ているのではないかと思います。政府は、早期の避難や対策の徹底で約8割の被害を食いとめることができると話しており、一人でも多くの命を救うためには、今どうするんだということを個人も、家族も、地域も、そして自治体ももっと真剣に考え、行動することが重要だと考えています。

それでは、通告に従いまして、本日は大きく4つの項目について質問をさせていただきますが、まず1つ目は、今、話した南海トラフ大地震政府推計に関し、その中でも自主防災組織の体制強化について、的を絞ってお尋ねしたいと思います。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、人的被害は、死者6,434名、行方不明者3名、負傷者4万3,792名という戦後最悪の極めて深刻な被害をもたらしたと言われていましたが、それから6年後の昨年3月11日に発生した東日本大震災では、人的被害は、死者1万5,869名、行方不明者2,847名、負傷者6,109名と被害の範囲も岩手、宮城、福島県などの太平洋側を中心に想定外、けた違いの被害をもたらしました。

そして、さらに8月29日、内閣府は、近い将来発生するであろう南海トラフ大地震の被害想定数を発表し、国民は間近に迫ってくるであろう地震災害に驚異を示したと思います。今後の課題は、想定外の自然災害からいかに一人でも多くの人命を守り、被害を最小限に食いとめるかが問われることとなります。

垂水市では、4月25、26の両日、垂水市で24年ぶりとなる鹿児島県総合防災訓練が開催されました。鹿児島県や隣接の自治体、自衛隊、消防など約59の機関や団体が参加し、さまざまな被害を想定した大がかりな防災訓練が市内各地で実施されましたが、こうした避難訓練は、被

害を少なくするための訓練の一つだと思いますし、地域住民の防災意識を高めるという意味からも大変重要なことだと思います。

しかしながら、多くの課題もあるのではないかと感じています。

例えば実際に大規模な災害が発生した場合に、被災エリアが膨大な中で、自分たちがいる地域に自衛隊や警察、消防などの救助機関が来てくれるかということです。私は、まず無理だと思っていますし、そうすると一時的には自分の命は自分で守るということであり、自分たちの地域は自分たちで何とかしなければ命は助からないということだと思います。実際に阪神・淡路大震災のときには、家屋の倒壊による生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち約95%は自力または家族や隣人に救助され、消防などの公的な機関に助けられたのはわずかに1.7%だったというデータもあります。そうすると、まずは一人一人が防災意識を高めるといことと、救助隊を当てにしない地域ごとの訓練が必要になってくるということです。実際に災害が発生したときに個人としてどのように動くのか、地域に自主防災組織があるのであれば、その組織とどうやって連携した救助活動をするのか、そんな訓練も重要になってくるのではないかと思います。

防災対策の基本は3つあると言われています。1つは自助、2つ目は共助、3つ目は公助。自助とは、住民一人一人が自分の命は自分で守るということです。共助とは、地域住民が連携してまちの安全はみんなで守ること。公助とは、行政が災害に強い地域の基盤整備を進めることということですが、これら3つの基本がうまく連携を保って防災対策は効果を発揮することができるということです。

そこで、私が今回取り上げたいのは、自助・共助の2点です。災害が大きくなればなるほど被災者は膨大になり、情報は混乱し、道路や橋

梁等の公共施設が被害を受けるために防災機関などの適切で迅速な対応は困難になります。このため、発生直後の人命救助や初期の消火活動や避難誘導などは、近隣住民の協力が大きな役割を果たすことになり、そのためにも住民の地域の実情に応じた自主防災組織が重要な役割を果たすことになってくると思います。

そこでまず、8・29内閣府から発表された南海トラフ大地震の政府推計から見て、垂水市ではどこまでの被害が想定されているのか。

さらに、これから重要になってくる自主防災組織ですが、垂水市では各地区に自主防災組織を立ち上げて、特に市木地区の防災組織は、県内外から視察が殺到していると聞いていますが、垂水市の自主防災組織の現状について伺いたします。

2つ目は、全国学力テストの結果と学力向上の課題についてお聞きします。

文科省は、8月8日、小学6年生と中学3年生を対象にした2012年度全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果を発表しました。全国学力テストの都道府県別平均正解率を見ると、目立って成績の上位な県は、小学校・中学校とも秋田県です。続いて北陸3県、福井、石川、富山が全国平均を大きく上回っています。気になるのは、全国に比較して鹿児島県はどうか、垂水市はどうかということですが、新聞記事によりますと、「鹿児島県は中学生の全科目で全国の平均に比較して平均以下」と大きな見出しで報じられています。

私も現在小学校2年生と6年生の子供を持つ父親ですが、一番気になるのは垂水市の結果です。やはり垂水市の多くの子供たちは、これから大人になっていく中で、鹿児島県内だけでなく全国レベルで戦える学力や人間性を培ってほしいという気持ちがいっぱいです。何もこの学力テストの結果がすべてでないことは十分に承知していますが、果たして垂水市に居住してい

て本当に学力が向上するのだろうか、全国レベルで戦える人間性は培えるのかという心配があります。未来を背負う子供たちです。現在、垂水市で公立学校に通っている子供たちが、やがては垂水市の将来を担ってくるものと思っていますし、そういった意味で、子供たちをよい方向に育て上げ、子供たちの学力を少しでも向上させることが垂水の将来のために重要な課題の1つであると思っています。

そこで、まずお聞きしたいのは、2012年度全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果で、垂水市の児童生徒の全国レベルに対する県内比較、あわせて全国比較の分析結果についてお尋ねします。

2つ目は、やはり何かを行ったらその結果を確かめ、結果を分析して将来どのように生かすかということで改善があると思います。学力テストの結果についてどのように受けとめているのか。

今後、どのような学力向上のための取り組みを行うお考えかについて伺いたします。

3つ目は、垂水市の文化財についてお尋ねします。

鹿児島県教育委員会文化財課が発行する「文化財保護行政の概要」という資料を入手して拝見しました。主な内容は、次世代に継承すべき文化財について、市町村教育委員会と連携・協力して、国や県指定や国登録など推進する活動が記載されています。そして、その資料の中に鹿児島県内の国・県指定の文化財等一覧表がありましたが、見て驚きました。垂水市の指定数は、県内でも一番に少ない自治体です。国指定はゼロ、県指定でも1点のみです。ことしの7月に県指定が1点追加されましたので、正式には2点ですが、それでも一番少ない自治体です。

隣接の市と比較してみましたところ、霧島市は33点、姶良市は31点、志布志市は21点、鹿児島市、鹿屋市も少ないほうですが、それでも県

指定が4点あります。

私が、昨年12月の議会で、垂水市の史跡に関する資料の保存方法について質問した中で、瀬角課長は、「市内の至るところに歴史的な遺跡や文化財が残されている。県指定文化財の勝軍地蔵1点、垂水市指定の文化財16点、その他未指定文化財約70点、国指定級と言われている終原貝塚を初め市内8カ所で埋蔵文化財も発掘されています。」と話されました。

私は、垂水市には多くの史跡や埋蔵品があると思っていましたが、国や県が指定するような文化財はなかったのでしょうか。

そこで、まずは、なぜ垂水市の文化財の個数は少ないのかについてお尋ねします。

それと市の指定文化財一覧表を見ますと16点ですが、この資料について、国や県の指定に昇格できないのかについてお尋ねします。

4つ目は、福島原発の汚染された土の最終処分場として、南大隅町が候補地に挙げられたことについてお尋ねします。

8月23日に夕方の全国ニュースで、福島原発事故で放射性物質に汚染された土などを捨てる最終処分場の有力候補地に鹿児島県南大隅町が浮上していることが報じられました。今回の報道について細野環境相は、具体的に自治体に打診してはいないと否定し、地元の森田町長も、国から正式な打診はなく、誘致もしていないと同じく否定していますが、こうした報道がなされたということは、自治体や住民の知らない水面下で話が進んでいることは間違いのない事実だと思います。政府は、候補地選定を進めているのが事実なら、その経緯と状況を鹿児島県と地元で説明をしなければならないと思いますし、県と町は情報収集に全力を挙げて住民の疑問や不安に答える責務があると思います。

今回の報道を受けて、尾脇市長を含む大隅半島の4市5町のすべての市長が、最終処分場建設に反対を表明し、伊藤知事も先週の9月7日

金曜日のテレビニュースでマスコミに対して正式に反対表明をされました。

自然豊かな大隅半島が放射能に汚染される可能性を否定できないし、住民の不安も増大する、大隅半島は、農業、水産業、畜産業のまちで、食の供給基地です。汚染された土を受け入れると、第1次産業の農業、水産、畜産が壊滅的な打撃を受けるだけでなく、風評被害により観光にも大きな影響を与えることになり、これから頑張ろうとしている大隅半島は二度とはい上がってこれない状況に陥ることになるのではないかと心配しております。

福島県民を含めて被災地域の方々の厳しい状況は十分に理解していますが、単なるがれき処理と違います。南大隅町に持ち込もうとしている土には間違いなく放射能が入っています。そして今回の取り除いた土から放射能が消えるには何十年もかかると言われており、被災した方々はその怖さは十分に体験されているはずですが、報道があってから2日後に南大隅町で反対集会が行われましたが、その席上で、福島県南相馬市に行っておられた女性から、「この問題は日本全体の問題ではあるが、福島県民も汚染土の県外持ち出しに賛成はしていない。福島県民と同じ苦しみをほかに味わってほしくない」と話されています。

私は、この問題は垂水市民も一斉に立ち上がって、断固反対という強い意志のもと、放射性物質に汚染された土などを捨てる最終処分場の有力候補地の阻止の行動をとらなければならないと考えていますが、市長の見解をお聞きします。

これで、1回目の質問を終わります。

○総務課長（山口親志）おはようございます。

堀内議員の南海トラフ地震の想定、自主防災組織の現状についてお答えいたします。

内閣府が南海トラフ大地震の発表で、垂水市への津波の予想が初めて示されました。鹿児島

県で死者が1,200人、建物全壊が5,900棟という数字も示されましたが、この数字で各市町村がどれぐらいの数字という特化された数字は示されておらず、今、県内で1,200人と5,900棟という数字であります。

そこで、本市も危機管理監を中心に今回出されました南海トラフ巨大地震の情報等の整理を行っているところであります。現在の到達予想では、約3メートルから4メートルの津波が大地震が起きてから約2時間ぐらいで本市に到達する予定であります。いかに早く逃げてもらうか、逃がすかの対策を今後とっていかねばならないと思っております。議員の指摘のとおり、ここでお願いすることで重要になってくるのが自主防災組織の充実であると思っております。

自主防災組織の現状としましては、平成14年、17年の本市の大災害を受けまして、当時の組織率が約10%でありましたが、地域の方々の御理解をいただきまして、平成24年8月現在で組織率が約90%を超えております。振興会の数で言いますと、144振興会のうち131振興会で組織していただいております。それ以外にも各施設で組織をしていただいております。

以上が現状であります。

○学校教育課長（牧 浩寿）堀内議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、垂水市の児童生徒の全国及び県内対比の分析結果についてでございますが、本年度の本調査は、小学6年生と中学3年生を対象にこれまでの国語と算数、数学における主として知識に関するA問題と主として活用に関するB問題のほかに理科が追加され、抽出方式によって4月17日に実施されました。その結果につきましては、8月8日に全国及び県の平均正答率が公表されましたので、本市との比較についてお答えいたします。ただし、本市のデータは抽出校及び利用希望校のすべての学校の結果を含んでおります。

小学校では、国語A・B、算数A・B、理科のすべての教科において、全国及び県の平均正答率を0.2ポイントから9.8ポイント下回りました。中でも理科は、全国及び県との差が大きかったです。理科の差が大きかったのは、複式指導を行うための指導法の関係で未習内容の問題が含まれていたことが一要因であると考えます。

中学校では、国語Aが0.4ポイントから1.5ポイント全国及び県の平均正答率を下回りましたが、国語Bは1.5ポイントから2.2ポイント全国及び県の平均を上回りました。また、数学A・Bと理科については、全国と同値、または0.3ポイントから0.4ポイント下回ったものの、県平均を1.0ポイントから2.4ポイント上回りました。

次に、本調査の結果についてどのように受けとめているかということですが、本市では、小学校の学力が課題として浮き彫りになりました。中学校においては、全国及び県の平均並みという状況ではありますが、まだまだ十分な学力を身につけさせる必要があると考えます。

また、主として知識に関するA問題と主として活用に関するB問題の正答率を比較してみると、小学校も中学校も主として知識に関するA問題の正答率が約60%から約80%あるのに対して、主として活用に関するB問題の正答率は約50%から約65%であり、知識を活用する力を育成することも課題であると言えます。教育委員会といたしましては、本市のこのような状況を喫緊の課題として受けとめております。

今後、どのような学力向上のための取り組みを行うかということですが、今後は次のことに取り組んでまいります。

まず、教職員の現状に対する危機意識を喚起し、各学校が指導法改善に努めるように指導いたします。そのために本調査における本市の平均を各学校に公表し、各学校が自校の現状を比較できるようにします。そして、今年度見直し

た考える・わかる・力をつける授業モデルをもとに毎時間の授業を力をつけるということに視点を置いてさらに充実させてまいります。また、電子黒板等のICT機器や県が作成している鹿児島チャレンジ、鹿児島ベーシックを有効に活用し、学習内容の確実な定着を目指すとともに、活用力を伸ばすための工夫も行います。

次に、各種研修会の充実にも努めてまいります。そのために校長研修会及び教頭研修会、教務主任等研修会において学力向上を図るということを中心に据えた研修を行います。

以上のことを小・中・高の連携の強化を図りながら取り組み、学力の向上に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平） それでは、堀内議員の垂水市の文化財についての御質問のうち1つ目、なぜ国や県の指定文化財が少ないのかという御質問についてお答えをいたします。

国が指定した文化財とは、国内に所在する建造物、美術工芸品、民俗芸能等の有形・無形の文化財のうち、文化史的、学術的に特に重要なもので、文化財保護法に基づいて指定された重要文化財のことであります。

県の指定文化財も国指定の文化財に準じ国が指定をいたします。したがって、国や県の文化財指定については、基本的には国や県が重要だと認めたものについてのみ受けられるものであり、市がその重要性を説いても、国や県がその価値を認めなければ指定を受けられるものではございません。

しかしながら、社会教育課文化係といたしましても、指定が来るのをただ待っているというわけではなく、本市にあります文化財のうち貴重なものについては、県文化財課を通じて県の文化財保護審議委員の先生方に情報発信をしておるところでございます。

それらのうち特に貴重なものについては、や

はり県文化財課を通じて文化庁へ情報発信をしております。例えば昨年、林之城築城400年記念事業が実施されましたけれども、林之城の遺構であるお長屋については、既に県文化財保護審議委員の先生に数回視察に来ていただいております。また、今年度県指定を受けました柗原貝塚の出土品についても、国指定が受けられないか県文化財課から文化庁へ打診をしていただいております。

しかし、鹿児島県内の43市町村、全国の1,719市町村から、本市と同様に情報発信がなされており、県・国レベルで重要だと認められるのはなかなか容易ではないという状況を御理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、市の指定文化財が国や県の指定に昇格できないのかという御質問についてですが、本市には、現在19点の市指定文化財がありますが、これらの文化財については、市の指定を受けた段階で県文化財課と文化庁へ報告をすることになっております。つまり、市の指定段階でその文化財が県・国の指定に相当するものか、県文化財課や文化庁により確認がなされていることとなります。現に平成20年7月、市の指定になりましたけれども、島津墓地の場合は、国・県より島津本家や他の一門家の墓地と一緒に国指定にしたいと、そういうお話をいただいております。したがって、今のところはお長屋・島津墓地以外には、県・国指定に相当するものはないと考えております。

先ほども御説明いたしましたように本市の貴重な文化財については、積極的な情報発信をしておりますけれども、全国の市町村が本市と同じように情報発信をしているという状況の中、国・県レベルで重要度を認定されるのはなかなか容易ではないという状況でございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 皆さんおはようございます。

堀内議員のまず福島原発の汚染土の最終処分場として南大隅町が候補地として挙げたことに関しての私の見解についてお答えをいたします。

このことは、8月23日、東京電力福島第一原発事故で発生した放射性物質汚染土の最終処分場を南大隅町に建設する計画があったとされた報道があったことが発端になります。

私は、垂水市長として、被災地の方々の置かれている大変厳しい状況については十分理解するものであります。しかしながら、現状から判断をして、大隅半島の産業などを考えるに、汚染土の持ち込みについては断固反対するという考えであります。また、大隅半島4市5町の意見を取りまとめるべきとの声もあり、4市5町首長の共通コメントを用意するとのことでありましたので、報道のあった翌24日には、私の考えとしてその旨お伝えしております。

2点目の今後のこの問題に対する行動につきましては、28日の新聞報道にもありましたように、大隅半島4市5町首長による共通コメントが発表され、「大隅半島は、農業、水産業、畜産業のまちで、食の供給基地。汚染土を受け入れると産業に壊滅的な打撃を受ける」と鹿屋市長が記者会見されたとおりでありまして、食の供給基地としての大隅半島を守るために、今後何らかの動きがあった場合は、4市5町で早急に対処することとしております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

これからは一問一答方式でお願いいたします。

総務課長のほうから、南海トラフ被害に対する垂水市の被害推計はまだ出されていないと言いつつも、津波が3メートルから4メートル想定されているということです。3メートル、4メートルくれば、ほぼ市内の中心地には水が入ってまいります。被害が拡散するのは当然のことだと思っております。ですから、徹底した防災対

策、これが今後の課題ではないかと思っております。

防災組織について、24年度の調査で90%達成しているということですが、厳しい言い方をすれば、組織結成率90%、これで満足しているのではないかと私は思います。それぞれの地域の活動にも温度差がありますが、その温度差をなくすることも行政の一つの仕事だと思っております。

地区防災組織を立ち上げる上において、地域にお願いして、そして県にその達成率を報告し、それで満足することなく、今後どのような活動をするか、要は、災害が発生したときに機能する組織でなければならないということです。どうやったら積極的な活動が展開できるのか、そこまで踏み込んだ情報を行政として指導してほしいと思っております。

そこで、自主防災組織の体制強化という点では、今後どのように取り組みをされるのかについてお伺いします。

○総務課長（山口親志） 2回目の質問にお答えします。

組織率は上がってきておりますが、決して満足していることはありませんし、災害を最小限に抑えるためには、自主防災組織の充実が必要不可欠であると考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり居住地によります災害要件等が異なること、また自主防災組織の会長と振興会長を兼ねておられるケースが多く、交代と同時に組織の再構築を図らなければならないなど取り組みに確かに温度差があるようであります。

ただし、東日本大震災を受けまして、各自主防災組織の活動が活発になってきております。会長より独自訓練への積極的な指導要請があり、地域とともに訓練を行い、同じ危機意識を共有しております。危機管理監を設置しておりますが、危機管理監もその要請に参加しまして、災害対応について情報共有を行っております。住

民の意識の高いこの時期に地域と一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

今回、南海トラフ地震においてしっかりした情報を整理しまして、自主防災組織と危機意識を共有することで体制の強化に努めてまいります。

また、年1回であります、自主防災組織のスキルアップ研修会を11月に開催予定をしておりますので、今回のこの南海トラフ巨大地震等を含めまして、共助の観点から自主防災組織の体制強化のお願いをしましてまいりたいと思っております。

以上であります。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

南海トラフ大地震、新聞たくさんこうして私、切り抜いてまいりました。間近に迫っておりますので、ぜひ的確な対応をしていただきたいと思っております。

共助の部分はわかりました。最後は自助の部分について。

住民の防災意識を高めることもやっぱり大切だと思います。東日本大震災で防災訓練をしていたところ、それにもかかわらず、避難に遭われた方が多く報道されております。垂水市でも防災訓練がなされました。私も参加しましたが、その防災訓練は、警察や消防、自衛隊などの活動内容と訓練の確認が優先された訓練ではなかったかなと感じます。

何を言いたいかといいますと、先ほど冒頭で話しましたように、自助・共助の訓練が少なかったというように思います。決して夏にあった防災訓練が悪いというのではなくて、これからは自助・共助を優先された訓練を仕上げなければならないと思っております。

防災訓練の基本は、自助・共助。一人でも多くの命が助かるためには、日ごろから積極的な防犯意識を高めた上で、避難場所、避難経路の確認、非常食の確保、さらには、防災器具など

の点検整備を確認することが大切だと思います。

そこで、地域の住民の防災意識を高める必要性について。さらには、どのような今後取り組みをなされるのか。この2点についてお尋ねします。

○総務課長（山口親志） 自助についての取り組みであります、自然の力を人の手で押さへ込む防災対策から、自然の力と戦うより防災・避難の意識を持っていただき、減災対策に努めていかなければならないと思っております。「自分の命は自分で」が防災のスタートであり、また最終目標であると思っております。

しかしながら、要援護者、高齢者対策、避難所の整備等公助の果たす役割も重要であることの認識を持っております。自主防災組織だけをお願いすることもできません。自助・共助・公助が一つになって、避難及び命を守ることができると思っております。

自助の意識を高めるためにさまざまな災害要因を整理しまして情報発信を行ってまいりたいと思っております。標高、本城川洪水、桜島火山の3つのマップを配布したのも防災への意識を持っていただくためであります。

危機管理対策室への各種会合時に、住民の方々から防災についての講習の参会要請も多くなってきておりますので、参加をしまして意識を高めてまいりたいと思っております。

あわせまして、今後の取り組みとしましては、防災に対する意識の高揚を図るために広報紙での防災情報の発信を行ってまいりたいと思っております。自助の協力をいただきながら、自助・共助・公助の一つになる手段を今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

行政のほうで一生懸命やっていただけたということ、本当に助かります。今、市民は、やっぱりこの南海トラフ、これが報道になってから

敏感になっております。私のところにも2人の方がその危機管理について訴えに参りました。

その話を聞きますと、やはり行政としてもしっかりとした対応をとらなければいけないなどというふうに考えています。この自助・共助の部分については、しっかりとした対応をお願いします。

そして、さらに公助の部分、行政が災害に強い地震の基盤整備を進めること、これについても課題はたくさんあると思います。きょうは自助・共助の強化についてお尋ねしましたけれども、公助については、次回また質問するということでよろしくお願ひいたします。

続いて、全国学力テストの結果と学力向上の課題について、2回目の質問をいたします。

先ほど課長のほうから、市内の中学校、小学校の成績についてお話がありました。中学校の成績が昨年に比べて向上していると、全国レベルにも負けないぐらいの成績になっているということで、すばらしいことだと思います。今後は、その結果が継続するように引き続き指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

小学校のほうについては、課題が残るということですが、やっぱりその学力テストをやった上においては、その結果を確かめて分析・検討して将来に生かすことが改善の余地でもありますので、しっかりと学力向上のために検討していただきたいと思います。

きょう川尻議員はお見えになっていますかね、この件については、川尻議員が幾度となく質問をされております。同じような答弁の内容ですけれども、前回、川尻議員が質問されたときに、やはり教育課長のほうがいろんな資料を出されました。鹿児島チャレンジだとか鹿児島ベシックなど、あと「垂水家庭学習キラリプラン」、これは家庭学習を向上させるプランらしいですけれども、そういう冊子をつくって広報しているということでもあります。

しかしながら、厳しい言い方言うようであれば、理論的なそれを見て、私は思うんですけれども、理論的な回答は100点満点だと思います。問題は、これを具体的に何をするか、その点が見えてこない。総論よりも各論をどうするか。結果を出すためには具体的には何をするんだというところまで踏み込んで検討してほしいと思っています。

さらに、川尻議員が教育長に質問した中で、教育長のほうから、学力向上について質問がされたときに、教師の仕事は授業だけじゃなくいろいろなものがあるが、最大の仕事は学年に応じた基礎学力をきちんと身につけさせることと話す一方で、家庭学習の時間が非常に短いことが原因と答弁されています。

そこで私は、教育長の答弁から、学力向上のキーワードは家庭学習の時間にあるというような印象を持ちました。家庭学習の時間が長くなれば学力が向上する。しかしながら、家庭で保護者が家庭学習させる習慣を身につけさせないから学力向上に結びつかない。そんな印象を持ちましたが、これについて教育長はどのようにお考えかお聞かせください。

また、確かに家庭で勉強する習慣というのがつくられていない家庭が多くあると思います。そこには理由として、子供任せだとか両親共働きだとかなどの理由がありますけれども、それぞれの理由がありますけれども、これをそのまましておいたのでは前進はないわけです。未来ある子供たちのために、これをカバーするために何か方策を考えなければいけないと思っておりますが、行政として、家庭で勉強しない子供たちの学力向上を図るための具体的な方策についてお考えをお聞かせください。

○教育長（肥後昌幸） 家庭学習の考え方についての私の考えをお答えいたします。

家庭学習は、学力向上を図る上で極めて重要でございます。先ほど議員がおっしゃいました

ようにことしの6月議会で川尻議員の質問に対して、平成22年度の全国学力・学習状況調査の結果から、垂水市内の小学生・中学生の家庭学習が不十分であったというふうにお答えいたしました。

しかし、23年度は東日本大震災でテストはありませんでしたけれども、今回の平成24年度全国学力・学習状況調査の結果を分析してみましたところ、小学生も中学生も全体的に家庭学習の時間がふえ、全国及び県とほぼ同じという状況でございました。

このことは、教育委員会が作成しました家庭学習の手引き「垂水家庭学習キラプラン」に基づき、家庭での学習時間をふやすとともにその習慣化を図るなど、各家庭で家庭学習のあり方の見直しを行うように各学校に対する指導を強化してきた結果が少しずつあらわれてきた結果であろうというふうに思います。

今後は、学習時間の量的な部分だけでなく、質的な視点からも学習の仕方や内容等のさらなる充実を図る必要があると思います。

また、保護者の中には、家庭学習に無関心な方もおられますので、子の実態に応じた家庭学習のあり方や学校における補充指導等を工夫し、児童生徒一人一人により確かな学力をつけていくように努力してまいりたいというふうに思います。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

教育委員会の指導があつて家庭学習の時間がふえたということは大変素晴らしいことだと思います。引き続きその家庭学習の時間数がふえるような施策を取り組んでいただきたいと思えますし、まずは教育長のほうからもお話がありました質と量、量だけふえたところで学力は上がりません。要は質です。質を上げるためには本人のやる気、どのように持っていくかということですので、そういう点も考慮しながら学力向上のほうに努めていただきたいと思えます。

この問題は、子供たちの性格によってさまざまです。やる子もおればやらない子もおる。やらない子をいかにやらせるようにするか、それが課題だと思いますので、やらない子に対しては、学校の放課後もしくは祝祭日を利用して補習授業をやるだとか、そういう点もあわせて検討していただければなと思います。

また、単に点数の向上というだけでなく、東日本大震災で示されたような命の大切さ、防災教育の重要性、あと生きる力を身につける教育、郷土の歴史や史跡を踏まえた教育、そのようなことは学力テストには出てきませんが、大変重要なことだと私は思っております。

現在、垂水市で育っている子供たちの中から将来の垂水市を背負って立つ人物が必ずあらわれると思いますし、大きくとらえれば、将来日本を背負って戦える人物を数多く垂水市から出したいというのが考えです。子供たちの成長は無量大だと思っておりますので、どうかあらゆる情操教育も含めた上で、しっかりとした学力向上の方策を検討願えればと思います。

続きまして、垂水市の文化財について2回目の質問を行います。

国や県の指定にするには大変厳しいという状況はわかりました。私は、文化財の資料の見方については素人ですが、それでも垂水の歴史・史跡・文化を勉強する上において、垂水市には貴重な資料がたくさん点在することを誇りに思っています。そして、国や県が認める資料を我がまちの自慢として県外の方々に情報発信して観光誘致に努めたいと、このように思っております。

そのような観点から、やはり1点でも多く県や国の指定をふやしていただきたいなという考えでこの質問をいたしました。

垂水市に現在点在する資料の中で、4点ほど私は素晴らしい資料があると思っております。その価値を含めて御回答願いますが、先ほどお長

屋と垂水島津家墓地については若干のお話がありました。省略してもらっても結構でございます。残り4点準備してまいりましたけれども、残りの2点は柘原貝塚です。

一部の方のお話を聞きますと、人骨や動物の骨などが出土しており、当時の食生活が推測調査できる遺跡ということで、霧島市にある上野原遺跡よりもランクが上ではないかという方もお見えになります。あとはお長屋、垂水島津家もそうですけれども、島津家の古文書があります。この古文書についても一部では国宝級と言われる専門家もおられますが、その2点についてお話をお聞きできればなと思います。

まだまだほかにも私の知らないところでいろんな資料が垂水には点在していると思いますけれども、とりあえずきょうのところはその2点、4点ですかね、2点は省略してもらっても構いませんが、その点についてお話をお願いします。

○社会教育課長（瀬角龍平） それでは、堀内議員の2回目の御質問にお答えをいたします。ちょっと早口ですけれども。

まず、柘原貝塚ですけれども、この貝塚は、過去数回にわたり発掘調査が実施された遺跡でございます。その重要性は、発掘当時から国指定級という評価をいただいております。しかし、指定を得るためには、遺跡の中心を走る農道を迂回する必要がある、その費用も市が負担する必要があるという問題からなかなか進捗していない状況でございます。

そこで、市民の方々に柘原貝塚の重要性を認識していただき、市民の方々からの要望として、遺跡の国指定化が上がってくるような、そういう機運を醸成させるべく、垂水市教育委員会ではこれまで平成18年度、22年度実施のシンポジウム、平成19年度には市民対象の説明会を実施することになりましたことに加えて、市内の子供たちへの移動考古展、それとか体験学習等さまざまな普及啓発活動を実施してきました。文

化係としましても今後もこのような普及啓発活動を展開をしていきますが、厳しい本市の財政状況にかなりの負担をかける農道の迂回という問題に直面せざるを得ない状況があり、長期的な対応をとらざるを得ないことを御了承いただきたいと存じます。

ただ、遺跡そのものには、このように問題がありますけれども、出土品のうち特に貴重なもの224点が、今年度4月に鹿児島県指定文化財に指定されました。これは委員お話しのとおりでございます。これにつきましては、県文化財課と相談をし、今後、国指定を得られないか検討をしている段階でございます。

2つ目に、平成21年度に寄附採納を受けました垂水島津家の遺品について御説明をいたします。

遺品につきましては、当時鹿児島大学教授でございました原口泉先生を初めとする数名の先生に見ていただいたところ、貴重な資料であるとの評価をいただきました。この評価を受けて、県指定文化財級の価値があるかどうか、平成22年度に県文化財課に打診いたしましたところ、これらの遺品について、どのようなものがどれくらいあるのかを目録としてまとめないと文化財の価値づけができないとの回答を得ました。

ただ、この目録の作成に関しましては、国からの補助金も活用できます。ただ、目録を作成するためには、文書の内容等についてある程度解説することが必要となってきますけれども、この解説作業には国からの補助金は活用できません。

そこで、鹿児島大学との包括協定を活用し、鹿児島大学の先生方にある程度の解説をお願いできないか相談をいたしました。現在、鹿児島大学の先生方が数回垂水に来られて資料の確認をされておりますけれども、何分お忙しいため、作業の進行状況は極めて遅い状況であります。このような状況であるため、文化財の価値づけ

については時間がかかることを御了解いただきたいと存じます。

あわせてお長屋についてですが、お長屋については、4代垂水島津家の当主であります久信が、慶長16年（1611年）に築城した林之城の楼門の片方の長屋の遺跡物であります。お長屋そのものが建築されたのが、厳密にははっきりいたしませんけれども、約400年近くの歴史を有するものと考えられるもので、県下には同様のものがなく、県指定文化財級の文化財であると認識をしております。

そこで、平成22年度に県文化財課に県指定化について打診をしたところ、お長屋は相次ぐ補修で建築当時の姿が大分失われているので、当時の部材が現在どの程度残っているかを調査する必要があるとの指示を得ました。

それを踏まえ、平成23年度は、当時の県文化財保護審議員である土田先生、平成24年度には、現鹿児島県文化財保護審議委員である揚村先生にそれぞれ調査をしていただいた経緯がございます。

県文化財として指定を受ける際、学術的な価値づけをするのは県文化財保護審議委員の方々ですので、両先生に調査をしていただいたということは、県の文化財指定化に向けて大きな前進と言えると思います。

そして、最後に島津家墓地ですが、この島津家墓地については、現在、垂水島津家を含む4つの島津一門家がございます。それと島津宗家の墓地について、国指定化の動きがございます。ただ、この動きはあくまで宗家の墓地が中心であり、一門家の墓地は付随して指定されるという状況でございます。よって、宗家の動きが一番重要になります。

宗家の墓地を有する鹿児島市では、国指定化に必要な墓石の測量調査が、平成23年度より既に開始をされております。宗家の調査が終了しましたら、次は一門家が国指定化に向けての動

きを開始をすることになります。しかしながら、ほかの一門家の中には、本市のように墓地が市の所有となっているのではなく、民間の所有となっているところもございます。そのような場合、調査に際して同意を得る必要があると、より煩雑な作業もこなさなければなりません。このように一口に一門家と言っても状況に差異がございます。また、調査に係る費用も2分の1は国からの補助金が支給されるとはいえ、残り2分の1の財源については本市が確保する必要があります。

このような状況でございますので、実際に国指定化に向けて動き出すのはしばらく先になるかと存じますけれども、現在このような動きがあるということは御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

時間も迫ってまいりましたので、先を急ぎたいと思っております。

何回も言っているようではございますけれども、ぜひともこのような貴重な資料、待ちの姿勢ではなくて攻めの姿勢で国や県を説得して、指定をして、国・県の指定に昇格できるように努力していただきたいと思っております。

続いての質問で私、聞きたかったのは、私が昨年12月議会で史跡に関する資料の保存方法についてお聞きしようと思っておりましたが、時間もないようでございますので、この点については次回追及するということでお願いいたします。

私がこの埋蔵品史跡について毎回質問するのは、やはり垂水市に現在残っている貴重な資料です。この貴重な資料が、今後そのまま劣化しないまま残って、そしてさらに市外へ流出することなく、さらには、100年、200年、数百年と後世に残していけるような努力をしていただきたいと、そういう願いを込めてこの質問をして

おります。

その点の重要性をよく認識を新たにさせていただいて、少しでも早く歴史・文化の資料館的な資料の保管・保存ができるようなものができるように、あと5分ですか。

○議長（宮迫泰倫）3分です。

○堀内貴志議員 努力していただきたいと思えます。

あわせて1点でも多くの資料が県や国の指定を勝ち取るようによろしくお願いいたします。

今の社会教育課のメンバーを見れば、それができる人物がそろっていますので、重ねてよろしくお願ひしたいということと、あわせてもう一つ最後に要望という点で1点お願ひしておきます。

社会教育課のホームページを見ますと、指定文化財一覧表、文化財の位置、こういうのが書いてありますけれども、これには写真と説明文が書いてありません。やはり県外に情報発信、市外に情報発信する、県外に情報発信して多くの人に垂水に来てもらうということを考えれば、やっぱりホームページのこのページも写真と説明書つきで追加編集していただきたいなというふうに思っているところでございます。ぜひその点について検討のほうをよろしくお願ひします。

時間も迫ってまいりましたので、最後、市長のほうに南大隅町の問題ですけれども、知事は9月7日の金曜日のテレビニュースで、正式にマスコミに対して反対表明をされました。市長は、反対表明を4市5町で共同でされていると思えますけれども、くどいようですけれども、改めて垂水市長として、この市議会の席上で南大隅町への汚染土の持ち込み、最終処分場建設反対の意思表示を一言で結構です。再度お願ひいたします。

○市長（尾脇雅弥）先ほどもお話をさせていただきましたけれども、大隅というのは食料の

供給基地ということでございます。そういった意味で、この件に関しては、被災地の状況はわかりますけれども、断固反対という立場でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

終わります。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、10時45分から再開いたします。

午前10時35分休憩

午前10時45分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

11番森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、おはようございます。

最近、永田町で「近食」という言葉がはやっているそうです。近い食と書くんですけれども、例の野田総理の近いうちに国民の真意を問うをやゆしているようでございます。普通に近いうちにと言えば1週間から2週間のようですが、長くても2カ月ぐらいではないかと考えております。どうやら野田総理は後者と考えておられるのではないのでしょうか。

参議院で問責決議が可決されて以降、民主党も代表選、自民党もあつという間に総裁選という仁義なき戦いに突入しました。おかげで特例公債法案の成立もできず、道府県の地方交付税の交付は遅れ、鹿児島県でも670億円を金融機関より一時借り入れしなければならないそうです。市町村の交付税は満額交付ということのようでございます。国債の金利も乱高下し、景気を悪くするおそれがあるようです。各党の党利党略で政治を引っ張ってもらっては困ります。日本の政治の劣化を嘆く一人でございます。恐らく10月解散、11月総選挙となるのではないのでしょうか。

それでは、早速、質問に入ります。

まず、放射性汚染土持ち込みに反対する4市5町の共通コメントについての市長の見解を教えてくださいかと思えます。先ほどの堀内議員と重複しますが、再度お聞きいたします。

次に、バイオマスタウン構想についてでございますけれども、タウン構想の現況と今後の展開についてお尋ねします。また、木質バイオマスの活用方法はどのようになっているのか教えてくださいかと思えます。

3つ目は、松崎川の堤防補修についてでございますけれども、平成17年の水害で一部崩壊し、修復されました。残りの部分が昔の間知石のままで一部石が抜けておる箇所がございます。非常に危険だと考えますが、改修をお願いできないでしょうか。

これで、最初の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） それでは、放射性物質の汚染土持ち込みに反対する4市5町の共通コメントに関しての私の見解についてお答えをいたします。

このことは、先ほど堀内議員の御質問にお答えしたとおりでございます。私は、共通コメントを発表するに当たって、取りまとめをしていただいた鹿屋市には、汚染土の持ち込みには断固反対するとお答えをしており、大隅半島4市5町の首長は、建設反対で意思統一しております。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 森議員のバイオマスタウン構想についてお答えいたします。

バイオマスタウン構想は、平成21年度より策定に入り、平成22年3月に素案を作成し、その後、九州農政局の審査を受けて、平成23年3月に策定を終了し、パブリックコメントを経た後、公開されております。

バイオマスタウン構想は、本市のバイオマス全般の賦存量を調べ、今後の有効利用について

の指針に示したのですが、この中で木質バイオマスに関しては、構想の中では積極的な利活用を推進して、地域資源の循環を図るとともに、CO₂の削減など地球環境への負荷の軽減を図ることを目指すとしており、特に間伐材、木質廃材、製材端材などについては、ペレット燃料としての利用も可能なことから、ペレットボイラー、公共施設の温泉施設等や民間施設の冷暖房、給湯用のチップボイラーでの利用やペレットストーブやまきストーブでの燃料として、需要に応じた木質バイオマス利活用についても検討していくと明記されております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 松崎川の堤防補修について回答いたします。

この河川は二級河川であり、大隅地域振興局河川港湾課により管理がなされている河川でございます。平成23年度にも寺下橋の真下にある落差工の施設が壊れていたため、補修をしていただいたところでございます。

堤防の維持管理につきましては、草刈りなど地元建設会社の協力をいただきながら年2回ほどボランティアで実施されているということで感謝いたしているところでございます。

この堤防の河川内は、議員言われますように昔の間知石で整備されておりますが、施工年度が古い石積みであるため、あちこちすき間はありますが、沈下や崩壊は見受けられず、安定した状況ではあるようでございます。

しかしながら、下流域には住宅や牛根小学校が隣接しており、大雨による堤防決壊の心配もありますことから、大隅地域振興局河川港湾課に連絡し、現地立ち会いをしていただき、修繕のお願いをしており、修繕につきましては、近くで工事があった場合に補修をしたいと回答をいただいているところでございます。

以上です。

○森 正勝議員 一問一答方式で質問いたしま

す。

放射性物質汚染土持ち込みについてでございますけれども、8月23日のJNNの取材で、最終処分場の有力候補地として政府内で南大隅町が浮上していることがわかりました。

さらに新事実が判明しております。政府が青森県六ヶ所村にある低レベル放射性廃棄物埋設センターをモデルにして建設を計画していることが新たにわかりました。

この施設では、全国の原発で排出された低レベル放射性廃棄物をドラム缶に入れてコンクリートの建物に保管しております。政府は、この六ヶ所村の施設をモデルにさらに大規模な最終処分場の施設を計画しております。また、汚染された土は、海上輸送することにしていて、南大隅町の候補地には港を建設することも検討しております。将来こういうことをもくろんでいると推測しますが、市長はこれについてはどのように考えておられますか。

○市長（尾脇雅弥） 低レベル放射能廃棄物埋設センターの建設に関しましても、もしこのような施設の建設計画が浮上したらというお尋ねでございますけれども、大隅半島の産業に壊滅的な打撃を与えることが懸念されますことから、同様に反対の立場をとることになると思います。

○森 正勝議員 再々質問いたします。

くどいようなんですけれども、南大隅町の候補地の辺塚エリアは再処理工場、低レベル放射性埋設センター、ウラン濃縮工場をつくるのに十分な面積があるそうでございます。汚染土の受け入れを認めて、その後は高濃度汚染物質、そして廃炉後の汚染廃棄物、あげくの果てには使い残された燃料棒まで持ち込まれることになるのではないのでしょうか。もし何か漏れ出せば、黒潮に載って太平洋沿岸の漁場は壊滅です。そればかりか九州を北上し、瀬戸内海、日本海へと流れていく可能性がございます。

辺塚漁協の漁業権を買い上げ、専門港をつく

り、道路を整備し、労働者の宿舎をつくり、処分場を建設する。これは地元の土建業の方にとっては、のどから手の出るほどほしい事業でございます。輸送関係も大喜び、情報筋によると、この周辺の買い取りを進める動きもあるようです。急峻な山ゆえに開発や利用の余地もなく、このような処分場の建設にはうってつけの条件だと思います。町長も知事も、あの場所から数十億単位の税金が毎年生み出されるのであれば心が揺らぐと思います。今のところは町も県も否定されておりますが、恐らく放射性物質や放射能に汚染された廃棄物は県外に持ち出さない、しかも県外からは一切持ち込まないというような条例も必要かと思われまます。これは県レベルの話ですけれども、市長は、これについてはどのように考えておられるかお聞きいたします。

○市長（尾脇雅弥） 3回目の御質問にお答えをいたします。

森議員の今、お話をいただいた、心情的には大変私も理解するところでございますが、これまでお答えしておりますとおりの見解でありまして、放射性廃棄物の持ち込み等に関する条例の制定については、国の方針など対処法などが十分見きわめられない中において、現時点での条例制定の必要性についての判断はいたしかねるといところでございます。

○森 正勝議員 市長の考えは理解いたします。

最後の質問になりますけれども、関連ということでお聞きします。

線量計が安いのは数千円から、壁などに付着した放射能を計れるものまで数十万円というようなものがあるようでございます。垂水市も1つぐらいはあっていいんじゃないかと思いますが、市長は購入するお考えはないかお聞きします。

○市長（尾脇雅弥） 担当課と協議をして、必要性を考慮して検討していきたいというふうに思います。

○森 正勝議員 よろしくお願ひします。

次に、バイオマスタウン構想について再質問いたします。

今回の補正で、調査委託として木質バイオボイラーの導入調査を行うということでございますけれども、導入した場合にどのくらいの燃料の軽減になるのか教えていただきたいと思ひます。

○商工観光課長（塚田光春） 森議員の2回目の質問についてお答えいたします。

木質バイオマスボイラーにつきましては、道の駅に現在ある灯油ボイラーの燃料費は、年間1,000万以上かかり、温泉施設の赤字の主な要因であることから、軽減方法を検討していたところ、昨年末に森林整備加速化・林業再生事業による木質バイオマス利用施設の整備に関する要望調査があり、温泉の昇温には有利な事業であることから、この調査で導入に向けての可能性調査を行うものであり、現在の灯油ボイラーと木質バイオマスボイラーの維持管理経費の比較・検討や施設の配備計画等を近隣の既存施設等を参考としながら調査するものでございます。

経費の軽減に関しましては、これからの調査で判明するものでありますが、先進地で導入している施設等の事例を参考にしますと、順調に行けば数百万円の軽減が図れるようでありますので、期待をしているところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 木質バイオのボイラー導入については理解したいと思ひます。

それから、全国に木質バイオ発電所というのが50カ所ぐらいあるそうでございます。最近では、岡山県の真庭市が2013年着工して、2015年4月に稼働する予定のようでございます。商工費が37億円、国の補助14億円、再生エネルギーの全量買い取り価格が、間伐材で1キロ当たり33.6円、一般木材で25.2円、発電収入は年間23億円と予想されております。

国も東日本大震災で生じた瓦れきを燃料に使うバイオマス発電所を被災地に5カ所ぐらい建設する計画だそうでございます。垂水市も間伐材の利用ということで木質バイオの発電の可能性調査をやる考えはないかお聞きいたします。

○商工観光課長（塚田光春） 3回目の質問についてお答えいたします。

木質バイオマス発電施設の代替エネルギーということで、いい方法だというふうに考えますけれども、この木質バイオマス発電施設の建設に関しましては、非常に高額となることが予想され、その調査となると数千万円単位ともなる場合も予想されることから、市単独での調査は難しいものと思ひます。

以上でございます。

○森 正勝議員 間伐材があるわけですので、それを利用して発電する場合に数千万ということでございますけれども、調査するのにそんなに数千万もかかる調査をしなくていいと思ひますので、一応木質バイオ発電が垂水の間伐材を使ってできないかどうかということぐらいは調査していいんじゃないかと思ひますので、ぜひそのことを考えていていただきたいというふうに思ひます。答えは要りません。

最後の松崎川の補修についてでございますけれども、これにつきましては、土木課長のほうが手回しよく9月3日に大隅振興局の河川課の篠原係長、それから土木課の課長、私の立ち会いで現場を見ていただきました。去年も見ていただいたんですけれども、非常にこう、もしということがございましたので、確認の意味で質問をいたしました。もう答えは要りません、ぜひ補修のほうをよろしくお願ひいたしておきます。

これで私の質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫） 次に、1番川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続きます。水田は稲穂が出そろい、収穫の日の近さを感じます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

市長、教育長並びに関係課長の簡潔な答弁をお願いいたします。

まず、災害についてであります。災害要因については、東日本大震災からさまざまな想定をしなければならないと思います。豪雨・台風・地震・津波・桜島爆発等がありますが、やはり垂水市においては、豪雨・台風が起こり得る要因の一番であろうと思います。豪雨災害については、集中的に時間雨量及び日雨量が予想をはるかに超え、短時間で災害が発生しております。

さきの7月の大分・熊本の集中豪雨による災害発生現状から見て、垂水市の災害発生における情報収集とその体制・対応はどうなっているかお聞きします。

次に、ドクターヘリ運航についてお聞きします。

県の事業において、昨年12月26日から運航を開始しております鹿児島県ドクターヘリ事業については、巡航時速270キロメートル台のスピードで各地区の救命活動をされております。半年で県内の出動237件、1日平均1.27件になっているとの結果を拝見しましたが、垂水市の出動要請及び出動件数はどうなっているか。また、一番近いところで8月8日、新城の工事現場で作業員が約10メートルぐらい下に転落し、ドクターヘリを要請し、新城小学校の校庭に着陸し、病院に搬送したということをお聞きしましたが、転落者のけがの状態及び事故原因はどうなったのかお聞きします。

次に、9月に入りまして小・中学校の新学期が始まります。子供たちが元気に登校する声を聞きますと、私も元気をもらい、この子供たちが将来の垂水、日本を背負っていってくれるこ

とを祈るばかりであります。

そこでお聞きしますが、大津市のいじめ問題から各学校でのいじめ問題がニュース等で数多く出てきております。痛ましいことにいじめから命を落とす結果になっている状況は、学校教育の解体的危機だと思っておりますが、いじめについて教育長の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問とします。

○総務課長（山口親志）川越議員の質問にお答えいたします。

議員指摘のとおり豪雨災害については、予想をはるかに超える被害が日本全国で発生しております。大分・熊本・京都など河川のはんらんによる大きな被害でありました。集中的な豪雨により、生活基盤の崩壊は以前の気象状況が確実に変化していることのあらわれだと思っております。

質問の垂水市の情報収集体制であります。東日本大震災を受けて、各メディアも気象に関して情報を多く流しておりますが、危機管理対策室及び専門知識を有した危機管理監によりまず気圧・雨雲・雨量・取り巻く海水温度・海面の潮位・土砂災害警戒情報・累計の土壌雨量など複合的に整理して、垂水市への影響について最大限の情報の整理と収集に努めております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり予想をはるかに超える時間雨量など自然の力には到底及びませんので、空振りでもいいですので、早目の避難態勢をとっている現状であります。

以上であります。

○消防次長（野元豊一）ドクターヘリの運航についてお答えいたします。

垂水市のドクターヘリの要請件数であります。垂水市におきましては、救急隊が現場での判断により要請しているのが現状でありまして、これまで9回要請しております。出動前のキャンセルが1回、これにつきましては、心肺停止

の患者でありまして、救急隊の判断でキャンセルしております。重複要請が1回で、ドクターヘリがほかに出動しておりまして要請できませんでした。出動件数は、今日まで7回となっております。

続きまして、新城での事故の原因であります。工事現場におきまして、降下用のロープの決着を確認せず降下したために約10メートルの高さから転落して負傷した症例でありまして、32歳の男性で全身打撲、特に腰部を強打しております。高所からの転落については、ドクターヘリの要請基準に該当しておりますし、患者の容体から要請したものであります。

ドクターヘリ到着後の医師の判断で鹿屋市の外傷専門医療機関へ搬送されましたが、より高度な医療を受けるため、ドクターヘリによる施設間搬送で鹿児島市に搬送されました。

このような外傷患者は、予後のためにも一刻も早くその処置のできる医療機関へ搬送し、治療を受けることが大事でありますので、ドクターヘリが有効に活用された事例でありました。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 川越議員のいじめについての御質問にお答えいたします。

いじめが事情として認められる児童生徒がみずから命を絶つという痛ましい事件が全国で発生しているということは、極めて遺憾なことでございます。児童生徒がみずから命を絶つということは、理由のいかんを問わず絶対にあってはならず、私も深刻に受けとめているところでございます。

児童生徒がみずから命を絶つという事件の背景には、子供を守るべき学校及び教職員の認識や対応に甘さがある例や、自殺という痛ましい最悪の事態に至った後の教育委員会の対応については報道でしかわかりませんが、軽々には言えません。しかし、対応が不適切であっ

たと思われる例が見られます。それが事実であれば大変残念なことでもあります。

ただ、気になりますのは、最近の報道やテレビのワイドショー等で評論家が言うのを聞いておりますと、いじめの問題から離れ、学校や教育委員会の批判に終始しているような気がします。いじめは決して許されないことであり、また、どの子供にもどの学校でも起こり得るものでもあります。実際に今、いじめに苦しんでいる子供たちのため、また、今回のような事件を対岸の火事とすることなく、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が改めていじめ問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応する必要があります。

また、いじめが発生したときは、大小にかかわらずその問題を隠すことなく、学校・教育委員会・家庭・地域、そして関係機関が連携して対処していくべきものであると考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

それでは、一問一答方式でお願いします。

まず、災害発生に関して情報収集体制、対応をお聞きしましたが、その情報を市民に早く的確に伝えるための情報伝達手段として、防災無線、家庭内の設置しております子機についてであります。

防災無線については、当然、雨、風等及び冬場は締め切っておりますから聞き取りにくいとの声を聞きます。また、家庭内の子機も相当古くなってきているが、防災無線家庭内子機の整備した年度及び設置数、価格及び耐用年数、設置場所の条件等お聞きいたします。

○総務課長（山口親志） 2回目の川越議員の質問にお答えいたします。

情報伝達としての防災無線、行政無線については、日中の平常時でも聞き取りにくいとの苦情が多く寄せられておりますし、冬場や災害時についても指摘のとおり窓の開閉状態や気象条

件によりほとんど聞こえないときもあり、時間帯によっては伝達することもできないのが現状であります。

この情報伝達手段の整備については、平成5年、6年に庁舎内の機械整備及び屋外受信施設、いわゆる拡声器であります。拡声器の乗った電柱を39カ所、各家庭に配布しました戸別受信機1,800台を整備しており、地方債、県の補助事業を利用した約1億8,300万円の事業費であります。戸別受信機については、設計書の単価では1個当たり3万3,000円のとおりであります。

平成10年度には約540万円で2カ所の野外拡声器を増設しております。現在の整備状況は、野外拡声器41カ所、戸別受信機1,800個となっております。

耐用年数については、野外拡声器も戸別受信機についても聞こえにくいとの相談で、修理から修理の状況であります。

最後に、設置場所の条件としましては、公共施設及び公共施設の近辺並びに土砂災害の危険性のあるところや急傾斜の近辺を主に整備されたと思っております。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり聞き取りづらい、聞こえないことから、災害情報については、消防団の方々の御協力をいただきまして広報活動をお願いしているところであります。

以上であります。

○川越信男議員 それでは、3回目の質問に入らせていただきます。

防災無線、家庭内子機など安心・安全なまちづくりのため最も重要な条件整備であるのにすべての市民に伝わらないのは問題であると思っております。あわせて整備後、年数も過ぎてきていることも考慮しますと、市長の政策の柱は大丈夫ですか。

東日本大震災を受けて、情報については各メディアも敏感に流しているようですが、垂水市の防災に対する今後の情報伝達のハード面の整

備の計画をお聞かせください。

○総務課長（山口親志） 私のほうで答えさせていただきます。

現在の41カ所の野外拡声器1,800個の個別受信機の体制で、数をふやすことなく平成32年度までアナログ回線をデジタル回線に変更するだけで約5億から6億の経費がかかるとの試算をいただいております。デジタル化しましても防災無線の受信状況は、聞こえにくい、聞こえないのそのままでありますことから、FMラジオの電波を利用して、すべての各家庭に戸別受信機を配布できないか、本年度から検討に入りたいと思っております。

このFMの電波を利用した個別受信機の配布については、試算的にはデジタル化の約半分の金額で整備できそうではありますが、電波法等の検討が問題になっているようでありますので、今後このあたりを検討してまいりたいと思っております。

安心・安全なまちづくりのため、情報収集体制の充実と市民の方々への的確な情報伝達が、議員指摘のとおり最重要であることの認識は現在も持っているところであります。

以上であります。

○川越信男議員 ありがとうございます。

最後に、市民の方々から防災行政無線が聞こえないとの相談を受けます。危機管理対策室及び危機管理監を中心とした体制で情報収集に努められておられますが、的確に早く情報を伝えることの整備が一番の安心・安全なまちづくりだと思います。しっかりとした計画を立てて整備していただきたいと思っております。

これは要望といたします。

次に、ドクターヘリ運航であります。インターネット等で検索しましても県内の出動要請の状況は理解できますが、先ほどの転落事故等を含め、垂水市のドクターヘリ要請の件数、患者別の状況と、またドクターヘリを要請する基

準をお聞きします。

○消防次長（野元豊一） 2回目の患者別の状況についてお答えいたします。

患者別の状況でございますが、事故種別から見ますと、労働災害事故が1回、一般負傷が1回、急病人が5回であります。

患者の容体であります。労災事故につきましては、1回目の質問で説明したとおりでございます。一般負傷につきましては、庭木の剪定中に脚立から約3メートルですが、落ちたもので、頭部の外傷があり、意識のない状態でありました。急病人につきましては、主に脳障害、心疾患の患者さんであります。

次に、ドクターヘリを要請する基準であります。1、119番の通報内容からドクターヘリを要請したほうがよいと消防職員が判断する場合、これは救急隊の出動途中も含みます。

2、救急隊の現場着時ドクターヘリを要請したほうがよいと救命士あるいは救急隊員が判断する場合です。

3、施設間搬送、これは病院から病院への搬送となりますけれども、施設間搬送の運航の場合などです。

以上であります。

○川越信男議員 3回目の質問に入ります。

ドクターヘリ事業による出動で素早い処置等がとれて命の助かることも数多くあるかと思えます。消防本部の出動も多くなりますが、喜ばれる患者さんのためにも連携体制を十分とっていただきたいと思えます。

最後に、雨天等の天候条件はどうなっておりますか。また、出動要請してから垂水市までの時間はどのくらいかかるのかお聞きします。

○消防次長（野元豊一） 3回目の質問にお答えいたします。

天候条件における運航につきましては、昼間の有視界飛行であり、機長が飛行可能と判断した場合に限ります。

天候不良となった場合には、機長の判断で飛行を中止または変更する場合があります。この場合、基地病院、市立病院になりますけれども、運航管理室から機長の判断にゆだねることになります。現在のところ特に運航における気象条件については定めてありません。

続きまして、出動要請から垂水市までの時間ですが、運航時間は午前8時30分から日没まででありまして、年間を通じて日没時間が違いますので、鹿児島市の日没を基準とし、各地域の最終の要請時間が設定されております。本市から要請した場合は、基地病院の市立病院から医師、看護師が浜町ヘリポートまでの移動で約5分から7分の時間を要します。ヘリポートから垂水までは、市内全域約5分でヘリは到着しますので、要請における所要時間は約10分ぐらいであります。

鹿児島市立病院が平成27年度に新築移転の計画でありますし、新庁舎の屋上にはヘリポートが整備されますので、これまで要した医師、看護師のヘリポートまでの移動時間がなくなることから、所要時間が短縮されることとなります。

以上でございます。

○川越信男議員 最初でお聞きしました新城の工事現場の件であります。ドクターヘリの出動で大事に至らなかったようであります。消防職員も毎日救急搬送等にご苦労をしております。本当に御苦労さまです。

ドクターヘリ出動とは関係ありませんが、今回の現場は、県発注の工事であり、垂水市発注の工事現場での事故防止についても安全管理を徹底させるよう関係課で努めていただきたいと思えます。これは要望とします。

最後の質問ですが、いじめに対する教育長の見解をお聞きしました。

子供たちが成長する段階で平等に学び、遊ぶ環境の中で、何が原因なのか、いじめという大変なことが起きてしまうことは非常に残念なこ

とであります。

そのような状況の中、垂水市の小・中学校のいじめの実態についてお聞きします。

特に、垂水中央中学校は、2006年に大野中学校を編入し、2010年4月には垂水市内の4中学校、垂水中学校、垂水南中学校、協和中学校、牛根中学校を統合して垂水中央中学校として開校されました。垂水市は、海岸線約37キロの南北に長い市であります。垂水小学校、柗原小学校、新城小学校、水之上小学校、協和小学校、松ヶ崎小学校、牛根小学校、境小学校8校の子供たちは、同じ垂水市ではありますが、育った環境、言葉等それぞれ異なるものが多くあります。それらの各小学校の子供たちが垂水中央中学校に一堂に進学するわけです。小学校、中学校を含め、わかっている範囲、年度でよろしいですので、生徒間のいじめ問題はなかったかお聞きします。

○学校教育課長（牧 浩寿） 川越議員の2回目の御質問にお答えいたします。

いじめ問題が起こる原因は、一般的に学校・家庭・社会、それぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあるかと考えられます。

例えば表面的な友人関係、体制の欠如、思いやりの欠如、成就感、満足感を得る機会の減少、将来の目標の喪失、人間関係、スキルの未熟さ、保護者の多干渉、規範意識の欠如、教師のいじめに対する認識不足、教師・生徒間の交流の不足など価値観が限られていると差別の構造につながりやすくなります。また、生活指導や管理的な締めつけが強いと集団として異質なものを排除しようとする傾向が生じやすいなどが挙げられます。これらのことを踏まえ、学校・家庭・地域が連携していじめ問題に取り組むことが重要であると考えます。

垂水市内の小・中学校のいじめの実態でございますが、平成22年度から平成24年度8月末現在で7件のいじめが市教育委員会に報告されま

した。平成22年度は小学校2件、平成23年度は中学校4件、平成24年度は8月末現在で中学校から1件の報告を受けております。主な内容は、冷やかしからいじめ、仲間外れ、集団での無視が最も多く、ネット上への誹謗中傷の書き込み事例も報告されました。

いずれの事例も学校が保護者や関係機関と連携して指導や支援を行った結果、深刻な事態に陥ることなく解決しております。しかし、いじめが解消したと思われる事例につきましても、該当児童生徒のその後の状況を十分に把握し、継続的に支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 いろいろ問題になることとして、隠そうとすることで事が大きくなると思います。いじめなのかけんかの問題等もあるかもしれません。

そこで、教育委員会として、各学校からなのか各学校へなのかわかりませんが、いじめの報告、指導はどのようになされているかお聞きします。

○学校教育課長（牧 浩寿） 川越議員の3回目の御質問にお答えいたします。

各学校からの報告、指導についてでございますが、市教育委員会では、毎月各学校にいじめ点検、報告の提出を求めています。これは、いじめ問題が起こった場合の対応はもちろん、各月のいじめ問題への各学校の取り組みや各学年の児童生徒の様子を報告してもらうものです。その際、程度の差はあっても、どの学級にもいじめはある、少なくともいじめの芽はあるという視点に立って報告するように指導しております。

また、いじめ問題が発生した場合には、早急に市教育委員会に報告をするよう指導しております。報告に基づいて今後の対応を検討し、必要に応じて相談体制の充実のために、児童生徒の臨床心理に介して高度に専門的な知識及び経

験を有するスクールカウンセラーや社会福祉等の専門的な知識及び技術を要するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、絶対に児童生徒を守るという視点でいじめ問題に対応しております。

定期的な指導につきましては、年6回の市校長研修会、年5回の市教頭研修会、年4回の市生徒指導担当者会等で必ずいじめ問題について取り上げ、取り組み等について指導を行っているところでございます。

以上です。

○川越信男議員 最後で要望ですが、いじめについては、子供たちの命がかかっております。いじめられる側、いじめる側、慎重に対応しなければなりません、学校・地域が防げることは防いであげて、新学期のスタートの始まりに将来を担う子供たちの環境を整備してあげるのが我々大人の役割だと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫） 次に、8番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 お疲れさまです。

それでは、私の質問に入っていきます。

まず最初に、野田政権は、国民多数の反対を押し切って、消費税増税と社会保障の改悪、原発の再稼働を強行しました。また、米軍のオスプレイの沖縄配備や環太平洋連携協定への参加も押しつけようとしています。

一方、消費税増税成立後も多数の国民が反対する状況は変わっていません。さらに、原発再稼働に反対する運動は広がり、毎週金曜日の行動には、県内でも鹿屋市を初め8カ所まで広がり、政府を動かす大きな力になってきています。これは国民の暮らしや平和を守りたいという新しい力だと考えます。この変化を対極的な見地で受けとめ、行動していくことが大切だと考え

ます。まずこのことを皆さんに訴えたいと思います。

それでは、早速、質問に入ってまいります。

最初は、新エネルギー政策の推進という点について質問をいたします。

本市でも体制も含めて本格的に新エネルギー政策への推進を図っていくときに来ていると考えます。それは、先般の政府のエネルギー環境戦略の報告には、大きな方向では少なくとも過半数の国民は原発に依存しない社会の実現を望んでいると国民の意識の変化を認めざるを得なくなっています。このことから自治体には、新エネルギーの活用と研究・開発にどのように取り組んでいくのか、本格的な議論、そして推進していくことが求められています。それは、自治体ではエネルギー政策を確立し、その主体は地域住民と自治体が担っていくときに来ているからであります。

そこで伺います。

新エネルギー政策を推進していくためには、研究開発の促進のために推進体制の確立と大学や民間団体との連携が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

また、民間の取り組みも急速に広がっていますが、今後、研究や開発が促進されるように財政的な支援の考え方も検討していく必要があると考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、メガソーラー計画の協定内容について、発展性のある合意が必要だという視点で質問をします。

自然エネルギーの開発は重要な取り組みであることから、地域振興が図られるための要件を提起し、企業とも共存していくという観点から、合意形成をしっかりと取り組んでいく必要があります。

提案は、土地の格安提供や固定資産税の減免などはしない。事前協議では環境保全を守るな

ど協定をしっかりと結んでいく。社会資本整備等があれば応分の負担を求める。地域経済との関連や雇用の安定を図る。これらについてのそれぞれの見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、地域経済活性化対策について2つの点から伺います。

最初は、地域資源を生かした地場産業の振興の方向性と行政の責務について伺います。

平成21年から23年まで雇用創出実現事業が取り組まれました。その事業の目的は、地域資源を活用した産業振興と雇用の創出に取り組むでした。さきの議会で雇用問題についてはたどりましたので、今回は地域資源を生かした産業振興について伺います。

私は、事業の結果から見るなら、可能性は広がると考えています。地場産業の育成は、小さいことから調査・研究し、進めることが必要です。これらを企業化するためには、生産量を確保し、農家の所得を保障し、安定した原料を確保し、保存する施設も必要になります。そうすると年間を通じての操業も可能になります。結果、人口対策、雇用対策にもつながっていくと考えます。この事業での結果を結果で終わらせるのではなく、生かすためには調査・研究が必要になってきています。

そこで、産業振興についての総括、具体化と可能性はどうか。

可能性のあるものについては、地場産業の開発のために調査・研究するなど前向きな取り組みが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

2点目は、懸案である住宅リフォーム助成制度の創設問題です。

昨年12月議会では、この制度を求めて請願が全会一致で採択されました。この結果は大変重たいものがあると考えます。また、事業者や市民からも緊急な景気対策が切望されています。景気対策は自治体の主体的な取り組みで、国か

らの交付金頼みでやるような正確なものではありません。このような意味からも経済状況からも市長の責務が問われています。

そこで、12月議会以来の経過及び到達、そして具体化について伺います。

次に、公共事業の再生について伺います。

国は、公共事業予算を大型公共事業以外の事業費を大幅に削減し、地域に必要な生活関連事業予算の予算はわずかしつついていないというのが現状です。このため、地域の雇用は失われ、地域経済の衰退も加速しているのが現状です。

そこで、私は、この公共事業の再生のためには、今、公共施設等の修理・補修、改良工事の必要性が大変高まっていると考えています。そして一方では、住民の生活や地域産業の営業の危機に対応するためには、早いうちに維持管理体制を整えて予算技術者を確保し、長寿命化などを進める必要があると私は考えています。そして、何よりもそのためには、その労働条件や建設事業経営の適正化を図る必要があるというふうに思います。

このことによって、私は、地域の雇用や、また労働者の生活条件、そして何よりも事業者の経営の安定を図ることが大切だと思います。そのためには、やはりこの公契約の条例化が必要と考えますが、あわせてこの4点について見解をお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

次に、スポーツ基本法の取り組みについて伺います。

スポーツ基本法は、いよいよ権利として保障される時代に入ってまいりました。いわゆる国民の権利として理念が正確に位置づけられました。さきのパラリンピックでもようやくこのスポーツ基本法の中にもそのことがしっかり明記をされていくという状況になってきています。

そういう中、私はやはり市民の生活基盤である地域にスポーツを根づかせるためには、また、スポーツ行政の再生にしっかり取り組む上でも

このスポーツ基本法をどのように考えるのか、このことが非常に重要になってきていると思います。

そこで、スポーツ推進施策を実効する責務はどこにあるのか。

施策の基本はスポーツの条件整備と考えますが、この点についてどうなのか。

そしてまた、何よりも大事なものはスポーツ振興計画への取り組みです。このことについて基本的な考え方についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、母子保健福祉政策について伺います。

この点については、大隅地域でも母子福祉連絡協議会が先般開かれています。女性が健康に生涯を送るために関係する施策を充実させていくその取り組みのいろんなことを含めて協議もされているようであります。

この中で、今後の連絡やまた情報の交換、連携をしっかりと図っていくということも協議をされているようであります。

そういう中、私は、次の4点について、やはり女性が健康に生涯を送るためには、これら関係する施策の充実が必要だという観点から今回質問をしたところであります。

1つは、妊婦健診の充実の問題であります。国は今、最低14回は必要だということで、この予算も保障していますけれども、しかし、今後この問題についてはわかりません。しかし、やはり現状を見るならば、この妊婦健診の充実策がますます必要になってきていますけれども、この点についての見解はどうなのか。

また、大隅地域でもお産のできる医療機関が6施設から5施設に減りました。全国でもこの96年から08年まで約1,400ほどの施設が減ってきています。

そういう中、お産のリスクに対する低下対策や安心して出産、子育てができるそういう医療体制の整備がいよいよ重要になってきていますけ

れども、この産科医不足の問題についての考え方をお聞かせください。

3点目が、乳がん・子宮がん検診対策の向上の問題であります。

今、国も本市もいろいろな取り組みをしていますがけれども、なかなか検診率が上がらないという大きな問題があります。

そういう中、やはり負担の問題、この点については多くの課題もあります。また、一方では、この検診に対する躊躇するそういう問題も一方ではあります。そういうためのやはり対策、これらをとることによって、予防、早期発見の対策が私は向上してくると思います。そのための検診対策についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

これら3つも含めて、やはり最終的には、この子育て不安にこたえる体制の問題があるというふうに思います。そのためにやはり人員が今の現状でいいのか、そしてまた、相談体制が十分にできているのか、そういう体制も含めてこの問題に対する体制の充実が必要だと考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりますけれども、不十分な点については再質問をしていきたいと思

○企画課長（倉岡孝昌） 御質問の1点目の新エネルギー政策の推進についてのまず、垂水市の自然条件にふさわしい再生可能な活用と研究開発促進の御質問にお答えいたします。

御質問にありましたように新エネルギーに対する取り組みが進んできております。本市には、新エネルギー政策に関する指針として、平成15年に策定いたしました垂水市地域新エネルギービジョンがございまして、具体策としての大規模な太陽光発電や中小水力発電など考察されておりませんので、このような点で今後修正が必要と考えておりますが、基本的には、本市における利用可能なエネルギーが取り上げられて

おります。

しかしながら、これまで全体として新エネルギーに関する大きな動きがなかったこともありましてフォローアップされておられませんので、御提案のことも踏まえながらこのような作業を考えてまいりたいと思います。

なお、参考までに、本市は、御承知のとおり高峠においてメガソーラー事業の立地に取り組んでおり、今後の事業の発展性を考えるために本市が仲介役となつての事業者と鹿児島大学との連携が始まろうといたしております。

次に、2点目の御質問にお答えいたします。

まず、市有地の賃貸契約についてでございますが、土地の貸付料につきましては、財産管理規則に基づく貸付料を基本と考えておりましたが、他にいろいろな事例が発生しておりますことから、このようなことも勘案しながら、現在、事業者と協議を行っているところであります。

固定資産税につきましては、地方税法附則第15条第37項及び地方税法施行規則附則第6条第60項により、固定価格買い取り制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電施設は、平成26年3月31日までの間に取得されたものに限って、課税初年度から3年度分の固定資産税課税標準額を3分の2に軽減することになっておりますが、それ以外の減免措置についての議論はいたしておりません。

次に、環境保全に関する協定についてでございますが、これから事業者との間で立地協定を締結する予定といたしております。この協定の中で、公害防止や環境保全に関する条項を盛り込むことといたしております。

次に、社会資本整備等についてでございますが、メガソーラー立地に関して特別な道路などの整備の必要はないように見ているところでございます。

最後に、雇用の安定化についてでございますが、このことにつきましては、さきに申し上げ

ました立地協定によりまして、地域振興の観点に立って地元からの優先的な雇用に努めてもらうことを協定書に盛り込む予定といたしております。また、施設の建設におきましてもできるだけ地元業者が参画できるようにしてほしいと依頼もいたしております。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 持留議員の2番目の地域経済活性化対策についてお答えいたします。

商工観光課では、雇用を初め地域産業の活性化策を図るために国のあらゆる雇用対策事業に取り組んでおりますが、その中で地域雇用創造実現事業でございますが、この事業は、平成20年度から22年度まで実施し、旅行商品開発と新商品開発に努めてまいりました。旅行商品開発については、本市の持つ自然資源が観光に資するかということを中心に開発を進め、猿ヶ城溪谷でのキャニオニング体験やツバキを使ったアロマ体験など約20の体験メニューをつくり、森の駅を拠点とした活用や教育旅行受け入れ時の体験メニューとしても活用されております。

一方、議員御質問の新商品開発については、本市特産品の水産物や農産物等を使い、新たな商品開発をするもので、魚部門で36品目、野菜部門で38品目、果樹部門で56品目、計130品目の試作品をつくりました。その試作品の中から、試食やアンケート等を踏まえて16品目を新商品として登録し、その中で協議会により新商品としての使用認定を受けた商品数は13品目で、8業者の方が使用認定を受けております。その後、使用認定を受けた業者は、製造レシピなどを持ち帰り商品販売に人力され、現在のところ7品目程度の販売がなされているようでございます。

そこで、新商品として登録された今後の商品の販売に関しましては、やはり商品のPRや販売箇所の提供等が必要でございますので、引き続き市が関与する関西ファンデーなどのイベン

トを通じて商品のPRを図ったり、道の駅や森の駅での販売を推進し、販路拡大に支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 持留議員の地域経済活性化対策についての2番目、景気対策の「住宅リフォーム助成」制度の創設につきまして、昨年の12月議会におきまして土木課で答弁しておりますので、私のほうでお答えいたします。

そのときの答弁内容を要約いたしますと、本市も来年度中には、耐震及びリフォームの助成制度の明確な創設に向けた十分な調査・研究を行い、25年度以内には運用できればと考えているところでございます。

また、その資金につきましては、今後における臨時交付金などの先行きが見えない中、原資の確保という観点も重要視しまして、有利な事業等の検証も含め、創設という運びになり次第、各種手段による早目の市民への広報、十分な周知を図りたいと考えておりますということでございましたので、現リフォーム制度を創設しています他市の制度につきまして、ホームページからの情報収集や先進地視察を行い、要綱等調査しているところでございます。

創設につきましては、財源助成規模など財政課との協議を行い、25年度には行いたいと考えているところでございます。

続きまして、公共事業の再生について回答いたします。

議員が言われますように近年、国も「コンクリートから人へ」の政策の中、公共工事が減少してきており、市内の建設業者へもその影響が出てきていると認識しているところでございます。

そのような中、公共施設などの修理・補修、改良工事の必要性はとのことでございますが、まず、公営住宅につきましては、耐用年数を超えた団地が4割に達しているところでございま

す。このような団地を含め、すべての公営住宅における住環境の整備や管理の方針として、本年度公営住宅など長寿命化計画を策定する予定でございます。

次に、市道にかかる橋梁でございますが、現在104橋ございまして、仮設後50年を経過する橋梁は全体の11%、10年後には全体の33%程度に増加し、さらにその10年後には58%になるようでございます。

これらの高齢化を迎える橋梁部に対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕、かけかえに要する費用が増大となることが懸念されますことから、従来の損傷が大きくなってから対策を行う対症療法型から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型への転換を図り、橋梁寿命を延ばすことが効果的であると考えているところでございます。

以上であります。

○社会教育課長（瀬角龍平） 持留議員のスポーツ基本法と自治体の取り組みについて、そのうちでも基本認識についてという御質問にお答えいたします。

まず、昭和36年に制定をされましたスポーツ振興法は、制定から50年を経過をし、スポーツの目的が多様化するとともに競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツの国際交流などスポーツをめぐる状況は大きく変化をしております。

このような状況を踏まえて、これまでのスポーツ振興法にかわってスポーツ推進のための基本的な法律として、平成23年8月、議員立法によるスポーツ基本法が成立をいたしました。

この法律は、スポーツはすべての国民の権利であることを明確にして、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともにスポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的

かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としております。

改めて申し上げますけれども、今回制定をされたスポーツ基本法では、「スポーツは国民の権利である」との考えが示されたことがこれまでのスポーツ振興法とは大きく異なる点であり、本市においてもこのことを重く受けとめなければならぬと認識をしております。

持留議員の御質問の1番目、スポーツ推進施策を実行する責務はどこにあるかとの御質問ですが、スポーツ基本法の第4条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあり、このことは同法第10条にあります都道府県及び市町村の教育委員会は、国の基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとしてされております。

したがって、市教育委員会は基本法の目的に沿って、基本的な施策にありますように指導者の育成やスポーツ施設の整備等を実現するために推進計画を策定し、それを実施する責務があると考えております。

2つ目の施策の基本は、スポーツの条件整備と考えるが、どうかとの御質問でありますけれども、基本法の中にありますとおり、条件整備は、例えば、指導者の育成や施設整備、学校施設の利用等があると思っております。垂水市でも体育協会や地域のスポーツ推進委員、各スポーツの指導者など地域での市民や子供たちへの健康増進、スポーツ振興やスポーツ指導という面で地域の運動会やグラウンドゴルフなどを実施する上で重要な役割を担っていただいております。

今後ともこれら指導者の研修の実施を通じてスキルアップに努めるとともに、スポーツリーダーの育成、確保に努めていきたいと考えております。

また、スポーツ推進のための基礎的条件の重要なもののうちスポーツ施設の整備等は欠かせませんが、垂水市ではその多くが昭和50年代前後に建設され、修繕、改修を必要とするものが少なくありません。ただ、改修には多くの費用がかさみますので過疎計画などに年次的な改修計画をつくり、財政課など関係課に現状を理解いただきながら改修を行っているところでございます。

今後、スポーツ推進計画をつくる中で改修の実施計画などについても検討すべきものと考えております。

また、学校施設の利用については、現在の小・中学校の体育館やグラウンドなどを市民利用という形で学校開放事業を行い、学校の社会体育施設を地域住民や一般のスポーツのための利用に供してありますが、基本法の趣旨に沿って、引き続き、学校施設を地域住民が利用しやすい環境をつくっていききたいと考えておるところでございます。

3つ目の質問のスポーツ振興計画への取り組みはどの御質問ですけれども、旧スポーツ振興法におきましては、県や市町村の教育委員会においてもスポーツ振興計画を策定することとされていることから、平成19年度及び20年度の各課マニフェストにも掲げ、県やほかの自治体の動向等を勘案しながら策定を行う予定でございましたが、策定はしておりませんでした。

今回のスポーツ基本法の制定に伴って、スポーツ推進計画を策定するよう努めなければならないとされておりますことから、大隅教育事務所にお問い合わせ調べましたところ、鹿児島県は既に平成22年6月に制定されたスポーツかごしま県民条例や平成23年6月制定の基本方針がご

ございます。これにスポーツ振興の取り組み内容がほとんど網羅されていることから、県は新たに地方スポーツ推進計画をつくることはしないとのことであります。

また、現在、鹿児島市が国のスポーツ基本計画に即した骨子案をパブリックコメントに付しているとのことであります。

したがいまして、垂水市教育委員会としましては、今年度の社会教育課経営方針に挙げておりますように、スポーツはすべての国民の権利であるという観点から、国のスポーツ基本計画を参酌し、鹿児島県や鹿児島市を参考にし、鹿屋体育大学の知恵もかりることも視野に入れ、そしてまた市の体育協会やスポーツ関係者などの御意見もいただきながらできるだけ垂水市の実情に応じたスポーツ推進計画づくりを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○財政課長（北迫睦男） 順序が前後しましたが、3、公共事業の再生についての公契約条例の御質問にお答えします。

公共事業の削減に伴い、工事発注が減少していく中、価格競争の激化は品質の低下や労働者の賃金や事故発生等への影響が危惧され、さらに事業者の経営悪化等を招くことになりかねず、技術力を備え、災害発生時の緊急対応等に一定の役割が期待される地域の業者の育成が阻害されることが懸念されています。

このようなことから、透明性、公平性を確保しながら過度の低価格競争を防止し、良質な公共サービスの安定的提供、業者の経営健全化、安全で適正な労働条件の確保などの社会的要請にバランスよく対応し、地域の活性化を図るため、適正な入札契約制度の構築に向けて取り組んでいく必要がございます。

こうした観点から、適正な労働条件等を確保しようとする公契約条例で規制することについて、現在、国レベルでの法律制定を模索する動

きもございます。これに先行し、地方自治体で制定を目指す動きもございます。

本市では、これまで最低制限価格制度要領等を設け低入札対策を講じてきたところでございます。

また、公契約条例制定の有用性や課題等について議会で御報告してきたところでございますが、条例制定につきましては、今後の労働法制等との調整が必要であることなどから、法制度での検討を国にゆだねたいと考えております。

○保健福祉課長（白木修文） 持留議員の御質問にお答えいたします。

まず、妊婦健診の充実策についてでございますが、妊婦健康診査の公費負担につきましては、平成21年度からすべての市町村で望ましいとされる14回分が助成されております。垂水市の平成23年度の受診率につきましては、回ごとにばらつきがございますが、平均で81.1%となっております。

なお、現在のところ、補助金につきましては平成24年度までは確定いたしておりますが、平成25年度以降につきましては不透明な状況であり、今後の補助金の動向が気になるところでございます。

次に、産科医不足の御質問ですが、管内でも産科医不足による産科取り扱い医療機関が減少し、予約が必要で、駆け込み受診が困難な状況にございます。安心して受診できる医療体制の整備は喫緊の課題ではございますが、一地方公共団体としての対応には限度がございますので、県市長会等を通じ、国、県へ産科医不足解消に向けて要望してまいりたいと考えております。

3番目の乳がん・子宮がん検診対策の向上についてでございますが、対象者個人への受診票送付や広報紙等での周知、節目、年齢での無料クーポン事業等により受診率向上に取り組んでおりますが、思ったような検診率向上にはつながっていないのが実情でございます。

理由としましては、人間ドックや病院受診での個別検診も考えられますが、乳がん、子宮がん検診に対する理解不足等もありますので、今後、検診内容や日程の広報周知、理解について各種会合での教育に努め、受診率向上を図りたいと考えております。

最後に、子育てで不安にこたえる体制についてでございますが、現在、窓口での相談や電話相談、または乳幼児健診の場や家庭訪問等を実施し、保健師や心理士等の専門職を活用して子育てで不安解消に努めておりますが、今後はさらに子育て支援センターや子育てサロンの場、保育園、幼稚園、学校、医療機関等の関係機関と連携を密にしながら子育てで不安にこたえる体制づくりに努めてまいります。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、1時20分から再開いたします。

午後0時9分休憩

午後13時20分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

持留良一議員の2回目の質問からになります。

○持留良一議員 新エネルギー政策については2つに分けてちょっとやりますので御配慮をお願いしたいと思います。

まず、推進の点ですけれども、確認をしておきたいんですが、市長自身はいわゆる県内でもそうですけれども、新エネルギー政策への大きな動きがある意味での爆発的な動きで県内もメガソーラーを中心として相当数な内容になっていくというような状況にあると思うんですよ。これは基本はやはり脱原発から新エネルギー政策へという流れの中でそれぞれ自治体も動き始めていると思うんですが、この点の方向の確認とそういう方向なのかということと、そうやってきたとき先ほどの議論でも明らかなようにやっぱりエネルギー政策をしっかりと確立をして

いくと、この2点が非常に今後推進していくためには体制も含めてなっていくと思うんですが、この点について確認ができるのかどうか市長の見解をお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥）持留議員の質問にお答えをいたします。

今、お話もありましたとおり、昨年3月11日、東日本大震災、それに伴います原発事故等の影響もございまして、これからエネルギー政策をどうしていくのかというのは我々も本当に真剣に考えていかなければいけない課題だと思っておりますので、そういった流れの中、そういった状況もありまして、これからしっかりとエネルギー政策も対応していかなければいけないというふうに思っております。

○持留良一議員 そうなってくると、この問題というのはやっぱり政策の主体は地域住民と自治体だということで確認してよろしいでしょうか。

○市長（尾脇雅弥）地域住民の考え、そして自治体どういう形でまちづくり、エネルギー政策を進めていくかということが重要になってくるというふうに思っています。

○持留良一議員 はい、わかりました。気持ち的には同じ方向だというふうに思います。

そういう意味でこの点についてはやはり重要な中身です。この間、エネルギービジョンの策定、バイオタウン構想、これはもう推進体制もできているというふうに認識をしているんですけども、ぜひこういう方向にしっかりと持っていて、早々政策を確立して推進体制をしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

この点についてはその点を確認して以上で終わりたいと思います。

次に、メガソーラーの点なんですけれども、4つほど提案させていただいたんですけども、1点目の中に含まれると思っております。

ども、賃貸料の問題ですね。賃貸料では、やはり企業は相当な利益を上げていく中で、全国的にもいろいろ問題にはなっているんですけど、先ほど回答の中でもいろいろ今後検討していくという課題も言われたんですが、管理規則の第31条の2、普通財産の貸付料、この中にただしという書き方があるんですが、市長が特別の理由があると認める者の普通財産の貸付料はその都度定めるものとする、このことに先ほどの回答は根拠としてなっているのかどうなのか。この点について1点と。

あと私は4番目の問題、特に地域経済との関係です。

今度の売電利益、単純に計算しても先ほど課長とも確認しましたが、約4億円近くになるというふうなことを言われていました。しかし、本市に入るのは賃貸料、固定資産税のみの非常に限られた中身になるというふうに思います。ということは、圧倒的の利益はもう県外に持っていかれるということになるかというふうに認識をしているんですけども、全国ではやはり地元の太陽光から得た利益は地域に返そうという取り組みをいろいろしています。例えば、岡山県笹岡市ですけども、ここでは地元約4,000万円相当を還元もしています。そういう計画でもあります。またほかにも滋賀県とか長野県とか私たちがこの前行った高知県も、これは自治体独自にやっていたけれども、地域住民に太陽光発電の補助という形でしていましたけれども、やはり私、根底にあるのはここが基本だろうというふうに思うんです。

しかし、一方でやっぱり企業との共存というのがありますので、そのところをどう図っていくのかというのが非常に重要なところだと思うんです。そうでなければ、私がこの主題としているのは発展性のある合意づくりということを提案しています。発展性がないと企業にとってもメリットがないと、そんなふうと言われて

もとかいろいろ議論もあるかと思うんです。しかし、発展性がある合意づくりをしていかないとともに共存共栄はできないというふうに思うんですよね。

そういう中で私は先ほど言いましたとおり、この自然エネルギーで地域も豊かになる、企業も豊かになっていく、この方向でなければ基本的にはなかなか難しいし、また新たに垂水に頑張っていこうかと、垂水はいい立地条件があるという中で入ってくるとなるとやっぱりそれは相当のきちとしたものがなければいけないというふうに思うんです。

私はそういう意味では、これらの問題について新エネルギーの振興に関するようなやっぱりそれを目的とした条例の制定、こういうのもともに共存共栄を図っていく上で、なおかつ合意ある発展性をつくっていく非常に重要な点になると思うんですよ。今までの状況だとなかなかそういうふうにならないと、企業等もそこまですでなかなか詰めていききれないという問題が出てくると思うんですよ。そうやってきたときには、やっぱりそういう合意づくりをしていくためには、最低限やっぱりそういう振興を図るような条例をつくってしていく、そうするとまた企業も新たに進出しやすい状況は非常に出てくるというふうに思うんです。

互いにそのことが私は共存共栄だというふうな認識をしているんですけども、こういう点に立って4番目の提案の具体化というところで私は再度提案したいんですけども、そういうところでの考え方、対策というのはどうなんでしょうか。そういう認識はあるのかどうなのか現状の協議の段階で。この点についてお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 基本的にこの計画の考え方というのは、今、持留議員がおっしゃったことと私も基本的に同じだと思っています。

もともと、繰り返しになりますけれども、3

月11日の震災があって以降、大きくこの問題はエネルギー政策ということで進んできたというふうに認識をしておりますけれども、そういった中で、今あるリニューアブルさんとの交渉というのは、昨年の5月にそういった御相談ありまして、1年以上かけて今、議会の全協あたりでお示しをさせていただいているような段取りで進めてきたわけです。

その都度、いろんな御指摘をいただきながら、それに対して対応できる分は対応してということでこれまでやってきたわけですが、いよいよ最終的な段階が近づいてきているというふうに思っているわけですが、もともとあの場所に、市有地でありますけれども、現在のところ、維持管理だけでも数百万年間にかかっているという中であって、有効利用ということで御縁がありまして、今、お話しがありました借地代でありますとか固定資産税の収入でありますとか、加えまして、工事に際しまして地元の雇用でありますとか、また維持、安定のための雇用とか、先ほどお話しがありましたような地元にとってもメリットがあるような話でなければいけないと思っておりますので、その辺のところを先ほど担当課長が申し上げたように最終的な詰めをしているという段階でございます。

今お話しいただいたような今後のことに関しましても、これを1つの基準にしていろんなところが参入していきたいという話もある可能性があるので、その辺に関してはしっかりと整備もしていかなければいけないというふうに思っています。

○持留良一議員 例えば、15年後に対しては撤退するかどうかというのはまだ最終的にわかりませんが、この間のやっぱり得た利益で地域に還元していく、今の現状だと私たちの考え方というのは、やっぱり得た利益の中から全家庭にすべて太陽光をやっていけば、これに匹

敵するぐらいの規模の太陽光が将来的には垂水市全体で、住宅で、また公共施設でいろんな建物の中でできていくというふうに思うんですね。

だから、ある意味ではやっぱりこの政策で得た利益が地域とは無関係にならないようにやっぱり先ほど言われた限られた収入だとなかなかそういう市民への還元というのは非常に、極めて少ない範囲になっていくというふうに思うんですね。そういう意味でもぜひこの問題というのは、これを機にそういう点での角度からの提案もぜひしていただいて、ともに振興が図れるように、共存共栄が図っていただけるようにそういう角度からもぜひ提案をしていただきたいと思います。市長の考え方はどうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） もちろん、共存共栄というところはリニューアブルさんもそういうような考えでいらっしゃいます。

ただ、本市にとりましては、桜島の降灰のリスクでありますとか、いろんな意味での投資ということもございますので、垂水市に限らずいろんなところが今、誘致をしております。まずはもともとなかったところにこういった形のリスクも負いながらもしっかりとこの場所でやっていきたいというお話をいただいておりますので、基準に則りながらそのあたりのところは今後いろんな形で話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 そうなってくると、そういうものは1つの課題だということですが、その得た利益の中で市民にどういう形で還元をしていきたいと、そのためにメガソーラー計画をよりよいものにしていきたいと、事業を導入してきた結果として市民にどういう形で還元をするというお考えなのか、その点について質問したいと思います。

○企画課長（倉岡孝昌） 高峠のメガソーラー事業の立地によって得られた収入の用途ということでございますが、1点は高峠の今後の整備、

それと管理、そういうのは高峠に立地しますのでまずそのようなことがあろうかと考えます。

2点目は、各家庭への太陽光パネルの設置についての助成制度にも適用できないかというふうに考えているところでございます。限られた予算、財源の中でと申しますか、いただける使用料の中でやれることはそんなに多くはないと思っておりますけれども、用途についてはこの財源をもとにした用途ということで考えていければというふうに思っているところでございます。

○持留良一議員 はい、ありがとうございます。

次は、地域活性化対策について入っていきたいと思います。

まず最初に、ちょっと前後しますけれども、景気対策としての住宅リフォーム助成制度、これについては先ほど答弁がありましたし、また中身としてもこの間訴えてきた問題が具体化されていくということで受けとめています。

財源問題というのは確かに重要な問題でありますけれども、この間、国のほうも交付金を創設してやってきて、特に菅直人首相のときに住宅リフォーム助成制度が全国的にこの交付金を活用して進んだ経過もあります。その後は自主的な財源を使ってやっていますので。この問題で重要なのは景気対策の認識だと思うんですね。今の現状の中で本当に緊急的なものも含めて景気対策が本当に必要だというのはだれもが今、認識が一致だと思いますので、この点についてはぜひ財政課のほうも考慮していただいて、この点についての施策の推進を図っていただきたいと思います。

この点についての市長の決意をちょっとお願いしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）先ほど担当課長が申し上げたような状況でございますので、しっかりとその辺も検討して、どういった方法があるのか

考えていきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 はい、ありがとうございます。

それでは1番目の地域資源を生かした地場産業の方向性と行政の責任ということ、先ほど回答があったわけですがけれども、この中身だと私は雇用というのは非常に難しいなと思うんですよ。というのは今の枠からなかなかみ出していけないと。聞いた話でもこれを企業化していくためにはそれなりの環境整備が必要だということと、当然就業人口の確保もしなきゃならない、原材料の確保もしなきゃならないということ。

だから短期にできる問題ではないということで、私はこのためにはきちっと地場産業を育成していく、そういう観点から調査研究を前向きに取り組んでいく必要があるんじゃないか、そうすることによって新たな雇用も生み出していける、そういう観点でこの問題を提起し、なおかつこの事業での結果としてその方向性というか、可能性というのか、そういうのが私は見えて来ているんじゃないかなというふうに思うんですね。

あとやっぱり行政がそれに対してきちっとどれだけ対応できるのか、そういうまた雇用の創出だとか、事業の拡大だとか、農家人口の増大とかそういうことも見込みながらしっかりと計画ができるのかどうなのか、そのためにはやっぱり最低限調査研究していく必要があるということだったと、私自身の趣旨はそういうところだったんですが、改めて先ほどの回答だとなかなかそのあたりが十分回答になかったものですから、現場サイドも含めて、市長でもいいんですが、この点についての考え方を再度、調査研究していく必要があるのかどうなのか、私はその可能性はあるというふうに認識をしていますが、この点について回答いただきたいと思っております。

○商工観光課長（塚田光春）実際、新商品を

開発しまして13品目の新商品を挙げたわけなんですけれども、これで8業者の方が手を挙げられたということで先ほど申し上げましたけれども、この品目がじゃあ果たしてどのような感じで売れていくのか、実際売れないことには業者の方も設備投資とかそういうことができません。

ですので、やはりこの商品を市のほうでPRしながら知名度をまず上げていかなきゃいけないというふうに思います。そしてまたその設備投資の件なんですけれども、今現在やっている方は商売とか個人の方でやっておられるものですから、やはり一個人、一会社であるとかいう、例えば、加工機器の設備投資というのは補助事業はないんですね。それで、どうしても補助事業を導入して規模拡大を図ってやっていくことになれば、今、市長が盛んに申しております6次産業化ですね、この6次産業化で、例えば、農家の方がグループを組んで、生産から加工、流通、販売までやっていくということであれば、国の補助事業を利用してこういった商品の販路拡大につなげていくというふうに思います。だからそこら辺を今後、農林課とか水産課とかそこら辺と連携しながらそういうことができないのか検討していきたいというふうに思います。

○持留良一議員 私の聞いた話では、大手からも引き合いがあって、しかし、原材料の確保の問題、それを保存する冷蔵庫の問題等あってなかなか難しいと。そうなったらある程度行政がどういう形でそれに対応していくかという問題も出てくると思うんですね。というのは、民間業者任せじゃなかなかできないと、当然補助事業だとか活用もしながらやっていくという。

だからそのことも含めてしっかりと調査研究していく必要があるのじゃないかと、そういう中で可能性というのが出てきたんじゃないかということと言ったんですが。だから前向きに調査研究をする考え方があるのかどうなのか、

その点について市長、今の議論を聞いて。

○市長（尾脇雅弥） その辺の状況を把握してその上で決めたいというふうに思います。

○持留良一議員 じゃあ次に、公共事業の再生についていきたいというふうに思います。

先般の新聞で土木技術者半数が50歳を超えている、高齢化が深刻だということ、あと数年で約3割の技術者がいなくなる、技術力が維持できなくなると、こういう懸念もされています。それは先ほど冒頭の1回目の質問で言ったとおり、公共事業のあり方の問題が地域の企業の衰退や逆に技術者自身の確保も難しくなっているということをお話している結果だろうというふうに思うんですが。

先ほど基本的な認識は一致できたと思うんですよね。やっぱり長寿命化を図っていかなきゃならないし、また補修・修理、改良工事等の必要性が高まってきているんだと、そのためには長寿命化計画もやっていかなきゃならないというふうなことです。文部省の有識者会議のほうでも、学校の施設のほうにおいても、長寿命化計画をする必要があるということの提言もされています。そうなってくると、いやが応でもやはりこの私が訴えている地域に必要な生活関連の公共事業のやはり必要性がますます高まってきているというふうに思います。

問題は、このことに対して、一気に適正な維持、増額をしていく考えがあるかどうかということだと思うんですよね。なかなかそうは言っても財政的な問題がということになるのか。しかし、住民にとったら住宅だったら安全性の問題、橋等についたらやはり住民の生活の問題等々あると思うんですよね。しかし、それをいつまでも待っていても。先ほど言いましたとおり技術者がどんどんなくなっている。しかし一方では、私は現状を見ても、地元の建設業者というのは施工能力なり受注、そういう能力は十分持っているらっしゃると思うんですよ。だ

からやっぱり今あるうちにきちっとそれを適正に維持、増額をしながらやっていく計画を持っていく、そのことが市民の安全の問題、確保の問題、生活上での安全問題、そして何よりも技術者の確保の問題、最終的には雇用対策、こういうことにもつながっていく、こんなように思うんです。

この点についてやっぱりそういう立場での生活関連の予算をしっかりと中心に据えた、ある意味、来年度の予算との関係もあるかと思うんですが、そういう形で今言いましたもろもろのことをしっかりとカバーしていくんだと、そういう基本的な姿勢があるのかどうなのか、この点について市長の認識を伺いたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 今、お話がありました。心情的にはいろんな形で対処したいという状況なんですけれども。全国青年市長会があった中でも1つの課題として挙げられましたのが、こういった老朽化したものを建てかえることが一挙に迫ってきていると、そのことが市町村の財政を圧迫しますということですの現状ですね。

加えまして、いつもお話をしますけれども、景気が悪い、国政のほうがどっちに行くのかという不安定さもあって、さらには、震災の影響などなどですね、いろんな要素が絡み合っ、思いとしては景気対策もひっくるめてどんと前向きにやっていきたいという気持ちはありますけれども、財政的なものがまずありますので、現状がどうかというところで、何回かそういった橋にしてもいろんなものにしても現場を見に行っています。その中でやっぱり優先順位をつけて、先ほど話がありましたけれども、対症療法型から予防保全型ということに対することによって、少ない支出の中で効果的ということではできると思いますので、いろんな要素がそれぞれの立場であると思いますけれども、現状も踏まえながら順次計画をしっかりと立てて優先順位を立てながらやっていくということになろう

かと思います。

○持留良一議員 私が今回訴えたのは、公共事業の再生と、このことによって市民生活の安定となおかつ経営的な状況の関係の中、大変厳しい状況にある土木建設業者の経営の安定、雇用の確保をつなげていきたいと、そういう意味で今回取り上げたわけです。ぜひこういうことも認識していただいて、生活に密着した公共事業を優先していくということでぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、公契約条例についていきたいと思いません。

先ほど市民生活へのメリットを言われましたので、この点については私自身と認識は一致できるというふうに思います。問題は、国にゆだねているということと言われましたけれども、そうなってくると、これはもう、その間にいろんなことにいつなるかわからないという現状もあります。だから全国でももう無数の都市で實際上、名前は違いますが、そういうのを取り組んでいます。

だから、そういう点ではやはり国がということではなくて、やはり市民生活へのメリットがあるという観点でぜひこのことは積極的に進めたいというふうに思っているんですが、この間もいろいろ調査もされているというふうに思うんですが、結果として国にゆだねていきたいということだと思えます。

1つ確認したいんですけれども、先ほどメリットを言われました。公正な競争の促進を図られる問題や適正価格による支出は無駄使いにならない問題、中小企業の経営を安定させて労働者への分配をふやす、消費の購買意欲を高め税収の増加にも市としても実際に結果として還元されてくるという問題なんかも言われましたが、この点について再度確認できるのかどうなのか、この点について見識を、認識をお聞かせください。

○**財政課長（北迫睦男）** 私も今回のこの質問によりまして、公契約条例について少し勉強をさせていただきました。まだ詳しいところまで認識はしておりませんが。

労働者の適正な労働条件を確保する、このことが一番の目的であるようでございますので、そのことを念頭に置きまして、あらゆる情報収集を通じて勉強をしていきたいと、そういうふうに思っています。

○**持留良一議員** あと3分ですね。

○**議長（宮迫泰倫）** はい。

○**持留良一議員** ありがとうございます。ぜひこれは国に任せるんじゃなくて、自治体としてどうしていくのかということを観点に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

スポーツ基本法の問題で市長にこの間いろんな要望が出てきたと思います。市民プールの問題やまた幼児プールの問題など含めて出てきたというふうに思うんですが、改めてこの基本法ができて、またこの間の市民の要求もある中で、市長自身がやはり市民の要求に光を当てたスポーツ行政で市民のスポーツ意欲を高めていくと、ひいては健康にもつながるんですけれども、このことについて改めてこういう計画の中でこのあたりをどのように認識しているのかお聞かせください。

○**市長（尾脇雅弥）** スポーツ環境の整備に関しましては、いろんな方々からいろんな御要望がございます。

先ほど社会教育課長が答弁いたしましたけれども、教育委員会において市民の方々の要望や御意見を真摯に受けとめながら、スポーツ基本法にうたわれているスポーツの権利を実現するための条件整備の一つとして垂水市の実情に応じたスポーツ推進計画づくりを検討していただくようお願いしたいと思っております。

○**持留良一議員** ぜひこの問題については、学校施設の利用というところも基本的な整備中に

ありますので、ぜひしっかりと受けとめて取り組んでいただきたいと思います。

最後、時間が押し迫っていますけれども、母子保健福祉政策について伺いたいと思います。

これは、要するに、最終的には国の基本的な責任があるかというふうに思うんですが、私、終わりになりましたので、あと1分ですか。それで、私、最終的に重要なのは、支援体制、いわゆる人員の問題だと思うんですよ。現状の中でもなかなか十分な手が回らない中でこの問題がいろいろあると思うんですが。

そういう意味で職員体制の問題はどうなのかということと、あと先ほど言いましたけれども、妊婦健診の問題でも来年度どうしていくのかということと、それからあと乳がん・子宮がん検診では負担の軽減、無料化についてどうなのかということをお聞きをして、私の質問を終わりたいと思います。

今回は、景気対策や雇用問題を中心として提案しましたが、改めて自治体の主体性が市長に求められているんだということを認識して、私の質問を終わります。

○**市長（尾脇雅弥）** それでは、簡潔に。

女性が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、とりわけ女性は妊娠や出産といった身体的な機能を備えており、思春期から青年期、中高年齢期の生涯にわたって男性と異なった健康上の問題に直面することに留意する必要があると思います。特に、妊娠・出産期において、妊娠、出産子育てにかかわる相談や指導などこれまで以上に努力をして安心して妊娠・出産ができるように努めてまいりたいと思います。健康づくりのための講座や相談等にも健康生きがいを推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**持留良一議員** 終わります。

○**議長（宮迫泰倫）** 次に、16番川畑三郎議員の

質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 気象庁の観測でことし8月の日本の平均気温は平年より1.13度高く、戦後3番目の暑さで、6月から8月を通した気温35度以上の猛暑日数も福島県会津若松市で18日になるなど、5地点が観測史上最多、4地点は最多タイ記録で、夏の猛暑日日数が最も多かったのは兵庫県豊岡市で32日、埼玉県熊谷市は31日といずれも観測史上最も暑い夏だった2010年と並んだと報道されました。

また一方では、九州北部豪雨など大雨の災害も顕著でありました。熊本、大分、福岡の各県で7月12日からの豪雨により死者、行方不明者は30人を超えました。一時的に50ミリ以上の非常に激しい雨の観測回数も統計資料がそろった1976年以降最多であり、九州北部豪雨では経験したことのないような大雨と報道されておりました。

一方、関東、東北地方など東日本の3カ月間の雨量は平年を大きく下回り、利根川水系ではダムの貯水率が40%で、水不足が心配されているようであります。西日本は梅雨前線の影響などで平年を大きく上回り、鹿児島地方も8月以降雨の日が多く、この夏は幾分しのぎやすかったのではないのでしょうか。大きな災害もなく9月を迎えましたが、台風シーズンはこれからでございます。災害の起こらないことを願いたいと思います。ここ数日、残暑厳しい日が続いております。

それでは、通告いたしました案件について質問いたします。

まず、農業振興について。

今年度より新規事業として始まった地域農業マスタープラン、いわゆる人、農地プラン、私も農業委員をしている関係でさまざまな研修会に出席し、説明も受けております。中でも新規就農総合支援事業の事業としての位置づけ、どのような効果をもたらすかが期待されるところ

であります。人、農地プランが実際政策、施策として今後、どのような位置づけ、どのような効果をもたらしていくと考えますか、御答弁をお願いいたします。

次に、水産業振興についてお尋ねいたします。

養殖業者はえさの高騰と魚価の低迷で厳しい状況であります。この状況を打開するため、販路拡大のため、市長は8月18日から8月22日までベトナム、香港へ垂水市漁協の要請もあり、訪問されました。その状況をお知らせいただきたいと思っております。

行政連絡会要望事項の進捗状況について、各振興会長に要望を取りまとめてもらい、7月の行政連絡会で改めて要望の説明を受け、各課で検討したものを報告するというシステムになっております。各地区よりいろいろ要望があると考えますが、進捗状況をお知らせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○農林課長（池松 烈） それでは、人、農地プランの位置づけ、効果につきまして私のほうで説明させていただきます。

国は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など農業が厳しい条件に直面しているなか、持続可能な力強い農業を実現するために新規就農者の増加を図り、農地集積を促す仕組みを構築し、基本となる人と農地の問題を具体的に解決していく新しい施策として、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画に基づき、新規就農者の増大、集積の推進を図るため、今年度から新たに新規就農総合支援事業及び個別所得保障経営安定推進事業を実施します。これは事業の支援を受けるためには、集落、地域での話し合いやアンケートの実施により、地域農業のあり方や新規就農者を含む地域の中心となる経営体を定めた人、農地プラン、地域農業マスタープランを作成する必要があります。人、農地プランは、人と農地の問題を解決するための未来の設計図として地域の今後の中心となる

経営体、個人、法人はどこか、中心となる形態へどうやって農地を集めるか、中心となる形態とそれ以外の農業者、兼業農家、需給的農家を含めた地域農業のあり方、生産品目、経営の複合化、6次産業化を集落、地域における話し合いによって決めることとなります。

そこで、地域の選別はどうするのか。本市としましては、当初13地区を考えておりましたが、営農地域が分散しているため、なかなか13地区に分割することが厳しい状況にあるため、課内協議を初め、検討の指導もいただいた結果、市一地区で作成することにしました。

このようなことから、人、農地プラン、地域農業マスタープランは今後、本市農業政策、施策の中核をなす位置づけとなり、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など農業が厳しい状況に直面している中、持続可能な力強い農業を実現するために新規就農者の増加を図り、農地集積を促す仕組みを構築し、基本となる人と農地の問題を具体的に解決していく新しい施策としての効果が期待できるものとして考えているところであります。

○市長（尾脇雅弥） 川畑議員の水産振興についての御質問にお答えをいたします。

8月18日から22日までの5日間、垂水市漁協の要請を受けて中馬組合長などとともに海外販路拡充のため、ベトナム並びに香港を訪問いたしました。

ベトナムでは、霧島市出身の方が経営されておられる飲食店にてカンパチフェア打ち合わせから始まりました。19日は早朝より鮮魚その他の食品関連市場の視察を行い、夕方からはレストランで開催されました「垂水カンパチフェア」に約50名の出席をいただき、刺身やしゃぶしゃぶ、にぎりにして食べてもらい、カンパチノおいしさと日本の食文化をPRさせていただきました。

「カンパチフェア」には、在ホーチミン日本

国総領事館菊池正専門調査員を初め、現地で御活躍の方々と意見交換をして、今後の御支援・御協力もお願いしてきたところでございます。

香港におきましては、カンパチを店頭販売している香港シティスーパーで鮮魚売り場視察の後、売り場担当及び仲介業者の皆様と垂水カンパチ販路拡充について広く意見交換を行ったところでございます。

水産業の最大の課題は、物づくりではなくて販路づくりだと考えております。そういった意味からも東南アジア地域のバイタリティーと活状並びに将来性を直接肌で感じることができ、今後の販路拡充に手ごたえを感じたところでございます。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（中谷大潤） 川畑議員の行政連絡会議における要望事項の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

行政連絡会議での要望事項につきましては、十月中に各振興会長さんあて要望事項の取りまとめをお願いし、提出を受けて、所管課へ早急な対応と回答の作成を依頼しております。翌7月に行政連絡会議を開催しまして、報告しているところでございます。

早急に応じられない要望によりましては、次年度で予算要求し、予算の措置があれば次年度予算で対応していただくなどできる限り要望に沿うよう鋭意努力しているところでございます。

御質問の進捗状況ですが、昨年度土木課へ75件、農林課へ9件、市民相談サービス課へ4件、教育総務課へ2件、市総務課、水産課、水道課へ各1件の計93件の要望があったところでございます。

各地区別に申し上げますと、垂水地区におきまして、30件の要望に対しまして、対応済が24件、率に換算しまして80%、新城地区が8件の要望に対しまして対応済みが6件で75%、柘原地区が2件の要望に対しまして対応済みが2件

で 100%、水之上大野地区が37件の要望に対しまして対応済みが27件で73%、牛根地区が11件の要望に対しまして対応済みが8件で73%、協和地区に関しましては、要望件数5件に対しまして、対応済みが3件で60%となっております。

全体では93件の要望に対し、70件処理対応いたしまして、約75%の進捗状況であります。

以上であります。

○川畑三郎議員 それでは、一括して質問したいと思しますので、よろしく願いいたしたいと思します。

まず最初に、農業振興についてであります。農林課長のほうから、新しい人・農地プランの推計について御説明いただきました。国は、今、説明がありましたように高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など農業は厳しい状況に直面して、そういうことの中で、力強い農業を実現するために新規就農者の増加を図ったり、農地集積を促す仕組みを構築し、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくという新しい事業を取り入れたわけでございます。これも民主党になってから、私もいつも見ているんですけども、民主党はばらまきも多いなという気持ちでは見えていますけれども、今回のこの事業につきましては、大変地域の若者を奮い立たせるような大変いい事業だなと私は考えております。

いいものはいいものとしてそれをうまく利用して、国の農業政策に当たっていかなければ私はないかと、そう思っております。

そういった中で、今、課長のほうでいろいろ新規事業の内容を説明していただきましたが、この人・農地プラン、これについては、これを拡充しなければ事業も推進できないということのようですけれども、ことしの5月、国会にちょっと陳情することがありまして、鹿児島県の自民党の代議士さんのところでお願いした状況の中で、この人・農地プランの作成について、

ただ、市役所で机上の上でつくるだけになってしまいうんじゃないかと、大変この人・農地プランのつくり方を危惧されておりました。

今回、今、説明によりますと、13地区に分けてこのプランをつくるという構想の中で、最終的には垂水は一つのプランをつくるということに決定したというようなことです。

垂水の場合は、垂水の田んぼに海潟の人が入り込んでつくっている。また、新城の人が入ってつくっているという、そういった状況の中で、なかなか地域でつくるのが難しいというような状況の中で、垂水市は県の指導も仰いだというようなことで、1地区で作成するという事になったようでございます。

今回、それが作成されるということのようですので、いい方向にこれは作成ができて、事業が推進できるように私はお願いいたしたいと思します。

今さっき、新事業名が出ましたけれども、この人・農地プラン作成によるメリットはどのようなものがあるのか。そして現在の作成状況、進捗状況をお知らせいただきたいと思います。

次に、水産行政について、市長も一生懸命頑張っていただきまして、牛根漁協、垂水市漁協のためにいろいろ後押しをさせていただいております。今回もベトナムと香港に販売の拡大のために行かれたということのようです。この市長は、最初、香港、マカオというような状況で、予算化されておったと思します。しかしながら、今回は、お話を聞きますと、垂水市漁協のほうから、私の聞いた話では、予算のほうは漁協でもちますというような状況を聞いたわけですが、ここら辺もまたお伺いいたしますけれども、この拡大についてで、今後どんな見通しになると考えていらっしゃるのか、そこら辺をひとつ御答弁をお願いいたしたいと思します。

次に、3番目の行政連絡協議会の要望事項の進捗状況ですけれども、今、課長のほうから

る説明がございました。今、お話を聞きますと、大分この要望事項に対して充実したパーセントが出ているようで、私も安心しているわけですが、まだまだ積み残した部分もあるというようなこととございます。これについては、私たちが地域で出席するわけですが、土木、耕地が大方この要望事項に上がっているようであります。特に土木、件数によりますと、74件あったというようなこととございます。ここで土木課と農林の関係の状況をお知らせいたしたいということで2回目を終わります。

○農林課長（池松 烈） それでは、人・農地プラン作成によりますメリット、また、進捗状況について説明させていただきます。

まず、メリットについてであります。人・農地プランにつけられますと、新規就農者への支援としまして、新規就農者への支援としまして、された要件をクリアしますと、青年就農給付金経営開始型がみずから独立して農業を開始する方に最小5年間、青年就農給付金準備型が農業技術の研修を受ける方に最長2年間、それぞれ年に150万円寄附金を給付されます。

また、農の雇用事業が農業法人等へ新規就職する方に研修を実施した場合や研修に要する経費を最長2年間、120万円農業法人等へ助成されます。また、農地集積への支援としまして、農地集積協力が農地の出してへ経営転換協力が分散錯圃解消協力が農地の受け手へ支援されます。そのほか、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者につきましては、貸し付け当初5年間の金利を利子助成により、実質無利子化されるスーパーL資金、農業経営基盤強化資金の金利負担軽減措置等があります。

次に、現在の進捗状況でございますが、3月から5月にかけて農林課座談会や個別所得保障受付時に市内地区公民館等で概要の説明を実施しました。5月から6月にかけて中山間直接支

払い制度の集落ごとの総会時に市内地区公民館等でアンケートを実施しております。5月には、青年就農給付金経営開始型の対象者に説明会を実施しました。その後、プランの作成に入っておりまして、9月に検討会を実施しまして、9月下旬には人・農地プランとして策定するよう準備を進めているところであります。

○水産課長（岩元悦郎） 川畑議員2回目の質問にお答えいたします。

先ほど市長からも答弁もございましたけれども、8月18日から22日まで垂水市漁協の要請を受け、中馬組合長及び迫田営業部長とともに海外販路拡充のため、ベトナム並びに香港へ市長も同行されました。

ベトナム、香港での今後の見通しとのこととございますが、垂水市漁協からの報告によりますと、垂水市長の海外販売、トップセールスの話を相手方にいたしましたところ、日本総領事館を含め、約50名の日本商社の方に出席いただきました。

「フェア中、カンパチの大きさに皆様大変関心を持たれたようでございます。市長によるトップセールスのことで、海外での販売事業、商品の信用度は格段に向上し、会場の雰囲気及び垂水市漁協の信用度を上げることができました。

ベトナム、香港双方において行政トップの行動は、我々の行動に大変有利に動くことができました。今後ともここぞというときのご尽力をお願いいたします。」と記されております。

日本に帰国後、早速漁協には商談がございまして、輸送経路については、現在調整中でございますが、100キログラムから160キログラム程度の冷蔵品を週2回程度送ってほしいと。金額に換算しますと、月100万円、年1,200万円の注文があったと聞き、大変喜んでおられました。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 行政連絡会の土木課所管分につきまして回答いたします。

先ほど市民相談サービス課長から、全体的な件数につきましては報告がありました。土木課からは、会の当日出された要望を含めて、その内容と対応につきまして回答いたしたいと思っております。

まず、要望内容を大きく4項目に分けますと、1つ目、環境整備班や維持工事ですぐに対応できる要望。2つ目、予算が伴い、維持工事や改良工事に対応する要望。3つ目、県や国へ申請しなければならない要望。4つ目、今後、経過や関係者との協議をし、検討していかねばならない要望です。

環境整備班で対応できる要望につきましては、ほとんど実施しております。維持工事に対応する要望につきましては、既に指示している箇所もございますが、今回、補正で要求しているところもございます。

また、県への要望につきましては、県管理河川と海岸に関する要望でございましたので、大隅地域振興局河川港湾課と建設総務課の担当者を現地に案内し、要望いたしたところでございます。

今後、検討していかねばならない要望につきましては、関係者に対しての相談や資料等の調査を行っているところでございます。

この振興連からの要望のほかにも市民の方々からも要望が寄せられてきているところでございますが、現地を確認し、公共性や緊急性を考慮して実施しているところでございます。

予算の関係で先送りとなっている要望箇所につきましても、実施していく方向で検討しているところでございますので、皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。

○農林課長（池松 烈） 平成24年度農林課所管の行政連絡会議要望事項の状況について述べさせていただきます。

要望件数が9件ありまして、そのうち7件が処理対応できるものであり、残りの2件が今年

度中に処理対応するには難しい案件でありました。

9件の主な要望案件でございますが、治山工事の継続要望、用水路改良工事、水源地林道拡張工事、農道整備及び舗装等でございます。

7件の処理対応につきましては、復旧治山事業及び中山間地域総合整備事業の実施で処理対応できるものや、また、土木課環境整備班によります対応や生コン等の原材料支給による処理対応できるものなどあります。

残り2件の今年度中に処理対応できないものは、予算的な背景により、今後、優先順位をつけていただいて整備していくものなどあります。

今後の農林課所管の行政連絡会議での要望事項や緊急を要する集落の要望等につきましては、国や県の補助事業導入に極力努めますとともに関係機関へのお手伝いを仰いでいくことや予算枠、予算の範囲におきまして、できるだけ地区の方々の方々の要望に沿うような形で処理、対応していきたいと考えております。

以上です。

○川畑三郎議員 農業振興について、新規事業について課長のほうから説明をいただきました。私も鹿児島県が出した新規就農と農地集積に向けた新しい施策ということで、今、説明があったようなこのパンフレットを持っております。これは農林課もですけれども、農業委員会のほうでもこういう事業がありますということであるような会合で配布されております。青年就農給付金経営型ということで、最長5年間、年間150万円をやるというようなことで、大変いい事業だなと思っております。この事業を垂水も相当取り入れていらっしゃるかと私は考えます。

これは経営型ということですのでけれども、準備型ということで、農業技術の研修中に給付金を配布すると。これは最長2年間、150万円というようなこと。それと農地集積ですね。農地を貸

したい、借りたいという方々にもその給付金があります。特に農地を出すという農地集積協力基金というんですか、これにつきましても面積によっては大きな金額になるというようなことで、いろんな面で優遇されている面があります。これはまた、一つ言えば、やっぱり農業をする人を集団化して大きな面積を持つようなことというようにことからだと考えているところです。

そういった面でこういう事業が進んでおって、農林課のほうもいろんな面で苦勞をされながら今までやってきていらっしゃると思います。特に青年就農給付金のこの経営開始型については、お話によりますと、数名の方々がリストアップされているというような状況で、今年度は24年度、25年ということで、相当ふえるんじゃないかと私は考えます。

そういった中で、この対象者は、現在、何名を対象者として把握しているのか。そこをお知らせいただきたいと思います。また、その中に女性もというお話も聞いていますけれども、その女性も何名いらっしゃるのか。

それともう一つ追加で、この方々の地域、新城に何名、海潟に何名、牛根に何名と、それがわかっておったら、その分もお知らせいただきたいと思います。

次に、水産業の振興について。

大変いい、ベトナム、香港に行って、もうすぐ商談がなったというようなことで説明を受けまして、ありがたいなと思っております。今後、予算化されておったマカオへの訪問も実現されると思うんですけれども、これについてもいつになるのか。そしてまた、私がさっき言いましたこの予算の問題ですね、ベトナム、香港については漁協が持ったということでしたけれども、それもどうなのか。それをちょっとお知らせいただきたいと思います。

次に、行政連絡協議会の要望事項ですけれども、土木、農林のほうで説明をいただきました。

これは23年度の方だと思えますけれども、今、あちこち回ってみますと、もういろんなところで草払いとかいうのが振興組合にお願いしてあるとは思いますが、仕事が進んでいるようで早目に取り組んでもらっているなど私は考えております。

今後、積み残された要望事項も私も知っているわけですが、無理は言いませんけれども、そういった面もやっぱり地域の人は待っていらっしゃいますので、どうしてもこういう面にも力を入れて、必ず実現していただくように努力していただきたいと思います。

予算の都合という面もあるでしょうけれども、ひとつ市長のほうもそこら辺も財政課長やら協議していただいて、なるべくそういった面を大事にして予算化していただくようお願いしたいと思います。

今、この行政連絡会も、説明がございましたように10月に各振興会長から拾い上げていただいて、7月に報告するというようなことになっております。これも昔は年2回、行政連絡会がありましたけれども、こういう方式になって、私はやっぱりこれのほうがいいのかなと思っております。

今後ともこういうシステムで私は行かれたほうがいいのかと思いますので、ひとつそういう方向でいろんなものを吸い上げていただいて実現するというように進めていってもらいたいと思います。これは要望としたいと思います。

以上で終わります。

○農林課長（池松 烈） それでは、新規就農後総合支援事業青年就農給付金経営開始型の対象者ですが、当初、対象者説明会を開催しました時点では17名でしたが、みずから農地の所有権もしくは利用権を有している主要な機械・施設をみずから所有・貸借しているなど課された要件の課題等の関係で辞退を申し出られた方も数名あり、現在の時点で本市の対象者は、経営

開始年度ごとに平成21年度1名、平成22年度4名、平成23年度2名、平成24年度4名の計11名が対象となっているところであります。

なお、11名のうち1名が所有の新規就農者であります。

それと新規就農者の地区ごとのというありましたが、ちょっと住所で区別をしておりませんが、今回、手持ちで氏名だけののを持って上がってきておりますが、各地区から対象者の方が出られているようでございます。

それと、新規の事業ではあります、この事業が、先ほども申し上げましたように本市の政策・施策の中核となっていくと、そしてそれを十分市のほうでも生かし切っていけば、この新規就農者のほうもふえていくのではないかとというふうに私ども課内のほうでは話をしているところであります。

今後、新規の就農者がこの機会をとらえていただきまして、新規就農者として名乗りを上げていただければ、将来的にこの本市農業の中核者として頑張ってもらえるのではないかとというふうに考えているところであります。

以上であります。

○水産課長（岩元悦郎） 川畑議員3回目の質疑のことについてお答えいたします。

ベトナム、香港への訪問は、7月13日、垂水市漁協中馬組合長より依頼がございました。ベトナムでイベントがありますので、ぜひ市長、同行してほしい。また、行くのであれば、香港にも寄っていただきたい。費用については当漁協で負担するので、ぜひ同行してほしいとの要請を受けてのトップセールスでございました。

そういうこともございまして、この訪問につきましては、9月の20日から23日までの4日間を予定しております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 農業振興についていろいろ、この事業が中核になると、今後の垂水の中核に

なる若い者を育てるという意味で大変いいことだなと思います。

この資料の中にもいろいろ事業、さっき言いましたけれども、農地の集積の支援というようなことで、これも今後、ことしは特に青年就農給付金が主な取り組みだったとは思いますが、農地集積の支援、それとスーパーL資金の関係も出ていますので、これも十二分に利用していただいて、そういう若い人を育てるといように頑張ってもらいたいと思います。

先日の新聞報道で、政府のほうで概算要求で、この関係に対する農業予算を多く予算化するんだというようなことが新聞報道されていたのを私は見たんですけども、やっぱり今後、25年度以降もこの青年就農給付金の対象者がたくさん出るように、我々もですけども、市役所も農林課も後押ししてやるという方向が私はいいのではないかと思いますので、ひとつ頑張ってください。

水産業の振興については、今、苦しい状況ですけども、ひとつ市長もさっき言いましたように両漁協がありますので、一生懸命応援していただいて、漁業が復活するように水産課長も一生懸命頑張っているようですので、ひとつよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。

次は、2時40分から再開いたします。

午後2時25分休憩

午後2時40分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん御苦労さまでございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきの

通告に従い、一般質問させていただきます。

また、同僚議員と重複するところもあるかと思いますが、御了承ください。

私どもの垂水市は、錦江湾が目の前にあり、また、景観もすばらしいところだと思っております。昨年3月11日の東日本大震災から1年6カ月になりました。テレビなどで放映された映像などいまだに目に焼きついております。今回、政府が発表した南海トラフの巨大地震が発生した場合、全国で32万3,000人が死亡するとの被害想定を発表しております。

今まで私どもは、台風や大雨などは何回か経験しております。しかし、本市は海岸沿いであり、津波など想像もできません。本市は、高齢化が進展する中、災害などが発生した場合には、まず、何といたしても地元の消防団が心強い存在であります。そして、今、消防団員、自主防災組織の充実が言われておりますが、本市の消防団員、自主防災組織の現状と課題を伺います。

次に、固定資産税についてですが、固定資産税額決定や納税通知に関して、納税義務者からの相談などがあると思いますが、税務課での対応あるいは見解について伺います。

まず、廃屋あるいは荒れ地が市内各地においてふえている状況だと思いますが、この中で所有者が不明であるという案件があるのか。また、滞納者の方がおられるものかお伺いします。

関連しまして、都会や市外に住んでいる納税義務者から、帰郷をする予定もなく、そしていろいろの事情で土地を手放したいとかあるいは納税できないなどの相談があるのかお聞きします。

また、納税はされていても管理が行われずに草や竹が生え、隣接する方々や集落に大変迷惑をかけておられますが、対策を市としてはどのようにされておられるのか。生活環境課長にお尋ねいたします。

次に、固定資産税の納付書の通知に関するが、共有地の場合、納付書は納税義務者のうちの代表者のみに送付されているようでございます。場合によっては、同一家族だけでなく他人も含まれているとお聞きしております。このため、代表者の納税者としては、持ち分対象の方々に納税額を徴収するお願いを行うことになるわけですが、他人の方々にお願いは、現実的には非常に困難であると考えます。

そこで、特に他人の場合など持ち分一人一人に納税通知書の発行ができるのであればこれらは解決するわけですが、これらの方法はできないのかお尋ねいたします。

あわせて23年度における固定資産税の徴収率と滞納金についてお尋ねいたします。

次に、職員給与について伺います。

職員給与については、今回の一般質問通告後に市報が配布され、職員給与などについての記載がされており、大まかには理解しておりますが、今回の質問を御了承ください。

いろいろな市民の集まりのところで聞かれるのが、職員の給与、議員の報酬、そして定員の適正化などを聞かれます。私は、21年度は職員給与も県下で上位2番目だったが、今、職員もその後、給与カットなどで努力されて、22年度は県下19市の中で12番目ですかね、改善されていると説明をしております。

そこでお聞きしますが、23年度の給与のラスパイレース指数と今後の対応をお聞きします。

また、定員適正化の推移などをあわせてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（山口親志） 田平議員の消防団員、自主防災組織の現状と課題についてお答えいたします。

まず、消防団員の現状と課題であります。防災の観点から消防本部にお聞きしましたので、お許しをいただき、私のほうで回答させていた

できます。

本市の消防団員の現状については、市内9分団で構成され、消防ポンプ自動車8台、小型動力ポンプ積載車1台、小型動力ポンプ15台を配備し、有事に備えております。人員は、9月1日現在、定員311名に対し実員271名で、地域における消防防災のリーダーとして、市民の安心・安全を守っていただいております。

課題としましては、定員もですが、団員の高齢化が進んでおり、退団者の欠員補充においては、若年層の団員確保に努めたいと思っております。

今後は、消防団員の処遇改善や施設の整備改善、備品の軽量化を図り、団員の資質向上のため、各種訓練の充実や消防学校入校による教育研修も推進し、魅力ある消防団づくりに努めてまいります。

次に、自主防災組織の現状であります。1回目の堀内議員の回答と重なりますが、お許しをいただきまして、同じような答弁となりますが、現状について回答いたします。

平成17年度当時10%強しかありませんでした組織率が、24年8月末で90%を超える組織率になってまいりました。各振興会からの取り組みに感謝申し上げますところであります。

しかしながら、振興会長が自主防災組織の会長を兼ねるケースがほとんどであり、交代と同時に組織の再構築を図らなければならないこと、また、居住地による災害要因等が異なりますことから、各組織において取り組みに格差があるようであります。

また、年に1回ではありますが、自主防災組織のスキルアップ研修会を講師を招いて開催しております。

以上であります。

○**税務課長（葛迫隆博）** 固定資産税に関する御質問にお答えいたします。

まず、廃屋及び空き地における御質問でござ

いますが、固定資産税全般に関して申しますと、所有者につきましては、法務局の登記簿で確認いたしております。ただし、名義人が死亡されているとか、市外に転出されたとか、あるいは相続がなされていないなどの理由によりまして、納税通知書が届かないケースがございます。

その中に廃屋あるい空き地におきましても所有者不明や滞納は含まれますが、件数につきましては把握しておりません。

次に、市外在住者の相談内容に関する御質問ですが、御指摘のとおり「土地を手放したいが、どのように行ったらいいのか」あるいは「市に寄附したいが、どのような手続なのか」という内容がほとんどでございまして、電話もしくは手紙による相談がございます。

また、「垂水に住むこともないのに納税する必要があるのか」という御質問や「納税が困難である」という御質問もでございます。件数につきましては、年間10件もございませませんが、その都度対処しております。

次に、共有地での納付書発行に対する御質問ですが、代表者の方に納付書を発行しております。これは、地方税法第10条の2において、持ち分に関係なく共有者全員が連帯して全額を納付する義務があるため、共有者それぞれの持ち分に応じて課税することはできないという規定によるものでございます。

したがいまして、記載されている課税内容を確認の上、共有者全員による連帯納税義務として、代表者に送付された納付書により納付していただくということとなっております。

それから、固定資産税の徴収率と滞納金に関してですが、23年度の現年度分における徴収率は96.33%で、対前年度コンマ08ポイント減となっております。

滞納金につきましては、9,750万円ほどとなっております。

以上でございます。

○生活環境課長（森下利行） 田平議員の管理が行えずに草や竹が生え、近隣に迷惑をかけている土地の対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり本市におきましては、近年、管理が行えずに雑草等が生い茂ってきている宅地が多くなってきており、近隣住民の方々から対処方法はないか相談が多く寄せられてきているところであります。

このことを受けまして、生活環境課では、土地の所有者や管理者を特定し、現地へ赴き、現状等を把握した上で、廃棄物清掃法の観点や近隣住民に与える影響などを考慮され、敷地内の雑草等の除去を早急に実施し、適正な維持管理をされるよう現況写真を貼付し、文書による指導を行っているところでございます。

しかしながら、このような管理が行き届かない土地の所有者は、市外に居住されている方が多く、なかなか指導しても応じてもらえないケースがありますが、そのような場合には、再度文書による指導のほか、電話番号等が判明している場合は、電話による指導を行っているところでございます。

市内に居住されている方につきましては、自宅などに訪問し、指導を行っているところであります。

また、市外に居住されているなど自分で管理ができない方に対しましては、シルバー人材センターなどの業者の紹介も行っております。

ちなみに平成23年度における宅地内の雑草等に関する相談件数は39件でありました。

以上でございます。

○総務課長（山口親志） 本市の23年度のラスパイレス指数と今後の対応であります。まず、ラスパイレス指数については、国家公務員と地方公務員との給与額の比較のことでありまして、議員が指摘のとおり平成21年度に県下で上位から2番目になり、議会でも質問がありました。

本市は、高い給与支給年齢が多いこと、合併離脱に伴います単独行政の影響等が考えられますが、しかしながら、住民から理解をいただくために職員の理解をもらい、平成22年度は段階的に4%から1%の1年間、平成23年度は同じく段階的に4%から2%の半年間の削減を行いました。

結果、平成23年度は、22年の97.5%を下回り、ラスパイレス指数96.5%となりまして、19市の中で16番目となり、一層改善をされてきております。

また、職員給与については、人事院勧告に基づき現給保障を他市に先駆け、平成25年度に廃止することとしました。

次に、定員の成果計画であります。平成17年4月1日現在での職員数285名を早期退職者の推進、採用職員を控えることで、平成27年4月1日現在で235人の職員数計画で50人削減の計画であります。

平成24年4月1日現在では、計画人員数252人に対しまして248人となっております。計画に基づきまして推進をしているところであります。

以上であります。

○田平輝也議員 それでは、一問一答でお願いします。

まず、防災対策でございますけれども、昨年度あのような東日本大震災では、消防団員の方々が地区民を守るために多くの方々がとうとい命を亡くされました。本市消防団員が災害救助のため、万一に本人が被害などを受けた場合は、その補償はどのようになっているのかお伺いたします。

また、自主防災組織についてですが、昨年も同僚の池之上議員も、また今回、堀内議員も質問され、重複するところもあるかと思っておりますけれども、その後、昨年度から何が改善されたのかお聞きいたします。

次に、本市におきましては、台風・豪雨・桜

島の噴火、そして地震や津波などが心配されます。どのように避難場所などを開設されておられるのか。特に津波などの避難場所についてお聞かせください。

避難されておられる方などに対しての飲料水や食品など備蓄は十分に確保されているのかお伺いいたします。

○総務課長（山口親志） 2回目の御質問にお答えいたします。

まず、消防団員の災害救助のため万が一の被害を受けた際の補償であります。昭和42年4月1日付条例第6号の垂水市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例と公務災害補償制度で補償されております。

内容については、消防吏員及び消防団員が消防業務に従事するに当たって、一身の危険をかんがみることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、また、障害の状態となった場合においては、賞じゅつ金を授与するとの要件を整理しております。

殉職者においては、490万円以上2,520万円以下とし、行動が特に抜群と認められる場合3,000万円授与となっております。障害者においては、2,060万円以下の授与となっております。

あわせて公務災害補償制度で死亡1,860万円支給、障害特別支給金については、等級の区別で定めてあります。

次に、自主防災組織の課題を踏まえて、昨年度から改善、取り組んだことではありますが、昨年度の東日本大震災を受けまして、各組織の会長より独自訓練への積極的な指導要請が多くありましたことから、地域とともに訓練を行い、危機意識の共有を行っております。

あわせて、各種会合からも防災について講師の要請参加がありましたことから、危機管理監が参加し、災害対応について情報共有を行ってきております。住民の意識の高いこの時期に、地域に出向いて一緒に情報共有を持ってお

ります。

避難所の開設状況であります。19年度以降大きな災害はありませんが、土砂災害警戒情報、大雨警報、台風等の災害要件において自主避難所を開設し、今回の台風10号接近に伴いまして、行政連絡会、住民の要望もありましたので12カ所開設をしましたが、市民館だけの避難でありました。避難に対する意識の啓発を考えなければならぬと思っております。

今回、南海トラフ大地震に伴う津波の高さが示されましたが、今後は、当然津波の避難所についても整備・対応を行っていかねばならないと思っております。

最後に、避難された住民の備蓄についてありますが、飲料水については予算化し、準備しておりますが、食料品については、垂水市商工会と災害協定を結んでおりますので、協定に基づきまして対応いたしたいと思っております。

ただし、意識が高いこの時期でありましたことから、公民館より食料品の備蓄の問い合わせが多くありました。回答としましては、食料品については、先ほども申し上げましたとおり商工会と災害協定を結んでおりますから、市のほうで対応いたしますという回答もしております。

以上であります。

○田平輝也議員 それでは、3回目の質問いたします。

市民はもちろんですけれども、各学校、津波に対して避難訓練は実施されておられるのか伺います。

津波などの避難場所になる予定のところで避難道路の整備、また、その予定場所にトイレや緊急街灯ですか、設置などの対応など何か検討されておられるのか伺います。

それと、県などが主催する自主防災組織の研修などが年間2回ぐらいあると聞きます。ほかの市などはマイクロバスなどで来るところもあるとお聞きしますが、本市から何名ぐらい参加

されておられるのか。また、それらの一つは参加された人たちに対しての旅費などの支給はどのようなか伺います。

それと、本市が危機管理監を設置しておりますが、どのような意見や指導があるのかお伺いいたします。

以上です。

○総務課長（山口親志） 田平議員の3回目の御質問にお答えいたします。

各学校の避難訓練の実施状況でありますがお聞きしまして回答をさせていただきますが、年2回の避難訓練のうち、1回は津波を想定しての訓練を実施しているとのこととあります。

次に、避難所の環境整備であります。道路整備については、避難用道路に特化した整備は行っておりませんが、各振興会等の要望に基づき整備をしていただいておりますし、生活道路兼避難道路の認識で整備をお願いしてまいりたいと思います。

避難については、早目の明るい状況での避難を心がけております。

次に、避難所内の環境整備であります。すべての避難所を一気にできませんが、昨年度まではトイレの洋式化、それから個人のプライバシー保護のためのパーテーションも購入しております。本年度は、避難所での停電を対応しまして、簡易型発電機を5台購入し、設置を行ってまいります。また、簡易型避難所用畳の購入も予定しております。

避難者の環境整備については、県の地域振興推進事業を導入し、今後も整備をしてまいりたいと思います。

次に、県主催の防災研修の参加状況であります。先ほど御指摘のとおり年2回程度開催され、各自主防災組織に案内をいたしますが、行政側から2～3名の参加となっております。

自主防災組織の参加者の旅費については、支給しておりません。

次に、危機管理監についてであります。平成19年度より、総務課で災害対策を行う目的で防災に関し専門知識を有した方を設置し、災害要件の発生時から情報収集に努めていただいております。

東日本大震災を受けて、各メディアも多くの情報を発信しておりますが、危機管理監においては、土砂災害警戒情報、土壌雨量等垂水市に特化した災害要件を整理し、本部長の市長への提言を行い、警戒本部設置、早目の避難体制への判断に重要な役割を担っていただいております。

先ほども申し上げましたが、地域住民への災害啓発も行ってもらっております。

今後、南海トラフ大地震、桜島噴火等今後も専門的知識が重要となってくることから、危機管理監には期待をしているところであります。

以上であります。

○田平輝也議員 それでは、最後、要望したいと思います。

自主防災組織が、先ほど今年度90%、組織率が非常に、喜んでよいのか、うれしいことだと思うんですが、要はその中身、内容の充実だと。ただ、組織率が上がったというだけではちょっとと思っております。

先ほどの回答で、県などが主催する自主防災組織の研修などに参加される方々に旅費支給もしていないということでございます。せっかくの研修ですので、せめて旅費支給をすれば、まだ参加者も多くなると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

防災対策の充実を図るため、津波などの場合に各校区ごとの市民の避難場所の選定など何か指導していただきたい。また、消防団、自主防災組織の充実にさらに努力されるよう要望したいと思います。

以上で自主防災を終わります。

次に、固定資産税についてですが、私、実は

この質問になぜ聞くかといいますと、固定資産税のことで相談を受けました。1つの宅地に4名の方々が持ち分登記をされております。だれも住んでおりません。今、約30年間納付されている方もひとり暮らしで、市外に住んでおり、固定資産税を年間3万ぐらい払うのも困難なので、別な持ち分の人にただでもよいから処分をしたいという相談を受けています。

そしてまた、その3人の方に、東京にいらっしゃるんですが、私、電話をしたところ、親も亡くなり、全くそういうことを知らなかったと。通知でもあれば早く何とか検討したのにといいことでございました。

そこで、固定資産税に関しまして再度質問いたしますが、先ほど廃屋や空き地における所有者不明あるいは滞納者について説明をされましたが、それらの対策はどのように行っているのか伺います。

また、市外に住んでいる方からの納税が困難であるという相談に対する対策はどうなのか。

次に、持ち分に関してですが、持ち分ごとのそれぞれの通知を行うことは、税法上にできないのでしょうか。先進的な自治体はないのかあるのかお伺いいたします。

以上です。

○税務課長（葛迫隆博） まず、空き地及び廃屋におきます所有者不明もしくは滞納者への対策についてでございますが、まず、所有者不明者から申し上げます。

原因としましては、先ほど申しましたように死亡により相続がなされていないことあるいは納税義務者の決定がなされていないということが主な要因でございますが、同一家族の方にまずは納税義務者の決定をお願いいたしているところでもあります。

滞納対策につきましては、催告書の発行を行いまして、再三の催告に応じない際は、差し押さえなどの滞納処分を実施しているところでござ

います。

次に、市外在住者からの相談に対しましては、相続に関することに関しましては、司法書士あるいは弁護士への手続を説明いたしております。

所有権移転手続を初め納税に関する相談等につきましては、税務課で対応できる範囲で説明をいたしております。

市への寄附も、先ほど申しましたが、税務課に相談される方は年間1件か2件ぐらいでございますが、税務課としましては、寄附に対する回答はできない旨を説明いたしまして、丁重にお断りをいたしております。

また、住んでいないなどを理由に滞納している方々につきましては、先ほど廃屋の対策で申しましたように催告書の発行、そして差し押さえなどの滞納処分を行うことといたしております。

次に、冒頭にございました共有地における納税に関する御質問ですが、先ほど申しました納付書は、代表者に発送することが地方税法に規定されております。しかしながら、議員御指摘のように問題点多うございます。このことは、私ども垂水市もそうですが、他の自治体でも苦慮している状況でございます。そのため、対策の一つとしまして、県内19市で構成しております都市税務協議会において共通課題としてとらえておりまして、今後も引き続き検討いたしてまいるといふことにいたしております。

以上です。

○田平輝也議員 おおむね理解をいたしました。

先ほどの回答、特に共有地の納付書の発行については、本市もぜひ検討して、実施に向けられるようお願いしたいと思います。

また、固定資産税の徴収ですが、市税の根本をなすと思いますので、さらなる徴収率のアップのための方策をあわせて要望いたしまして、固定資産税についての質問を終わります。

次に、職員給与についてですが、国において

は、昨年度の地震や津波などの災害復興のために国家公務員の給与カットなどをされて努力されております。また、国会においてもいろいろの事情で審議がおくれ、そして交付税なども先送りや抑制など報道されておりますが、本市や、また、職員の給与などの影響はどうか。今後の見通しと対策などをお聞かせください。

以上です。

○総務課長（山口親志） 職員の給料の国家公務員の給与カットについて本市への影響はということではありますが、議員指摘のとおり国家公務員の給与カットについては、東日本大震災の復興財源を捻出するため、本年度、平成24年度から2年間、5%から10%を引き下げられております。

このことが地方公務員の給与に及ぼす影響がありますが、地方自治体は、独自に行政改革のもと、給与カットを早い年度から相当進めてきておまして、この間、国は給与削減をしておりません。したがって、地方の財政措置及び指導を強制することは考えていないとの総務省の情報も得ております。

そのような理由から、職員の給与カットについては、独自の理由で状況を検討し、相談してまいりたいと思いますので、国家公務員のカットに伴うカットについては、現在のところ本市は考えておりません。

以上であります。

○田平輝也議員 3回目に入ります。

本市は、以前から言いますように大隅合併協議会で財政の建て直しを言われまして、協議会を離脱いたしました。全市町を初め職員、そして市民も一緒になりまして、行財政改革に取り組まれ、実績もよくなっていると確信しております。大まかに財政状況の現在までの推移と今後の見通しと対策をどのように考えておられるのか、財政課長にお伺いいたします。

○財政課長（北迫睦男） 財政状況の御質問に

お答えします。

本市は、平成16年合併協議会離脱後、単独の行政運営を選択し、市民の皆様の協力をいただきながらさまざまな行財政改革に取り組んでまいりました。

行財政改革大綱は第5次にわたり、また、財政改革プログラムは第2次にわたる計画に基づいて、現在も行財政改革を継続中でございます。

現在までの推移の御質問でございますが、行財政改革が本格的にスタートしました平成17年度と平成23年度決算結果を比較して、主な財政指標等を申し上げます。

財政状況を判断する指標として最も重視されます経常収支比率は、97.4%から6.7ポイント改善され90.7%となっております。平成22年度は87.0%でしたが、地方交付税等の経常一般財源が減額になったことが影響いたしました。

ちなみに19市の比較では、鹿屋市や薩摩川内市より上位の12番目となっております。改善傾向は続いていると考えております。

次に、財政調整基金の残高でございますが、約2億3,000万円から約11億7,000万円となっております。

一方、借金でございます地方債残高は、123億7,000万円から24億4,000万円減の99億3,000万円となっております。

また、財政健全化法に基づく健全化判断比率は、制度がスタートした平成19年度との比較で申し上げますと、実質交際費比率が16.3%から12.4%と3.9ポイント改善し、将来負担比率は174.1%から69.3%と104.8ポイントの大幅な改善でございます。

このように財政指標で見ても財政状況は改善されてきており、これは行財政改革大綱や財政改革プログラムに基づく職員の定員適正化計画等の着実な実行など行財政改革の成果があらわれているものと言えます。

今後の見通しと対応についてでございますが、

今、申し上げましたように財政状況は徐々に改善されてきてはおりますが、万全というわけではございません。

県下19市との比較では下位にランクされる財政指標も多いことも事実であり、自主財源に乏しく、国の動向に左右されやすい脆弱な財政基盤であることは変わっておりません。

さらに、特別交付税の割合が減らされるという本市にとっては心配な材料もあります。

依存財源の占める割合が高いという本市の財政構造は、今後も続くと予想されますので、本市の歳入規模に見合った歳出構造を確立し、身の丈に合った財政運営をしていく必要があると考えております。

災害等の突発的な支出が必要な場合もあり、今後も続くと思われ人口減少や高齢化に備え、今後の財政運営に必要な各種基金残高を確保し、起債事業の峻別など将来負担の抑制を図ることを基本に、過去の経験を生かし、財政危機を回避する持続可能な財政運営に努めてまいります。

○田平輝也議員 それでは、最後になりましたので、要望いたしたいと思います。

行財政改革に取り組み、そしてまた、今、お聞きしましたけれども、すばらしい実績と着実に実績も進展しているとのこと。そして25年度は、先ほどありましたけれども、人事院勧告で他市に先駆けて給与カットの廃止ということでした。

行財政改革の柱は、何といたしましても起債事業の抑制と人件費の圧縮が大事なことだと思っております。今後もさらに行財政改革に取り組まれることを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫） 次に、10番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に従いまして、一括方式で質問をまいります。

市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

市政運営について。

今回提案されております垂水市一般会計補正予算（第2号）案中のプレミアム付き商品券の発行について、本県産牛肉、豚肉ギフト券付き地域商品券となっておりますが、詳しく教えてください。

堆肥センターについても1,068万1,000円の修繕料が出ておりますが、堆肥センターの耐用年数について教えてください。

ポリオワクチン予防接種委託料が479万2,000円計上されております。9月以降、生ワクチンから不活化ワクチンへ変更になったことでの問題点についてお示してください。

7月から8月にかけて、中央地区を3校区に分けて側溝の降灰除去をしていただきました。市民の皆さんからも喜びの声が聞こえてまいります。今、日本経済は、長引く不景気から抜け切れず、公共事業も減少しております。この10年くらいの垂水市内の公共事業の推移を教えてください。

トップセールスにつきましては、川畑議員の質問に対する答弁で理解をいたしましたので、割愛いたします。

教育委員会の評価について。

自己評価については、4が大変よくできた、3がよくできたということですが、総合評価3.4は、委員の自己評価としては高いのかなと思いますが、委員と市長、副市長、議会等との情報交換等について少し不足の感じがあるという反省点も挙がっています。自己評価としては、限りなく4に近くあるべきなのが教育委員と考えますが、この点について見解を伺います。

外部評価については、「統合中学校跡地利用

について早急に利用計画を策定し、対処すべき」と評価されています。また、「スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと学校・家庭との連携が適切に図られるようにしてほしい。」「学力テストでは、県平均と比較した場合に小6、中1に課題が見られるので、改善策を検討すべき」とあります。外部評価について対策をお示しください。

全員協議会で北方議員から質問がありましたが、外部評価委員については、5人以内とする設置要綱がある以上、5人の委員を置いて評価を受けるべきと考えますが、見解を伺います。

垂水市地域福祉計画をいただきまして読み進めさせていただきました。読み進める中で漠然としていて、どのように進めていくのか具体的な施策が浮かんでこないのが、「地域づくりのための心のバリアフリーについて」と「人づくりのための高齢者が福祉活動の担い手となる環境整備について」というこのくだりであります。この点について教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（塚田光春） 池山議員の市政運営の中のプレミアム付き商品券発行の発行内容についてお答えいたします。

このプレミアム付き商品券発行事業は、宮崎県で発生した口蹄疫により、農林水産業を初め観光産業、商業に大きな影響を与え、特に商業に関しては、イベントの中止や商品減少により売り上げが減退していることから、昨年度に引き続き市民の購買意欲を高め、商業を中心とした地域経済の振興を図るためにプレミアム付き商品券の発行をするものでございます。

今年度の商品券の発行の内容でございますが、口蹄疫により特に打撃を受けた牛肉・豚肉の消費が、鹿児島産業支援センターの条件になっております。そこで、牛肉・豚肉を買っていただくために、プレミアム分である約1,000万円は、牛肉・豚肉の購買をしていただくことになりま

すので、肉の商品券として発行することになります。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） 堆肥センターにつきまして私のほうで説明させていただきます。

耐用年数についてであります。建物3棟で、管理棟が24年、処分制限期限が平成37年12月13日、原料発酵室が20年、処分制限期限が平成33年11月21日。養生製品ストック棟が同じく20年で、処分制限期限が同じく平成33年11月21日でございます。機械設備2機で、そのうち攪拌機械が5年、処分制限期限が平成18年12月20日、袋詰め設備が同じく5年で、処分制限期限が平成19年3月24日でございます。

一般的な施設及び機械設備等からしますと、大変短い耐用年数であるようであります。農林畜産関係補助金等交付規則の第5条の処分の制限を受ける期間別表等を参考にしますと、著しい機械の影響を直接全面的に受けるもの等に分類されるようであります。

また、処分制限期限についてであります。いわゆる模様がえ等のたぐいや施設の変更等のたぐい、その他開設より変更を伴う事態が発生したときに報告を行い、承認いただくようになっているようであります。

それと開設に携わっていただきました地域振興公社の担当の方にお尋ねしたところ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第22条の財産処分の制限に関する事項、また、起債要求に関する事項等で、その期間内に機械設備等が処分制限期限に達するが、事業実施に当たり、その影響あるいは附帯条件はなかったか確認いたしました。特段なかったとのことでありました。

以上でございます。

○保健福祉課長（白木修文） 池山議員の不活化ワクチンについての御質問にお答えいたします。

これまでポリオの予防接種は、口から飲む生ワクチンによる集団予防接種を行ってきましたが、生ワクチンは、ウイルスの毒性を弱めたものを使っているため、ワクチンからポリオに感染する危険性がありました。

本年6月1日から導入された不活化ポリオワクチンは、ワクチンの製造過程で病原体の活力を失わせて不活化したワクチンでございまして、皮下注射による予防接種でございます。

この予防接種は、1回の接種では十分な免疫を得ることができず、一定の間隔で数回の接種が必要となりますが、副反応等が軽減されます。

今後の予防接種方法についてですが、これまでの生ポリオワクチンは、2回飲むことにより終了でしたが、不活化ポリオワクチンは、初回接種3回、追加接種1回の合計4回の接種が必要となります。このため、これまで集団接種で実施してございましたが、接種回数がふえたことにより、子供の体調や他の予防接種とのスケジュールを柔軟に組めるように個別で医療機関で受けることとなります。

また、これまで生ポリオワクチンを1回も接種したことがない者は、4回の接種が必要ですが、これまで既に1回生ポリオワクチンを接種した者は、不活化ポリオワクチンの初回3回のうち1回は接種したものとみなし、初回残り2回と追加1回の合計3回の接種が必要となります。

なお、これまで既に2回生ポリオワクチンを接種した者は、不活化ポリオワクチンを接種する必要はございません。

次に、接種料と自己負担額についてですが、接種料は、1回につき不活化ポリオワクチン代5,750円、手技料3,000円、合計8,750円で委託契約しており、接種対象者の自己負担はございません。また、この予防接種に対する国、県からの補助金はございません。

以上です。

○土木課長（宮迫章二）公共事業について、国、県、市のここ10年間の工事費の推移につきまして回答いたします。

まず、国の工事につきましては、国道220号の改良工事がございますが、10年前から新城地区、海潟地区の拡幅工事や早崎防災工事などを年次的に推進していただいているところであり、大幅に事業量は変わっていないようでございます。

次に、県の工事につきましては、負担金通知書などから見てみますと、県道改良は年次的に施工されており、年度ごとの増減はあるようですが、単純に10年前と比較すると減少しているようでございます。

港湾工事につきましては、10年前は垂水新港の整備が推進されておりましたが、平成22年度に完了しており、現在は実施されておられません。

海岸工事につきましても、10年前は終原海岸の整備などがございましたが、これも平成22年度までで完了しております。

砂防工事につきましては、本市が急峻な地形でもありますことから、平成17年災害以降の砂防工事は急激にふえております。

本年度は、急傾斜地工事2カ所、砂防工事10カ所を実施していただいているところでございます。

本市の工事につきましては、平成14年度から平成24年度までの推移を決算書などから見てみますと、平成17年、18年と大災害がありました。それと平成21年度、22年度には臨時交付金などがありました関係で、市の工事量はその年度には一時的にふえておりますが、近年、国の「コンクリートから人へ」の政策の中で徐々に減少をしているようでございます。

以上です。

○教育総務課長（川畑千歳）池山議員の質問にお答えいたします。

教育委員会の外部評価における自己評価につきましては、4名の教育委員及び教育委員会参

加の評価を実施しております。

まず、教育委員の評価につきましては、4委員の評価を平均点で表示しております。各委員の評価状況には、全体としてよく活動されていると思いますが、学校訪問、研修会出席率や地域での活動等を厳しく評価された結果と考えております。

次に、教育委員会参加の評価につきましては、教育行政要覧及び教育振興基本計画書に記載された主要事業等について各課において評価しております。御指摘のとおり全体として厳しい自己評価となっております。

特に教育総務課の教育振興基本計画の振興管理につきましては、振興管理は行っているものの同計画に定める手順での振興管理が十分でなかったことから、2の評価、やや不十分としました。

なお、今年度より教育振興基本計画書の振興管理を図るための評価方法になっておりますので、来年度の報告書では評価が向上するものと思っております。

続きまして、外部評価における中学校跡地利用に関する見解でございます。

旧垂水南中学校を除く旧牛根、協和、両中学校につきましては、現在のところ事業提案までには至っておりません。ことし実施いたしました住民アンケートの結果や、また、現在取り組まれている地域振興計画の策定結果など地域住民の意向を大事にしながら、全庁的な取り組みとして活用方法を検討していかなければならないと考えております。

外部評価残り2つにつきましては、学校教育課所管ですので、学校教育課長が答弁いたします。

○学校教育課長（牧 浩寿）続きまして、今後の家庭と学校の連携についてでございますが、これまでも各学校におきましては、年間を通して学級PTAや日曜参観、また、各種学校行事

等を実施し、各家庭との連携を図ってきております。

特に統合された垂水中央中学校におきましては、中学校地域PTAを実施し、教師と保護者の意見交換や情報交換を行い、連携を深めてまいりました。

さらに、各家庭が抱える不登校等の問題に対しましても、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを有効に活用し、各家庭を十分に支援してまいりました。

今後もアンテナを高くし、児童生徒の健全育成を目指し、家庭と学校の信頼関係の構築に精いっぱい努めてまいります。

次に、学力テストの改善策についてでございますが、平成23年度に県が実施した小学5年生及び中学1・2年生を対象とした基礎基本定着度調査、また、平成24年度の国が実施した小学6年生及び中学3年生を対象とした全国学力学習状況調査におきまして、いずれも平均を下回る教科等があり、学力が十分に身につけていない状況があると言わざるを得ません。

今後の対応といたしましては、まず、教職員の本市の現状に対する危機意識を喚起し、各学校がより一層指導方法の改善に努めるように指導いたします。

また、市教育委員会主催の各種研修において、学力向上を中心に据えた研修を徹底してまいります。

特に今年度の管理職研修会では、年間を通して、学力向上に焦点を絞った研修を行ってまいります。

さらに、各家庭における家庭学習のあり方についてもさらなる見直しを行うように各学校を指導してまいります。あわせて小・中・高の連携もさらに強化してまいります。

以上でございます。

○教育総務課長（川畑千歳）最後の外部評価委員についてでございます。

垂水市教育委員会外部評価委員会設置要綱で5人以内と定められております。現在の外部評価委員は3人です。

9月3日に議会の皆様に外部評価について報告をさせていただいた際の御意見にも「委員をふやしたら」との御意見がございました。現委員の任期は、平成25年3月31日までとなっておりますので、今後、他市の状況等を調査し、そのことを参考に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○保健福祉課長（白木修文） 池山議員の地域づくりのための心のバリアフリーについての御質問にお答えします。

今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となるものとして、本年3月に策定いたしました垂水市地域福祉計画におきまして、基本目標の1番目に、支え合い、助け合いの地域づくりを掲げております。多様化する地域の課題や生活の課題を行政サービスだけで解決することは、年々困難となっており、地域社会を構成する住民一人一人が思いやりの気持ちを持ってともに支え合い、助け合う共助の活動が必要となってきました。

心のバリアフリーとは、住民一人一人が高齢者、身体障害者の方々の困難をみずからの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力するという考え方でございますが、これらの住民認識は一朝一夕に醸成されるものではないため、長期的・継続的に取り組む必要があります。

地域福祉計画の中では、基本目標値の支え合い、助け合いの地域づくりの施策の展開としてバリアフリーの促進を掲げ、すべての人が住み慣れた地域でその人らしく安心して幸せに暮らしていくために、ノーマライゼーションの精神に基づき、高齢者や障害者、年齢や性別など分け隔てなくすべての人の権利を尊重する共生社会の実現に向けて、心のバリアフリーを推進していくこととしております。

本市では、この心のバリアフリーを推進する施策の一つに現在取り組んでいるものとして、第5期高齢者保健福祉計画の中で、安全で安心して暮らすために地域で支え合うまちづくりを掲げ、たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域包括ケア体制づくりに努めております。

また、同計画の中で、市民に対する福祉意識の啓発と福祉活動への支援の取り組みとして、世代間交流と福祉教育の推進を掲げ、現在、老人憩いの家において、健康教室や生き生きサロンの開催、子育てサロンの実施など子供から高齢者までの世代間交流が図られるよう利用促進に努めております。

さらに、障害者計画の中では、障害のある人を初めだれもが住みよい平等な社会をつくっていくためには、障害について正しい認識を広め、障害者に対する理解を深めていくことが重要で、このためには小学校低学年からの福祉教育が必要とあってあります。

今後、家庭・学校・職場・地域社会のあらゆる場面での福祉教育を促進するため、関係行政機関や社会福祉協議会及び医療機関と連携を密にし、情報の収集や提供に努め、心のバリアフリーの実践と体験や情報提供の啓発活動により、高齢者や身体障害者等への思いやりやいたわりの気持ち、いわゆる心のバリアフリーに対する市民の意識を醸成していきたいと考えます。

次に、池山議員の2番目の人づくりのための高齢者が福祉活動の担い手となる環境整備についての御質問にお答えいたします。

少子高齢化が進行し、行政に対する住民ニーズが複雑多様化する中、行政だけで公共サービスを提供することが困難となり、地域のことは地域みずからが考え、実施していく体制、共生・協働の地域社会づくりが必要となってまいります。

年々増加していく高齢者は、地域社会づくりの担い手として欠かせない存在であり、ボランティアの育成や福祉活動への参加を促進する必要があります。

現在、本市における社会福祉協議会のボランティア登録者は、平成24年3月31日現在で、個人が69名、民生委員等含む団体が1,011名、合わせて1,080名となっておりますが、そのうち65歳以上が810名の75%を占めています。

これらの高齢者は、福祉サービスの利用者であると同時に地域福祉の担い手でもあります。多くの知恵と経験を持った活動を担う人材として、これからの地域づくりや地域福祉活動に活躍してもらえるように、さらに県の事業等を活用しながら今後も環境整備に努めてまいります。

以上です。

○池山節夫議員 上から順番に。

プレミア付き商品券なんですけれども、先ほど森議員と話をしまして、できるだけ広く、売り上げが上がるような、商工会の理事会で決定されるんでしょうけれども、お願いをしておきました。

これについては、牛肉・豚肉、これでいいんですけれども、大体売り上げの60%ぐらいが量販店に行くんですよ。ここで言ったらタイヨースンとかだいわに行って、以前もこういうことはできないかなと商工観光課長と話したことはあるんですけれども、例えば1億円の60%、6,000万円が量販店に行っちゃうと、これは量販店向けは8%にしてとかできんもんかなと。半分にして、量販店に行った分の、例えば10%にした残りの5%を量販店は5%にして、残りの5%がもう一回回ってくるような仕組みできないかなと言ったら、プレミア付き商品券という形ではそれはできないということで、何とかこの辺クリアできると、経済というのは2回回ると2億円、1,500万円とか、それ3回回すともっとなるんだから、それできないかなと思って言っ

てみたんですけれども、補助金の関係とか難しいわけですね。

今、ここでちょっと言うておきますので、商工会のほうでも何かそういうことを検討していただけるようお願いをしておきます。

それから、堆肥センターの耐用年数を聞いたんですけれども、私は大隅の広域の事務組合のほうに行って、各鹿屋とかほかの市町村のごみの量とか見ていると、鹿屋には堆肥センターがなくて、生ごみをそのまま大隅のほうの焼却のほうに来ると。そうするとやっぱり資料がちょっとあるんですけれども、垂水はそういう意味では少ないんですよ、相当。それはなぜかというと、堆肥センターがあるからで、毎回毎回修繕料が出てくると高いなと思うわけですよ、また故障かと。だけど、生ごみの量が減って、大隅の広域のほうにあんまり行ってないというのとこのごみの量との相関関係と維持費、修繕料を考えるとどんなふうになるのかなと思って、きょう質問しているんですけれども、この点について、ほかの市町村とのごみの違い、それで堆肥センターのこれから、そういうごみの関係で行くと、私は鹿屋はどうして堆肥センターつくらないのかいまだに不思議なんですけれども、あれだけの量があるのに。だから、その辺も考慮して、ごみの関係と堆肥センターの関係、その辺がよくわかるようにちょっと教えていただきたい。堆肥センターは必要だというそういう説明。

不活化ワクチンなんですけれども、これも質問したのは、これさっきの答弁で5,750円で、経費入れて8,000幾らかかると。私はテレビを見ていて、これについては、民主党政権下の公正行政というのかな、これは頭来ちゃって、それでこれ質問に入れたんですけれども。

今、このワクチンを同じものを個人輸入しても2,800円ぐらいで入っているんですよ。それがもう東京あたりでは既にそういう接種をして

いる人がいっぱいいて、何で2,800円のものが国がやると5,000幾らになるんだと。ちょっと聞くところによると、念を入れているだけの話で、品物は一緒なんだと。2,800円で同じものなんですよ、ドイツの会社かな。2,800円で入れると、ドイツの会社に支払うわけだから、5,700円と2,800円だとその差額は日本国民の税金がドイツへ行くわけだ。この辺に頭来て、なぜそうなるのか、ちょっと検査を2〜3回多くして行程をふやしているだけでこんなになっているんですよ。私はここで、国政の場でまたやれと言われますからあれなんですけれども、この点について、一応やっぱり地方議会でも本当にこういうことを言っておかないと、あれだなと思って取り上げたんですけれども、もう少し、今の政権は民主党ですから、もうちょっと国民の血税の使い方も考えてワクチン行政もやってほしいと。これはできればテープで送ってください、東京へ。垂水でも400何十万ですけれども、これちょっと10万人規模とかいう町になると何千万単位になるわけですね。薬代だけでも全部ドイツ行っちゃって、この景気の悪いところに消費税を上げられるは、もう頭来て、こういう質問なんですけれども、これだけをちょっと言っておきたかったわけです。

11月から4種混合になって、これ途中で11月から4種の混合になるのが出るまでこのワクチンの接種は控えて、11月からにしようという動きが出るんじゃないかというのがあるんですけれども、その辺について答えられる範囲でできたら教えてください。

4番目の公共事業なんですけれども、これは持留議員が先ほど質問されたんですけれども、ほぼ趣旨は一緒なんですよ、私と。何とかな、財政調整基金もちょっとたまってきたと。ここで、日本の景気も悪いし、せめて垂水だけでも景気をよくしてほしいと。それについては、公共事業にもうちょっと頑張してほしいなとい

う質問なんですけれども、持留議員は住宅とかいろんなことで言われました。そういうことをしてでも建設業者の育成をしたり、そういうことをやってほしいという趣旨だったと思うんですけれども、私は、これは市長に伺いたいんですけれども、垂水元気だなということを知らしめるためにも、ないものでも見つけ出して公共事業やってほしい、そのぐらいの気持ちで質問するわけです。

いろんなのがあってしょうけれども、私が考えつくところで、垂水・南之郷線があって、壊れたときに難儀しました。それで、市道高峠線迂回路にという話が出てきて、一遍通ってみただけど、やっぱり今、本当にあの道路悪いんですね。ああいうところをちょっとずつでも整備する、そういう公共事業でも見つけ出してつくっていただいて、垂水市内の活性化を、せめてないところにちょっとずつでも公共企業をつくってほしいと。そういう思いでこの質問をしております。

先日、1回目のさっき質問の中に入れましたけれども、降灰対策のほう、側溝を上げてもらう事業があったんですけれども、もう見ていると、名前出していいのかね、宮田工業さんの重機の横に梶原建設さんの重機と一緒に置いてあって、またほかのところ見ると、2つの会社名と一緒に置いてあるんですよ。

これ見ると、よく助け合ってやっているという感じが見えるんですよ。よく頑張っているな。建設業者の人たちも公共事業、さっきは少し少なくなったという話だったんですけれども、私が見るところは、もう本当に工事現場少ないし、激減しているんじゃないかなという思いがあって、それで助け合いながらよく頑張っているなという思いがあって、以前も大菌議員も質問されました。そういう中で、我々もちょっと援護射撃でもないけれども、私のほうからも一言言わせてほしい。国がやらんなら、垂水

市でちょっと無理してでも公共事業をつくって
くださいと、こういうお願いです。市長にこれ
は意見を伺います。

あとは、教育委員会の評価、この辺について
は、大体の答弁でわかりました。

3番目のこの地域福祉計画なんですけれども、
前の議会のときに第5期の高齢者福祉計画をも
らって、介護保険事業計画、それで今度これも
らっているようなんですけれども、今度の地域
福祉計画のほうが上位計画なわけですよ。それ
が後から出てくる。これは先ほど持留議員とち
よっと話をしましたら、以前、1年ぐらい前に
話をしたことがあると、聞いたことがあると。
本来なら上位計画がさきにできて下位の計画が
後から来る、それが妥当かなとは思いますが、
それでも、その辺について、以前のことも踏ま
えて保健福祉課長に伺います。

それで、このバリアフリーに関しては、大体
そういう環境をつくるというようなことでいい
んですけれども、この2番目の人づくり、高齢
者が福祉のために役立つような人づくりをする
んだということになると、2～3日前の新聞に
もあったんですけれども、認知症の患者が65歳
以上のもう1割、305万人、これだけ認知症の
人がふえていて、その残りの人を役立つような
ふうにつくり上げていこうということなんです
けれども、これがもしそういうことをこの計画
どおりうまくいくと、今度は下位の計画の高
齢者福祉計画のほうにはいい影響が恐らく出
てくるわけですね。高齢者の人が元気になっ
てお手伝いするわけだから。そうすると下位
にあるほうの高齢者福祉計画なり、介護保
険事業計画のほうには好影響が出てくるわけ
だから、その辺のところについてどう考えら
れるのか。

あと、これは地域福祉計画の中にはちょっと
出ていたから、土木課長に聞きますけれども、
市道の歩道についてはセミフラット化を図っ
ているんだと。それがバリアフリーという心でな

いけど、全体的なバリアフリー化の観点から
もそういうふうにしてあるんだというのが出て
きているんですが、市道についての歩道の部分
のセミフラット化についてちょっと伺います。

○農林課長（池松 烈） それでは、堆肥セン
ターの件につきまして、私のほうで2回目の答
弁をさせていただきたいと思えます。

生ごみ等の状況につきまして、生活環境課か
らいただいた資料等も含め、説明させていただきます。

まず、大隅肝属広域事務組合に加入していま
す2市4町のうち肝属清掃センターに生ごみを
搬出していますのは、鹿屋市と東串良町、そし
て肝付町の旧高山町管内となっております。肝
付町の旧内之浦町管内につきましては、現在稼
働しています堆肥センターで処理、残りの錦江
町と南大隅町につきましては、鹿児島きもつき
農協の堆肥センターに搬出しているようです。

次に、鹿屋市と東串良町、そして肝付町、高
山町管内の生ごみの量であります。燃えるご
みとしての処理をしますため、指定袋に他のご
みと一緒に入れて搬出という形になり、生ご
みの量を把握するのは困難であるようです。

参考といたしまして、生活環境課よりいただ
いた資料によりますと、平成24年度の各市町
の負担金の基準になります平成22年度の生ご
みも含めた確定ごみ量につきましては、鹿屋
市が2万8,645トン、東串良町1,529トン、
錦江町985トン、南大隅町889トン、肝付
町4,254トン、本市が2,573トンとなっ
ております。ただし、本市につきましては、
生ごみを除いた量となります。

次に、本市の堆肥センターへの生ごみの搬
入量でございますが、過去5年間で、平成19
年度1,700トン、20年度1,721トン、21
年度1,595トン、22年度1,386トン、23
年度1,497トンとなっております。

ここで、本市が現在、堆肥センターへ搬入
している生ごみのすべてを肝属清掃センターに搬

出すると仮定しますと、平成22年度実績で肝属清掃センターへ搬出する本市のごみの全体量は約54%増加し、生ごみの量は、本市の全ごみ量の35%を占めることとなります。今後も同様な高い割合で推移することが予想されます。

また、この堆肥センターですが、平成22年度、全国のリサイクル率が10位だったと聞き及んでおりますが、これには堆肥センターの貢献度もあるのかなと感じているところであります。

また、本市農業施策の中で堆肥センターが環境に優しい農業という面も背負っているところであります。

このような経緯の中で、堆肥センターのこれから、今後についてであります。早急にではありませんが、順次あるいは年度ごとに整備を図っていくものや交換・修繕を要するものがありますし、金額も非常に高価になるようでありますので、本市リサイクル活動や事業の中で占めてきた部分、また、畜産業を初めとした周辺の環境の把握を十分に行っていかなければならないと考えております。

生活環境課を初めとしました関係機関とも連携をとらせていただきまして、今後のことについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○保健福祉課長（白木修文） 11月から導入される予定の4種混合ワクチンについて御説明いたします。

この4種混合ワクチンとは、ジフテリア・百日咳・破傷風の3種混合ワクチンに、今回9月1日から導入されます不活化ワクチンをプラスしたものが4種混合ワクチンとなります。

11月から導入になった場合は、原則として最初に使用した不活化ポリオワクチンを最後まで使用するとなっておりますため、4種混合導入時に単独の不活化ポリオワクチンを接種している方は、単独の不活化ポリオワクチンプラス3種混合ワクチンをそれぞれ接種していただく予

定です。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 池山議員の市の発注工事をふやせないかという御質問について回答をいたします。

前回の議会でもお答えしておりますけれども、現状といたしましては、平成21年度から平成23年度までは、各種の臨時交付金事業がありまして、発注件数も多く対応できたところがございますけれども、今年度は新たな交付金事業もなくなっている現状でございます。

これに対しまして、私といたしましては、市長政策枠の中で道路改修工事を盛り込んでいるところでございます。

また、6月には補正で側溝清掃を計上させていただき、現在工事施行中でございます。

また、今回も振興会の要望に対応するために補正を提案しているところでございます。

このように市といたしましても厳しい業界の状況も考慮して、定期的な意見交換も踏まえて、独自の予算確保とともに国や県に働きかけ、市道の維持工事等も社会資本整備総合交付金事業等の有利な事業導入を図りますように今後も要望を行うなどの努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 市道高峠線の改良工事について回答いたします。

高峠線は、起点は野久妻の元垂水・原田線の交点から終点は高峠の県道垂水・南之郷線との交点まで、延長9,261メートルの市道でございます。過去の改良工事は、終点部分から高峠公園の駐車場まで延長1,200メートルを平成元年から4年まで過疎債を活用し、改良工事として整備し、その後、駐車場からジャパンファームの傾斜がある区間までの延長1,700メートルを、平成20年度に同じく過疎債を活用し、舗装だけの改良で整備しているところでございます。

野久妻から森林管理所の山林を通る残りの区間につきましては、現在、改良の計画はございませんが、災害復旧工事で危険な箇所につきましては、コンクリートブロック積みなどの擁壁で整備がなされているところでございます。

また、県道南之郷線が通行どめになりましたときは、その迂回路としても利用されたこともあり、さらに近年は、千本イチョウの紅葉する時期には、観光客の車で渋滞することもあり、渋滞緩和のためのルートといたしまして、通行しやすいように環境整備班で側溝の土砂上げや道路沿いの草木の伐採も行っているところでございます。

改良工事につきましては、現在、辺地債で内ノ野線と元垂水・原田線を整備中ではありますが、総合計画や過疎計画の中でも高峠線は計画に上げてありません。

今後の公共事業推進計画としましては、計画に上げてあります路線や橋梁及び公営住宅などの長寿命化計画に沿った修繕や補修あるいは新設などの整備工事が出てくるのではないかと考えているところでございます。

○保健福祉課長（白木修文）なぜ上位計画の地域福祉計画が後からできたのかという御質問にお答えいたします。

平成12年6月に社会福祉法の改正により、市町村に地域福祉計画の策定が規定されたところであり、本市においては、まだ策定しておりませんでした。平成20年度に下位計画である次世代育成支援対策行動計画「健康たるみず21」の計画が策定されたのを受け、計画策定には、上位計画による総合計画や下位計画との整合性を図る必要等から2～3年は要すると考え、平成24年度中の策定を予定したところでありますが、23年度に障害者計画、第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画が策定される予定だったため、計画を前倒しして平成22～平成23年度の2カ年計画で策定して、ことし3月に策定が

終わったところでございます。

ちなみに県内における策定状況でございますが、平成22年度までに策定済みの市町村は、鹿児島市、薩摩川内市、曾於市、日置市、十島村、三島村の4市2町で、平成23年度策定予定の市町村が西之表市、肝付町、平成24年度策定予定が始良市というような状況であります。

全国的に見ても鹿児島県の地域福祉計画の策定率は非常に低い状況でございます。

続きまして、人づくりのための高齢者が福祉活動の担い手となる環境整備が進み、元気な高齢者が多くなると、現在の第5期高齢者保健福祉計画にどう影響するかという御質問ですが、第5期の高齢者保健福祉計画の中で、介護保険料を決定する際にさまざまな介護予防事業による総介護給付費への効果を見積もり、決定されたと思います。

仮に今後、人づくりのための高齢者が福祉活動の担い手となる環境整備が進み、元気な高齢者が予想以上にふえ、計画以上に介護給付費の支出が抑えられることにつながった場合は、介護特別会計へは影響を及ぼすものと思っております。

以上です。

○土木課長（宮迫章二）歩道整備のセミフラット化について回答いたします。

近年の道路改良工事の歩道の形式は、高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含むすべての歩行者にとって、安全で円滑な移動が可能となる公道とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車いす使用者の円滑な通行などに十分配慮したものでなければならぬと、バリアフリー化に努めることが基本となっているところでございます。

近年では、上原田地区の内ノ野線、垂水華厳園横の垂水9号線、コスモス苑横の垂水11号線の歩道をバリアフリー化の整備をしたところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 終わります。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩いたします。

次は、4時20分から再開いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

午後4時9分休憩

午後4時20分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さんお疲れさまです。本日8番目の登壇でございます。傍聴席も2名と若干少ないようですが、最後まで一生懸命頑張ってまいりますので、最後まで傍聴のほどよろしくお願ひいたします。

議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、市営住宅について質問いたします。

1点目、本市の市営住宅は22団地で、総戸数300戸、そのほとんどが昭和30年から40年代に建設され、耐震性が考慮されていない昭和56年以前の建設です。また、構造別の内訳は、木造平屋が27戸、簡易耐火構造が2階建ても含めて153戸、耐火構造、いわゆる鉄筋コンクリートづくりが125戸となっており、防火上も問題があると考えます。市営住宅の改築・新築の計画はどうなっているのか伺います。

2点目、滞納額と徴収率向上の取り組みについてお聞かせください。また、徴収不納の理由とその内訳についてもあわせてお願ひいたします。

3点目、平成21年3月13日訓令第3号垂水市営住宅家賃滞納整理要領制定後、不納欠損処分をしたのか。（64ページの発言により訂正済み）

以上3点、土木課長に伺います。

次に、市道・農道の管理、維持作業について質問いたします。

1点目、中山間地域の市道・農道については、年1回しか除草作業が行われていない箇所がほとんどであり、道路幅員の半分しか通行できない箇所が多数見受けられます。見るに見かねた地域住民がボランティア作業で除草作業を行っているのが現状です。市道・農道とも市の責任で管理、維持作業を行うべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

2点目、土木課所管の環境整備班は、市職員1名を含む6名で稼働されております。平成23年度の作業内容と稼働状況、土木課所管の作業だけではなく、耕地係、教育委員会等の作業依頼、市民の要望等すべて対応できているのか、土木課長に伺います。

次に、いじめ対策について質問いたします。

いじめの実態については、川越議員の質問で了解いたしましたので、割愛をいたします。

直近3年間の児童生徒の問題行動についてお示しください。

また、いじめ発生を事前に防止する指導、対策、発生した折の事実の確認、対処の仕方等現時点での教育委員会の方策をお示しください。問題行動の対処、指導方法についてもあわせてお願ひいたします。

以上、学校教育課長にお願ひいたします。

次に、地域農業マスタープランについて質問いたします。

1点目、本市マスタープラン作成の進捗状況について。いつまで完成するのか。

2点目、新規就農者の支援体制について。

3点目、25年度以降の国の予算措置の展望は現時点でどうなっているのか。

以上3点、農林課長に伺います。

次に、木質バイオチップボイラー導入調査事業に50万円の補正予算が計上されておりますが、

事業の内容について詳しく説明願います。

商工観光課長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

市長及び関係課長の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○土木課長（宮迫章二） まず、市の所有している公営住宅及び定住促進住宅の施設整備計画の位置づけと統合、新築の計画について回答いたします。

市が所有しています公営住宅及び定住促進住宅のすべてにおける住環境の整備や管理の方針として、今年度、公営住宅等長寿命化計画を策定予定でございます。

この計画は、入居者の公営住宅に対するニーズや財政状況を考慮しながら、既存の公営住宅を効率的に活用するため、団地ごとに大規模改修や建てかえ、用途廃止など具体的な公営住宅政策の方向性を定め、長寿命化のための予防保全的な維持管理を実施しようとするものでございます。

次に、滞納額と徴収率向上の取り組みについて回答いたします。

現年度分と過年度分を合わせた滞納額は、平成23年度末で3,812万4,372円で、現年度分と過年度分を合わせた徴収率は71.23%でございます。現年度分の徴収率は94.99%で、過年度分は18.51%になっております。

徴収率向上の取り組みとしましては、平成21年3月に垂水市営住宅等家賃滞納整理要領を制定し、滞納防止策を含む滞納整理事務を適切に処理することによりまして、平成23年度の徴収率は、平成21年度の徴収率と比較して7.8ポイント向上しているところでございます。

徴収不納の理由とその内訳について回答いたします。

徴収不納の理由としましては、まず、生活困窮がでございます。それ以外に自発的な失踪や急死等がでございます。

平成21年3月13日訓令第3号垂水市営住宅等家賃滞納整理要領制定後の不納欠損分については、前回は平成21年度に納入義務者死亡、行方不明者の26名の方で、金額にしまして831万7,834円を退居してから5年以上経過し、金銭債権の消滅事項により不納欠損処理を行っているところでございます。

以上です。

○土木課長（宮迫章二） 市道・農道の市道の管理につきまして回答いたします。

市道の維持、管理につきましては、道路管理者が一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと定められているところでございますが、現在、市で対応しております除草作業につきましては、山間部や集落間の地域で管理が対応できない市道につきまして、緊急雇用創出事業と単独の維持管理委託あるいは市の環境整理班で実施しているところでございます。

また、各地域の集落内の市道や集落道につきまして、住民の方々みずから各集落の環境美化活動ということで、除草作業など実施していただいております。大変感謝しているところでございます。

これは、市民の皆様方が、総合計画での重点目標でもあります市民生活の暮らしの安全を守るため、自助・共助・公助による助け合いの取り組みが進み、自分たちの地域は自分たちで守るという意識が高くなっているからではないかと思うところでございます。

しかしながら、地域によりましては、過疎化や高齢化が進み、作業に参加される人数も減ってきており、参加される方々の負担が大きくなってきていると思われまますので、今後は、市といたしましても、業者に委託するなど検討していかなければならない問題だと考えているところでございます。

○農林課長（池松 烈） それでは、農道の管理、維持作業につきまして、私のほうで説明さ

せていただきます。

まず、農道の延長等でございますが、農道台帳整備によります平成23年8月1日現在で317路線の延長167キロメートルでございます。

また、平成24年8月31日現在の24年度におきます要望箇所、地区は、工事請負費が2カ所で、防護さく工事等を実施。重機借り上げ料が12カ所で土砂除去等を実施。原材料支給が14カ所で、生コンや材料等を支給。また、維持、管理委託が5路線で除草等を実施してきているところがあります。

また、議員御指摘のとおり農道の中でも中山間地域の農道につきましては、両側の雑草等により車の離合、通行等に支障を来しかねないところが多くあるようであります。せめて年2回の除草等ができれば、危険回避の割合も高くなると実感するところでもあります。

現況としましては、農道の管理につきましては、市の責任として取り組むべきだと考え、事業効果や通行車両の安全性等の緊急性を考慮しながら、市単独の維持管理委託、除草作業や土木課の環境整備班によります作業で対応しておりまして、さらに、農家の皆様に中山間直接支払い制度や農地・水保全管理支払い交付金等を活用した活動で御協力をたくさんいただいているところでもあります。

以上であります。

○土木課長（宮迫章二） 環境整備班につきましては、6月議会でも大藪議員から質問がございました。そのときに答弁しましたとおりであります。平成23年度の環境整備班の勤務日数は235日間でありまして、対応した要望件数が150件ほどございます。

主な作業内容ですが、舗装の補修、降灰除去、市道や公園の除草作業、地域での集落清掃後の持ち出し作業でございます。

その中で土木課以外の件数が40件程度で約27%ですが、その内訳としましては、学校施設が

12件、8%で、農林関係施設が11件、7%で、その他の施設、文化会館、運動公園、市民館、漁港など17件、12%でございます。

環境整備班への依頼につきましては、「ほぼ毎日のようにかなりの件数があり、スケジュールを調整しながら対応しているため、迅速で十分な対応ができないこともございます。」と答弁しておりますが、今、申し上げましたとおり要望内容も土木関係、農林関係、学校関係、その他公共施設など多岐にわたっているところがございます。

それぞれの要望には極力対応しているところでございますが、地域によりましては、自分たちで草刈りから掃除までされ、持ち出しだけを依頼されるところもありますが、現地に行きますと予定外の作業を依頼され、作業予定が変わってしまうことも多々あると報告を受けているところがございます。

そのような状況の中で、環境整備班の職員も一生懸命対応はしているところでございますが、今後も環境整備班とのスケジュール調整を密にしながら、できるだけ対応できるように努めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（牧 浩寿） 感王寺議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、いじめ問題の実態につきましての割愛していただきましてまことにありがとうございました。

では、直近3年間の小・中学校での児童生徒の問題行動についてでございますが、平成22年度から平成24年度8月末現在の3年間で16件の問題行動が、市教育委員会に報告されました。

平成22年度が、小学校3件、中学校8件の計11件、平成23年度が、中学校2件、平成24年度は8月末現在で、小学校1件、中学校2件の計3件の報告を受けております。

主な問題行動の容態は、窃盗、万引きです。

問題行動への対処、指導方法の方策につきましては、学校、保護者、関係機関が積極的に連携を図って対応しております。

具体といたしましては、毎月生徒指導に関する月例報告を各学校に提出させ、いじめ問題同様問題行動等の積極的な把握にも努めております。そして、年4回の生徒指導主任研修会の充実を図るとともに管理職研修会におきましても指導の充実を図っているところでございます。

また、いじめ問題発生を事前に防止する指導、対策、発生した折の事実の確認、対処の仕方等についてでございますが、いじめ問題につきましては、どの学校でもどの子供にも起こり得るまだ気づいていないいじめがある。1件でも多く発見し、1件でも多く解決するとの基本認識のもと、各学校ではいじめ問題に積極的に取り組んでおります。具体といたしましては、定期的な無記名アンケートや全児童生徒の個別相談等を通して、いじめ問題の早期発見・早期対応・早期解決に努めております。

幸いにも本市では、深刻な事態に発展したケースはございませんが、緊急の対応を要する場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、いじめ問題に対応するようにしているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） それでは、地域農業マスタープラン作成の進捗状況について、私のほうで説明させていただきます。

さきの川畑議員への説明と重複するところが多々あると思いますが、その点につきましてはお許しいただきたいと思っております。

3月から5月にかけては、農林課座談会や個別所得補償受け付け時に市内地区公民館等で概要の説明を実施。5月から6月にかけては中山間直接支払い制度の集落ごとの総会時に市内地区公民館等でアンケートを実施。5月には、青年就農給付金経営開始型の対象者に説明会を

実施。その後、プランの作成に入っておりまして、9月に検討会を実施しまして、9月下旬には、「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」として策定するよう準備を進めているところであります。

次に、新規就農者の支援体制についてであります。地域農業マスタープランに位置づけられますと、新規就農者への支援としまして、課された要件をクリアしますと、青年就農給付金開始型が、みずから独立して農業を開始する方に最長5年間、青年就農給付金準備型が農業技術の研修を受ける方に最長2年間、それぞれ年に150万円給付金を給付されます。

また、農の雇用事業が、農業法人等へ新規就職する方に研修を実施した場合や研修に要する経費を最長2年間、120万円農業法人等へ実施されます。

そして、現在の対象者についてであります。青年就農給付金準備型と農の雇用事業につきましては、県が窓口でございます。本市での対象者があれば本市に報告をいただけるようお願いをしておりますが、現在のところ報告はまだいただいておりません。

青年就農給付金経営開始型の対象者ですが、当初、対象説明会を開催しました時点では17名でしたが、みずから農地の所有権もしくは利用権を有している主要な機械・施設をみずから所有・貸借しているなど課された要件の課題等の関係で辞退を申し出られた方も数名あり、現在の時点で本市の対象者は、経営開始年度ごとに平成21年度1名、平成22年度4名、平成23年度2名、平成24年度4名の計11名が対象となっているところであります。

なお、11名のうち1名が女性の新規就農者であります。

次に、平成25年度以降の国の予算措置の展望についてであります。先ほど農林水産省は、平成25年度概算要求案をまとめまして、新規就

農を後押しするため、青年就農給付金に前年度104億円の2.3倍となる240億円を盛り込んだと報道があったところでございます。

ただ、この政策につきましては、平成28年度までの5年間の期限つきであると研修会等では聞き及んでおります。

また、国・県の方々に継続的な予算措置につきましての要望等を行っているところですが、なかなか確約を引き出せるような回答はもらえないようであります。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 5番目の木質バイオチップボイラー導入調査事業の趣旨についてお答えいたします。

午前中の森議員の答弁と重複する部分がありますので、御了承願いたいと思います。

現在、道の駅たるみずの温泉の光熱費は、年間1,000万円を超える灯油代がかかり、温泉経営の圧迫をしていることは、これまでも議会の答弁で話しているとおりでございます。

また、道の駅のボイラーは、7年が経過していることもあり、何か有利な事業はないか捜しておりましたところ、森林整備過疎化林業再生事業で、木質バイオチップボイラーを使って昇温する有利な事業がありました。そこで、木質バイオチップボイラーを導入することで、維持管理費、経費の改善が図られるのか、先進地も踏まえ研修しましたところ、現在の昇温方式に比べて経費の削減を図られるようでございますので、この調査でもって、規模の調査、概算工事費の算定、維持管理費の算定をし、機器を導入した場合どのくらいの改善が図られるのか調査するものでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 2回目の質問に入ります。一問一答方式でお願いします。

市営住宅についてですけれども、質問に入る前、私、1回目の質問で、市営住宅家賃滞納整

理要領ですね、これ、平成21年3月13日ということできているんですけども、「23年」と間違えて言いましたので、「21年」に訂正願います。（60ページで訂正済み）

それでは、早速質問に入らせていただきます。

市営住宅についてですけれども、この問題については、平成22年第1回定例会で、私、質問しております。そのときの折の深港課長でしたか、質問したわけですけれども、新築ですね、改築、その計画を立案すべきだという部分質問したんですが、平成23年度では、住宅マスタープランをつくりますということだったんですよ、市長。今回、長寿命化計画を今から取り組むということで、動きが遅過ぎるんですよ。2年間ぐらいタイムラグがあると。もう本来であったらできていなかったらいけなかったんですね。この分について市長の見解をお伺いします。

また、この市営住宅については、とにかく古いわけですね。公営住宅法の部分では、公営住宅法第1条、この文でうたっているところは、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の推進に寄与することを目的とする。」とあるわけですね。

この文を担保している住宅であるのか、この部分、市長の今2点申しましたけれども、市長の見解をお願いいたします。

また、滞納整理についてですけれども、平成22年度と比べて平成23年度は、家賃滞納整理要領をつくったおかげできちっと対処いただいているということですね。この部分については、課員の方々もきちっと滞納整理要領にのっとってやっていただいておりますし、また、7月、12月につきましては、強化月間を設けてやっていただいているということで評価いたしました

いと思います。

ただ、問題点といたしまして、家賃滞納整理要領が平成21年できたわけですけれども、この分については、若干この部分できちっと市民に説明できるのか、問題点はないのかという部分を私、考えました。

今、議論を進める前に公営住宅の賃料については、公債費であるという見解もありますが、市債権であるのとらまえて水道料部分も、そういう部分を前提として話しますけれども、今までは、時代が今の時代、なかなか徴収努力をしても、まず、徴収努力をすることだと。徴収努力をした結果としても不良債権が残ってしまうと、回収できないという問題がございます。本市だけでなく、この市債権については、各自治体とも悩んでおりますし、大変問題になっております。自治体、債権ですね、市債権の部分をまず、不良債権と確実に回収できるような債権とまず分けて考えていくと。このことによって徴収率の向上を図る必要があるのかと考えております。

2番目に、債権の圧縮ですね。この部分につきましては、圧縮することによって資産の適切な把握、この部分ですね、公会計も変わってまいりましたし、この部分を把握をきちっとして、予算の執行ですね、また、予算の組み立てをやっていくという部分でも必要かなと思っております。

あと、財政再建の名のもとに職員の皆さんの数も減っておりますし、国、県からの権限移譲、この部分がありまして、1人当たりの仕事量の部分は大変多くなっているのが現状だと思いません。そういう中、この市債権の整理という部分も住宅整理要領でうたっていくという部分で、この部分については私は反対はしないわけです。

ただ、問題といたしますのが、私どものつくられた住宅整理要領の部分で問題点としまして、まず、生活保護世帯の規定という部分がまずな

いということですね。各市でつくられておりますけれども、日置市ですね、ここの部分では、生活保護の規定もきちっとうたわれておりますし、あと長崎県平戸市ですね、この部分については、生活保護の方々の債権の放棄という部分も規定されているわけです。市営住宅に住んでおられて、やむない事情で生活保護をもらわなきゃいけなくなった。その時点から福祉の対象になって住居費を払わなくていいわけですけれども、生活保護をもらう以前の市債権の部分、住宅の賃料、この部分、水道料とか、その部分については、きちっと免除するべきだと思うんですよ。それは何でかと申しますと、この部分につきましては、生活保護法の第1条で規定されている部分、最低限の生活をするために生活保護費を出すんだと。最低の生活保護費を出すんだという部分ですから、その趣旨に反するわけですね。この点について担当課としてどう考えられておられるのか、まず伺います。

それともう1点、強制執行の弁済が見込めない場合、この規定もあるわけですが、強制執行を受けて、現在、経済がこんだけ冷え込んでいる中で、短期間で、1年2年で自分の生活を建て直すということはできないわけですね。5年たってもできない。そうしますと、この部分、私どもの部分は、強制執行後5年を経過したときとなっておりますけれども、市民の生活の再建を考えるならば、この執行の部分を実行直後か、また短い時間に限って財産保全管理を行っていくと、あとは免除していくという方法が必要ではないかと思っております。

あともう1点、少額債権についての規定があります。時効援用の部分で5年間、民法の規定では10年ですけれども、時効援用を受けて5年間の部分で住宅費の部分は終わるわけですけれども、ずっと請求していくことによって、この部分が10年延びるということですね。徴収停止。時効中断措置をとれば10年間放置して債権が消

減するという部分も規定されているわけですよ。

ところが、先ほど申しました2010年度の第1回定例会の中では、深港課長がこの時点で、10年間連帯保証人に何らかの接触も行っておりませんということをおっしゃっているんですよ。徴収権者の皆さんが連帯保証人に何の請求もしていないわけですね。そうしますと、これは職員の皆さんが徴収の権利を放棄しているということですね。としますと、この部分は最高裁の判例にも出ておりますけれども、これは住民監査請求、あと住民訴訟ですね、この部分の対象になりますよ。この部分のとらまえ方をどうするのかという問題と、あと1点、古い債権については、少額債権のほうが取り扱い、本当していいのか、連帯保証人に対して請求していないわけですから。平成21年から平成12年ですか、そのころの連帯保証人連絡していないでしょう。この滞納整理要領ができてから、この少額債権の部分は発生すると考えたほうが私は妥当だと思いますので、今、ざっと話しましたけれども、その点についてまず、お聞かせください。

○議長（宮迫泰倫） ここで議長から申し上げます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

御了承ください。

○市長（尾脇雅弥） 幾つか御質問があったわけですが、市営住宅について、私への2点の質問についてお答えをいたします。

まず1点目、動きが遅いということだったと思いますけれども、以前の担当課長の答弁の状況と違うということを顧みますと、反省すべき点があるというふうに思います。できるできないの前にどういう状況であるかというのをまずしっかりと検討をしたいと思います。

それから2点目、古くて居住に値するのかということに対しては、現場を確認をしながら、今あります長寿命化計画のスピードを上げ

て、あわせてそのことを検討をしたいというふうに思っております。

以上です。

○土木課長（宮迫章二） 住宅に入居される方が生活保護世帯になった場合の以前の部分についての質問だったと思いますが、それについて、住宅に入居されている方が生活保護受給者になった場合、受給者になられている以前の住宅使用料を滞納している場合の滞納整理事務等については、垂水市営住宅等家賃滞納整理要領に基づいて催告や誓約書手続を行い、垂水市営住宅等使用料の不納欠損処分基準に基づいて不納欠損処理を行っているところでございます。

あと、少額債権の問題と強制執行後の不納欠損時期につきましては、やはり不納欠損処分基準に基づいて、強制執行後5年を経過したときとしています。

この5年を早めてはどうかということではありますが、不納欠損処分につきましては、滞納している住宅使用料の時効期間が満了し、回収できる見込みのない債権であることが明らかな場合に不納欠損処分を行うよう定めていますので、地方自治法及び民法に規定されています時効消滅期間であります5年としているところでございます。

○感王寺耕造議員 市営住宅については、先ほど来公共事業がないと、業者さんも困っていると、垂水市の経済も疲弊しているということでございます。

そういった雇用の確保、また、土木・建設業者の育成という部分からも進めていただきたいと思っております。

あともう1点、本市は大変住みやすい市でございます。地元病院につきましても中央病院がございまして、また、鹿屋も大きい病院ある、鹿児島も大きい病院がある。霧島市もありますね。この部分がネックになっている部分はあるわけですが、空港までもアクセスが近い、

中央駅までも近いということで、大変住みやすい地域になっています。また、ベッドタウンとしてもこの部分の可能性もあるということで、実際、新しい住宅につきましては、若年者の方々が住まわれておまして、そういう観点も、人口増の観点もございますので、今から長寿命化計画を立てられるということですが、もう建てかえなきゃいけない部分は建てかえていくんだと。また、新築の部分は新築でやっていくんだという部分でお願いいたします。

あと滞納整理要領の部分ですね。この部分ちょっと時間がないので若干整理してお話ししたいと思っておりますけれども、例えば債権管理条例ですね、この部分を制定の考えはないのかということです、質問の趣旨はですね。

といいますのが、家賃滞納整理要領の部分、水道事業の部分ですね。水道事業の部分でも不納欠損の規定があるんですよ。24条の部分ですね。そうしますと、この部分につきましては、法令もしくは条例、または議会の議決によって債権を放棄するということをうたっているわけですね。そうすると、同じ債権の取り扱いの中で取り扱いの要領が違うという問題がございます。そうしますと、あと1つは、水道にしても市営住宅にしても、徴収責任者である課長の部分ですべて処理していくという方策なんですね。そうするとどこがチェックするのよという話になってしまうんですよ。それだったら、チェック機能働かないじゃないかと。いろいろあと個別の部分でやられるのは構いませんけれども、上部の条例としまして債権管理条例をまずきちっとつくっていくんだと。その上で文言の整理、そして条件の整理等をやって、この部分をきちっとやっていく必要があると思います。一課長が責任を取れる範囲は決まっております。きちっと債権管理条例をつくって、そこで債権管理委員会の中できちっと対処していくんだと、責任機能を果たしていくんだと。

といいますのは、債権管理条例つくらない場合、この部分で住宅の部分については議会のチェック抜けているわけですよ。だから、そういう部分もございまして、債権管理条例の制定の考えはないのか、この部分については市長に見解を求めます。

あともう1点考えております部分が、先ほどちょっと5年間の部分ですね、話があったわけですが、強制執行ですね。

国の部分については、みなし消滅という部分の扱いがあるわけですが、地方自治法の部分はないわけですね。この部分を整理していただくように市長のほうで市長会等のほうに要望していただきたいと思っております。

これは要望に努めますので、先ほど述べた部分についてお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の債権管理条例の御質問にお答えをいたします。

御提案の債権管理条例につきましては、本市の行財政改革を本格的にスタートさせた平成17年に財政課内に滞納整理室を設置して、市の債権管理の統一的な処理基準を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図り、健全な行財政運営に資することができるように当時の担当者で十分検討した経緯がございます。

しかしながら、顧問弁護士に相談をしたところ、本市のような規模の団体では、市債権については、債権主管課により対応したほうが効率的であるという助言を受け、条例制定までには至らず、現在の状況が続いております。

このような経緯もありますが、条例制定の必要性等については、先進事例等参考にしながら研究してみたいというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 最後の質問です。

文言の整理ですね、特に先ほど指摘いたしました市営住宅の整理要領の部分は、この部分で住民訴訟ないしそういう部分が問題が起こらな

いのか、また、債権者の部分から本当何か出てくるんじゃないかという部分を私、危惧しておりますので、その部分については精査をお願いいたします。

あともう1点、市長へお尋ねしますけれども、やっぱり我々議員もそうですけれども、やっぱり法令、また、規則、この部分にのっとなってきちっとやりとりしていくわけですね。当然予算執行についてもそういう形で市の職員の方々はやっておられると思います。

ただ、私は思うんですが、確かに本市、小さいですから、法令対策室とかそういう部分をつくれという部分では申しません。ただ、法にのっとなった予算執行であるとかやりとりという部分が大事でございますので、専門の部署をつくる必要はないと思いますけれども、若手にも優秀な方はいらっしゃると思いますので、課長さんたちも優秀ですけれども忙しい、とにかくですね、指揮命令しなきゃいけないから。若手の方々を行政大学校ないしいろんな研修に行かせると。そしてきちっと法令の部分を勉強させていくんだと。法令を専門の部分、また兼務の部分で仕事をさせていくという方策が私は必要だと思っておりますけれども、その点について意見をお伺いします。

○市長（尾脇雅弥） 今、御意見いただきましたけれども、必要性から言いますと、当然私も必要であるというふうに認識をしております。

ただ、現状は、職員定数の問題もあり、環境的には厳しいということも御理解いただいていると思います。総務課内の庶務係の所掌事務としての職場内での研修のほか、県・国レベルの職場外の研修にも参加をさせて育成を図っているところがございますので、そのように御理解をいただければと思います。

しかしながら、もう少しこれも時間が必要な問題でありますので、御提案いただいた中身をよく精査して、どのような対応ができるか研究

をしていきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 次に、市道・農道整備に入らせていただきます。

土木課長から自助・公助・共助という話が出てまいりました。これ、市道についても農道についても、本来これは市がやるべきものだと私は考えているんですよ。自助を求めるべきじゃないんですよ、市長、この問題で市民に。仕方なくやっているわけですから。

予算には限りはあるんでしょうけれども、現在のようにもう幅員が半分しかなくなってない、もう事故が起こりますよ、これ。もし事故が起こって、その部分で道路設置者である市のほうに、これは訴訟でも起こされたらどうするんですか。ここもきちっと、年1回でできないのであれば、それはボランティアでもやりますよ、地域はですね。ただ、やっぱり課長もおっしゃったように高齢化しているわけですから、やっぱり安全性の担保、そして市がやるべき仕事なんだということを踏まえて、これはきちっと私はやっていただきたいと思います。

また、課長答弁にもありましたけれども、中山間直払い、自助だけではなくて、また、所得補償制度、この部分でも農業者の部分の協力を得て農道整備とかやっているわけですね、管理維持作業もやっております。しかしながら、この部分は市できちっとやっていただくと。

なぜこう申しますかといいますと、やはり安全性もありますが、仕事がない方々という部分がある、今、大いにいるわけですね。環境整備班の方をまだ仕事もすべてこなしていらないようですから、市民要望ですね、各課要望の部分でも足りないようなお話がありましたので、この部分を人数をふやすことはできないのか。また、足りなかったら、業者の方々も仕事がないという状態ですので、きちっと業者の方々に依頼する、また環境整備班で対応していく。年に1回ぐらいはせめてやっぱりやっていただき

たいと思うんですけれども、その部分について市長、お願いします。

○市長（尾脇雅弥）お答えをいたします。

先ほどもありましたけれども、少子高齢化が、過疎化が進む中で、この市道・農道の維持、管理などの要望が高まっているということは認識しております。しかし、現状すべての要望に100%こたえるというのは難しい現状であります。

先ほど川畑議員の各地区行政連絡会等の要望に対しての報告もありましたけれども、振興会要望に対しては75%前後の対応をさせていただいております。担当課長が申しました自助・共助・公助を基本としながらも、やはり公共性・緊急性を勘案をして対応していきたいと考えております。

先ほど申しましたとおりに必要に応じて業者の委託ということも検討をしていかなければいけないというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 前向きな答弁と受けとめていいのかどうか。この部分についてはきちっとやっていただきたいと思います。

環境整備班について若干御提案等したいと思うんですが、現在、皆さん御承知のとおり環境整備班は土木課所管でございます。昨年度235件中150件は土木課の所管の仕事をしたということですね。そういうことですね。

そうしますと、ほかの部分も、やっぱり農道部分につきましても、これは中山間地域におきますと農道であるけれども生活道路だという部分があるわけですね。だから、結局、土木課に所管を置いたほうがいいのか、私は水迫市長のときにも申したんですが、市民サービス課にまず窓口は置くんだと。それで市民の方々の意見の吸い上げ、あと各課からの要望ですね、そういう部分を調整して、各課とも調整して、それで仕事を割り振っていくんだと。何かこれを見ていると、今の土木課の環境整備班なのって

いう感じなんですよ。各課の担当にこたえられているのか、また、市民の要望にこたえられているのか、私は疑問なんです、その点について市長に見解をお伺いします。

○市長（尾脇雅弥）環境整備班の設置の目的は、必ずしも土木課のみということではありません。ただ、行政連絡会でもそうですし、土木課関係の要望が多いというのは事実でございます、それに関連しての出動が多いようでございます。

いずれにいたしましても要望に対しての対応力というのが足りないということでありますので、その辺のところは、先ほど申しました答弁のような方向で検討していきたいというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 了解いたしました。

先ほどちょっと忘れたものですから、もう一回農道整備ですね。この部分ですけれども、これは要望にとどめますが、市長にお願いしておきます。

当初予算で100万円ぐらいしかないんですよ。また、原材料支給の部分で対応していくんであって、農林課への答弁だったかな、答弁があったわけですけれども、原材料支給についてはもう予算がない状況です。いたし方なく中山間直接支払い制度、また、所得補償制度の部分で農道の新設整備をやっている現状なんですよ。だから、当初予算の部分から耕地係にもうちょっと予算をつけてくださいよ。もう農業者、市民への自助の部分だけ求めないでいただきたい。この部分は強く要望にしておきますので、平成24年で要望の部分、きちんと算定していただけるように心からお願い申し上げます。

次に、いじめ問題についてです。

いじめの実態、また、問題行動の部分、お話を伺わせていただきました。中学校の部分で特に問題が多いのかなという印象を受けます。先ほどの川越議員の質問でも朝方ありましたけれども、やはりいろんな地域の文化、生活環境の

違う子たちがやっぱり集まってやってくるわけですね。その部分でいろいろ問題が出てくるんだと思っております。

いじめにつきまして、適切な対応をとっていただいているとは思いますが、私、この質問通告書、9月の5日に出しました。午前中出しましたところ、そうしますと9月5日夕方のニュースでしたか、文科省の部分で国の指導が少なく、今までは教育委員会におんぶに抱っこだったと。国が指導してこのいじめの問題について対応していくんだというような指針を出されたということでございます。

生命、身体にかかわるかえられない重大案件については、国に速やかに報告させて、国が教育委員会を指導、助言することを法令化するという、そういうことですね。

また、有識者数名によるいじめ問題アドバイザーを委嘱して国への助言や研究等に充てると。

また、出席停止ですね、この部分も必要な部分にはきちっと使っていくと、予算措置と30項目の部分の指針を定められたということです。まだこれから国のほうから、文科省のほうから本市の教育のほうにおりてくるわけですが、その中でまたきちっとした対策を立てていただきたいと思っております。

1点だけただ、教育長、お話し聞きたいんですけども、佐賀県多久市、ここでは、27日、外部の有識者がいじめ問題を話し合う委員会設置をすると発表されております。9月市議会に条例案を提出されるということでございます。いじめ問題が起きた場合に実態を調べるほかに、問題が起きなくても定期的に会を開いて現状を受け、専門家としての意見を出していただくということですね。多久市によりますと、委員は5人以内で、弁護士さん、臨床心理士さん、警察関係者などで構成し、必要と見れば機会に応じて教師やPTAなどの関係者を呼ぶということになっております。

やはり子供を取り巻く環境という部分は大変複雑になっております。そういった中で、やっぱり専門性を持った方々に、外部の方々にきちっと来ていただいて、まず、いじめの部分の対応もですけれども、いじめの発生があったのかないのかの確認、防止の部分も含めて私は必要だと思うんですよ。

本市でも国の文科省の部分の指針を受けてこれから対策が進むわけですが、いじめ対策で外部委員会の常設の考えはないのか、1点だけ伺います。

○教育長（肥後昌幸） 先ほどいじめ問題につきましては、学校教育課長のほうでお答えいたしました。

幸いに本市におきましては、深刻ないじめは起きていないわけでございますけれども、しかし、いつこれからも起きないという保証はないわけでございます。

そこで、しかし、このいじめ問題というのは、本来はやはり学校で、あるいは保護者を含めてきちっと対応して解決していくのが、これは基本でございます。

しかし、学校あるいは保護者あるいは教育委員会等でも手に負えないものというのがありましたら、これはもう外部の委員会を設置しないといけないというふうに思います。

先ほど議員がおっしゃいましたように国のほうでも外部の委員会についての設置が、今、動き出しております。こういうのも参考にしながら、今後、検討してまいりたいというふうに思います。

○感王寺耕造議員 もう1点いじめ問題、また問題行動について質問いたします。

教育の部分は家庭教育の部分が基礎になりまして、また学校教育の部分、また地域で子供たちを育てていくという部分が重要だと思っております。

ただ、中学校が統合してからなかなか地域の

部分で中学生の姿という部分が感じられないんですよ。もうスクールバスの時間になると子供たち早く行って、それで帰りも遅く帰ってくるという部分で地域の部分で中学生の姿ということすら感じられないような私は状況を持っております。

いろいろ対策として、学校のほうも地域PTAの開催とかいう部分でやっていらっしゃるわけですけれども、ただ、この間、外部評価委員の部分、資料いただきました。この部分でも外部評価委員の部分で、統合された中学の統合はよかった反面、統合された地域の力強さが弱まったように感じられると、そういうような話もあります。地域の方も自分から進んで連帯しようという気持ちが弱いという部分で外部評価委員がまとめているんですけども、地域の方々気持ちを持っていてもなかなか参加できる場所がない。場所がないわけですよ。この場所づくり、地域との交流ですね、地元の地域との交流という部分をどういうふうに図っていくのか。学校教育課長でも社会教育課長でもよろしいので、簡単にお願いたします。

○学校教育課長（牧 浩寿）感王寺議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり学校が家庭・地域と一体となり、青少年の健全育成に努めていくことは、非常に重要なことであると考えております。

確かに4中学校統合後、バス通学等により子供の様子がわかりづらくなった現状があるかと思えます。

この現状を踏まえ、垂水中央中学校では、地域行事等への積極的な参加を指導しております。また、社会教育課の事業でございますが、平成24年度から県教育委員会が推進しております鹿兒島学校応援団の事業を取り入れ、垂水中央中学校で地域人材を活用し、教育活動の支援を行っております。

現在、市内全域から38人の方々に学校応援団

として事業の補助、放課後学習指導や環境整備、通学バスの添乗などの支援を行っていただいております。

ボランティアの方々からは、「子供たちとの触れ合いができてとても楽しかった」と、そういったような感想もいただいております。

今後もぜひ議員の皆様や校区公民館、振興会等の皆様のお力添えをいただきまして、子供会等を活性化し、学校と家庭と地域が一体となって青少年の健全育成に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 次に、地域農業マスタープランについて移ります。

今年度までの新規就農者、過年度まで含めて11名ということであるわけですけれども、ひとつなかなか支援体制という部分でお話ししましたところ、私は本市の支援体制、その部分で質問したんですが、本市の支援体制がちょっと少ないんじゃないかと思っているんですね。JA、あとまた県の農政普及局、こっちにおんぶに抱っこ部分でやっているという部分で。

あともう1点が、川畑議員の質問の部分でスーパーL資金、また各種の資金、また県の青年就農支援資金などの活用ということをおっしゃいましたけれども、認定農業者ではないんだから、新規就農者、過年度の部分は認定農業者になっているかもしれませんが、だから資金面で皆さん苦しんでいるわけですよ。この資金対応の部分を、市が債務保証するわけにはいきませんが、県のほうのこの就農資金については、基金積み立てやっていないんですよ。それでまた償還の部分で、例えば旧輝北町の部分、鹿屋市ね、この部分は農業公社が持っているものですから、菊の部分の栽培をやっております。そういった後ろ盾がないとなかなか県のほうも銭出さないという状況なんですよ。だから、この部分についても市長も課長も県、国のほうにそ

の資金の部分をやってくれと。150万もらったって、それは生活費にしかならんのですよ。初期投資大変ですので、この分はお願いとしておきます。

あと木質バイオの部分ですけれども、1,000万円の部分ですね、灯油代の1,000万円、この部分で事業を始められるということですね。私はちょっと本末転倒じゃないかと思うんですね。この部分については、林業構造改善事業の部分からの補助金だと思っているんですが、そうすると林務のほうですよ、係は。だから、産業施策として、森林政策の部分では本市の森林政策の部分でこれを森林組合から依頼があったとか、また、間伐材の部分が安い、木材も安い、そういう中で取り組むという部分であれば、私はそれは本筋だと思うんですよ。何でいきなり農林の関係の部分を使って灯油の部分の調査費するんだということですよ。市長、私これ本当思っているんですよ。この部分については、ちょっと市長の答弁を求めます。

○市長（尾脇雅弥）今、感王寺議員から御提案をいただきましたので、そのことも含めて検討して、どういう方法がいいのかというのをしっかりと研究をして対応したいというふうに思います。

○感王寺耕造議員 そろそろ時間も来たようでございます。

これで終わりますので、市長また、いろいろ検討していただいて、本市が発展するようによりしくお願い申し上げます。

どうもお疲れさまでした。

○議長（宮迫泰倫）本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これにて散会し

ます。

午後5時21分散会

平成 24 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 24 年 9 月 12 日

本会議第3号(9月12日)(水曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	宮迫章二
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	前木場強也
市民課長	野妻正美	消防次長	野元豊一
市民相談			
サービス課長	中谷大潤	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	白木修文	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	森下利行	学校教育課長	牧浩寿
農林課長	池松烈	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成24年9月12日午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

△一般質問

○議長（宮迫泰倫）本日の議事日程は、きのうに引き続き、一般質問であります。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、15番篠原静則議員の質問を許可します。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 皆さん、おはようございます。

まだまだ暑い日が続いておりますけれども、暑さ寒さも彼岸までということで、もう少しの辛抱じゃなかろうかと考えております。またやがて実りの秋が来まして、食欲の秋、食べ過ぎ・飲み過ぎに気をつけて皆さんが元気でいらっしゃることをお祈りいたしまして、質問をさせていただきます。

まず、農業委員会事務局長の専任についてを、農林課長兼農業委員会事務局長にお尋ねをいたします。

農業委員会の事務局長が農林課長と兼任になったのは、鹿屋市などとの合併が破綻し、その後の行財政改革の組織再編・機構改革を受けての平成17年4月1日からだと思っておりますが、また、平成21年の農地法改正により農業委員会の果たす役割が重みを増したと思っておりますが、今現在、農業委員会事務局の業務的にはどのようなとらえていらっしゃるかをお尋ねいたします。

2番目に土木行政でありますけれども、土木行政の中で、この冊子で「集落道の整備（申請）」とありますけれども、どこで間違えたのか、この申請じゃなくて、柘原校区新生集落の新生で

ございますので、よろしく願いをいたします。

この新生集落の道路でございますけれども、新生集落は柘原校区におきましても最も広い地域でございますして、整備しなくちゃならない箇所が多々あるわけでございますけれども、まず一番集落民が危惧しているところがございまして、久永石材から護岸に通ずる道路でございます。この道路に関しては、前市長時代、振興会長ら集落の有志の方が5人ほど、前市長時代、お願いに行かれまして、前向きな答弁をいただいていたわけですが、市長が交代されてそれから前進がないようでございますが、そこら辺を土木課長、いかがお考えか、教えていただきたいと思っております。

次に、土捨て場でございますけれども、土木課長にお願いいたします。

土捨て場の管理方法、それからまた土捨て場に対しての規約といいますか、規則があるのか、あれば、それをお示しを願いたいと考えております。

また今回、土木課長におかれましては、かねがね私がお願いしているところがございまして、ここを改善しないと、農地、農家に御迷惑をかけますというところがありましたけれども、そこを早速土捨て場の件について質問を通告をしたならば、すぐ改善をしていただきました。ありがとうございます。

次に、ロードスーパー購入についてをお尋ねをいたします。

ことしも余すところ3カ月余りとなりましたが、昨年を振り返りますというと、9月に降灰除去の出動命令が出ているようでございます。ことしも、もしかすると、会議中に降灰の被害が予想されます。

そこで、今議会にロードスーパーの購入議案が上程されておりますが、購入議論の過程において民間の方に購入していただくような調査をされたのか、またそういうお話は、議論はな

かったのかをお尋ねいたします。

それと、現在、保有台数並びに車検等、いろいろ任意保険とか、保有台数についての年間の維持管理費についてをお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○農林課長（池松 烈）おはようございます。

農業委員会事務局の業務状況について、事務局長の私のほうで説明させていただきます。

農業委員会の会長でもいらっしゃいますので、日常的な業務も含め、すべてに精通されておりますので、概要を述べさせていただきますと思います。

議員御指摘のとおり、行財政改革での組織再編、機構改革により、平成17年4月1日から農林課長との併任、兼任になりました。平成24年4月1日現在の農業委員会事務局長の併任、兼任状況でございますが、県内43農業委員会中、9市町村が併任であるようでございます。そのうち市では、本市と阿久根市が併任であります。南大隅町を除けば、あとは離島方面です。

また、現在の業務の状況についてでございますが、平成21年12月の農地法改正によりまして、農業委員会の果たす役割が重みを増し、遊休農地解消や農地の面的集積等を進める上で委員会体制の充実をより一層図る必要や、本市において新たな農地制度が適正かつ円滑に運用されるよう、農業委員会の活動予算の確保、農地の制度・実務に精通した職員の確保・増員など、事務局体制の整備・強化も求められています。

さらに、地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、平成24年4月1日より、農地法第3条の規定に基づきます権利移動に係る都道府県知事の許可権限は、すべて農業委員会に移譲されました。

また、事務局長としましては、農林課長との業務ということで、各種出張を初め各種会合等で重複することがままあるわけでございますが、

その際は、職員への職務分担、代理での出席等をお願いしているところであります。私もこの4月についたばかりで、まだ1年の流れを経験しておりませんが、現況では、各種出張や各種会合が重なったときだけが多少影響があるようであります。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二）おはようございます。

集落道整備につきまして、回答いたします。

要望される道路は、市道でもない、農道でもない、いわゆる集落道でございます。この道路につきましては、舗装が傷んでおり、一部は未舗装部分もあり、排水路もないため、以前から要望が上がっておりましたので、農業農村整備事業の中山間事業で要望してありましたが、採択要件に合わず、採択されなかったと伺っているところでございます。

現在、この道路を利用されている人家は7戸ありまして、大変不便を強いられているようでございます。

このような状況であるため、整備の必要性は認識しているところでございますが、市道認定を受けていなければ社会資本整備総合交付金事業等の採択要件にも対象とならないため、単独費の予算で整備していくことになるようでございます。単独費であれば、幅員を広げる全面的な改良工事ではなく、現道の幅員で側溝敷設と舗装の改良になりますが、延長が約170メートルあり、道路の下に水道本管のビニールパイプの100ミリが埋設してあるようですので、現地調査を詳細に行い、実施設計し、地元の理解と協力が得られれば、平成25年度実施の方向で検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、土捨て場の管理体制につきまして、回答いたします。

残土処分場の門扉の管理は、以前からいろいろかぎを替えたりして工夫をしているところでございます。以前は同じ鍵を何個かつくってお

り、利用者から申請書を提出されたときに鍵をお渡ししていたのですが、その鍵を又貸されたり、スペアキーをつくられたりして、管理ができなくなったこともあります。現在はダイヤル式の鍵に変更しているところでございます。

申請があったときには、持ち込みのたびに鍵を開け閉めするように指示はしているのですが、守られていないようでありますので、門扉に注意事項を記載した看板を設置するなどして利用者に注意の喚起を図っていきたいと考えているところでございます。

それと、先ほど言われました残土処分場の東側に大きなますがありまして、そのますに草とかビニールが詰まらないようにと、上流にある排水路に柵を設置しており、大雨で流れてきたものはそこでキャッチできるように考えているところでございますが、今度はそこにたまったままにしておくで排水路横の畑に被害を及ぼすことになるため、たまったらすぐに撤去しなければならないところでございます。

このような状況であるため、この排水路沿線の農家の方々に排水路に物が流れないようにとお願いもしているところでございますが、土木課のほうでも大雨の前や後には確認に行くようにしているところでございます。

大雨の後には災害調査等もあり、確認が求められるため、排水溝が詰まって通報を受けてから何度か対応をしていることもありましたので、現在は災害調査の中に組み込んで確認するようになっているところでございます。

続きまして、ロードスイーパーについて、回答いたします。

ロードスイーパーを建設会社を買ってもらったらどうかのことでございますが、本市におきましても、平成11年度までは桜島の南岳が活動していたため、数社が保有しており、降灰除去事業も実績があったようでございますが、平成12年度から平成20年度までの間は火山活動が

鎮静化してきたため、降灰除去の事業を請け負っても出勤がないため、変更契約でゼロ精算となっていたようでございます。そのような状況が何年か続いているようですので、車の車検や点検、整備費などがかかったために廃車されたようでございます。

現在、桜島の活動は活発化しており、長期化するとも言われているところでございますが、活動が鎮静化になれば当然降灰除去作業も少なくなるということになり、民間業者に保有していただくことは難しいのではないかと思うところでございます。現段階におきましては、降灰時に即対応するために市が保有することが望ましいと思うところでございます。

ロードスイーパーの現在の維持管理費でございますが、平成23年度に要したロードスイーパー6台分の修理代ですが、これは大型車が2台、中型車4トンベースが1台、それと小型が3台の6台分の修理代ですが、メインブラシ組み立て・交換部品代、これはリアロータリーワイヤー、サイドワイヤーを含めて233万7,979円の修理代、消耗品としまして、ブラシ代が79万8,000円を要しております。そのほかに、車検代は51万7,964円、1台当たり17万2,654円。自賠責が4万8,610円、1台当たり1万6,200円。重量税10万800円、1台当たり5万400円。それと車検時において修理代が24万240円かかっております。自動車損害共済保険料が13万8,877円でありまして、合計いたしますと、418万2,470円の1年間のロードスイーパーに要した費用になるようでございます。

それと、残土処分場の管理規則であります。垂水市建設残土処分場設置及び管理に関する条例を設けているところでございます。

○篠原静則議員 ただいま局長より御答弁がありましたけれども、市長に今度はお尋ねいたします。

実際私も、日常の会長決裁や各種会合への出席を通じ、事業量が相当量増加していると実感

しているところでございます。毎月の県農業会議への、常任会議におきましても、他の市町村の会長さん方と情報交換の中で、農業委員会の果たす役割、業務が非常に重みを増しているところを確認をしているところでございます。

市長、農業は本市の基幹産業でございます。その根幹をなす農地施策は、耕作放棄地の解消等さまざまな課題を抱えながらも、将来につなげていかなければならない重要な政策であると思っております。現在、組織の再編成や機構改革を視野に入れられていらっしゃると思っておりますけれども、ぜひ農業委員会事務局長の専任化を検討していただきますようお願いしたいところでございますが、市長のお考えをお聞かせ願います。

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

篠原議員の御質問にお答えをいたします。

篠原議員、今お考えを申し上げられまして、そのとおりでというふうに理解をしております。農業委員会事務局長の専任化についてでありますけれども、現在の農政、またその根幹をなす農地施策を考えますと、重要な課題であると考えております。また、平成21年度の農地法改正時につきましては、さきの市長時代に農業委員の方々から農業委員会の体制整備の要請もあったことも承知をしております。

ただ、行財政改革によりまして、平成17年4月1日から併任に至っております。

これにはもちろんさまざまな角度からの検討や、その時代における庁舎内職員全員での協議を経ての理解があったことと、将来に向けての本市の財政状況を勘案してのことだったと理解をしているところでございます。

農地政策は本市基幹産業であります農業を将来につないでいく上での重要課題でありますけれども、農業委員会事務局長の業務という面からは、現状におきまして多少の影響はございま

すでしょうけれども、十分に業務を遂行していると考えております。

また、農林課長との併任ということが、かえって農林課サイドからの協力を得られるということで有効であるということも伺っておりますので、当分の間は現状のままで対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 それでは、総務課長にちょっとお尋ねしますけれども、総務課長も以前、農林課長兼農業委員会事務局長として働いていらっしゃったと思っております。そこら辺で、その当時の課長の考え、どうであったのか。

それと、一番私、危惧するのが、同じ庁舎内で職員の皆さんが働いていらっしゃるわけですが、その中でも、市長部局以外の各行政委員会、この人事についても各所管の長が任命するようになってきているわけですね。それとこの専任とはちょっと話が違いますが、その中で、議会事務局・監査事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局・教育委員会、そこが一応市長部局を離れたという表現がちょっと悪いですが、そういう立場の所管であると私は考えております。そういう観点からも、ぜひ専任化をしていただきたいと、そして垂水の農業、農政に一役買っていたきたいと、そういうふうに考えるわけですが、総務課長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○総務課長（山口親志） 急に振られましてちょっと戸惑っておりますが、私も平成19年4月から兼任で、今のような形で農林課長をさせていただきましたが、当時、業務量も、耕地係も含めまして、相当業務量も多かったんですが、ただ、今、農林課長、それから市長も言われましたとおり、平成17年の4月1日の機構改革の中で、この中でしっかり、命を受けた以上はしっかりこの中で業務をこなしていけないといけ

ないのかなという思いで一生懸命頑張ったと思っております。

ただ、農業委員会と農林課との違いは、十分、同じ農業を支える中でも、農地法があったり、片や農業の指導的な立場もあったりしながら、業務はなかなか厳しいと、業務は違うという認識はありながら、職員の方々から協力をいただきながら、業務を3年間遂行したということは記憶にあります。

ただ、今言われました市長部局と違うその部局についての異動でありますので、今後はまた市長も今、回答をされましたとおり、そのような考えの中ではありますが、今後、そのような要望があったということはまた前向きに検討しながら、統廃合を含めた中で、農業委員会の今のあり方でいいのかどうかはまた統廃合の中であわせて検討させていただきたいと思っております。

当然、最後に言われましたとおり、市長部局でない各局に対しては、そこに会長、それから議長等がいらっしゃいますので、そのあたりは紳士的に、事前に御相談をしながら異動等は考えていかないといけないのかなとは十分認識をしております。

以上です。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

市長は当分このままでいくというような御答弁でございましたけれども、ぜひ、改めるところは改めていただきたいとそういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

何でかといいますと、組織再編、機構改革という名で、10年前まで28の課があって、課長さんが28人いらっしゃったと思っておりますけれども、それが去年、ことし22課、22名の課長さんがいらっしゃると思っております。そういう中で、自分なんか素人に言わせますというと、組織再編、機構改革という名のもとに、私は、必要な部署の長をですね、ただ管理職手当を1人分浮かすというような考えとしか受け取れんわけですよね。

そういう考えで受けていますので、近いうちにいろいろ考えていただきますようお願いいたします。

これはこれで終わります。

次に、集落道の整備でございますけれども、先ほど土木課長のほうから答弁がございました。よく理解していただいているようでございますけれども、ぜひ、どんな道路かといいますというと、車が底をこするわけですよ。そんな道路が垂水市で何カ所あるのかちょっとわかりませんが、ぜひ土木課長、前向きに考えていただきたいと思っております。

きのうも川畑先輩の質問に対して、行政連絡会あたりの要望件数、93件に対して70件の整備率、率にして75%が要望にこたえているというような御答弁もございましたけど、率でいって75%、相当な改善率であると考えておりますけれども、私、ちょっと見てみますというと、どういところが優先順位で大事なのか。それと、小さな箇所ですね、金額にして安くおさまるような箇所を何カ所したとか、それで率が上がるわけですよ。私は、それじゃなくて、必要な箇所をどんとやっていただきたい、そういう考えでおりますので、土木課長、もう1件、お考えがあれば御答弁をお願いいたします。

本当に悪いところだと、これは市道でもない、集落道であると、大体1メートル、2メートルぐらいの道路なんですけれども、そこを整備するに当たってどうお考えなのか、できないか、近いうちに。

○土木課長（宮迫章二） 今、改良計画でしているところが内ノ野線と元垂水原田線であります。これは辺地債を活用して整備しているところではありますが、今、振興連から出てきます要望に関しましては、まず費用対効果もあると思っております。ですから、その受益者といいますか、やはり利用度の高いところを優先していこうと思っております。

それと、今、集落道、農道、耕作道いろいろあると思うんですが、この道路につきましては、もともと畑がありまして、畑で利用しておればやはり農道的な耕作道、それで集落が今、家が建ってきておりますので、やはり人家ができてくれば集落道扱いで整備していかなければならないと思っておるところでございます。

以上です。

○篠原静則議員 1回目の質問で、課長は住宅が7戸あるとおっしゃいましたけれども、確かにそれだけの数だと思います。しかし、そこを通行する車は結構いるんですよ、迂回路として。そうですので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

土木課長としては、あしたでもやってあげたいという気持ちはあるわけですよ。でも、予算がつかない。財政課長、よろしく願いいたします。答弁はいいですよ。

それから、土捨て場について、次、お願いいたします。

土捨て場、規則があるということでございますので、また後もってそれを教えていただきたいと思います。

なぜかという、何かいい加減な土捨て場の利用をしているというようなふうに私は受けておるものですから、お尋ねしたわけでございます。

それはそれとして、次に、土捨て場の上流のことは先ほど説明なされましたけれども、下流のほうに、たしか、災害が起こらないように調整池があると思うんですよ。そこはどういうふうに今現在なっているのか。そこに通ずる管理道路があります。耕地から削って管理道路がつくってあるわけですがけれども、そこら辺も全く所管課として管理していないというようなふうに、私、見受けているわけですがけれども、課長はどう、確認されたことがあるのか、どういうふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねをい

たします。

○土木課長（宮迫章二） 土捨て場の下流にある調整池でありますけど、ことし、ちょっと何月かは覚えてないんですが、北側のほうに排水が入っているわけなんですけど、私も心配で現地に確認に行った記憶があります。その段階では排水路はうまく機能しているようでありました。

ただ、言われますように、一番下側にある土地も杉林になっておりまして、ちょっと草が生えておって、すぐには行けないような状態でしたので、管理できるようにはしていきたいと思っております。

○篠原静則議員 課長、土捨て場、本当に土木業者の皆さんはこういうところがないと仕事にならないというようなどころでございますので、ぜひ大事に使っていただきたいと。

先ほど言われましたとおり、土木課の職員が調整池、管理道路、行った形跡は全くございません。もう道路か山か、全く区別がつきません。ぜひここら辺も調査に行って、いろいろ、どうしたほうがいいのか、検討していただきたいと思えます。

それはそれといたしまして、それと、現在、土捨て場という名の場所、土捨て場は確かに土砂を捨てる場所でございますけれども、今、公共工事が無い。だから、土は運ばれない。そういう中で、今、宅灰の収集、それから側溝を揚げた灰、そういう灰の持ち込み場所になっておりますね、今。だから、宅灰の量を測量するあれは何か、ヤードというんですか、あれも4カ所か5カ所つくってあるようでございますけれども、こういう今現在、申しますとおり、土捨て場じゃなくて、灰捨て場になっているわけですよ。そこで、処分場がないわけですから、これに対して、せっかく、「ここが土捨て場やっで、こけうっせればもうよかが」という考えじゃなくて、降灰が垂水、鹿児島、ひどいわけ

ですから、その公共事業は公共事業といたしまして、灰捨て場としての何か位置づけで何か補助事業はないものか考えていただきたいと思いますが、課長、お答えをお願いいたします。

○土木課長（宮迫章二） 今、土捨て場について、灰捨て場になっているんじゃないかということでございましたが、垂水市建設残土処分場設置及び管理に関する条例の中の設置の第1条の中で、本市に公共工事等の建設残土及び桜島降灰を処分するための施設として垂水市建設残土処分場を設置するというので、最初の設置目的が、建設残土と桜島降灰を処分するというので一応うたわれております。そのために宅灰とか、路面清掃の灰も、一応捨てるようにはしているところでございます。

それと、降灰除去事業でということですが、それについては今後また検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○篠原静則議員 どうもありがとうございます。

灰も捨てていいということは私は初耳でございます、本当に認識不足で申しわけございませんでした。

議員の皆さんも、私を含めて、そういう規則ですか、そういうのを知らないわけですよ。だから、産業委員会あたりでそれをお示しを願いたいと思っております。

次に、ロードスーパーでございますけれども、土木課長の先ほど答弁で大体は理解をいたしますけれども、何で民間の業者の方々に調査とか依頼はなかったのかといいますと、今、公共事業は大変、御存じのとおり少ないわけですが、こういう状態でありまして、垂水の土木業は衰退し、また災害などがあつた場合、即対応ができなくなるんじゃないかと危惧するわけでございます。

そこで、そういう土木業者にこういうことでロードスーパーを購入していただく気持ちはございませぬかと、そういうことでお願いして、

そうしたら手を挙げる業者があるかもわかりませんよ。そうすることによって土木業者の体力を少しでもつけていただくというふうに考えております。「土木業者はもう仕事はねで、もうしょうはねが」というんじゃないで、やっぱり限られた市内の土木業者をちょっとやっぱり育てていかないとかなんかと思うんですよ。ぜひそういうお考えで前に進めていただきたいと思っております。

課長、それに対してのお考えをよろしく願います。

○土木課長（宮迫章二） 業者を育てていかなければ、いきたいということですが、確かに降灰は今あるところなんですけど、年間を3期に分けて発注しているところですが、今回も4月から8月までやっているんですけど、そこまで工事費が上がらない。ちょっとはつきり金額は覚えてないんですが。降灰がないときには、それでは通常の維持管理ということで、路面清掃という形で走らすということになるわけなんですけど、現在、土木課のほうも環境整備班がありますので、通常の管理としてはそちらのほうでできる場所もありますので、業者に委託ということにはならないと思っております。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

そういうことであると思っておりますけれども、6台のスーパーを降灰がある場合は民間業者に委託して作業をされるわけですが、業者の皆さんの話を聞きますというのと、全くといえれば全く実入りがないと、日当ぐらいのもんだと。それじゃ、業者は体力がつかんわけですよ、きちっともうかるような仕事をさせてやらんと。そういう点でお伺いをしたわけでございます。

また、灰が降らないシーズンオフといいますか、その期間は鹿児島市におきますと、維持管理に必要な程度の稼働をさせていらっしゃると、路面清掃の発注を出していらっしゃるといようなお話を聞いております。何でもかといいます

と、上から降ってきませんが、山手から流れ出したり、宅地から流れ出したりしたのは結構あるわけですね。だから、仮に民間業者が購入されたとき、維持管理費に必要だと、先ほど言われた車検とか何とか、相当そこらでかかっているようではございますけれども、それを賄えるだけの仕事を出していただくというふうにすれば、民間の方でも購入希望の方がいらっしゃるかもわかりませんので、ぜひ今後、そこらあたりを検討していただきたいと思っております。

どうもきょうは土木課長だけお疲れさんでした。またよろしく申し上げます。

これで終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

先が長いので、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、垂水中央中学校施設整備について、質問をいたします。

垂水中央中学校の統合から3年目を迎えております。新校舎建設を断念し、見た目は新築と同等にという思いで校舎等の大規模改修工事が年次的に進められ、そしてまた、東北大震災の影響で予算配分が難しくなるだろうということから、前倒し発注が行われております。校舎施設整備については、年度内にはおおむね完成の運びになるだろうと思っております。リニューアルされました内外装等を見ますと、確かに新鮮な印象があります。また、桜島火山活動対策事業の恩恵にあずかりまして、市内小・中学校すべてですが、空調等の施設整備もなされ、中央中学校の教育環境はますます充実してきていることが実感されます。これもひとえに、市長、教育長を初めとする行政の皆様の御尽力のたまものと感謝の意を表したいと思っております。

さて、いよいよ最後の詰めとなります校庭拡張工事、プール、武道館等の施設整備計画等の設計委託の補正予算が、9月議会に上程されております。

そこで質問いたしますが、これらの全体計画の概要をまずお伺いいたします。

次に、観光行政について。

まず、千本イチョウと道の駅について、質問をいたします。

まず、千本イチョウについて質問いたしますが、個人の観光資源を開放され、交流人口の増加と経済の活性化に尽力され、県観光連盟表彰を受賞された宇喜多秀家公ゆかりの牛根麓の平野利孝さん、及び千本イチョウの中馬吉昭さんには心から、この場をかりまして敬意を表したいと思っております。

さて、千本イチョウはここ数年、報道等でも大きく取り上げられ、シーズン中には県内外からも多くの観光客が訪れ、好評を博しております。しかし、毎回問題になるのが週末、日祭日などの駐車場問題です。確かに県のほうで何台かのスペースは整備されておりますが、ピーク時にはとても対応できず、挙げ句には県道南之郷線の両脇に駐車し、往来の妨げになる事態も現に発生をしております。昨年来、これらの対策については何回か議論されてきております。市当局の対策の答弁もいただいておりますが、ことしもシーズン直前となってきております。

そこで質問いたしますが、過去に答弁されたシーズン中の駐車場対策あるいはシャトルバス運行計画、及びそれらの周知の方法や該当日の対策について、この1年間、練り上げてこられたであろう具体策をお聞きいたします。

次に、道の駅について、質問をいたします。

昨年3月議会で、第6号議案垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定については、尾脇市政で最初に否決されたことは記憶に新しいとこ

ろでございます。紆余曲折を経まして、昨年7月の臨時議会で承認され、株式会社芙蓉商事・薩摩おごじょ企画グループの共同企業体が指定管理者に指定され、昨年10月1日より道の駅の運営を行ってきており、約1年を経ようとしております。

そこで質問いたしますが、さまざまな問題改善のために指定管理者制度を導入した経緯があり、そして当然さまざまな努力がなされてきていると思いますが、まずは、これまでの総括的な運営状況についてお伺いいたします。

さらに、指定管理者の運営状況をチェックする体制として管理運営協議会が庁舎内にあると思いますが、基本協定をもとに年度協定や業務計画等の内容を吟味されてきていると思います。その内容を、公表できる範囲で構いませんが、お知らせいただきたいと思っております。

最後に、8月号市報にお知らせとして、道の駅たるみず「湯っ足り館」の運営について、グループでありました株式会社芙蓉商事と株式会社薩摩おごじょ企画は、共同で7月17日、合同会社を設立しました。7月17日以降、合同会社垂水道の駅が施設の運営を行ってまいります云々と掲載されております。そして、垂水市のホームページの観光地案内「道の駅」にも、「指定管理者、合同会社道の駅」と明記されておりますが、いつ指定管理者が変更になったのか、議会に対して一切の説明もなかったと思いますが、当然所管の商工観光課や管理運営協議会では重要案件として十二分な協議を経てこのように掲載させたのだらうと思っておりますが、そのあたりの経緯及び判断の真意をお伺いいたします。

最後に、公務員、教育公務員等の公職選挙法における選挙運動の禁止等について、質問いたします。

市長も我々議員も選挙を戦い、それぞれ市民の負託を受け、この議場におります。当然のことながら、公職選挙法にのっとり選挙をしてき

たわけでありますので、法の内容等については多少なりとも認識しているつもりであります。

あえて質問させていただきます。民間人と違い、国家公務員、地方公務員、また教育公務員等においては、彼らの置かれている立場から、公職選挙法やその他の関係法令に規定される内容については、より厳しい内容であると思えます。

そこで質問いたしますが、なぜ厳しい内容になっているのか、それなりの理由があると思えますので、公務員や教育公務員等に規定される内容、一般の人へ及ぼす影響等についてお伺いいたします。

また、これらの規制はいずれも現職中のみの規定であると認識しておりますが、退職者についてはそれらの法による規定はあるのかなのか、あわせてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○教育総務課長（川畑千歳） 池之上議員の質問にお答えいたします。

御存じのとおり、統合中学校としてふさわしい環境整備を行うため、併校した平成22年度から耐震補強を兼ねて校舎の大規模改造工事、平成24年度には体育館の大規模改造工事を行い、本年度で校舎等の整備が終了するところです。平成25年度計画としましては、今回、補正予算案に設計委託料として計上させていただきました。施設整備の最終年度として、グラウンド整備、侵入防止フェンス設置、プール改築、武道館新築を予定しております。

それぞれの整備概要としましては、まず、グラウンド整備では、平成23年度の民地買収に合わせ、現在の市道をマイロード側に敷設がえをし、グラウンド拡張を行います。内容は、200メートルトラックの確保、野球部・サッカー部等の部活動を含めた総合的なスペースの確保を行い、表面排水等で排水改善を図ります。あわせて、学校敷地の周りに侵入防止フェンスや校門等に

門扉を設置する、いわゆる外構工事も行います。

次に、プール改築ですが、6月議会で堀内議員から質問がありました。その後、調査・検討した結果、先ほど述べましたとおり、グラウンドは総合的な活動ができるよう用地取得し、拡張するため、室内温水プールにすると、現在の屋外プール施設面積よりさらに施設面積が必要となり、用地取得の目的が達成できなくなります。また、市民開放を考えた場合、利用者の駐車場確保が必要となります。隣接地に駐車場用地はなく、また、中央中グラウンドは利用できないことから、市民開放は難しいのが現状です。よって、総合的に考慮した結果、現状の屋外プールを建設し、配置を既存の県営住宅側からマイロード側に変更する予定です。

武道館の新築については、御存じのとおり、平成24年度から武道が必修になり、現在、垂水中央運動公園武道館を使って実施しております。しかし、生徒の移動時の安全性や移動に時間がかかり、授業時間を有効に活用できないなどの問題があるため、今年度大規模改造工事が終了することに伴い、現場事務所になっている場所に1階建ての更衣室を含めた武道館を建設する予定です。

以上です。

○商工観光課長（塚田光春） 池之上議員から、観光行政について2点質問がございますので、まず千本イチョウ駐車場対策についてからお答えいたします。

千本イチョウの観光につきましては、昨年度は多くのマスコミによるPRがあったことから、11月19日から12月18日まで約4万2,000人の来場者があったところでございます。そこで、昨年度の12月のピーク時の渋滞を踏まえ、今年度は、12月のピーク時には駐車場対策とシャトルバス運行を考えております。

その対策のうち駐車場対策としましては、千本イチョウより約1.5キロメートル下に民間所有

の空き地がありますことから、地権者へ借地の相談をし、臨時駐車場として使うように考えております。

次に、シャトルバスの運行につきましては、12月初旬の土曜・日曜日で、発着所は旧垂水フェリーの跡地にするのか、あるいは垂水高校グラウンドをお借りして基地にするのか、速やかに専門家を交えて場所の選定をしたいと思っております。

なお、シャトルバスの運行台数については、2台でピストン運行をしたいと考えております。

また、シャトルバスの運行の周知方法でございますが、事前周知は市のホームページ・市報・ラジオ放送などで周知を行い、当日周知は警備員を配置し、数カ所でもって誘導するようになりたいと思っております。

また、大野地区住民へは、生活道路に支障を来さないように迂回路として市道高峠線も土木課のほうで維持管理をしていただいておりますので、地区住民へはこの市道を利用することも視野に入れるように通知したいと思っております。

以上でございます。

次に、道の駅の質問について、お答えいたします。

まず、指定管理者による1年間の運営の総括についてでございますが、道の駅たるみずにつきましては、昨年10月1日より芙蓉商事・薩摩おごじょ企画グループが指定管理により管理運営を行っておりますが、この間の売り上げ、来館者につきましては、平成23年10月から平成24年8月までの売り上げは4億895万5,000円で、来館者数は70万6,534人であります。これは昨年と比較して、売り上げで約1,700万円、来館者で約10万人の増加であります。平成23年度は3月に発生しました東北大震災の影響もあり、全般的に売り上げ、来館者等も落ち込んでいましたので、単純な比較は難しいところですが、対前年比としましては、売り上げで104.4%、来館者

数で116.5%の増加となっております。

接客やサービスに関しましては、運営を開始しました10月のころは出荷者の新しい体制に対する戸惑いもあり、苦情も寄せられましたが、現在ではそういった苦情は少なくなっております。また、接客等に関しましては、10月以降、各フロアの責任者を中心にしっかりと声かけや接遇マナーの研修を行っておりますが、レストランに関しましては、大型の観光バスツアーを受け入れるには若干不安もあることから、今後そうした面について強化していきたいという報告を受けております。

また、館内の清掃に関しましては、和室の畳を張りかえるなど清潔に努めておりますが、外回り、特に国道に面した花壇の手入れや両サイドにある広場の雑草が見苦しいといった苦情が寄せられており、市としても何度か注意喚起をしながら、管理をしているところでございます。

次に、管理運営協議会のチェック体制でございますが、道の駅の経営等に関してチェックをするもので、主な事項は、基本協定第19条に定めた業務計画書に記載した事項が反映されているか、来館者、収支の状況及び今後の予測はどうか、その他必要事項についてチェックをしております。

協議会の開催は、定例会と臨時会を開催するもので、定例会は年2回、半期ごとに開催し、臨時会は必要に応じて開催するようになっております。なお、平成23年度は12月に1回開催し、24年度は4月に1回開催しております。

また、このほかに道の駅の社員と出荷者協議会の協議につきましては、毎月月末に行っております。

次に、基本協定書の内容につきましては、業務の範囲や実施に関する注意事項、備品等の取り扱い、事業実施時の垂水市の確認事項、指定管理料や利用料金、事故等の発生時の損害賠償、指定の取り消しに関する事項等について定

め、管理しております。

また、年度協定の内容につきましては、基本協定により提出された業務計画書に基づき、当該年度の業務の内容及び管理業務の実施内容を定め、管理しております。

次に、業務計画書の内容は、指定管理の公募時にグループから提出された提案書に基づき作成されており、当該年度の事業計画、売り上げの予測、それに関する収益予測が示された内容になっており、それに基づき管理しています。

また、このほかに、毎日の売り上げ等を記載した日報、それらをまとめた月報について、随時報告を受けているところでございます。

次に、合同会社の設立に関しましては、グループから事前に市のほうへ相談があり、その設立の理由としましては、平成23年10月から道の駅の運営はグループとしての代表企業である株式会社芙蓉商事が取引先との契約行為・収入・支払行為等の全般を行ってまいりました。このような行為に関しましては、本市との協定に抵触するものとは言えませんが、取引先と契約した場合、契約者が株式会社芙蓉商事代表取締役となり、あたかも芙蓉商事1社と契約を行っているかのように見えるという指摘や、入金行為が芙蓉商事本社でほかの業務等と合算で統括処理されていたことから、道の駅たるみず単独での収支計算がおくれ気味であり、23年度の決算提出に関しましても処理がおくれたこと、本社の勘定項目が以前の管理組合とは違うことから経費等の分析がしづらいことや、道の駅の収支全額があたかも芙蓉商事へ送金されるような錯覚を与えるなどの弊害がありました。

そこで、市の基本協定はあくまで芙蓉商事と薩摩おごじょ企画の2社によるグループとの協定であること、より明朗な会計処理の実施を行うために、今回、責任分担や会計処理を明確に規定した合同会社をつくることになったところでございます。

今回つくられた合同会社につきましては、さきに申しましたとおり、あくまで道の駅の管理運営を改善するためにつくられたものと理解しております。

合同会社の形態も申請時に提案があった株式会社芙蓉商事・薩摩おごじょ企画グループのそのままであること、提案内容に関しましても変更等がないことから、グループの役割等を定めたグループ協定、垂水市とグループ間で結んだ基本協定に関しましても変更等は行わないということでしたので、議決事項である指定管理を行わせる施設の名称、指定管理者に指定する団体、指定する期間の変更はないことから、議会の議決は必要ないと判断したところでございます。

しかしながら、議員の皆様へ事前に説明や報告をしなかったことや、今回の市報等の記事により市民の皆様にご不審をおかけしましたことにつきましては、配慮が至らなかったと思っております。この場をおかりいたしまして陳謝申し上げます。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（中谷大潤） 池之上議員の公務員、教育公務員等の公職選挙法における選挙運動の禁止等についての御質問にお答えいたします。

日本国憲法において、思想・信条・表現の自由は国民の権利であり、国民は法のもとにおいて平等であるとして、政治的活動の自由を原則的に保障しています。しかしながら、公務員、教育公務員は全体の奉仕者としての地位にあることから、選挙の公正を確保するために、選挙運動について地方公務員法や教育公務員特例法においてさまざまな規制が設けられているところでございます。

そこでまず、法による規制の内容についてですが、地方公務員につきましては、行政の中立的運営とこれに対する住民の信頼の確保の観点

から、地方公務員法により政治的行為を行うことが禁止されております。さらに公職選挙法により、地位利用による選挙運動が罰則をもって禁止されています。教育公務員につきましても、教育の政治的中立性の原則に基づき、教育公務員特例法などにより、地位利用による選挙運動が禁止されています。

次に、一般人に及ぼす影響についてですが、地方公務員において、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること、全力を挙げて職務に専念することを定めており、また補助金の交付や許認可事務などに携わる立場にあることなどから、公務員の選挙運動や政治活動を自由にすることは選挙執行の公正を害し、選挙人の投票に不当な影響を及ぼすおそれがあります。

教育公務員においても同様に、選挙人の投票に対して不当な影響を及ぼすと考えます。

次に、退職後のモラルについてですが、退職後につきましては先ほど申しましたこれらの規制はございませんので、一市民として公職選挙法の定めに従って行動していただくこととなります。

以上でございます。

○池之上 誠議員 一問一答でお願いいたします。

まず、中学校の施設整備、大まかには理解いたします。総合的な面積の確保というところで、プールについては6月議会の堀内議員のことまで引っ張り出して答弁していただきまして、ありがとうございました。

そういう面積の確保という面からいけば、プールもだったんですけれども、以前から提案していることがあります。複合的なプールをどうかと。言えばですね、まだ体育倉庫とかあるいは部室とか、中央中学校の現状を見ると非常にレトロな感じの建物が建っております。それを総合的な面積を確保するのであれば、そういう複

合的な建物をして、ちょっとおしゃれな教育施設をつくれればどうかということは前々から言っております。それは武道館も含めてだったんですけれども、武道館については今回、裏のほうにつくるということで納得をいたしますけれども、その辺についての配慮というか、なぜ単体になったのか。今後そういうまだ体育倉庫とか部室とか、いろいろつくらないかと思っておりますが、そこ辺を含めてもう1回、計画を見直すとか、そういう余地はないのか、改めてそこだけお伺いいたします。

○教育総務課長（川畑千歳） 2回目の質問にお答えいたします。

現在、学校側と打ち合わせをする中で、学校側の要望としていろいろなものを聞いております。その中で、外部トイレの要望がありましたので、今回、体育館工事にあわせて外部からも使用できるよう工事に入っております。

また、プール建設にあわせて、プールにも外部から使用できるようトイレを計画しているところです。

御質問がありました部室等の建設につきましては、学校側からも要望が来ているところです。ですが、国の補助対象工事とならないことから、今後、財政課を含めた関係課と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうからも一言。

池之上議員におかれましては、垂水中央中学校の初代PTA会長ということもありまして、統合中学校のあり方についてさまざまな角度で真摯な前向きな御意見をいただきまして、おかげさまで順調に改修が推移しておりますことに感謝を申し上げたいと思っております。

今回の件に関しましては、今、担当課長が答弁したような方向で前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○池之上 誠議員 市長、ありがとうございます。

前向きな回答が来るとは思っておりませんでしたので、後の質問をどうしようかなと今、戸惑っておりますけれども、やめましょうかね。

そういうことで、一応複合的なことを考えてもいいんじゃないか。あるいは全体計画の中で、単体でもいいんですよ。要は、そういうびしゃっとした計画をつくって、部活に支障がないとかいろんな、運動会についても支障がないとか、そういう計画をつくっていただければいいという思いでございます。

せっかく市長が前向きな答弁をされましたので、土木課の、関係の課長の皆さん、市長の意に沿うように鋭意努力していただきたいというふうに思っております。

そういうことでいいですかね、市長。

一応順調に教育施設は完備されてきつつあるなということで安堵いたしておりますが、今、世間を騒がせているいろんな人的ないじめとか体罰もありましたけれども、いろんなことがあります。教育委員会の中におかれましては、垂水の子供たちを立派に育てていかれるよう今後とも期待をしておりますので、よろしく願いいたしまして、この問題は終わります。

次に、観光行政についてですが、その中の千本イチョウ、商工観光課長が具体的な方策を述べていただきました。もう時間もございません。1カ月、2カ月ぐらい後にはもう観光シーズンに入ってまいりますので、ぜひ早目にそういう会合を開いて、早目に周知をするということが肝要じゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そしてまた、それでもやっぱり近くまで行って、おりて、「一時やっで、ちょこっと見せっくいやんせ」という感じで観光客はいると思うんです。そういう人たちを野放しにしていくと、また去年みたいな感じになってくると。やっぱ

りそこで警備員というのが必要だろうということで、そのマンパワーですか、週末とか日祭日、その辺については十分な配慮をしていただきたいということで、この件については終わりたいというふうに思います。

次に、観光行政の中の道の駅についてだったんですが、この1年間の総括的といいますか、集客に対しても10万人ぐらい、去年と比較して10万人ぐらい多くなったと。そしてまた、その月までの売り上げで1,700万円ぐらい売り上げが伸びていると。非常に指定管理者にして順調に運営がなされているという思いを持っております。そしてまた、サービス、接遇についてもいろんな研修を重ねられているというふうに聞いて、安心をしました。

あと、施設内の緑地帯とかそういう花壇類とか、その辺のことも苦情もあるということは私も何回か聞いておりますけれども、課長のほうも把握をされているというところで、運営自体には問題なかったんだろうなというふうに思っております。

そしてまた、指定管理者の中で、合同会社のくだりですが、市民に対しても議会に対してもその説明がなかったのはちょっと配慮が足らなかったと陳謝をされました。それはそれでもいいのかなと思いますけれども、まず、合同会社というのは、本当に管理運営上の子会社の的なつか、全く我々が去年の7月に指定管理者に承認をしたところと一緒になのかですね、その辺がまず疑問になるんですよ。株式会社芙蓉商事が全部運営をして、その経理とかすべてが本社に上がって、それからまた返ってくるということで、非常に難しいというようなことを言われますけれども、我々が指定管理者にしたのは芙蓉商事と薩摩おごじょ企画です。やっぱり、その薩摩おごじょにそういう能力というか、経営に参画する能力がなかったから芙蓉商事が全部一丁受けでやっているのか、それはわかりませ

んけれども、それはちょっとおかしいなど。そもそもがおかしいなと思うんですね。

なぜ3月に否決をしたかというのと、垂水の人も入れて、何とかな、地元も大切にしながらやりましょうということで否決されたと思う。それで今話を聞いていると、薩摩おごじょさんは入っているけれども、すべてが芙蓉商事でやってきたというふうに言われる。何かこう指定管理者をつくったときの意味合いが違うなというふうに思うわけですね。

合同会社といっても、法人格を持った会社です。一緒の名前であってもやはり別格なんです、我々の感覚からするとですね。だから、その辺についてはやはりちょっとおかしいな、我々がしたのは芙蓉商事と薩摩おごじょ企画なんです。その他団体ですよ、そのときは。今の課長の答弁では、株式会社薩摩おごじょとは言わなかったけれども、こういう市報とかホームページには株式会社薩摩おごじょ企画と載っている。いつ株式会社になったのかその辺もわからんということ。そこはもう法人なりになったんだから、それだけ成長されて、出資もされて、資本金もそれだけあってされたんだろうけど、ちょっと、えっというのはあります。

要は、その実質運営というのは、我々が指定をした株式会社芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループにあるのか、あるいは子会社の垂水道の駅ですね、そこにあるのか、どっちなのか、どっちがイニシアチブをとるのか、そこをまずもう1回聞きます。

そして、税務課長にちょっと聞きたいんですけど、この合同会社の設置届というのは商法とかいろいろ法律があると思いますけれども、それで出ているのか、設置届が出てきたのかどうかをちょっと聞きます。そして、定款も今、道の駅と全く一緒だということでおっしゃいましたけれども、本当に、もしあれば、見ておられれば、それがどうだったのか、答えられる範囲

でいいですけども、教えてください。

そしてまた、薩摩おごじょについても、我々がしたときは、この議場でも、ちょっと指定管理者について、ひ弱さがあるんじゃないのということを行いましたけれども、それについては商工観光課長も市長も認められた。ちょっとひ弱いけれどもというニュアンスがあったと思うんですよ。それが株式会社になっていると。いつなったのか。それについての設置届があるのか、定款があるのか、ちょっとわかれば聞きたいと思います。

あと、税法上というか、この垂水市にとって、道の駅の1つの施設から、言えばその企業体と子会社から税金が、法人税とかそういうのが多分期待できるんだろうと思いますけれども、そういう収税の面からはどうなるのか。そこ辺をちょっと2回目、関連として税務課長にもお聞きいたします。

○商工観光課長（塚田光春） まず、1点目の薩摩おごじょ企画がその他の団体から株式会社になったということなんですけれども、これにつきましては、私どもとしましては、やはりその他の団体、いわゆる任意団体から株式会社になったということで、格が重くなったという中で、目的も内容も何ら変わらないという中で、株式会社になった段階で届け出ということまでいただいております。ですので、これにつきましては問題ないかというふうに思っております。

次に、2点目の合同会社が果たしてグループか、それとも合同会社がイニシアチブをとっていくのかという話なんですけれども、あくまでも基本協定は芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループとの協定は変わりませんで、合同会社と結んだわけではございません。このグループがあくまでも運営管理、要するに明朗な会計を行っていくためにグループが内部の管理上の目的としてつくったもので、市としてはその合同会社は関係なく、あくまでもグループとして協定を結

んでいるわけですので、今回、特に問題視しているところではないと思っております。

○税務課長（葛迫隆博） 法人設立に関する御質問がございました。

法人等を設立した場合には、法人税法第148条及び法人税法施行規則第63条によりまして、法務局で登記した日2カ月以内に、設立した市町村に届け出をしなければならないとございます。合同会社につきましては、先月末に合同会社垂水道の駅として届け出がなされております。

薩摩おごじょ企画は昨年株式会社として登記されているようですが、税務課には届け出がなされておられません。ただし、先月末に株式会社薩摩おごじょ企画として確定申告の提出がなされました。その際、確定申告書提出以前の問題で、まずは法人設置届け出を行うよう指導いたしましたところがございます。

それから設置目的、御指摘のように定款に記載されているところでありますが、合同会社におきましては、詳しくは申しませんが、道の駅たるみずの管理運営全般に関する内容でございました。

株式会社薩摩おごじょ企画につきましては、届け出がないために、承知はいたしておりません。

次に、収税ですが、合同会社設立以前につきましては、芙蓉商事並びに薩摩おごじょ企画から法人税として収税、歳入が期待されるわけなんですけれども、今回、新たに合同会社が設立されましたので、この3社からの法人税が期待されます。

で、収税額につきましては、決算時期もそれぞれ違いますし、確定申告書に基づくため、現時点では税額を算定することは不可能でございます。

以上です。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。

まず、商工観光課長、株式会社の届け出がありましたと、それを受理しましたと言われました。今、税務課長、税法上の問題なのかわかりませんが、まだ届け出は税務課には出ていないということでございます。

そういう中で、本当に株式会社薩摩おごじょグループの謄本とか定款とか、その辺を確認されましたか。まず、そこを1点ですね。

やはり今、法人税も3社から入ってくるということ、1つの施設から3社入ってくるということは、その合同会社も何らかの利益がないと法人税というのはやれないはずで。そして平等割というものもあるんです、法人税は。あくまでも、それは指定管理者のグループの中の問題かもしれないけれども、その分搾取されている、考えればですよ、そういうふうに思われてもしようがないんじゃないかなというふうに思うんですよ。そこ辺をだから、一緒のグループだから問題はないというふうに簡単に決めていいのかなという思いがしますね。

1つの法律相談事例ということで、指定管理者の団体名称の変更というところにあるんですけども、指定管理者として指定された団体の名称が変更された場合、再度指定を行う必要があるかどうかについては、指定管理者が法人格を有している場合においては、法人格に変更が加えられた場合には原則として議会の議決を経た上で再度指定を行う必要があると考えられますというふうに載っている。だから、ちょっとおかしいなというふうに思うわけ。この辺をどう思われるか。再度、我々議会に対しても説明が必要だろうし、もうちょっと突き詰めて考えたら、再指定が必要なんじゃないかなというふうにも思います。そのことを1点、商工観光課長。

それで、届けがなかったという、2カ月以内に届けがなければならぬのに、なかったということに関しては、税務課長、何らそういう商

法とか、商法かわかんけれども、そういうところで罰則規定というのはないんですか。その2点。

○商工観光課長（塚田光春） 薩摩おごじょの株式会社の届け出の中で、後から聞いたんですけども、薩摩おごじょの代表から、この税務課への届け出はちょっと本人が知らなかったようございまして、知らなかったということで、それで定款につきましてはいただいております。それで、当然定款も当初の任意団体のときの定款と今回の株式会社の定款と同じになっております。ただ、株式会社になった関係で、ちょっと幅が広がったような定款にもなっていたようございまして。

それから、今、2点目の合同会社の事例集の件なんですけれども、法人格を有している場合、名称の変更、それから目的、そういったのが変わった場合は議会の議決が要するというふうになっていようかと思うんですけども、あくまでも芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループは任意団体というとらえ方を我々はしております。ですので、法人格を有しないというふうにとらえているものですから、地方自治法の解釈が若干そこでずれているかというふうに思います。

ただ、こういった提案もいただきましたので、私ども、再度確認をする意味で、地方自治法の担当である県の市町村課のほうに出向いてまいりまして、再度このことは確認したいと思っております。よろしく申し上げます。

○税務課長（葛迫隆博） 2カ月以内の届け出が法人法等で規定されておるわけですけども、設置届をしていない場合の罰則規定はあるのかということにつきましては、特に規定はございません。

以上でございます。

○池之上 誠議員 4回目。

課長、あくまでも任意団体にさせているとい

うこと。ただし、その前の答弁では、芙蓉商事がすべてを取り仕切って本社に上げてやっているんだと。その辺についてもちょっと合点いかんなど、この指定管理者の問題についてはですね。今のこの質問と答弁の間では私はちょっと理解できない。あと1日、2日かかっても、私の頭では理解できんかしらんけど、その辺をちょっと説明をしてほしいなというふうに思っております。

先ほどから言いますように、合同会社というのは、物の本によりますと、決算を公表する必要もないと、中身はわからんということです。この物の本によると。どれだけもうけたか、どれだけ損をしたかも公表する必要はないんだよと、わからんということですよ。そういうところに運営を任しているということです。

そしてまた、薩摩おごじょさんにしても、何もなかったところから株式会社まで急成長された。非常に立派な、今どき立派な企業だなというふうに思っております。

そこで、市長、聞くんですけどね、そういう急成長をされた株式会社薩摩おごじょグループということは市長も重々、今年の7月からことしまで、もう1年ぐらいたっていますけれども、ずっと見ていらっしゃるだろうと思っております。そしてまた、7月1日にこの薩摩おごじょグループは、佐多の南大隅町のホテル佐多岬の指定管理者にも選定されていると。そこは市長もオープニング行事とかそういうのに出席されているということを知り及んでおりますけれども、本当にそれだけ成長したあげくの、実績があった上でのそういう事業展開なのか。ちょっと私はそういう大きな会社を見たことがないので、わからないんだけど、市長、その辺について、本当に我々の道の駅たるみずについての運営については大丈夫だと太鼓判を押されるのか、そこを1点。

そしてまた、今、商工観光課長の答弁を聞い

ても、理解がちょっと難しいところがあります。その点について再度庁舎内で検討されて、わかりやすいように我々議会にも市民にも説明をしていただけないかという思いがありますが、その2点について、市長、お願いします。

○市長（尾脇雅弥）お答えいたします。

薩摩おごじょグループの急成長というか、それに関しては私もよく承知はしておりませんが、けれども、ただ、担当課長が今、説明をしたような考え方に立って今回のことも進めているわけですが、今、池之上議員の御意見の中で、また違う見解というのも出てきておりますし、最低限、そのことを担当課長も先ほど答えましたように、精査してまた説明する責任はあると思いますので、現段階でどうだということは申し上げられませんが、そのことは実行していきたいというふうに思います。（「運営は大丈夫かと、道の駅に関しての」と呼ぶ者あり）

昨年度の実績等々もありましたけれども、新しい試みでありますので、いろいろ課題が全くゼロということではないと思いますけれども、しっかりと今後も継続的に運営していただけるように、できることは協力をしていきたいというふうに思っております。

○池之上 誠議員 それでは、その点はよくお願いをしていきたいと思っております。

最後の問題ですね。公務員等の公職選挙法における云々、これは物の本によると、物を見ますとよくわかることとございます。不当な影響があるということで、政治的中立を守りなさいと、そして国民の、あるいは市民の信頼を得なさいということが基本にあるんだろうというふうに思っております。これはどの本にもそういうふうには書いてあります。

ただし、教育公務員については、最後の最後まで先生と言われるんだろうと、退職をされても先生と、教育長におかれては教育長先生というまで、二重に敬語がつくという社会でござい

ますので、本当に影響力ははかり知れないんだろうなと思いますが、その中で、ちょうど1年前、これは県議会であった話なんですけれども、その退職者についての道義的な観点という意味から質問が出ております。この質問者の名前を言ってもいいんですけれども、とりあえず伏せておきますが、その質問の内容を見ますと、抜粋していいですね。これはもう、もちろん退職者に限ってはこの規定は運用されないということも前提として言われている言葉ですから、いわば道義的な観点からどうかという質問です。

その中で、ちょっと言えば、現職を引いたとはいえ、教職者はやめてからも先生、先生と尊敬の念を込めて地区の住民から呼ばれ、慕われているのが現状であると。一線を引いた教育者といえども、その影響ははかり知れないものがあると。道義的な観点からすると、そこまで教員として培われた社会的な地位を、退職してから個人的な政治的行為に利用してよいものであるか、これは甚だ疑問に思う。このようなことが公然と行われるのであれば、住民に対して、教育の政治的中立に関して疑念を抱かせることにもなり、ひいては教育行政に対する住民の信頼を損ねることにもつながる。たとえ退職した後であっても、不偏不党を保ち、みずからを律するのがあるべき姿と考えますが、いかがでしょうかというふうに、これは県の教育長に対する質問ですが、その答えは、先ほど市民相談サービス課長、選挙管理委員会の事務局長が言われましたように、退職後につきましては政治的行為の制限はなく、民間人としての公職選挙法の規定にのっとり行動が求められていると考えておりますというのが答えでした。

そこで、このことを、ちょっと市長がちょうど今そういう立場というか、立場じゃないかもしれないけど、おたくの後援会長さんは、ですね。そういうところから考えたときに、この質問に対して、実際やってというか、そういう中であ

られる市長はどのような考えを持っておられるか、一言聞きたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 多分、枕崎選出の先生なのかなと思いますけれども、いろんな背景があるようでございまして、教育公務員に関しましては、在職中の選挙運動及び政治活動につきましては公職選挙法による制限がありますので、当然遵守されるべきと私も思っております。

退職後につきましては、先ほど担当課長が申し上げましたように、日本国憲法において、思想・信条・表現の自由は国民の権利であり、国民は法のもとにおいて平等であるとして、政治的活動の自由を原則的に保障していることから、政治的活動は規制されるものではなくて、民間人としての公職選挙法にのっとり行動であれば、選挙運動を行うことに何ら問題はないというふうに思っております。現に教育者が退職後、国政や県政あるいは市政の道へ進まれる、活躍されている方も多数おられますので、そういった見解でございます。

以上でございます。

○池之上 誠議員 思ったとおりの答えをいただきまして、ありがとうございました。

憲法にのっとればそうだと思うんですね。私が言ったのは道義的な観点。道徳というか、その道徳は人によって違うんだろうけれども、私たちはやはり先生というのは、たたかれた先生もおれば、一生懸命やってくれた先生もいるし、やっぱり最後の最後まで先生だろうなというふうに思うわけですね。その先生が、言われたように、何ら問題ないということで、ある後援会長になられたと。なった場合に、じゃ、その後援会の中の人たちにはやはり先生は先生で通るかもしれない。ただし、対立がいるわけです。対立がいたときは「あの先生め」となってしまおう。そうなったときに、じゃ、その先生は先生でずっとおられるのかと思うと、あっと思うんですね。ただし、そこが民間人としてと思えば、

それならもう民間人だからいいやと、じゃ先生はやめましょうということをおんながわかればそれでいいと思うんだけど、果たしてそれでいいのかという思いもあるわけです、逆に。逆の観点ですよ。その辺はどうですか。ちょっと抽象的でわかりづらいたろうけど、逆に、先生というのは民間人であればオーケーだと。であれば、ずっともう民間人なんだよと、先生というのはなくなるんだよということであれば、その辺については、その先生にとってはいかなものかなというふうに思いますが、その点については市長はどう思われますか、逆の立場からいってです。

○市長（尾脇雅弥） 私の考え方は先ほど申し上げたようなことが基本ですけれども、今言ったようなことで、私自身の後援会長のことをおっしゃっておられるんだろうというふうに思いますけれども、選挙期間中もいろいろございまして、これは皆さん、それぞれ選挙も経験をされるわけですけれども、それぞれが地域やまちをよくしたいという思いの中で立候補されて、それぞれの思いを政策的にぶつけながらやっていくということで、これはもう皆さん、共通認識していただけるというふうに思っております。

私自身もそういった気持ちで立候補させていただいたわけですけれども、ただ、選挙中にはいろんな事実に基づかない誹謗中傷もありまして、私の後援会長に対してもいろんな、事実に基づかないいろんなことも出ましたけれども、場合によってはいろいろちゃんと出るところに出てという話もありましたけれども、さすが教育者だなと思ったのは、いや、そういったことはしてはならないというふうなお答えもいただきましたので、そういった意味ではいろいろなとり方はあると思いますけれども、教育者としてしっかりとした、元教育者ですけれども、としてしっかりとした対応をとられたなというふうに考えております。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。
最後ですね。

市長の思いはそれでいいだろうと私も思います。それぞれ、人は考え方はそれぞれでしょうから、別に私の考えをどうかという、押しつけるつもりもございませんし、そういうことも人それぞれですから、とらえ方はいろいろだろうと思います。

ただし、言われますように、やはり先生というのは、こういう垂水みたいな田舎、地方に行けば地方に行くほど、本当に先生は先生なんです。最後の最後まで先生です。それは普通みんなだと思えますよ。そういう先生が、投票は自由だけど、先頭立ってこうこうやるということは、余りにも政治的な立場が強いんじゃないかなというふうに一般的に思うわけです。影響力は最後の最後まで残るだろうというふうに思っております。それが現職も退職者も、こと先生に関しては一緒なんじゃないかなと思いますね。政治的な中立を保つということが先生の先生たるゆえんだらうと私は思っています。

例の枕崎の方ですけれども、その方が、聖職たる教育者は、一線を引いたとしても政治的に中立の立場を貫き通すことが教職者としての真の生き方であるというふうに言われております。そして、教育の文科省のほうでも、この政治的中立の確保というのは現に通達がされております。教育長もあと任期1カ月しかないんですけれども、垂水市の先生方あるいは教育に携わる先生方どうか私の言葉を、そういう考え方もあるんだよということで一言ぐらい知らせていただければと、そして、教育者たる者は墓に入るまで先生と言われるような人生を送らないかんとすることを最後に言っていただきながら退任されればなと思います。

最後に、教育長におかれましては、統合あるいは大規模改修、いろんなことを御尽力いただきました。最後ですが、御尽力に対して感謝の

誠をささげまして、今回の質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、11時25分から再開いたします。

午前11時12分休憩

午前11時25分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

12番川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 民主党の代表選挙も始まりました。自民党の総裁選挙も始まりました。続いて行われる臨時国会、さらには近いうちにと言われている総選挙、いよいよこの国難を打破すべき政治日程が詰まってきたようであります。

こういったときに我々国民は真剣にこの選挙に取り組む必要があるんだろうと思います。なぜならば、今、領土問題で大変もめております。なぜなのか。どこに原因があるのか。さまざまな要因があるのであるんだろうと思います。

民主党の4人の方々の意見を聞きました。憲法問題には触れないということでした。そういう意見もありでしょう。しかし、自民党はこのことにも言及をされる。

きのう以来、いじめの問題がこの議会でもたくさん出ました。本当に子供と子供だけのいじめだけの問題なのか。学校と両親、教育委員会ひっくるめたこの構図がほとんど話が出ていない。ここいらも大きな問題なんだろうと思います。子供たちと先生とのトラブル、教育委員会とのトラブル、こういったこともしっかりやっっていかなければならない、日本国家として。教育がその基本にあるんだろうと思います。ぜひここいらも我々国民はしっかりと頭に入れながら、この政治の日程を眺め、自分の1票を行使していきたい、いかなければならない。そういうふうに思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、水産行政についてであります。まず、1点目、南漁港については従来から何回も質問をしております。その後、水産課としてどのように取り組まれておられるのか。

聞くところによりますと、最近、これは垂水漁協だけだと思うんですけども、非常にカンパチのへい死が多い。へい死をするということは、今まで食べたえさ代もそのままペアになるということでありまして。ここいらの実態についてどのようにまず把握をされているのか。

市長が今回、漁協の要請を受けて、海外にトップセールスということで出席をいただきました。これはこれで大変いいことだと思います。しかし、この後、どうやって売り込んでいくのか、企画・立案が必要なんだろうと思います。きのうの水産課長の答弁でおやっと思ったのは、今後も市長にお出ましを願いたいということがありましたけれども、こういうことをしていれば、水産だけじゃないんです。農業もそうだし、畜産もそうであります。ここで大事なものは、市長が行った後は、関係各課が企画・立案する能力が問われているんだろうと思います。ぜひここいらについて御答弁をいただきます。

それから予算編成のあり方ということで、武道館と芝のことについてであります。これはただ一例であります。要するに、どんな立派な政策であろうと、議案であろうと、思いつきでやっちゃいけないんです。練度、練りぐあいですよ。これをどれだけ執行部でこねくり回したか、ここが足りていない。どんな立派な政策であろうと、ここがない以上、私は市民の代表として賛成をするわけにはいかない。そういった、何でそういうことを申し上げるかといいますと、南漁港しかり、潮彩町の港しかり、牛根境の漁集しかり、市の武道館もあります。これもこのままでいいのか。そこいらについて皆さん方がどう練られたか、そういう観点からの質問ですので、ひとつよろしくお願いをいたし

ます。

まず、中央中の武道館については、まずどのような経緯で出たのか。当然のことながら、文部省が通達をいたしました武道の必修化であります。このことが出ております。それについて、まず県内の選択状況、今このことで言われておりますのが、指導者の不足の話、熟練した指導者がいるのか、こういったことも課題になっているとございます。そこいらについて教育委員会としてどのように把握をされているか。

それから同じことで、陸上競技場の芝の敷設、これはうわさ、計画の段階なんですけど、何で私がこの時点で質問をするかといいますと、しっかりと練ってきてくださいよと、議会に出すときには。そうしないと、幾らよくても、先ほど申し上げたように、我々が納得しなければ通らないのであります。我々が納得するように、練って練って持ってきていただくこと、そのために、老婆心ながら質問だということを御理解をいただきたいと思っております。

3点目ですけれども、健康福祉行政について。

何でこういう質問をしますかといいますと、開会本会議のときに北方委員長から特別委員会の決算報告がありました。7年ぐらい黒字が続いているという報告でした。その中で、私はちょうど1週間、その1週間ぐらい前だったのですが、国の医療センターがあります、鹿児島。そこで、心臓のことで、余り心臓が強くないものですから、心臓の検査をせいということで行ったんですよ。そうしたときに、ガンマカメラというのをさせていただきました。3万円ぐらいかかりました。狭心症でまだ倒れるわけにいかないで行ったんですけれども、結果は何とかクリアをしたようであります。そのとき思ったんですけれども、ああこういう立派な診断機器が中央病院にあればまだ患者もふえるんだらうと、検査も容易にできるんだらう、そういう思いがありましたので、委員長報告を聞き

ながら、設備を、診断機器を充実するべきではないかというふうに思いました。当然、執行部、それから病院にはそれぞれの金の使いよう、思惑はあると思うんですけれども、このことについて御答弁をいただきます。

それから健康保険証についてですけれども、よく言われるんです、私も何回か。ほかにも言われた方があるかもわからない。健康保険証が余りにもぺらぺらで、病院の診察カードですか、あれと比べても見劣りがして、端っこが頻繁に使うと裂けてくるというんですか、開く。何かそういうこともあったようで、ひとつ聞いてみてくれないかということでしたので、このことを市民課長にお伺いをしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産課長（岩元悦郎）川尻議員の質問について、お答えいたします。

垂水南・新城港につきましては、6月議会終了後も垂水市漁協と協議をいたしました。漁協側としましても、今は新城公民館との契約を尊重したい、行く行くは協議できるような雰囲気を持っていければと。また、新城沖まで燃料費もかかるのは十分わかっているとの意見でございました。

それと、新城地区漁業振興会とも協議を持ち、有効利用について私のほうからも再三お願いしておりますけれども、いい知恵がないのが実情でございます。

市、水産課といたしましても漁協の意見を尊重し、とは思っておりますけれども、今後も垂水市漁協、新城地区漁業振興会と協議し、有効利用の努力を引き続きしてまいりたいと考えております。

2番目の最近の養殖業の実態についてということでございますけれども、本市の水産業は、鹿児島湾の豊かな自然を活用したカンパチ・ブリを中心とした海面養殖漁業が確立され、将来にわたって消費者に安全・安心な水産物を供給

するという重要な使命を担っております。また、地域の活性化という点におきましても多大な貢献があると思っております。

しかしながら、御承知のとおり、長引く不況により国内需要が低迷している中、また、昨秋以降、さらなる販売価格の急落によりまして、漁業者にとって厳しい風が吹いているのは事実でございます。

このような中、垂水市漁協では安いえさを中国から仕入れたり、カンパチへの給餌回数を週5回から週3回に減らすなど、生産コストの削減に工夫・改善を行っておられます。また、事業者の中には、さらに給餌の方法を変えることで総体の給餌を抑えながらも魚の成長を促すという成果もおさめているところでございます。

いずれにしましても、今後、どのような販売価格にも対応できる体制づくりが一層求められ、行政と漁業者が一体となって体制の構築に全力で取り組む必要があると思っております。

鹿児島湾で育った垂水の魚は安全で新鮮でおいしいということに、生産者は全国の消費者に向けて自信を持っております。自信を持って育てた垂水のカンパチ・ブリを消費者に購入していただくため、漁協はもとより、市長みずからトップセールスを行い、販路拡大に努めております。今後も漁業者と一体となって、基幹産業である漁業の振興を図ってまいりたいと思っております。

それと、カンパチのへい死についての御質問をもらいましたけれども、私のほうで正式には届いておりません。早速漁協に協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 川尻議員の私への販路拡大戦略に関しての御質問にお答えをいたします。

8月の18日から22日まで、ベトナム並びに香港を訪問いたしました。6月議会終了後、垂水漁協さんからの依頼がございました。この訪問

は、去る7月13日に垂水市漁協、中馬組合長より、ベトナムでイベントがありますのでぜひ市長に御同行願いたいとの要請を受けまして、訪問いたしましたものでございます。

昨日、川畑議員の御質問の課長答弁にもありましたように、垂水市漁協からの報告によりまして、市長のトップセールスということで、海外での販売事業、商談の信用度が格段に向上をして、会場の雰囲気及び垂水市漁協の信用度を上げることができました。また、行政トップの行動は我々の活動に大変有利に動いたという報告がございまして、帰国後早速、月に100万円程度、年間1,200万円程度の商談があったと伺っております。

今後の海外への販売戦略についてでございますけれども、9月20日から23日の日程でマカオへ、9月26日から30日の日程でアメリカへ訪問を予定しております。

また、マカオへの訪問ですが、私と垂水市漁協組合長及び職員などで、マカオ政府主催のイベント等でカンパチのセールス及び市場調査等を行います。マカオへは本年5月9日に輸出第1便として垂水カンパチ320キロを発送したところで、現地でもマスコミに取り上げられるなど反響も上々であります。そして、垂水市漁協で開催された現地商社との商談で、私も参加しましたが、ぜひマカオで具体的な協議を行いたいところでございます。

今回の訪問では、マカオ最大の食品グループの楊会長とも意見交換を行う予定であります。楊会長からも、前回3月、城山観光ホテルでお話をさせていただいたときにも、垂水カンパチに高い評価をいただくとともに、夏ごろには現地訪問を要請いただいたところでございます。ぜひ成功裏におさめたいと思っております。

次に、アメリカの訪問ですけれども、私と水産課職員、牛根漁協職員、グローバル・オーシ

ヤン・ワークス職員で、牛根ブリのセールス及び市場調査を行う予定でございます。

アメリカでは何よりも総合商社との商談において、グローバル・オーシャン・ワークス工場増設により、今後、牛根漁協からの輸出増が見込まれる約10万尾相当のブリの加工品、金額にして浜値で約4億2,000万円の販路を少しでも拡大することを最大の目標といたしております。この商談の成功が新たな雇用や市税の税額といった成果を必ずもたらしてくれると期待をしております、精いっぱい努力して頑張ってきたというふうに思っております。

また、アメリカでは現地スーパーなどでの市場調査や現地商工会、また日系の方々との意見交換を行う予定ですが、カンパチ・ブリはもとより、6月議会で要望がありました水産物以外の一次産品につきましても十分な調査を行うこととしております。

最後に、今回のマカオ・アメリカ訪問は、いずれもほかの自治体のさまざまなブランド、海外進出に先駆け、垂水ブランドをPRし、販路拡大につなげることで、また垂水の基幹産業である一次産品を守るため、現地の状況を知り、人脈をつくることを最大の目的にしております。

私の公約の2番目に、垂水ブランド販路拡大への挑戦があります。具体策として、垂水市のトップセールスマンとして、地元の質の高い一次産品を国内はもとよりアジアを中心とした世界の販売ルートの開拓を実現しますと約束をしております。国内のマーケットが縮小していく中で、世界はアジアを中心に発展をしております。その成長をどのように取り込んでいくかが大切であると考えます。まずは形態の整っている水産業から取り組んで、ほかの産業にも広げてまいりたいと考えております。

御提案いただいたことをしっかりと考慮しながら、しっかりと頑張りたいと思っておりますので、どうかよろしく御理解をお願いをした

いと思っております。

○教育総務課長（川畑千歳）川尻議員の質問にお答えいたします。

中央中学校におきましては、来年度、グラウンド整備、プール改築、武道館新築を計画的に進めていく予定であります。そのようなことから、今9月議会にそれぞれの設計委託料を補正予算案として上程しているところです。

武道館新築につきましては、平成24年度からの武道の必修化に向け、中央中では平成23年度に柔道の授業を垂水中央運動公園武道館で行って、現在に至っております。

この間、同武道館での授業では、学校からの移動に時間を要し十分な授業時間が確保できないこと、移動で校外に出ることから安全面で問題があることなどから、平成24年度の屋体大規模改造工事に合わせて、屋体の一部を柔道場として活用することを検討しました。しかしながら、検討する中で、畳がずれてすき間に手や足が挟まり、けがをする危険性があること、畳の準備・片づけに時間を要し、授業時間を有効に活用できないこと、そして何よりも、柔道と同時に球技等の体育授業で運動量確保が難しいなど、屋体の有効活用を支障が生じることが判明して、武道を安全かつ円滑に実施するには武道館を学校施設内に建設することが必要であるとの結論に達しました。

当初の計画は、2階建てとし、授業で柔道場を、部活動で剣道場を使うことを計画しました。しかしながら、財政状況を考慮して、授業に必要な柔道場のみの武道館として設計委託することになりました。

建設予算につきましては、文部科学省が武道館施設整備を推進するために、通常3分の1の補助率を、平成25年度までの施設整備に限り、2分の1に引き上げていることから、財政課を初めとする関係課で協議して、平成26年度の設計計画を平成25年度に前倒ししました。計画決

定までのプロセスは、関係課協議を重ねた後に、垂水市公立学校施設整備計画、平成24年度から平成26年度までの計画ですけれども、この計画にまとめ、市長まで決裁を受けるとともに、定例教育委員会にも報告、承認を受けております。また、武道館新築事業につきましては、第4次垂水市総合計画の実施計画書に掲載するとともに、過疎地域自立促進計画書にも実施事業として位置づけているところです。

以上です。

○社会教育課長（瀬角龍平） それでは、川尻議員の陸上競技場の人工芝の敷設についての御質問にお答えいたします。

陸上競技場の利用については、現在、市民の方々の健康増進や小学校の陸上記録会、また市民体育祭、さらにグラウンドゴルフやソフトボール、サッカーなど、さまざまなスポーツ団体の利用をしてくださっているところです。

しかし、陸上競技場は昭和53年11月に完成以来33年を経過しまして、当初張りました芝は大半が雑草に埋まり、また桜島降灰、昭和50年代から60年代にかけて特にひどかったわけですけれども、この影響によりましてフィールド部分の凹凸が目立ってきております。中でも、ソフトボール部分と芝の境目部分が大きく盛り上がっている状況でありました。ことし5月の連休中に鹿児島実業高校サッカー部が中心となり九州ジュニオールサッカー大会が開催された際には、この盛り上がった境目を削り取って土を入れかえ、できるだけフラットにして利用に供した次第であります。また、トラック部分につきましても、雨が降ったときなど水はけが芳しくなく、トラックの一部にはノリが生えるところも生じつつあるところであり、砂を入れたり、表土を削ったり、草刈りなど、その都度、一部改修等を実施して利用してきております。

そこで、議員の質問ですけれども、経緯を申し上げますと、6月の半ば、市長より、関係課

長として社会教育課長、商工観光課長、土木課長、財政課長、企画課長、総務課長、それに副市長に対して、陸上競技場の改修について検討の指示がなされたところです。そして、南さつま市や鹿児島市と、クレー・土・天然芝・人工芝を敷設している競技場を視察をいたしました。これまで各課から、クレー・天然芝・人工芝など、改修方法のメリット、デメリットやその他課題となるべきことを洗い出しながら集まりを持ち、その検討結果を市長へ具申し、協議をしているところでございます。

以上がこれまでの経緯の概略でございます。

以上です。

○保健福祉課長（白木修文） 川尻議員の中央病院の診断機器の整備についての御質問にお答えいたします。

垂水中央病院の医療機器の整備方法について、御説明します。

新しい医療機器を購入する場合は、病院内で機器選定委員会に諮って購入を判断します。次に、現存する医療機器を購入する場合がありますが、起債が終了した段階でこれも機器選定委員会に諮って、更新が必要かどうかの判断をします。

医療機器の整備の基本は、診察を行うときに支障がないように機器を整備しております。また、その整備する医療機器は最新の医療機器を整備するようにしております。

以上です。

○市民課長（野妻正美） 川尻議員の健康保険証についての御質問にお答えします。

現在の国民健康保険証につきましては、厚生労働省から国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行され、被保険者証の個人カード化が鹿児島県内の全市町村で実施されています。

垂水市においては平成18年度から現在のカードに変わり、世帯ごとに三つ折りの1枚紙になった保険証から、1人1枚の個人カードの交付

に変更になりました。

カード化の利点といたしましては、小さくなったことにより常時携帯がしやすくなったこと、家族同士が別々の医療機関で同時に受診ができるようになったこと、遠隔地などの手続が不要になったこと等のメリットがあります。

社会保険加入者の保険証はプラスチックカードとなっており、有効期限がなく、異動がなければずっと使用することになっております。しかしながら、国民健康保険証の場合は県内の他自治体と同じく有効期限を1年とし、毎年8月から年度ごとに色分けされた新たな保険証を発行しております。

現在使用している保険証は素材がポリエステル系の合成紙ですが、環境に配慮した紙質を使用しており、これに薄いラミネートコーティングをすることによって耐久性を強化し、通常の使用であれば1年は使える素材となっております。

そこで、有効期限を1年とする理由でございますが、被保険者が所持する被保険者証の現存状況の確認や、被保険者資格の再確認を行う必要が生じたためでございます。

具体的に申しますと、本市では毎月150人程度の被保険者の異動があり、居住確認や他の健康保険への異動を早期に把握する必要があること、また、被保険者証を返還せずに医療行為を受ける等の不正行為を未然に防止するために、毎年度更新をしているところでございます。

また、費用につきましても、プラスチック製のカードが1枚当たり25円に対しまして、現在使用している紙質の保険証のカードは1枚当たり17円と、コスト面でも安くなっております。

なお、保険証の紛失や破損等の申し出があった場合は迅速に再交付しておりますが、平成23年度の再交付枚数を申しますと149枚となっております。そのほとんどは紛失によるものでございます。

以上で終わります。

○川尻達志議員 30分たってしまいました。すべての項目について、しっかりと議論したいので、私も質問は短くやります。ぜひ答弁も短くお願いをしたいと思います。

南漁港ですけれども、これは漁協は新城の皆さん方と何か話し合いをしているみたい。これは漁協を入れちゃいけない、漁協はそう言わざるを得ないんだから。だから、私はあなた方に聞いている。そのことはこの前も申し上げたはずです。漁協は新城に話をしている、漁協はそう言わざるを得ない。そこで聞くばかがありますか。あなた方が責任として垂水漁協に何ができるかということですよ。だったら、漁協はこっちにおいて、皆さん方が動くことがあなた方の仕事です。責任の転嫁をしちゃいかん。まず、そのことについてもう1回。

それと、養殖業が非常に厳しい中で、この情報について、皆さん方どう対応されたのか。向こうからの情報なのか、こっちからの情報なのか。もしそういうことがあったときに迅速に動くのがやっぱり水産課ですよ、担当課なんです。ここいらをどうしたかという話なんです。何も実態報告を聞いていない。

それと、市長から答弁をいただいたけれども、これはほかの課にも通用することです。市長がすべて出ばらないかん状況はだめなんです。市長は1回行ったら、関係課がちゃんとその意を呈して？企画・立案をすること。皆さん方は事務屋じゃないんですよ。別に、水産課に今ちょっと言っているけど、皆さん方にも通用するんです。市長の意向を呈して各課がどれだけ企画・立案ができるかということですよ。市長が垂水と牛根漁協の魚を海外に売り込むために出ていった。じゃ、後に控える皆さん方はどうすればいいかということですよ。そのことが問われているんですよ。何かあるときに市長に行ってもらえばいい。全く事務屋じゃないか。皆さん方に

一番欠けているのは企画・立案能力ですよ。事務屋は要らない。

で、このことについて水産課長、企画したのか、してなかったか、それだけでいい。

この3点。

○水産課長（岩元悦郎） 垂水南・新城港につきましては、確かに議員のおっしゃるとおりでございます。漁協だけじゃなくて、私も新城地区漁業振興会ですか、有効利用についてよく最近、協議に行くんですけれども、新城漁協振興会のほうでも毎年イカ柴を投入しまして、最近マダイも釣れるようになったと、一本釣りでも食っていけるようになればという努力はしておられます。

それと、市といたしましてもかねがね鹿児島県にお願いしておったんですけれども、大型魚礁を25年度に、鹿屋市沖と境ですけれども、入れる計画もあります。25年度に設置される予定です。しばらく時間はかかりますけれども、魚礁が完成しまして魚が釣れ出していけば、港も活気づくのではないかなと期待を持っておるところでございます。

いずれにしましても、先ほど申しましたとおり、漁協、新城地区漁業振興会と有効利用については検討していきたいと思っております。

それと、カンパチのへい死につきましては、本当に今この場で私も知ったばかりでございます。早速昼からでもまた漁協と協議を持ちたいと思っております。

それと、企画・立案に関しましては、今後のことは、現在はいたしておりませんでした。

以上でございます。

○川尻達志議員 水産課長に厳しい意見を申し上げましたけれども、私は今の答弁で十分納得をします。過去はいいですよ。だから、指摘を受けたときに、あっと思ったときにすることだろうと思います。ぜひこの3点、人間だれでも失敗とか、あるんです。こういう場でしっか

りと認めて、その上で新たに仕切り直しです。今後、水産課長の健闘を心から御祈念を申し上げ、期待をします。大変でしょうけれども、これが仕事ですから。

以上で、水産行政については終わります。

予算編成のあり方、練度という話をしましたけれども、私が何でこの質問をしたかという、開会本会議に私がちょっと、あれっと思ったもんだから、なかなか私の意図する答弁が得られなかった。この根底にあるのは、やはり先ほど申し上げたように、南漁協であり、牛根の漁集であり、いろんな、税金を投入してもなかなか効率よく稼働していない施設がある。私がそういった質問をして、そのことが今回生きているように思えないんです。これが生きていれば私の質問にもすんなり答えられるはずですよ。

そこで、学校教育課長、この文部省の武道の必修化の中で、すべての時間を実技でやられるおつもりなのか。私が思うに、この武道を実技で年間何時間するか、年間何時間なのかな、授業時間が。その中で、とてもじゃないが、柔道で強くなるとかいうことじゃないと思う。武道に対する心構えだと思う。武道とは何なのか。日本の歴史はどうなのか。ここに主眼が置かれているはずであります。そうしたときに、実際に組み合せてやるよりも、いわゆる座学ですよ、柔道の歴史なり、経緯なり、例えばなぜ東京オリンピックから入ったのかとか、やっぱりそこいらが一番求められていることだろうと思う。

そうしたときに、市の武道館もありながら、授業時間が足りないとおっしゃるけれども、わずか5分、10分柔道をさせて、県大会で優勝させるの。ここいらのとらえ方の問題だと思う。文部省が何でこの方針を打ち出したか。これは実技を強くすることじゃない。多分、私も聞いて、見ておりませんけれども、武道を通じて日本の心構え、武道といえば日本独特のものですから、ここいらについて教える。実技よりも座

学が私は大事だと思うんです。女性もさせるんでしょう。そうしたときに、実技よりも座学をしっかり教え込む。そうしたときに本当に武道館が必要なのか。ここいらの検証がまずされていないと思う。ぜひここいらの検討をされた上で財政なり経営会議なり、それから市長に上げたのか。ここいらがさっきから私の言う練度であります。本当に求めるものは何なのか。これがない以上、幾らいいことであっても、必ず後で失敗したなということはお出してくるはずですよ。私はつくるなとは言っていないんですよ。皆さん方がこれを予算化する過程でどれだけ真剣に議論をしたか、ここがないと、先ほど言ったように、我々としてはなかなか納得がいきかねる。そういうことであります。

それから2点目の陸上競技場の人工芝の件ですけれども、これと武道館とはまた性質が違います。武道館についてはもう予算化がされているのであり、これについてはまだ予算化はこれからの話ですので、ちょっと質問の形式を変えますけれども、まず、人工芝ということじゃなく、段差があったということ、これは灰が降るからできたんです。私の近所にも庭に芝を植えている。ところが、灰が降ってどんどん上がって、雨水が床下に入っちゃった。全部とりましたよ。雨どいも流れないです。芝の中に降った灰だけじゃない。巻き上がりますと、芝の中に入るんです。量は倍になります。これは素人が、特に我々が垂水市にいて、このことは体でわかっているんですけど、まず、ここいらについて、灰について真剣に検討したのか。少なくとも私以上に考えたのか。そのことについて、まず2回目お伺いをしたいと思います。

○学校教育課長（牧 浩寿）川尻議員の御質問にお答えいたします。

まず、柔道を垂水中央中学校が選択した、そのことの経緯をまずお話しさせていただきます。短く申し上げます。

これまでも中央中学校は柔道を選択して、23年度から新学習指導要領の先行実施で柔道を選択して実施してまいりました。今回、柔道を選択した理由につきましては、全学年、全校生徒が授業を受けるということをお考えまして、指導者の確保、まずは。そして保護者の経済的負担、そして道具の管理、この観点から総合的に判断して柔道を選択することに決定したということでございます。

また、先ほどございましたけれども、県内の各学校の選択状況の詳細データは今、手元にはございませんが、県内各学校におきましては柔道を選択している学校が多いと、そのようなふうにご理解しております。

それから、各学校でこの武道を実施するその背景につきましては、川尻議員がおっしゃるように、日本の文化、これを大事にしていくということをお学習指導要領の根底に流れていると思っております。これはさかのぼれば、この日本文化の重要性は、これはまたちょっと話が学習指導要領？の編成にかかわってきますけれども、今大事なことは、精神性、日本人としての文化継承の精神性、こういったことが体育の面にも求められていると、そのように考えております。

時数でございますが、1年生が年間12時間、2年生が14時間、3年生が14時間となっております。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平）陸上競技場改修の課題の1つだと思うんですけれども、今、市長と各関係課長と議論している中で、陸上競技場改修にはクリアしなければならない課題が幾つかございますが、どのような改修をするにいたしましても、やはり私たちが日ごろ感じている降灰のことについては、人工芝についてはスーパーをという話もあるんですけれども、そういうこともあるんですが、ただまだ実際ああいうドカ灰を経験した中ではございませんので、

やっぱりこのことについては検討すべき大きな課題というふうに認識をしております。

以上です。

○教育総務課長（川畑千歳） 検討した上で上げたかということで、先ほど1回目の質問の中で答弁いたしましたとおり、関係課と度重なる協議をした上で要求はいたしました。

○川尻達志議員 教育委員会は、当然自分のところですので、予算を取りきることが仕事です。ここは了とします。そうでないと仕事を、ほかのところを考えると仕事ができないから、皆さん方は今そういう姿勢でいいと思う、そういう方針が決まったのであれば。

さて、これから執行部ですけれども、財政課長に上がったと。その中でどこまでいったかわからん、市長決裁なのか、経営会議等でもんだのか。教育委員会のこういう予算が上がることについて、来たときに、あなたたちはどのようにもまれたのか。例えば武道館は検討したのかとか、そういうふうに1回突き返したのか。これが練度ですよ。もむということですよ。ここいらができていたのか。それともう1つ、経営会議は議事録はあるんですか。あったらそれは公開できる。とりあえずそれだけ、まずそのことをお伺いします。

それと、時間もありませんので、人工芝の敷設については、武道館と一緒に手順をしっかりと踏んで予算化をして、出すのであれば議会に出していただくこと。これはもう要望とします。とりあえずその点だけ。

○財政課長（北迫睦男） 練度の問題と、どれだけ協議をしたかという御質問がございましたので、財政課の立場での査定の経緯等について、若干重複するかもしれませんが、説明させていただきます。

教育委員会では以前、校舎、体育館等の大規模改造工事が終了した後、1階に武道館、2階にプールをつくるという2階建ての施設を建築

する案がございました。平成22年から平成27年度の過疎計画を平成22年の9月議会で承認いただいておりますが、同年7月策定時の市長ヒアリングの際に、当時はまだ水迫市長でございましたが、2階建ての建築案では数億必要で、財政負担が大き過ぎるという理由で、現在のプールの改修計画変更になった経緯がございます。その関係で、武道館は計画期間内での建築は断念しまして、武道必修化に対しましては体育館で行うと、そのような共通理解をしておりました。その後、武道館を使って授業を実施しておりましたけれども、いろいろな問題があると、学校側の要望が続いているという話はございました。

ことし6月に教育委員会より、文科省へ提出する学校施設整備計画変更の際に県より、武道館建設の有利な補助金については平成25年度が最終年度であると、計画に上げたほうがいいのではないかとこの助言もございまして、財政課に相談がありました。建設場所や規模の問題等、土木技術者等も交えて数回協議を行いながら、財政課のほうでは平成25年度から27年度の過疎計画に基づく中期？財政計画について、起債事業を中心に事業主管課と協議をして再点検をいたしました。財政課では将来負担を抑制するために、財政改革プログラムに基づく新規起債発行額を6億円以内とすることを重視して運営を行っておりますので、その後も2階建ての施設建築の要望でありましたけれども、再検討をお願いし、最終的には平屋の建物で事業費も縮小された計画でございましたので、また起債事業計画が25年度分が6億円に近い数字となりましたので、この計画案を了承し、過疎計画の変更と補正予算への設計業務委託を計上したものでございます。

財政課サイドでは、そのような経緯を踏まえて今回計上しております。

○企画課長（倉岡孝昌） 経営会議のことにつ

いて私どもが所管しております、お答えいたします。

経営会議の会議録については、意見の詳細までは記録いたしておりませんが、そのまゝとめとして記録をつくっております。また、その記録はごらんいただくことはできます。

○川尻達志議員 芝のことで、いいと言ったんだけど、ぜひ市長の見解をお伺いします。

○議長（宮迫泰倫） 3回目。4回目。

○川尻達志議員 3回目の中で撤回、要らないと言ったけど、ちょうだい。

○市長（尾脇雅弥） 済みません。川尻議員の御質問にお答えいたします。

今、御指摘いただきました練度を上げろという視点からの御意見、そのとおりだと思いますので、今後、いろんな意味で生かしていきたいというふうに思います。

この人工芝の件に関しましては、先ほど社会教育課長が答弁申し上げたとおりでございます。現在、陸上競技場の状態が、このままでは市民や利用者に不便をかけているという観点から、関係課長にその解消方法など、それに伴って想定できる課題や意見を各関係課長に対して求めているところでございます。したがって、具体的にお示しできる状況ではありませんけれども、御質問いただいておりますので、少し考え方を述べさせていただきたいと思っております。

私も市議会議員の時代から、陸上競技場はもとより、野球場、テニスコートなどの改修の要望を何度か承ったことがございます。特に市長になってからは、さらに多くの方々からさまざまな場面で要望を受けるようになりました。とりわけ、陸上競技場を使用されておられる高齢者スポーツの方々、青少年スポーツの関係者や父兄、最近では学生スポーツの方々からの改修の要望もあるところでございます。

先ほど課長答弁にもありましたけれども、陸上競技場は昭和53年11月に完成し、33年以上経

過し、天然芝は雑草に埋まり、市の施設としては何らかの改修が必要となってきております。ただし、現状では先ほど言われました降灰の対策、あるいは投資対効果の課題などもありますので、関係課に指示し、データ収集をしている段階でございます。

昨年は約800名の方々が、ことしは約3,000名の方々がスポーツ合宿に来ていただいております。合宿を含む経済効果、1人8,000円で計算をしますと、昨年は約640万円、ことしは2,400万円が見込まれております。鹿屋市、志布志市は特に力を入れておられまして、年間約1万2,000人が訪れておりますので、本市としてはそこまゝでいなくても、半分の6,000名ぐらいの可能性は十分にあるというふうに考えております。

観光振興の施策の1つとして、スポーツ合宿等による交流人口の増加もお示しをしておりますので、そのためにも何らかの施設整備への投資は必要ではないかと考えて、今いろんな角度で研究をしているところでございます。その辺の練度をしっかりと練り上げて、時期を見て議会の皆様方にも御相談、お示しをしていきたいというふうに考えております。現状はそういう状況でございます。

○川尻達志議員 ありがとうございます。

話を聞く限りでは、交流人口ということも頭に当然あられるんだろうと思っております。

ただ、交流人口という観点からとらえてみますと、森の駅に今度は鹿実が泊まりました。その間、森の駅の予約はほかからあったのをストップしたところがあったのかなという気がちょっとしたんです。商工観光課長、その期間にキャンセルをした件数があったのか。あったとすればどのぐらいか。

ということと、もう1つ、この交流人口の話ですけれども、私が今ちょっとひらめいたのは、大学の野球部は民間の施設を使っている、宿泊は。やっぱりこういう鹿実なんか民間をあっ

せんしてあげて、どうしても大学と高校では実態が違うので、資金的な面で。この補助をしてあげて民間に泊めていただいて、森の駅を利用するとか。

うろ覚えで非常に申しわけないけど、答弁は要らないけど、社会教育課長、後で調べて、わかっていたら答弁してください。ないときは後で調べてでもいいです。たしか薩摩川内だったと思うんですが、そういうスポーツ施設のそばに何か合宿所のようなのをつくっておらせんけ。交流人口をふやそうと思ったら、やはりそこいらもしっかりと練度を上げながら、こういったのを進めていくべきだと思います。これについて答弁ができるけ、課長。じゃ短くしてね。

○商工観光課長（塚田光春） 5月に開催しました九州ジュニオールスーパーリーグという中では、全国選手権の3位以内の学校が来たわけなんですけれども、11チーム来られまして、このときは予算が結構あったものですから、各学校ですね。やはり市内の旅館、ホテルを中心に泊まっていたら、それでそれでも不足する場合、森の駅をしました。それで今回、夏の合宿につきましては、当然、市内のホテルも利用してはおりますけれども、ただ、予算の都合で森の駅を鹿児島実業については使用しております。

そこで、当然、7月、8月のこの夏休み期間中というのは森の駅は大変混雑しておまして、やはり1棟につき3組ぐらいのキャンセル待ちがございます。そのようなことで、じゃキャンセルがどのくらい出たのかということでございますけれども、7月31日から8月3日まで、実業が3棟、3泊利用して、それから8月22日から8月30日まで、これも同じく3棟の8泊を利用しております。そこで、1棟につき3組のキャンセルが発生した場合、全部で11泊でございますので、99組、約100組のキャンセルが出ております。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平） 議員質問の薩摩川内市合宿所設置については、把握をしております。調べて報告をいたします。

以上です。

○川尻達志議員 以上でこの件については終わりますけれども、しっかりともう1回、まだここだけでなく、ほかにもあると思うので、ぜひみんなで検討してみてください。

それと、中央病院の機器ですけれども、いろいろあると思うんですが、やはり経営というのは目玉商品をつくらなきゃいけないと思う。できるのは、医者の方とか看護婦の数？、これよりもやっぱり診断機器だと思うんです。ここが最優先すべきだと思う、経営を考えたときに。私はそう思う。

ぜひ、このことについても答弁は要りませんけれども、もう1回そこらについても、病院側、肝属郡医師会としっかりと話をさせていただきたいと思います。

残り時間が少なくなりましたけれども、肥後教育長、多分御退任をされる予定であろうと思います。最後にぜひ、池之上議員もおっしゃいましたけれども、心から感謝を申し上げたいと思います。一言、感想でもおありになれば、貴重なお話を伺えればありがたいと思います。

○教育長（肥後昌幸） ありがとうございます。

25日が最終本会議というふうに聞いておりますので、そのときにごあいさつを申し上げたいと思います。

○川尻達志議員 以上で終わります。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。

次は、1時30分から再開いたします。

午後0時20分休憩

午後1時30分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 最後の質問者となりました。

今しばらくおつき合いのほどをよろしくお願いたします。

中央病院の経営について。

消費税が5%から10%に上がれば負担が倍になり、病院経営はどうなるかについて、質問いたします。

患者が払う医療費は非課税だが、病院側が医薬品、注射器など医療機器の仕入れや、給食材料や清掃の委託料などは消費税がかかる。病院側が消費税分を自己負担する構図となっており、消費税が5%から10%になれば経営を圧迫するのではないのか。平成23年度で消費税はどれほどなのか、お聞かせください。

防災について。

本年度はこれまで大きな災害もなく安堵しているところです。しかし、災害はいつ発生するかわかりません。日ごろからあらゆる災害に備えて、準備しておかなくてはならないと思っています。

私は、平成17年の大災害で私の住んでいる団地で1週間断水し、水の大切さを痛感いたしました。17年12月議会で、各校区単位で学校に給水設備の井戸ボーリング設置はできないかと質問いたしました。答弁といたしまして、今後の検討課題という答えをいただいております。

次に、自主防災組織への補助金はないのか、また、土のう袋、砂の提供は考えておられないか。

次に、災害時に建設業組合との災害協定の内容を教えてください。

教育委員会委員について、質問いたします。

議会に、教育委員会委員の任期について、議会に同意を求める議案が議員に配付されました。これは、現委員の任期が10月14日と10月15日であり、後任に2名の委員を選任しなければなら

ない議案でありました。議会前の議会運営委員会で既に日程が組まれ、表決する議案でありました。ところが、議会開会当日の朝、急に議案が取り下げとなり、人事案件でこのような取り下げは前代未聞の出来事ではないのか。市長としては、後任の2人の方を高く評価されての提案だったと思っております。何があったのか。まず、議案を取り上げた理由をお聞かせください。

次に、取り下げた理由として、諸般の事情により現時点では適当でないとのことだったが、諸般の事情とはどのようなことか。現時点では適当でないとはどういうことなのか、いつだったら適当だったのか、お聞かせください。

○保健福祉課長（白木修文） 北方議員の御質問にお答えいたします。

市の病院事業会計から中央病院へ支払うのは委託料と交付金があり、委託料には消費税がかかり、計算上は中央病院にかかる消費税は平成23年度では537万円ほどになります。実際の消費税の支払いは法人単位で支払うこととなっており、中央病院の指定管理者となっている肝属郡医師会が支払いますが、この肝属郡医師会は、中央病院、コスモス苑ほか、計7つの事業所を運営しており、これら7事業所を合算して消費税が計算されます。そのため、平成23年度の肝属郡医師会の消費税は、7事業所による相殺で約15万円でした。つまり、中央病院単独でしたら消費税は537万円ですが、7事業所合算による消費税の計算となるため、実質支払は肝属郡医師会が約15万円支払っております。消費税が10%に上がった場合は、垂水市からの委託料に対する消費税は上がることとなりますが、他の事業所については消費税の還付がふえることになると思われますので、相殺されて、大きくふえることはないと思われます。しかし、具体的な数字につきましては病院側もまだ試算をしていませんので、はっきりした数字は出ておりませ

ん。

以上です。

○総務課長（山口親志） 北方議員の防災についての質問にお答えします。

まず、平成17年第4回の質問で井戸の整備のことをおっしゃられておりました、そのときの議事録を見てもみたら、井戸については、当時の前市長の回答では、相当な経費もかかりますので今後の検討課題であると答えられておられます。

私も、災害担当部署に配属になりましてから、今まで、井戸について、各校区への試掘の検討並びに予算化した経緯はありませんので、現在は井戸についての対応はしておりません。

次に、自主防災組織の補助金であります、補助金として予算化はしておりません。災害対策としまして、自主防災組織への土のう袋等は予算化して、準備しております。要請がありましたら配布する予定であります。

次に、垂水市建設業組合との災害協定についてであります、災害協定の内容であります、大災害を受けまして、垂水市建設業組合と平成19年6月21日付で、公共施設の被害情報の収集、障害物の除去及び応急の復旧を業務として、垂水市災害対策本部が設置された場合のみ、災害に対する協定が結ばれております。

以上であります。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の議案を取り上げた理由と下げた理由につきまして、お答えをいたします。

議案上程の理由は、現垂水市教育委員会委員でありますナカガワラマサトシ氏が平成24年10月14日、そして肥後昌幸氏が平成24年10月15日で任期満了となりますことから、新たに2名の方の議案上程を検討していたところでございます。

お二人とも垂水市出身であり、経歴的にも長年教諭を勤められ、行政経験もあり、教育等に

関し識見を有され、さまざまな方面の人脈も豊富なことから、現在の垂水市の教育行政にとって多大な貢献をいただけたと考え、今回、任命しようと検討していたところでございます。

一方、取り下げた理由といたしましては、事務局に提案をいたしましたとおり、諸般の事情により、現時点で提案することは適当でないと判断したためでございますと報告をしております。

諸般の事情とはと、こういうお問い合わせでございますけれども、私は、今申し上げましたような理由から、垂水市の教育行政にとって必要と思う方2名を純粋に推薦をいたしましたわけですけれども、間違った情報が流れていたり、また真意が十分にその段階において伝わっていないと理解をし、そういう状況の中で皆さんに御判断いただくのは適当でないと判断したため、9月3日、議会初日の提案を取り下げたところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 1つ目の中央病院のことで、確認ということで伺いますけど、今、課長からの答弁では、単独では537万円でしたかね、それを支払わなくてはならないと。委託しておるところが肝属郡医師会病院なので、それで事業所を7つほど抱えておると。そういうことで、結果的には医師会病院が15万円しか払っていない。ということは、我が垂水市は経費が、何と申しますかね、他の事業所は経費が余りかかり過ぎているから、そしてそれを合算した場合ということですね。そういう理解で、市長、よろしいんですね。市長に。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど担当課長が答弁をいたしましたけれども、担当課長がお答えしたとおりであるというふうに理解しております。

○北方貞明議員 よくわかりました。確認しました。

これは参考までにしていただけるんですけれ

ども、消費税は3%からスタートしたわけなんですけれども、その時点で、消費税分として診療報酬は0.76%引き上げられている、診療報酬として。そして消費税が5%になったとき、診療報酬は0.77%引き上げられている、診療報酬ですよ。合計で1.53%上げられておるわけなんですけれども、我が垂水市では537万円、単独では支払うわけなんですけれども、もし指定管理者が解除になったときは、この単独経営ではかなり厳しい経営に追い込まれるんじゃないかと思っております。

そういうことで、この消費税の診療報酬というのは国が介入して定めるわけですから、それは国の出方によって、後々勉強をしていかなくちやならんですけれど、こういう形で、もし指定管理者が解除になったとしたときの事前のやはり勉強も必要じゃないかと思っております。だから、このことを先に課長のほうでも、役所のほうでも勉強していただければと思っております。これは要望という形でおいております。

防災についてですけれども、検討されていないということでしたけれども、災害時の水というのは大変貴重なもので、先ほども言いましたように、私が住んでいる団地でも1週間ほど、大災害のときに断水したわけなんですけれども、通常、普通、1人が1日に使う水は200リッターとも言われております。そのうちのわずか2リッターが飲料水として使われておるといふふうには私は聞いておるわけなんですけれども、いかに生活の水が多いかということです。だから、災害のときはどうしてもこの水は、何ですか、災害のときはみんな一生懸命、後片づけなんかをして水を使うわけなんですして、どろんこになって働いております。それで、そうして水が出なければ、お風呂も入れません。そういう形で私はこの水を取り上げておるわけなんですけれども、まず、各学校単位にそういう施設があれば、すぐ水が不足したときには、みんながそこ

へ行って水がいただけると、そういう設備をつくったほうがいいんじゃないかなと私は思っているものですから、こういう質問をしているわけです。

その中で、学校施設は文科省ですか、そういう場所、それで防災になれば総務省ですかね、そういうふうな垣根があってできないのか、その辺のところをひとつ教えていただければと思っています。

そういうことで、各校区に1カ所でもそういう公共の井戸があれば、先ほど言いましたように、地区住民の方々が集まり、自助・共助・公助とかいう観点からも必要な施設であると思っておりますから、どうか前のほうに、いいお答えをください。

市長が一番最初に公約されている安心・安全のまちづくり、災害に強いまちづくりということをやっておられますので、これに、水に関しては十分検討されて、いいお答えをいただければと思っております。

以上、第1回目。

○総務課長（山口親志）平成17年のその質問から検討をしていないわけではありますが、一番は、学校側の教育行政なのか総務行政なのかという検討の前に、やはり各校区に9カ所、小学校単位でいきますと9カ所ですが、そこに井戸をボーリングして実施するとすれば、維持経費やら合わせまして、それからその事業費やら合わせまして非常に経費がかかるということで、検討をしていないわけであります。

ただ、財政面だけじゃなくて、議員が申し上げられたとおり、井戸水の重要性というのは、平成17年の際に給水活動をしておりますその傍ら、各個人に井戸水がありますところには行列ができて、井戸水を分けてもらっていらっしゃる姿も、今でも給水をしながら目の当たりに見ております。そのあたりは重要度の認識はしておりますが、ただし、現在あります個人宅の井

戸の利用やら、断水の際の庁舎全体での給水、それから、どうしてもならないときには自衛隊なんかの給水という、そのような取り組みで行っていきたいと思っておりますことから、現在は井戸水の、井戸の試掘の予算計上等もしていないわけでありませう。

決して教育行政なのか総務行政なのかという、そういう中で垣根があつて検討してないわけではなくて、ただ経費的には非常にかかりますので、現在ある個人が持っている井戸水等の利用をしていただくということで、検討はとまっているところであります。

以上です。

○北方貞明議員 私は学校にと、校区単位でと言いました。学校でそういう井戸ができれば、ふだんは校庭の散布とか花壇への水やりとかそういうのにも利用できて、一石二鳥かなと思つてもおります。

そういうことで、事業経費がかかると言われましたけれども、垂水のこの中央に関しては浅い地層から水も出ますから、これは飲料水という観点じゃなくて、生活のための用水として一応取り上げていただければいいかなと思つておりますから、前向きに検討していただければと思つております。

それと、今さっき、各家庭からと言われましたけれども、今、水道が普及して、各家庭の井戸が遊んでいると言つたらおかしいんですかね、そういうような状態であります。そういうところの井戸をやはり活用する方法も検討されたらどうでしょうかと思つておるところです。そして、今、安全マップとかいうふうにして、いろいろなパンフレットなんかをいただいておりますけれども、そういう各家庭の今、使用されていない井戸があれば、そこの方々とやっぱり災害協定という形でも結んでいただいて、その井戸を有効活用する方法もあるんじゃないかと私は思つておりますから、その点も前向きにと

らえていただければと思つております。これはもう要望としておきます。

自主防災組織の補助金はないということで、土のう袋と砂はいつでも提供できるということで、ありがとうございます。

きのうでしたかね、田平さんのほうから、研修に行くにも旅費がないと、支給はないと。私も、名前を忘れましてね、あれは何という組織だったか、地域防災アドバイザーということで、一応県のほうからよく案内状が来るわけなんですけれども、いついつ防災シンポジウムがあるからということで。そのときでも、正直、行つておりませう。経費が出ないのも1つですけれども、日曜日とか都合もあるんですけれども。そういうふうには、これにも持つておつても行けない。そういうところに旅費だけでも、防災についての補助があつてもいいんじゃないかと。それこそ先ほども言いましたように、市長が安心・安全のまちづくりを唱えておるんですしたら、そういうところにやっぱり補助をして、多くの方が防災に対しての認識を新たにするといいんじゃないかと思つておりますから、ぜひこれのほうも前向きに検討していただければと思つております。もうこれはこれでいいです。

それでもう1つ、済みませう、補助という形で、宝くじの事業でリヤカーとか担架を私のところもいただいておりますわけなんですけれども、このリヤカーと担架は、防災組織ができておるところには、できるだけこの2つだけは早目に補助とか、保全？していただければと思つております。

なぜこれを私が言うかというのと、私が1回、災害現場に行ったとき、市役所の方がお年寄りを迎えに来てもらったんですけれども、車が入らなかつたんですよ、実際、瓦れきが道路上に散乱して。それで、私がそこから、私がおんぶしてその自動車のところまで来たわけなんですけれども、瓦れきがあつても行けるのはリヤカーだけです。そしてまた担架を持つてくる。そう

というような形で、リヤカーは大変有効な使い道がありますので、リヤカーをぜひ用意していただければと思っております。これは要望としておきます。

建設業組合との協定は聞きました。

それで、私が建設業者の方と話をしておったんですけどね、今、建設業者の仕事が余りないもんですから、うちは機械はあるんだけど、オペレーターがいないんだよねと、いつでもそういうふうに出動ができない、これから出動ができない状態になっていくんじゃないかということを知りましたので、こういうことを聞いておるわけなんですけれども、今、重機とオペレーター、これはやっぱり災害の時期といいますかね、そういうところになったときは、やっぱり台数とか人員の把握をしておられたらいいんじゃないかなと私は思いますけれども、これもそうしたら要望とさせていただきます。

そうしたら、教育委員の人事について質問いたします、2回目を。

ちょっと待ってくださいよ。資料がどこ行ったかな。諸般の事情は二、三述べられましたけれども、当日に急になるということは何か不自然のような気がしまして、諸般の事情といってもいろいろとありますが、具体的にもう一遍教えていただけないでしょうか、諸般の事情。

そして、再度聞くようになりますけど、現時点で適当でなかったということと、いつだったら適当なのか、それをもう一遍。

○市長（尾脇雅弥）北方議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、諸般の事情というのは、繰り返しになりますけれども、垂水市の教育行政にとって必要と思う方2名を私としては純粋に推薦をいたしました。ただ、その中で、いろんな間違っただけ情報が流れていたりとか、真意が十分にその段階において伝わっていないということを理解をして、そういう状況の中で皆さんに御判断を

いただくのは適当でない判断をしたため、直前でもございましたけれども、9月3日、議会初日の提案を取り下げたというところでもございます。

いつごろになればということになりますと、任期もございまして、任期に間に合うような形で再度御相談させていただきたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 教育は2回目のつもりでおったのに、3回目。

○議長（宮迫泰倫）今度は3回目です。

○北方貞明議員 間違っただけ情報とか、真意が伝わっていないということなんですけれども、私たちには何も間違っただけ情報なんかもらっていませんけれども、ただ、市長から議案としていただいたそれしか目には届いていないんです。どうということなんでしょうかね、間違っただけ情報とか真意の情報とか。

私は逆に、間違っただけ行動をされた方がかなりいるんじゃないかと私は思っております。というのは、私のところに2人の方が見えられて、元副市長です。そして、聞くところによると、元市長等や、あらゆる方々が運動というか、動いておられます。これこそ私たち議会に対しての軽視でもあると思っておりますけれども、なぜこういうことが起こっているんでしょうか。市長は恐らくまともな返事はしてくれられないと思うんですけれども、その辺に関しては。私たちにすれば、間違っただけ行動をこの人事案件でされています。推薦された当人も動いておられるというようなことも聞いております。

私は今ここに地方教育行政法というものでちょっと読み上げさせていただきます。教育委員会の設置及び組織、教育委員会の設置、委員及び会議、第4条、任命、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、公共団体の長が議会の同意を得て任

命する。既に、今さっき言いましたように、私のところに来られた元副市長とか、ぜひお願いいたしますからというふうにして私のところに来られました。その委員になられる方が、まさにここに書いてありますように人格が高潔であれば、だれしもが認める人であると思います。なぜこのような行動があるのか。私は物の辞書で高潔を、辞書を引いてみました。心の持ち方が気高く、清らかな様子。気高いとは、気品が高く上品であること。このようになっておるわけなんですけれども、このようなことで、本当に気品が高く、上品な方であるのでしょうか、この行動が。そして、その方は政治色の強い方だとも聞いております。国政の選挙、地方議会におきましては、県議会、市議会の後援会長などをされて、本当にこの人が教育業界で公平ある仕事ができるのかと疑念をしておりますけれども、その点、ひとつよろしくお願ひします。

○市長（尾脇雅弥） いろいろ御質問がありましたけれども、北方さんの周りの動きというのは直接私が関与しているわけでもありませんし、いろんな方がいろんな思いの中で、いろんな情報を得た中でいろんな行動をされているのかなと推察はいたしますけれども、今回の人事に関しては、今申し上げましたように、人間ですから、私もひっくるめて、いいところ、悪いところあると思うんですけれども、ただ、政治的な活動に携わるということは、私自身の気持ち、皆さんもそうだと思いますけれども、地域とか、いろんな世の中をよくしたいという部分があって、そのための活動だと思ひますし、それに対していろんな形で候補者なりから御相談があって、それを受けていろんな形で協力をされたということで認識をしておりますので、そのことがあるからだめだというふうなことにはならないと私は認識をしているところでございます。

○北方貞明議員 最後の質問になります。

市長の考えとは私とは合致しないと思ひます。

それは仕方がないですけれども、先ほども言いましたように、我が垂水市の元市長、副市長がこのような行動をされるということは本当に残念でなりません。また、これは教育業界だけではなくして、今後の我が垂水市の市政にも影響はしないのかなと心配をしておるところでもあります。本当に、市長、このような、市長は何も行動はされておりませんでしょうけれども、こういうことのないようなやはり人選をしていただきたいと思ひます。

それで、私は最後になりますけれども、これは大分昔の新聞記事なんですけど、教育委員会は、小・中学校の経営者？として5名の方がおられるわけですよ。学校現場の重要な課題の解決にみずから取り組まなければならないと、そういう重い責任もあります。

そして、最後にですけれども、保護者や市民は教育委員会の自立と教育委員会の品位をこれ以上に関心をして見守っていかなくちゃならないという記事が、品位と自立を見守っていかなくちゃならないというこの記事が、ちょっと古い記事ですがね、平成20年の1月の新聞に載っておるんですけど、そういうふうには、やはり教育委員というのはその品位をやっぱり重んじた人選をお願いしたいと思ひまして、これで私の質問は終わります。

○議長（宮迫泰倫） 以上で、一般質問は終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫） 明13日から24日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、25日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（宮迫泰倫） 本日は、これにて散会します

午後2時7分散会

平成 24 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 4 日 平成 24 年 9 月 25 日

本会議第4号(9月25日)(火曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	宮迫章二
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	前木場強也
市民課長	野妻正美	消防次長	野元豊一
市民相談			
サービス課長	中谷大潤	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	白木修文	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	森下利行	学校教育課長	牧浩寿
農林課長	池松烈	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成24年9月25日午前10時開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

ここで、副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○副市長（寺地浩一）皆さんおはようございます。

議長より許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

去る9月12日の午後の本会議でございますが、私と農林課長の2名が、所用により本会議を欠席をいたしました。

その際、本来であれば欠席する旨並びに欠席の理由を議会にお伝えすべきところを適切に対応しておらず、皆様方に変な御迷惑をおかけしましたことをおわびを申し上げます。

今回のことを真摯に反省いたしますとともに、今後このようなことがないように十二分に気を付けてまいります。

今回はまことに申しわけございませんでした。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫）日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度健全化判断比率及び平成23年度資金不足比率に関する報告がありましたので、お目通し願います。

以上で、議長報告を終わります。

△報告第4号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第2、報告第4号を

議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

○議長（宮迫泰倫）報告を求めます。

○財政課長（北迫睦男）おはようございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決処分の内容でございますが、平成24年7月30日に境小学校体育館前駐車場で発生いたしました職員によります公用車運転中の接触事故でございます。

市は、相手方に責任割合100%を負担し、相手方へ損害賠償額3万2,849円を支払うことで和解いたしました。

なお、幸い車両損傷だけで、双方にけがはありませんでした。

また、損害賠償額は、全額加入しております社団法人全国市有物件災害共済会の保険料で賄われます。

当事者には、車の運転に慎重を期するよう指示をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、報告第4号の報告を終わります。

△議案第42号～議案第45号、議案第49号～議案第55号、陳情第8号、陳情第10号、陳情第11号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第3、議案第42号から日程第6、議案第45号まで及び日程第7、議案第49号から日程第13、議案第55号までの議案11件並びに日程第14、陳情第8号、日程第15、陳情第10号及び日程第16、陳情第11号の陳情3

件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

-
- 議案第42号 垂水市暴力団排除条例案
議案第43号 垂水市観光振興基金条例案
議案第44号 垂水市災害対策本部条例及び垂水市防災会議条例の一部を改正する条例案
議案第45号 降灰除去車両の購入契約について
議案第49号 平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案
議案第50号 平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第51号 平成24年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第52号 平成24年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案
議案第53号 平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案
議案第54号 平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第55号 平成24年度垂水市水道事業特別会計補正予算（案）
陳情第8号 皇室典範改正反対に関する陳情
陳情第10号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第11号 市道田地明一垂桜線（25号）に大型車両の離合か所を作って戴く陳情

○議長（宮迫泰倫）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長。

[産業厚生委員長大藪藤幸議員登壇]

○産業厚生委員長（大藪藤幸）おはようございます。

去る9月3日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、9月14日に委員会を開き、審査いたしましたので、その

結果を報告いたします。

最初に、議案第43号垂水市観光振興基金条例案については、原案のとおり可決されました。

議案第45号降灰除去車両の購入契約については、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、「過去1年間、ロードスイーパーの稼働率が工事金にして幾らあるのか」との質問に対し、「平成23年度の清掃延長が991.5キロメートルで、金額にして1,198万4,000円であった。」との答弁がございました。

次に、「指名競争入札を何社で実施したのか」との質問に対し、「ロードスイーパーの取扱店の中で指名願いを出している4社で実施した。」との答弁がございました。

次に、「もし、購入した場合、降灰の補助採択基準に合わなくても、市民からの要望があった場合には、購入したロードスイーパーを活用していくのか」との質問に対し、「市民の皆さんが困っているという現状があるので、補助採択基準などはあるが、市の単費でもやっていくことを指示をする。」との答弁がございました。

意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第45号を原案のとおり決することに異議がないか諮ったところ、異議があったため、挙手による採決を行ったところ、挙手多数となりました。

したがって、議案第45号降灰除去車両の購入契約については、可決されました。

次に、議案第49号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目については、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、「道の駅たるみずの木質チップボイラーについて、1,000万円の灯油の経費が必要になるのに対し、それを改善するのに林業関係の100%補助金を利用した調査委託費の話が商工観光課から出てくるのは、本末転倒ではないか」との質問に対し、「鹿

児島県の林務関係のほうでも、今後、木質チップを普及させていくようなハード面の整備を展開していく方向であり、今回の木質チップボイラーについては、本市には木質チップ化工場がないので、肝付町の木質チップを利用し、今後は、市の間伐剤を利用した木質チップを原料に使っていこうと考えている。原料関係については、農林課林務係や森林組合などと協議をしながら、今後の事業化については考えていこうと思っている。」との答弁がございました。

そのほか、さまざまな質疑が行われ、意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第49号を原案のとおり決することに異議がないか諮ったところ、異議があったため、挙手による採決を行い、結果、挙手多数となりました。

したがって、議案第49号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目については、可決されました。

次に、議案第51号平成24年度垂水介護保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第52号平成24年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案、議案第53号平成24年度垂水市漁業集落処理施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第54号平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案及び議案第55号平成24年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第10号「こころの健康を守り推進する基本法」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情については、採択とし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

次に、陳情第11号市道田地明一垂桜線（25号）に大型車両の離合か所を作って戴く陳情については、採択とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、総務文教委員長。

〔総務文教委員長北方貞明議員登壇〕

○総務文教委員長（北方貞明）おはようござ

います。それでは報告をいたします。

去る9月3日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、9月19日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第42号垂水市暴力団排除条例案については、原案どおり可決されました。

次に、議案第44号垂水市災害対策本部条例及び垂水市防災会議条例の一部を改正する条例案については、原案どおり可決されました。

次に、議案第49号平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目及び歳入全款については、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、教育委員会教育総務課所管費目中の中学校施設整備費の委託費は、主に武道館建設にかかわる内容で、「財政力の乏しい本市で、かつ近くの運動公園内に立派な武道館があるのに新たに中央中学校内に武道館を建設する必要があるのか。それよりも現在利用している運動公園内の武道館をさらに有効に使う気はないか」という質問に対し、「肝属地区において1校を除いては各中学校に武道館を設置している」ことや「運動公園の武道館への20分をかけて行き来の時間的なロスや、その行程での交通事故等の危険性がある。」さらに、「運動公園の武道館での一般の利用者との調整が困難である」などの答弁がありました。

意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第49号を原案どおり決することに異議がないかと諮ったところ、異議があったため、挙手による採決を行い、賛成多数で原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第50号平成24年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案については、原案どおり可決されました。

次に、陳情第8号皇室典範改正反対に関する陳情につきましては、陳情者から意見聴取を行

う中でさまざまな意見が出ましたが、近隣市町や他県の状況、いまだ世論が本問題に対して議論の高まりを示していない等を考慮し、趣旨採択とすることに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川尻達志議員 総務委員会の中で一般会計の構想の中で武道館の設計予算が出ているんですが、ここら辺について、一般質問でも指摘を申し上げただけけれども、総務委員会においてどのような質問があり、執行部はどのように答弁をされたのかお願いいたします。

○総務文教委員長（北方貞明）それでは、川尻議員の質問に対してお答えいたします。

先ほども報告いたしました中のほかに「武道館をつくる理由と総額はどのぐらいかかるのか」という委員の質問に対して、執行部側は、「現在、市の武道館を使用しているが、移動時間に先ほども言いましたように時間がかかり、校外で交通等の危険性がある」ということを述べられました。

そして、先ほども言いましたように「肝属郡内で生徒数300人以上の学校では武道館が設置されておる。1校だけ設置されていない学校は100名以下である」ということであります。そして、「総額は約7,000万円ほどかかる」ということの答弁もありました。

そして、次に、「武道館は柔道だけ使用するフロアか」という質問に対して、「通常は柔道であるが、使用しないときは剣道部の練習や、またクラス単位、いろいろなグループの集会場としても使える。そういう中で、設計委託の中で有効に使えるように方向性をまたこれから意見を反映していく」ということも述べられました。

そして、「指導要領の中で、大体10年ほどで見直しが今までなされておるが、当然事故等が

起これば見直しは考えられるが」という質問に対して、「10年後に事業としてなくなっても、現在剣道部があり、また、柔道にたけた、優れた先生が赴任してきたら、柔道部をつくれればいいのではないか」、そういう答えもありました。だから、「武道館をつくって無駄になることは考えていない」というような答弁になっておりました。

以上。

○議長（宮迫泰倫）ほかにありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

私は、議案第49号一般会計補正予算に対して、問題箇所を指摘し、反対の立場で討論をいたします。

1点目は、総務費電算費の問題であります。

今回、老朽化による端末用ディスプレイを140台購入するということについて、市内外の業者を指名しての入札の計画であるということが明らかになりました。

今、リーマンショック以後、内需不振が続く中、「仕事が欲しい」との声が、全国でも中小企業から上がっています。本市でも同様の状況であり、緊急も含めて景気刺激対策が求められています。

私は、少額であっても市内業者の支援、地元経済の活性化を図り、地域内経済循環を果たすための努力が必要と考えます。だからこそ、今回の発注についても市内業者優先の発注が望ましかったと考えます。

以前、学校の地上デジタル対応テレビ購入のとき、全国では大手流通業者に発注してしまし

たが、まちの電気店等の努力で分離分割発注を実現させました。そもそも官工事は、地域経済と企業の発展を図るのが趣旨のはずであります。

大阪吹田市では、仕事不足や売り上げ減少が深刻な中で、官工事の地元への発注を促す施策、産業振興条例が施行されています。この条例の制定の法的根拠は、官工事についての中小企業の受注の確保に関する法律です。この中には、「自治体などは、中小業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。」と明記されています。

地元企業を守り、地域経済を活性化させたいの思いがあれば、このような対策を真剣に検討していくべきではないでしょうか。

次に、教育費中学施設整備費について、3件の委託費の中で、武道館新築工事とプール改築工事設計委託費についてです。

グラウンド等整備工事委託費については、問題はしていません。

まず、武道館新築工事設計委託費については、一般質問や総務文教委員会でも議論になったように、市の武道館の利用率が低いことや施設が中学校から近距離に位置していることから有効に活用することが望ましいと考えます。このことは、市民の中にも同様の意見があります。

プール改築工事設計委託費については、全国でも30年以上経過した古い躯体を生かして、低コストで優れた耐久性のある技術で改修している実績が多数あります。特に財政の点では、工法によっては2分の1から5分の1程度のコストでリニューアルできると言われています。

また、環境に優しいと言われ、もとの構造体を最大限利用することで廃棄物を削減することも可能です。これらは子供たちの環境教育という面からも重要な取り組みになるのではないのでしょうか。これらのことから、全国に学んだりして慎重に検討することが重要であったと考えます。

また、本市は財政が厳しいと市民には訴えています。さらに、環境に優しい取り組みも自治体に今日、求められている環境対策として大事な点であります。

このように考えると、財政面や環境対策上からも十分な検討はなされたのか、疑問であります。

以上のようなことから、議案第49号一般会計補正予算には反対をいたします。

以上で私の討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 おはようございます。

私は、平成24年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案について、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

まず、今、持留議員が語る述べられました反対意見についてでございますが、電算に関しては、私は、業務の影響等考えればいたし方ないのかなというふうに判断しております。

そしてまた、プールにつきましては、リニューアルができるだろうということでございますけれども、全体の工程の計画を見たときに、あそこでは邪魔になると。隅に置いておけばサッカー部とか野球部とかそういう運動ができると。そしてまた、100メートルの短距離走のレーンもできるという意味合いから、今度買いました隣接地の方向に持っていくのが妥当であろうというふうに私は思っております。

この点については、まだ構想段階で、我々には示してございませんが、移転はやむを得ないところであろうというふうに考えているところでございます。

そしてまた、武道館については、いろいろな意見がございます。今あるキララドームの中の武道館についての有効利用も言われております

が、授業数が12時間と14時間、1人当たりの授業数でございます。12時間・14時間を考えましたら、本当に少ない授業だなというふうに思いますけれども、学校全体では12掛けるの4クラス、そして14掛けるの4クラスの2倍、2年生・3年生。そのことを考えますと、160時間も授業数を使わないといけないというふうに考えれば、これは大変な労力が要するというふうに思います。

そういう中で、学校に施設があることは、そういう労力を考えますと、教師に対しましても子供たちに対しましても、近くにあることは大変素晴らしいものではないかというふうに思っているところでございます。

肥後教育長は、本日、言葉があるかもしれませんが、最後の予算であろうと思っております。私が総務委員長時代に統廃合の条例が出ましたけれども、それを「先生ちょっと待ちなさい」と言ったこともございます。そしてまた、廃校し、そして統合し、新しい垂水中央を3年前に開校いたしました。それから大規模改修工事を行い、今の垂水中央中学校ができてあります。そして、最後の授業がこの校庭問題であろうと私は思っております。

肥後教育長におかれましては、統合、開校、大変な時期を過ごして、陣頭指揮をとっていただきましたが、まことに感謝を申し上げる次第でございます。

我々が垂水の子供たちにできること、それは何か。教育の環境、設備を整えてあげることが、我々にできる唯一のことではないでしょうか。

「孟母三遷」という言葉がございます。教育には環境が一番必要であることは、古来から言われてきていることでございます。

先ほど郡内では、垂水中央中学校が唯一300名以上の学校で武道館を持っていないということでありましたが、我々は、この垂水中央中学校は、市内唯一の学校であると。そこに垂水の子供たちは全員集まってくるのであるということ

を改めて認識しないといけないというふうに思っております。

そして、何よりも、財政難よりも、まず、子供たちのために投資をすること、これが我々行政や議会に求められているのではないかというふうに思っております。

どうか教育委員会におかれましては、子供たちのためになるすばらしい事業展開だと思っております。自信を持って進めていただきたいというふうに考えております。

すべては垂水の子供たちのために、それが今回のこの補正予算の予算案であろうと思っております。どうぞ同僚議員の皆様の御高配と御賛同を賜りたいと思い、私の討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫） ほかに討論はありませんか。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 おはようございます。

私は、補正予算2号反対の立場で討論したいと思います。

今、池之上議員のほうからるる賛成の立場での討論がありましたけれども、基本的には私も考えは一緒であります。ただ、一般質問で申し上げたように非常に練度が低い議案を通すわけにはいかない。

今、池之上議員が、年間100何十時間とおっしゃいました。それはそのとおりであります。ただ、柔道の受け身を教えて、技を教えて、それよりも大事なことは、一般質問でも申し上げたけれども、柔道、武道の真髄、日本人がしっかりとつくってきた、これを教えることが本来の目的である。

子供たちの教育環境を整えることにやぶさかではない。ただ、そういったもろもろのことがおざなりにされたまま議案として出てきた。ここに大きな不満を感じるものであります。

なぜならば、私は以前から指摘をしておりますが、新港であります。南漁港であります。過

去に市の武道館もそうです。つくったはいいが、なかなか利用されていない。これははっきり申し上げて、皆さん方であり、私ども議会が市民に対して負うべき負の財産であります。やはりそういったことをしっかりと頭に入れた上で練度のいい議案を出していただきたい。この程度の予算で反対をされる。私は恥ずかしいことだろうと思います。

その昔、枝本市長が病院建設をされました。そのときにリコール運動もありました。それでも枝本市長は、一步も引くことなく、ぶれることなくつくりました。

今、この病院があるから、私どもは安心して生活ができるんであります。

政治の決断とは、覚悟であります。だれが何と言ってもこれはおれがやる。市民のためになる。そういう決断をしていただきたい。そしてそれに対して皆さん方が、市長なり、庁議なり、さらには経営会議でしっかりとした結論が出せるように、自分たちの、特にこの武道館ですけれども、教育委員会が上げるべきだった。そのことを申し上げたいと思います。

こういうことが続くようであれば、我々は執行部の監視機関、チェック機能として、予算委員会をつくらなければいけないのかな。

さらには、責任を明確化するためにも庁議経営会議等で議事録をしっかりとつくっていただく。そしてこれも公開をしていく。

私たち議会は、議員は、市民に対して責任を負っております。やはりここいらが責任の明確化がないから、私は、過去申し上げている港の問題でも、だれがどうしたのか、追及をしても出てこない。責任の所在があいまいであるからであります。あえてこのことを申し上げて、私の反対討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ほかに討論はありませんか。

[大菌藤幸議員登壇]

○大菌藤幸議員 今、この議案第49号の補正予算に反対の討論がお二方、賛成の討論がお一方ということで、けさほど登庁しますと、この補正予算に反対討論があるということで、私もちよっとちゅうちょしておりましたが、問題は、武道館の建設とプールの改修と申しますか、そのような異論でございます。

まず、以前、私はこの武道館の建設に関しまして、教育委員会に質問を差し上げております。当時、学校関係者にも各方面からお会いして議論の集約を行ってきました。先ほどの賛成・反対討論の中で、垂水に市の武道館があり、年間14時間・15時間の授業課程の中で、現武道館を有効に活用すべきという議論、確かにそれはそのとおりだと思います。

しかしながら、この垂水中央中学校が平成22年の4月に統合される過程において、協和地区では、前川井田教育長が学校説明会、地区説明会を開かれ、「今の垂水中学校の校舎で統合されるのか。新しく校舎をつくるなら賛成してもいいよ」、このような意見が大多数でございました。

それは何を意味しているのか。垂水中4校を1校にして中央中学校という校名に変わりましたが、垂水に吸収される、このような感情が働いたのであろう。

そのほかに大事なことは、当時、垂水中学校のトイレは、トイレを例に挙げてみますと、使用禁止が何カ所もございました。そのような環境の中で、協和も牛根中も南中も自分たちの大事な児童生徒を一堂に会するような建物じゃない。それは保護者の冠たる意見でございました。

よって、改築という方向を前市長は示されましたが、その後、改築には20数億円という莫大な資金が必要。

末吉にあります中学校が統合されて、私は、先輩議員と一緒にその中学校を見学をさせていただきました。非常に木質をふんだんに使った

立派な中学校に大規模改造をされておりました。新しい校舎をつくるのではなく、前市長は、大規模改修等であれば6億前後の工事費で立派な学校によみがえる。

当初の新しく校舎を建てかえるという説明から大規模改造に変わったという説明を受け、地元の業者で受注ができる工事ならいたし方ない。逆にそのほうがいいのかなという賛成意見で私は納得いたしました。

やはり執行部から見れば統合のための検討委員会でございましたが、しかし、新城、柘原、協和、牛根の各地域の保護者もしくは団体長さんは、統合ありきで検討委員会に臨まれたわけではございません。検討委員会では、最終的に統合やむなしと。将来の垂水の子供たちのために児童生徒を中学生を一堂に会して切磋琢磨し、育て上げる義務がある。しかしながら、現環境では統合は望ましくない。このような意見もお聞きいたしました。

この武道館の建設におきましては、先ほど初耳でございますが、数千万単位の予算ということでございますが、垂水も統合いたしまして、やはり慣れない地域の子供たちが一堂に授業を受け、生活をともにする中で問題行動も発覚した経緯がございます。今や教職員の指導の問題等も指摘をされますが、学校関係者は、特に教育委員会の方々は、教職員の指導に問題点を見出しているのではなく、社会そのものが、保護者そのものが、地域そのものが教職員の教育に関する精神的な苦痛、これを認識しておいでだと思います。

中央中学校から武道館まで徒歩で柔道の授業のために往復しますと、片道7～8分、10分かかりましょうか。しかし、その中には、事故等の問題、校外に出るわけですので、最近はゲリラ豪雨も日本全国で観測されるようになりました。移動中のゲリラ豪雨、特に垂水は桜島の降灰を受けます。どか灰が降ったときに子供は大

変であろう。保護者も当然でございます。教職員もそのような危惧があると思います。

よって、やはり数千万単位での工事費を云々、これは垂水の将来を担う子供たちにとっては、さほど大きな数字ではないのではないかと。

次に、プールでございますが、現プールを改修すると、さほどの出費も必要ないのではないかとというような御意見もございましたが、プールは、過去に協和中学校でもプールにつながっている水道管が破裂をしました。だれも気づかぬうちに70数万円の水道料が発生しておりました。これは、教育委員会の方が過去の資料をごらんになればおわかりだと思います。現プールも大分水道管も老朽化しております。そして、どのような計画になるかわかりませんが、降灰のための降灰被害をこうむらないための実施設計になるのではないかなと期待をしておりますが、やはり先ほど池之上議員の中でもございました。配置的な問題で、現状の位置では有効に校庭の利活用ができない。そのような意味から、賛成の立場で討論申し上げておりますが、ただ一つ言っておかなければならないことは、これ教育委員会の所管でございますが、公共施設の管理でございます。

数年前、私は、社会教育課の課長さんに委員会で申し上げましたが、建物をつくって修理をしなければならない。多分全面に修理をしなければならない時期まで管理がされない。家庭ではどうですか。あなたのうちはどうですか。瓦の色があせてきたら、塗装しなきゃ瓦がもたなくなる。雨漏りの原因になる。壁等の塗装も今の技術で大分いい塗料が発売されておりますが、少なくとも10年に1回は塗装しなければ、壁材が水分を吸って内部に侵入いたします。このような体制が全くとられていない。

武道館をつくるにしても、プールをつくり直すにしても、今後は、他の公共施設でも必ず自分の家だと思い、所管の係の方が管理をしてい

ただく。そして傷が大きくならないうちに補修に入る。これが基本の考え方だと思いますので、ぜひ武道館、プールの新築に関してはもちろん同意をいたしますので、ぜひよろしく願いいたします。

これで討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありますので、議案第49号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第49号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第49号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第8号、陳情第10号及び陳情第11号の陳情3件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は趣旨採択、陳情第10号は採択及び陳情第11号は採択とすることに決定しました。

△議案第56号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第17、議案第56号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）議案第56号和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

平成24年8月7日午前9時45分頃、垂水市本城の垂水市堆肥センター場内で発生しました自動車事故による損害賠償の和解をすることと、その賠償額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地方自治法第96条第1項第12号による和解については、相手方は、宮崎県都城市の有限会社松尾通商代表取締役松尾真樹氏で、和解の内容は、記載のとおりでございます。

また、同項第13号による損害賠償額は、98万3,430円でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時56分休憩

午前11時15分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第56号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

△議案第57号～議案第66号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第18、議案第57号から日程第27、議案第66号までの議案10件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第57号 平成23年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成23年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成23年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 平成23年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成23年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成23年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成23年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成23年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成23年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、堀添國尚議員、田平輝也議員、持留良一議員、池山節夫議員、森正勝議員、川尻達志議員、徳留邦治議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を決算特別委員に選任することに決定しました。

△意見書案第9号～意見書案第11号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第28、意見書案第9号から日程第30、意見書案第11号までの意見書案3件を一括議題とします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第9号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書案

意見書案第10号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案

意見書案第11号 北朝鮮による拉致問題の早期
解決に関する意見書案

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書（案）

今、国民の「こころ」は深刻な状態にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしている。平成17年には、300万人以上、つまり40人に一人以上の人々が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いている。

平成18年4月に3障害を一体的に支援する障害者自立支援法が施行されたが、サービスの基盤体制は立ち遅れており、地域で暮らす当事者を支える家族に対しても、支援が必要であることが最近になってようやく認識されるようになった。

また、障害者自立支援法が見直され、今年6月に成立した障害者総合支援法も障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言が、一部の採用となり当事者や家族にとっては、不満の残るものとなった。

厚生労働省は、平成20年度から21年度にかけて「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設け、現状と今後望まれる施策をまとめた。これに基づき平成22年4月、家族当事者、医療福祉の専門家、学識経験者による「こころの健康政策構想会議」が設置され、家族・当事者のニーズに応えることを主軸に据え、現実の危機を早く根本的に改革するための「こころの健康政策についての提言書」が平成22年5月末に厚生大臣に提出された。

この中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、心の健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、垂水市議会は、国会及び政府に対し、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年9月25日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫

衆議院議長 横路 孝弘 殿

参議院議長 平田 健二 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

文部科学大臣 平野 博文 殿

厚生労働大臣 小宮山洋子 殿

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実にする仕組み」の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保している。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域

の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
財務大臣 安住 淳 殿
総務大臣 川端 達夫 殿
国家戦略担当大臣 古川 元久 殿
農林水産大臣 郡司 彰 殿
環境大臣 細野 豪志 殿
経済産業大臣 枝野 幸男 殿
衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 平田 健二 殿

北朝鮮による拉致問題の早期解決に関する 意見書（案）

北朝鮮による拉致問題に関しては、平成14年9月の日朝首脳会議で、北朝鮮が日本人の拉致を認め謝罪してから、既に10年が経過した。こ

の間5人の拉致被害者とその家族の帰国は実現した。しかし、残りの拉致被害者について、北朝鮮は、平成20年8月の日朝実務者協議において、全ての拉致被害者を発見し、帰国させるための全面的な調査に係わる再調査を同年秋までに終了する事を合意したにもかかわらず、現在まで何らの進展も見られず、全ての日本人の拉致被害者の帰国には未だ至っていない。拉致問題は、わが国に対する重大な主権侵害かつ人権侵害である。また、拉致被害者及び日本で早期帰国を待つ拉致被害者家族においても、高齢化が進んでおり、拉致問題の一刻も早い解決が強く求められる。

北朝鮮では、日本人拉致事件を指示したとされている、金正日総書記が平成23年12月に死去し、金正恩新体制に移行した。この機会を拉致問題解決の絶好の機会、最大のチャンスと捉え、拉致被害者の一日も早い救出に向けて、国際社会と協調して、北朝鮮に圧力をかけていくことが肝要である。

よって、国におかれては、日本人拉致被害者全員の救出に向けて、政府一丸となって、生存情報など情報収集活動を一段と強化して、拉致被害者の安全を確保する手段を講じるとともに、北朝鮮に対し、日朝平壤宣言に基づいて拉致問題の全面解決に向けた具体的取組を全力で進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月25日

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 平田 健二 殿
内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
総務大臣 川端 達夫 殿
外務大臣 玄葉光一郎 殿
内閣官房長官 藤村 修 殿

国家公安委員会委員長 松原 仁 殿
警察庁長官 片桐 裕 殿

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいまの意見書案3件については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第9号から意見書案第11号までの意見書案3件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号から意見書案第11号までの意見書案3件は、原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△教育長あいさつ

○議長（宮迫泰倫）ここで、教育長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○教育長（肥後昌幸）議長にお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、来月、10月15日の任期満了をもちまして、教育長の職を退任することになりました。

顧みますと、前教育長の残任期間を含めて5年半余りの任期でございました。その間、議員の皆様には本当にお世話になりました。

就任のあいさつでも申し上げましたけれども、私は、垂水市出身ではありませんけれども、おやじが教員をしておりましたので、子供のころから家族で県内各地を回っておりました。そのために垂水の学校を出ておりません。

また、私も教員として県内各地を回りましたが、残念ながら垂水市を初め肝属地区の学校に勤務する機会がございませんでした。

しかし、教育長という立場でふるさと垂水で仕事をさせていただきました。御期待にこたえるような仕事はできませんでしたけれども、何とかその任を果たすことができました。

いろいろなことが思い出されますけれども、特に議員の皆さんの御理解と御協力で、平成22年市内4つの中学校を統合して垂水中央中学校が開校することをできました。現在、生徒たち、教職員、保護者が一体となって、よりよい中学校を目指して一生懸命頑張っている姿が大変うれしく思います。

先日、中央中学校の体育大会がございました。台風16号のために延期になりまして、18日の平日開催になりました。しかし、すばらしい体育大会でした。生徒たちの入場行進、開会式、諸競技、応援、そして閉会式、どれをとりましても生徒たちが一生懸命全力ではつらつと競技している姿を見て、私は深い感動を覚えました。多分見ておられた来賓の方々も同じ思いであっただろうというふうに思います。できるだけあの姿を多くの市民に見てほしいと思いましたが、平日開催ということで、参観者が若干少なかったのが残念でした。

中央中学校は、今、大規模改修中でございますけれども、これも本年度で終わります。

しかし、先ほど議論していただきましたようにプールあるいは武道館の建設、そして運動場の整備等がまだ残っております。もうしばらく時間がかかるとは思いますけれども、垂水市唯一の中学校であります。市民みんなで盛り上げていただきたいと、特に議員の皆様には、格段の御協力をお願いしたいというふうに思います。

また、4年前から始めました垂水さわやかあいさつ運動、これも確実に定着してきているのもううれしいことでもあります。あいさつで笑顔あふれる垂水市にするために私もこれからは一市民として協力してまいりたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、議員の皆さん、市長を初め執行部の皆さん、そして垂水市のますますの発展を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

△閉　　会

○議長（宮迫泰倫） これをもちまして、平成24年第3回垂水市議会定例会を閉会します。

午前11時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員